

あなたに知ってもらいたい 原賠制度

原産協会メールマガジン別冊特集

2013年度版
(2014年3月)



一般社団法人 日本原子力産業協会

はじめに ～メールマガジン別冊特集2013年度版の作成にあたって～

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は、2009年3月の開始から5年を経た今年2月で55回を数えるに至り、当協会会員の皆様を始め大変多くの方々にご利用頂いております。このシリーズでは、原賠制度の基礎的な内容に加えて、連載途中で東日本大震災が発生したことから、以降は東京電力・福島原発事故の賠償に関わる指針・基準、賠償関連の新たな法律制定や原子力損害賠償支援機構設置及び我が国原賠制度の課題等を取り纏めて原賠制度の現実の運用についてもお知らせしました。さらに、海外に関しては、原子力既設国・新規導入国の原賠制度概要、主要項目の各国比較、及び原賠制度に関わる国際条約など、世界的な原賠制度に関する話題も多く取り上げてきました。

東日本大震災から3年を経た現在、その復興は容易に捗らず、福島原発事故においても避難者は未だ10万人を超える規模にあり、また住民等の帰還が長期的に困難な地域も広く存在している状況です。東京電力の原発事故に関する本賠償金・仮払補償金の合計額は、2014年2月14日現在で約3兆4000億円に上っており、賠償金総額は2013年12月時点で約4兆9000億円と見通されています。また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介の状況（2014年2月14日現在）は、申立件数9819件に対して既済件数7081件を処理し、また多くの賠償基準の策定による解決の促進を図るなど相応の役割を果たしていますが、なお難しい課題も存在しています。

我が国のエネルギー基本計画案では、原発を重要なベースロード電源と位置付けて、原子力規制委員会が安全性を確認した原発の再稼働を進める方向にあります。一方で、原子力損害賠償支援機構法附則に規定された原賠制度の抜本的見直しについては、当初予定の制定後1年を大幅に遅れており、政府の改正動向は中々見通せない状況です。しかしながら、今回の原発事故以降において、我が国の原賠制度に関し、多様な視点に基づく数多くの論文やシンポジウム開催があり、また、我が国の国際条約締結に向けた動きも予定されています。このような状況のもと、原子力に関わる企業・団体等におかれましては、我が国の原賠制度の在り方について、各種の意見・論議等や諸外国・国際条約の状況も参考に、各々の立場や役割を踏まえて、十分な検討を行うとともに明確な見解を持つておくことが大切と思われます。

5回目の別冊特集となる本冊子では、前回版と同様の4区分「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「諸外国編」及び「国際枠組み編」とし、既成号の内容について可能な限り最新の内容・データによる修正や補足説明等を施して、読者の皆様に国内外の原賠制度の情報を幅広くご理解頂けることを企図しております。

なお、既成のメールマガジン（オリジナル）及び本冊子のPDFは、当協会のウェブサイトにてご覧いただけます。

本冊子に関わるご質問等については、当協会（Eメールアドレス：genbai@jaif.or.jp）までお寄せくださるようお願い致します。

目次

初号 「あなたに知ってもらいたい原賠制度」の作成にあたって (2009年3月)	9
「あなたに知ってもらいたい原賠制度2010年版」の作成にあたって (2010年10月)	10
「あなたに知ってもらいたい原賠制度2011年版」の作成にあたって (2011年11月)	11
「あなたに知ってもらいたい原賠制度2012年版」の作成にあたって (2012年11月)	12

基礎編

(原賠制度の仕組み)

1. 原子力損害賠償に関する留意点と原賠制度の目的	14
Q1 もし原賠法がなかったら 「もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？」	
Q2 原賠制度の目的 「なぜ原子力損害賠償制度が作られたのですか？」	
2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態	22
Q1 適用の条件 「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」	
Q2 原子力損害の形態 「原子力損害とはどんな損害ですか？」	
3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備	32
Q1 国をまたぐ原子力損害賠償 「日本で原発事故が起き、海洋汚染によって万が一A国の漁業者に損害を与えてしまった場合、どのように裁判が行われますか？」	
Q2 原賠に関する国際的な制度 「原子力安全に関するIAEA閣僚会議において、原子力損害賠償に関する一つの国際的な制度の必要性が認識されました。なぜそのような制度が必要なのですか？」	
4. 原子力災害への対策(原災法)	36
Q1 原子力災害対策特別措置法 「原子力災害が発生した場合に対応する法制度はどのようになっていますか？」	

(輸送に関わる原賠制度)

5. 国内輸送に伴う原子力損害賠償(領海外、国際海峡)	40
Q1 領海外での原子力事故 「国内船舶が核燃料の国内輸送中に、日本の領海の外で原子力事故を起こしてしまった場合、原賠法は適用されますか？」	
Q2 国際海峡を航行する際の賠償措置 「日本の原賠制度において、領海内の航行と国際海峡(津軽海峡)の航行との間に賠償措置の違いはありますか？」	

6 . 国際輸送に伴う原子力損害賠償 42

Q1 国際輸送事故の賠償請求先

「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」

Q2 国際輸送中に関する損害賠償請求の態様

「Q1 の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」

(製造物責任)

7 . 製造者の賠償リスク 46

Q1 国内原子力施設に関する製造業者の賠償リスク

「国内の原子力施設に対して製造物(プラントあるいは一部の機器・部品)の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

Q2 海外原子力施設に関する製造業者の賠償リスク

「海外にある A 国の原子力施設に対して製造物の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

原子力発電所事故対応編

(東日本大震災による原子力事故への対応)

8 . 震災による原子力事故に伴う原子力損害賠償 54

Q1 震災による原子力事故の損害賠償

「3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故の原子力損害賠償はどのように行われますか？」

9 . 原子力損害賠償紛争審査会、原子力損害賠償紛争解決センター 56

Q1 原子力損害賠償紛争審査会

「原子力損害として賠償されるべき損害の範囲の判定はどのように行われますか？」

Q2 原子力損害賠償紛争解決センター

「福島原発事故による原子力損害のうち、必ずしも紛争審査会による指針の対象に挙げられていないもの、あるいは東京電力の補償基準の対象に示されていないものなどについては、どのような解決方法がありますか？」

Q3 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介は現在どのように進んでいますか？」

(原子力損害の範囲の判定等に関する指針と基準)

10 . 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針 64

Q1 中間指針の位置づけ

「原子力損害賠償紛争審査会により決定された、福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針とは、どのようなものですか？」

Q2 中間指針(追補、第二次追補、第三次追補、第四次追補)によって示された損害類型と損害項目

「中間指針(追補、第二次追補、第三次追補、第四次追補)によって示された原子力損害はどのようなものですか？」

11. 紛争解決センターが策定した総括基準 74

Q1 紛争解決センターが策定する総括基準

「原子力損害賠償紛争解決センターが策定する「総括基準」とはなんですか？」

Q2 総括基準の内容

「原子力損害賠償紛争解決センターが公表した総括基準はどのような内容ですか？」

12. 政府の賠償基準の考え方 80

Q1 政府の賠償基準の考え方

「2012年7月20日に政府から公表された、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」はどのような内容ですか？」

(原子力損害賠償に関わる法律)

13. 消滅時効への対応 84

Q1 原賠 ADR 時効中断特例法

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の途中で時効が経過した場合、その後に裁判で争うことはできないのですか？」

Q2 原賠時効特例法

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の申立をすることなく3年を経過してしまった場合、その後に裁判で請求することはできないのですか？」

14. 原子力損害賠償支援機構法 88

Q1 原子力損害賠償支援機構法

「原子力損害賠償に関する支援を行うために新たに設立された「原子力損害賠償支援機構」とは、どのようなものですか？」

15. 原子力被害者早期救済法 90

Q1 原子力被害者早期救済法

「平成二十三年原子力事故の被害者に対して、国が行う応急対策に関する緊急措置はどのようなものですか？」

(我が国の原子力損害賠償制度の課題)

16. 環境汚染への対処 94

Q1 環境基本法

「人の健康や生活環境に被害が生ずるような環境への負荷に対して、法律上どのような対処がなされていますか？」

Q2 放射性物質汚染対処特措法

「原子力事故により原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染に関して、どのように対処されていますか？」

17. 原賠制度が果たした役割と原子力損害賠償の実際 98

Q1 原賠制度が果たした役割

「福島原発事故の損害賠償において、原子力損害賠償制度はどのような役割を果たしましたか？」

Q2 原子力損害賠償の課題

「我が国には原子力損害賠償制度があったにもかかわらず、福島原発事故の賠償に関して多くの議論があったのは何故ですか？」

18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴 104

Q1 原子力損害に関する賠償処理の特徴

「今回の原発事故における原子力損害賠償の処理では、一般の不法行為の損害賠償の処理と比べてどのような違いがありますか？」

Q2 原子力損害に関する賠償範囲の特徴

「今回の原発事故における原子力損害賠償の賠償項目、賠償範囲は、一般の不法行為の損害賠償と比べてどのような違いがありますか？」

19. 原子力損害賠償制度を補う制度と今後の課題 112

Q1 従来原賠制度を補う制度

「福島原発事故において行われている損害の賠償を踏まえ、これまでの原賠制度をどのように補う必要がありますか？」

Q2 損害賠償による救済の限界

「福島原発事故について行われている賠償処理を通じ、原子力災害の損害賠償にはどのような課題が明らかになっていますか？」

諸外国編

(各国の制度の比較)

20. 諸外国の原賠制度の特徴 120

Q1 原賠制度を規定する諸外国の法律

「諸外国の原賠制度はどのような法律に規定されていますか？」

Q2 原子力損害の責任主体に関する諸外国の規定

「諸外国においても日本と同様に、原子力事業者だけが原子力損害の責任を負うという原則は堅持されていますか？」

Q3 諸外国における原子力損害の定義

「原子力損害賠償制度の対象となる「原子力損害」の範囲は諸外国においても日本と同様ですか？」

Q4 免責事項に関する諸外国の規定

「諸外国の原賠制度においても我が国と同様に免責事由が設けられているのでしょうか？」

Q5 原子力事業者の責任制限

「諸外国においても我が国と同様に、原子力事業者は無限に原子力損害の賠償責任を負うのでしょうか？」

Q6 責任限度額を超過した場合の補償

「諸外国が設定する責任限度額を超える原子力損害が発生した場合、被害者はどのように救済されますか？」

Q7 損害賠償措置の義務付け

「諸外国においても我が国と同様に、原子力事業者は損害賠償措置を義務付けられているのでしょうか？」

Q8 損害賠償措置が機能しない場合の措置

「損害賠償措置が何らかの事由により機能しなかったために、賠償資金が賠償措置額に不足する場合、原子力事業者はどのように被害者への賠償資金を確保するのですか？」

(原子力既設国)

- 21. 韓国の原子力開発事情と原賠制度** 140
- Q1 韓国の原子力開発事情**
「韓国の原子力開発はどのような状況ですか？」
 - Q2 韓国の原賠制度**
「韓国の原賠制度はどのようになっていますか？」
- 22. 中国の原子力開発事情と原賠制度** 148
- Q1 中国の原子力開発事情**
「中国の原子力開発はどのような状況ですか？」
 - Q2 中国の原賠制度**
「中国の原賠制度はどのようになっていますか？」
- 23. 台湾の原子力開発事情と原賠制度** 156
- Q1 台湾の原子力開発事情**
「台湾の原子力開発はどのような状況ですか？」
 - Q2 台湾の原賠制度**
「台湾の原賠制度はどのようになっていますか？」
- 24. インドの原子力開発事情と原賠制度** 164
- Q1 インドの原子力開発事情**
「インドの原子力開発はどのように進んできましたか？」
 - Q2 インドの原賠制度**
「インドの原賠制度はどのようになっていますか？」
- 25. ロシアの原子力開発事情と原賠制度** 170
- Q1 ロシアの原子力開発事情**
「ロシアの原子力開発はどのような状況ですか？」
 - Q2 ロシアの原賠制度**
「ロシアの原賠制度はどのようになっていますか？」
- 26. イギリスの原子力開発事情と原賠制度** 176
- Q1 イギリスの原子力開発事情**
「イギリスの原子力開発はどのような状況ですか？」
 - Q2 イギリスの原賠制度**
「イギリスの原賠制度はどのようになっていますか？」
- 27. フランスの原子力開発事情と原賠制度** 186
- Q1 フランスの原子力開発事情**
「フランスは世界第2位の原子力大国ですが、原子力開発はどのように進んできましたか？また、現在どのような状況ですか？」
 - Q2 フランスの原賠制度**
「フランスはOECDの主要国であり、原子力損害賠償に関わるパリ条約に加盟していますが、同国の原賠制度はどのようになっていますか？」

28. スイスの原子力開発事情と原賠制度 192

Q1 スイスの原子力開発事情

「スイスの原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 スイスの原賠制度

「スイスの原賠制度はどのようになっていますか？」

29. ドイツの原子力政策と原賠制度 204

Q1 ドイツの原子力政策

「脱原発をめぐる議論の多いドイツの原子力政策は、これまでどのような経緯を辿ってきたのですか？」

Q2 ドイツの原賠制度

「ドイツの原賠制度はどのようになっていますか？」

30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち 210

Q1 米国の原賠制度の仕組み

「連邦法と州法がある米国では、原子力損害の賠償責任はどのように決められていますか？」

Q2 事業者間相互扶助制度の仕組み

「米国では事故の際に、事故を起こしていない原子力事業者からも賠償資金を集めるそうですが、どのような仕組みになっているのですか？」

Q3 米国の原賠制度の変遷

「世界で初めて原子力の産業化を実現した米国において、原賠制度はどのように作られ、どのような変遷をたどってきたのですか？」

Q4 米国が CSC に加盟できる仕組み

「原賠制度の根幹である原子力事業者への責任集中を原子力損害賠償法に規定していない米国は、どのようにして国際条約である補完基金条約(CSC)に加盟できたのでしょうか？」

31. カナダ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、チェコ、ウクライナの原賠制度 220

(新規原子力導入国)

32. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度設計 224

Q1 新規導入国の基本的な課題

「新たに原子力施設を導入しようとする国にとって、あらかじめ整備しておくべき基本事項とは、どのようなことですか？」

Q2 新規導入国の原賠制度創設に関わる要点

「新規原子力導入国が原子力損害賠償制度を創設するとき、どのようなことに留意すべきとされていますか？」

Q3 新規原子力導入国の制度整備

「原子力発電を新規に導入する国では、原賠制度もまた導入されるのでしょうか？」

33. 新規導入国の原子力損害賠償措置 230

Q1 新規導入国の原子力損害賠償措置

「新規原子力導入国の原子力事業者が原子力損害賠償措置をするとき、どのような課題がありますか？」

Q2 原子力保険の仕組み

「民間保険会社が提供する原子力賠償責任保険は、どのような仕組みで巨額の賠償措置額を担保しているのですか？」

34. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度…………… 236

Q1 ベトナムの原子力開発事情

「ベトナムの原子力開発はどのような状況ですか？また、ベトナムの原子力開発を取り巻く国際情勢はどのようになっていますか？」

Q2 ベトナムの原賠制度

「ベトナムの原賠制度はどのようになっていますか？」

35. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度…………… 242

Q1 ポーランドの原子力開発事情

「石炭火力発電が9割超を占めるポーランドにおいては、原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 ポーランドの原賠制度

「ウィーン条約の加盟国であるポーランドの原賠制度はどのようになっていますか？」

36. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度…………… 246

Q1 マレーシアの原子力開発事情

「天然ガスや石油など、豊富な化石燃料資源を持つマレーシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 マレーシアの原賠制度

「以前より研究炉のあるマレーシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

37. インドネシアの原子力開発事情と原賠制度…………… 252

Q1 インドネシアの原子力開発事情

「エネルギー資源の輸出国として知られるインドネシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

Q2 インドネシアの原賠制度

「研究炉のあるインドネシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

38. アラブ首長国連邦(UAE)、トルコ、カザフスタンの原賠制度…………… 258

国際枠組み編

(近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度)

39. 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度…………… 262

Q1 近隣諸国・地域の原賠制度

「日本周辺の原子力発電国・地域の原賠制度はどのようになっていますか？」

Q2 周辺国との間の越境損害

「日本で起こした原子力事故によって韓国に損害が及んだ場合、賠償はどのようになりますか？」

(原子力損害賠償に関する国際条約)

40. 原子力損害賠償に関する国際条約…………… 266

Q1 国際条約の概要

「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」

Q2 国際枠組みに対する日本の役割

「日本はどのようにして原賠に関する国際条約に入っていないのですか？」

41. 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC) 270

Q1 CSCの特徴

「米国が加盟したCSCとは、どのような条約ですか？」

Q2 CSC加盟を目指す理由

「いま、日本がCSCに注目しているのは何故ですか？」

Q3 CSCの規定事項

「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)にはどのような事項が規定されていますか？」

Q4 CSC付属書の規定事項

「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)の付属書にはどのような事項が規定されていますか？」

42. パリ条約 280

Q1 パリ条約の成り立ち

「パリ条約はどのような条約ですか？」

Q2 改正パリ条約の概要

「改正パリ条約はどのような内容になっていますか？」

43. ウィーン条約 286

Q1 ウィーン条約の成り立ち

「ウィーン条約はどのような条約ですか？」

Q2 改正ウィーン条約の概要

「改正ウィーン条約はどのような内容になっていますか？」

44. ジョイントプロトコールとブラッセル補足条約 292

Q1 ジョイントプロトコール

「パリ条約とウィーン条約を連結するジョイントプロトコールはどのような条約ですか？」

Q2 ブラッセル補足条約

「パリ条約を補強するブラッセル補足条約はどのような条約ですか？」

添付資料 301

- * 我が国の原子力損害賠償制度の概要
- * 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)
- * 「原子力損害の賠償に関する法律施行令」(原賠法施行令)
- * 「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(補償契約法)
- * 「原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令」(補償契約法施行令)
- * 「原子力損害賠償支援機構法」(支援機構法)
- * 「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(原子力被害者早期救済法)
- * 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)
- * 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)和訳
- * 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)付属書和訳
- * 原子力損害賠償に関する国際条約と原賠法の比較
- * 原子力損害賠償に関する条約加盟状況一覧

「あなたに知ってもらいたい原賠制度」 の作成にあたって (2009年3月)

当協会では、原子力産業の基盤の1つでもあり、皆様の事業経営にとっても深い関わりのある原子力損害賠償制度（原賠制度）をより良く理解して頂くため、原賠制度に関わる種々の事柄を Q&A の形で、ご紹介していきたいと存じます。

近年、原子力エネルギーは地球温暖化防止対策の切札と言われ、これに関連したダイナミックな動きが世界中で見られます。原子力の安全には、これまでも万全を期した諸対策が取られてきましたが、それと共に、万一の事故に備え、被害者の救済と原子力事業の健全な発達を目的として、多くの国で原子力損害に関する賠償制度が設けられています。つまり、原子力産業は、安全対策と賠償制度が一体となって、その安定的な運用が図られる仕組みになっているのです。

ところで、あなたは「原子力損害賠償制度」についてこんなふうには思っていないですか？

- わが社は法律の定めにしたがって賠償額を手当てしているので、何も問題はない
- 事故の責任を取るのは原子力事業者だから機器メーカーのわが社には関係ない
- 下請けとして部品を納めているわが社には無縁の話である
- 地元としては、この制度があるので被害者に対して十分な補償があると理解している
- 損害賠償問題が起きても、万事、弁護士のお任せしているから大丈夫

本当に、それで大丈夫ですか？

一旦原子力事故が起きてしまうと、膨大な額の損害賠償請求が発生する可能性があります。実際、JCO 臨界事故では、放射性物質の飛散などが無かったにも関わらず、約七千件の損害賠償請求が事業者に対してなされ、その総額は 150 億円にものぼりました。

万一の事故のとき、あなたの会社が納めた装置や部品が原因の事故と言われたら、損害賠償について、どのように対応しますか？

原賠法にある「原子力損害は原子力事業者が賠償する」という制度をご存知かもしれません。しかし、これは日本の国内法です。事故による損害が国外に及んだ場合や国際輸送の事故など、どのような裁判が行われ、どのような賠償責任を負わされるのかご存じですか？

世界では原子力カルネッサンスと言われるほど原子力産業が注目されています。この波に乗ってあなたの会社が国際的にビジネスを展開しようとしたとき、あなたは海外での損害賠償リスクをどのように考えますか？

この「あなたに知ってもらいたい原賠制度」をご覧頂き、上記のような状況における原子力損害の賠償について考えることで、今まで見えなかった意外な賠償リスクに気づき、適切な対応の検討に役立てて頂ければ幸いです。

「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2010 年版」 の作成にあたって (2010 年 10 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号・序から一年半を経過して、この 9 月で 19 回を数えるに至りましたが、この間でも国内外で原賠制度に関わる大きな動きが起こっています。

国内では原賠法及び補償契約法に関わる改正（賠償措置額 1200 億円への引き上げ、紛争審査会の役割の拡充等）が行われ、2010 年 1 月 1 日から施行されています。また、法改正を補うものとして、1999 年の JCO 事故の経験をもとに、原子力災害発生に際して原賠制度を効果的に運用するための要点を網羅した「原賠制度の運用マニュアル」が文部科学省により 2009 年 12 月に作成され、これを参考として関係者間の密接な連携による損害賠償への迅速、適切な対処が期待されています。このたびの法改正や運用マニュアルの策定により、我が国の原賠制度は更に整備・充実され、原子力損害発生時の対応への機能性を大きく向上させたと言えるでしょう。

海外では、昨今の地球温暖化防止やエネルギーセキュリティの影響による世界的な原子力カルネサンスの潮流により、新規に原子力導入を計画する国が急速に増加し、これらの国にとって原賠制度の構築は原子力開発に関する各種法制度と同様に重要な課題となっています。

このような原子力を取り巻く環境変化のなかで、今後ますます活況を呈するであろう原子力産業の国際展開に参入する我が国及び原子力プラント・設備機器等の供給業者は、一方で原子力導入国における原賠制度を含む原子力関連法制度に十分な留意を払うとともに、他方でこれらの法制度の整備・充実を支援することが求められる可能性があります。

また、我が国として、国内法の範囲に留まらず、国際的な枠組み確立への積極的な推進・関与・協力が必要とされる時節が遠くない将来に到来することが考えられます。

昨年 10 月に初号から 6 回分を取り纏めて別冊特集を作成しましたが、このたび、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「海外・国際編」、「その他」に区分し、読者の皆様が利用し易いようにするとともに、既成号の内容については、可能な限り最新の内容・データへの修正を施しましたので、改めて当冊子を必要に応じてご利用頂ければ幸いです。

なお、今後ともよりよい原賠情報を提供していく所存ですので、皆様の原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会までお寄せくださるようお願い申し上げます。

「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2011 年版」 の作成にあたって (2011 年 10 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号・序から二年半余を経過したこの 10 月で 30 回を数えて、当協会会員の皆さまを始めとして広くご利用頂くようになってまいりました。

さて、去る 2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因して発生した東京電力・福島原発事故は、原子力を取り巻く全ての環境を一変しました。マグニチュード 9.0 の巨大地震とこれに伴う大きな津波が当該発電所を襲い、第一原発では全交流電源を喪失したことにより炉心溶融、水素爆発等が発生し、大量の放射性物質を広範囲に放出しました。

このような大規模な原子力災害は、我が国の既存の原賠制度による対応では難しいこともあり、被害者への損害賠償に係る法律として原子力損害賠償支援機構法、原子力被害者早期救済法等が相次いで制定されています。また、原子力損害賠償紛争審査会による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針が 8 月 5 日に示され、引き続き検討がなされています。更には、今回の原子力事故により、従前の原子力に係る安全規制等の法制度のみならず、原子力損害賠償制度についても全面的な見直しが必要とされています。

一方では、我が国は、引き続き、エネルギー問題、地球温暖化防止対策、あるいは新興国等の原子力発電の新增設に関して前向きに取り組んでいかなければなりません。このような観点からも、今回の原発事故の反省、検証、防止対策等を徹底して行い、この結果を今後の法制度に十分に反映していくことが極めて重要と思われまます。

2010 年版に続き、3 回目の別冊特集として、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「海外・国際編」に区分のうえ再構成し、読者の皆様が利用し易いようにするとともに、既成号の内容については、可能な限り最新の内容・データへの修正を施しましたので、改めて当冊子を必要に応じてご利用頂ければ幸いに存じます。

また、本冊子以降に作成された原賠制度の月例メールマガジンについては、当協会の HP にてご覧いただけますので、併せご利用ください。

今後ともよりよい原賠情報を提供していく所存ですので、皆様の原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会までお寄せくださるようお願い申し上げます。

「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2012 年版」 の作成にあたって (2012 年 12 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号から三年半余を経過し、月例の原賠メールマガジン総数はこの 10 月で 42 回を数えており、当協会会員の皆様を始めに広くご利用頂けるようになってまいりました。

昨年 3 月の東日本大震災発生以降においては、東京電力・福島原発事故に関わる賠償関係が多くを占めるようになっていますが、また一方で、今後の我が国の原賠制度を改めて考えるうえでの比較材料にもなる、仏・独・米などの各国制度や国際条約に関わる事項を取り上げてきております。

福島原発事故に関しては、現在でもその避難者数は 10 万人規模にあるとされており、また、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染処置や政府による避難区域等の見直しに基づく住民等の帰還は、なかなか難しく、容易には進まない状況にあります。他方、東京電力の原発事故に対する賠償については、今年 10 月 12 日現在の支払賠償金・仮払補償金の合計額は約 1 兆 3,000 億円に上り、さらに将来的には極めて膨大な額になるとされていますが、見通すことは困難な状況です。

同原発事故に関わる事故調査及び検証については、東京電力、民間事故調、政府事故調及び国会事故調による報告書が既にそれぞれ公表されており、例えば国会事故調の報告書では、原発事故の原因、過酷事故に対する準備や対応、被害を最小化できなかった原因、住民避難の混乱の原因、規制当局の今後の在り方、原子力法規制の抜本的見直しなどについて言及されています。

また、今年 6 月 27 日に公布された原子力規制委員会設置法において、新たな規制機関として環境省の外局に原子力規制委員会が設置され、その事務局に原子力規制庁が発足しました。

今後の我が国のエネルギー・環境政策については、「革新的エネルギー・環境戦略」(2012 年 9 月 14 日エネルギー・環境会議決定)を踏まえて検証と見直しを行いながら遂行する、と 9 月 19 日に閣議決定されていますが、これにより原子力政策が必ずしも明確になった訳ではありません。このような情勢のなかで、昨年 8 月 10 日に成立の原子力損害賠償支援機構法附則に規定された原子力損害賠償法改正に向けた抜本の見直しについては、当初の予定とされる制定後 1 年程度の時期を相当に遅れる状況にあります。しかしながら、このエネルギー政策の見直しの機に、原子力に関わる企業、団体等におかれては、今後の原賠制度の在り方について、それぞれの立場や役割から十分な理解と認識をして、必要に応じて改正に向けた検討と意見を持っておくことが大切かと思われまます。

4 回目の別冊特集となる 2012 年版では、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「諸外国編」及び「国際枠組み編」の 4 区分に再構成するとともに、既成号の内容について可能な限り最新の内容・データへの修正や詳細説明等を施しており、当冊子が読者の皆様にとって国内外の原賠情報を幅広くご理解頂けるものとして、ご利用頂ければ誠に幸いに存じます。

また、本冊子以降に作成される「あなたに知ってもらいたい原賠制度」シリーズについては、当協会の HP にてご覧いただけますので、併せてご利用ください。

今後ともよりよい情報を提供していく所存ですので、皆さまの原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会 (E メールアドレス: genbai@jaif.or.jp) までお寄せくださるようお願い申し上げます。

(原産協会メールマガジン別冊特集「あなたに知ってもらいたい原賠制度」2012 年版に掲載)

基礎編

原賠制度の仕組み

1. 原子力損害賠償に関する留意点と原賠制度の目的
2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態
3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備
4. 原子力災害への対策（原災法）

輸送に関わる原賠制度

5. 国内輸送に伴う原子力損害賠償（領海外、国際海峡）
6. 国際輸送に伴う原子力損害賠償

製造物責任

7. 製造者の賠償リスク

1. 原子力損害賠償に関する留意点と原賠制度の目的

Q1

もし原賠法がなかったら

「もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？」

A1

- 原子力事故に関連する多数の関係者（電気事業者等の原子力事業者、プラントメーカー、サプライヤーなど）が責任追及の対象となり、裁判の場合には複雑化・長期化する可能性があります。
- 巨額の賠償責任を負う会社が、その負担に耐え切れず倒産してしまう可能性があります。
- 賠償責任を果たせず会社が倒産してしまえば、被害者は損害の補填を受けられないこととなります。
- 原子力事故はさまざまな損害をもたらしますが、被害者は、関係者の過失や因果関係を1つ1つ証明し、加害者を特定して責任追及しなければなりません。

解説

我が国に「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」がなければ、原子力事故の場合も一般的な事故と同じ扱いになります。

事故などにより第三者に損害を与えてしまった場合、一般的には原子力事業者もしくはプラントメーカー等が民法上の不法行為（場合によっては債務不履行）による賠償責任を負うこととなります。一般的に、不法行為責任が発生するには4つの要件【違法性（権利侵害）】【加害者の故意または過失】【損害の発生】【違法行為と損害の間の相当因果関係】を充足する必要があります。しかし原賠法がある場合、発生した損害が原賠法上の原子力損害に該当すればその適用を受け、被害者は原賠法による救済を受けることができます。

【原子力損害とは】

核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料

物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。（原賠法第二条2項）

【原賠法の概要】

- ・無過失責任と責任集中（第三条及び四条）
原子力事業者は故意又は過失がなくても原子力損害を賠償しなければなりません。逆に、原子力事業者でない者は原子力損害の賠償責任を負いません。
- ・賠償措置の強制（第六条及び七条）
損害賠償措置の強制により、原子力事業者には一定限度の賠償資力が確保されています。
- ・国家の措置（第十六条及び十七条）
事業者による措置等でまかなえない損害に関わる国の援助や、事業者の責任範囲外の損害への国による措置が行われます。

Q2

原賠制度の目的

「なぜ原子力損害賠償制度
が作られたのですか？」

A2

- 原子力事故が発生した場合、巨額の賠償負担による倒産リスクを負うのでは民間企業は容易に原子力産業に参入できません。こうしたリスクを避ける仕組みとして生まれました。
- 原子力事業者だけが責任を負うこと（責任集中）で、原子力事業者と取引を行う企業は参入しやすくなり、また事故の際の責任の所在が明確になります。
- 原子力事業者はあらかじめ賠償の準備（保険契約等の締結）を強制されているので、事故によって生じる一定限度の損害賠償の支払いは保険金等で代替されます。
- もし原子力事業者が賠償責任を果たせなくても、国の援助により被害者は救済を受けることができます。
- 我が国では、原賠制度の目的として、原賠法の第一条に、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達の2つが明記されています。
- 日本だけでなく原子力施設を持つ多くの国には、同様の原賠制度があります。原賠制度がない新規原子力導入国は、導入前に原賠制度を整備することが重要となります。

解説

原子力事故が発生すれば、周囲の人や財産に大きな損害を与えます。その加害者として、事業者は膨大な賠償金を負担することになり、1回の事故で原子力事業者や設備・機器などを納めたメーカー・サプライヤーがバタバタと倒産してしまうかもしれません。また、倒産してしまえば会社から十分な賠償金を得ることは難しいため、被害者も救われません。これでは原子力産業に関わろうという民間企業は現れないでしょう。

原賠制度は被害者の保護と原子力事業の健全な発達のために作られました。原子力損害の賠償責任を原子力事業者に集中し、原子力事業者に一定限度ま

で責任保険等の賠償措置を強制することにより、原子力事業者である企業は偶発的な賠償負担でなく経常的支出（保険料）のみを負担することとなり、経営の安定が図られます。また、原子力事業者は、地震、津波など賠償責任保険の免責事由に該当する場合に備えて、政府と原子力損害賠償補償契約を結ぶことも強制されています。

さらに、事業者による措置でまかなえない損害は国が事業者に対して必要な援助を行うことで、被害者は確実に損害の救済を受けることができます。また、異常に巨大な天災地変や社会的動乱など、原子力事業者の責任が問われない場合は政府が必要な措置を講じることとなっています。

1 原子力損害賠償制度の起こり

原子力はひとたび事故が起こると被害が甚大かつ広範囲にわたることから、巨額な賠償責任が発生する恐れがある。第二次世界大戦後、米国において民間企業による原子力の平和利用を進めるにあたり、米国政府は巨額の賠償リスクを、原子力産業を担う民間企業に負わせるわけにはいかないと判断し、また、民間企業側からの強い要請もあって、原子力損害賠償制度が創設された。1954年原子力法の修正法として1957年（昭和32年）に制定されたプライス・アンダーソン法では、原子力事業の被許可者に対する損害賠償措置の強制、賠償義務者の責任額の制限等が定められた。また、米国が、諸外国へ原子力産業を展開するにあたって、原子力プラント輸出の条件に、製造者（メーカー）や供給者（サプライヤー）等が原子力損害賠償責任を負わないような制度の制定を要求し、各国は原子力損害賠償制度を自国の原子力産業の創設、育成に不可欠なものとして受け入れた。

2 原子力損害賠償制度の目的

原子力損害賠償制度は、万一の事故時に、加害者側への損害賠償請求を容易にし、十分な賠償もしくは補償の確保により被害者を保護するという一方で、原子力事業者への巨額の賠償負担に関する責任を明確化している。すなわち、事業者の負うべき経済的負担の一定範囲を保険等に転嫁し、一定額を超えて過大な負担を生じる場合には国の援助を明確化することにより、事業者の経営を安定させ、それによって原子力事業の健全な発展を促進するものである。原子力賠償制度は、このように被害者の救済を確保するとともに事業者の負担を軽減するという、双方の利益に配慮している点が最大の特徴である。

3 原子力損害賠償制度の存在意義

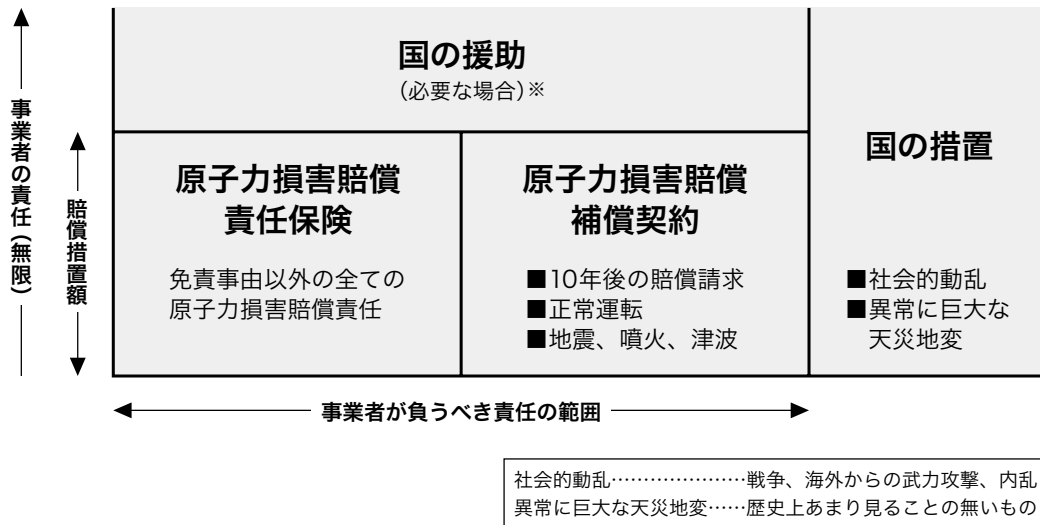
被害者の保護と原子力産業の健全な発達を目的とした原子力損害賠償制度であるが、もしこの制度が存在しない環境下で原子力損害が起きた場合、それによって生じる法的紛争が混乱を極めるおそれがある。原賠制度がなければ、その損害賠償は民法上の不法行為責任、債務不履行責任、あるいは製造物責任法（PL法）上の製造物責任等によって規定されることになるが、原子力産業には多数の事業者が関与しており、原子力事業者ばかりでなく、製造業者、輸入業者、輸送業者など全ての関係者に責任主体が拡大するおそれがある。場合によっては、国や自治体の責任が問われることになるかもしれない。他方で、被害者にとっては、加害者の過失や事故と損害との因果関係の存在、あるいは製造物責任では瑕疵の存在などの主張・立証責任を負うことになる。原子力産業は高度且つ複雑な技術を用いており、こうした負担を被害者が担うことは甚だ困難である。そうした結果、医療訴訟やPL法施行前の製造物責任訴訟と同様、司法は被害者救済のために大胆な主張・立証の転換をせざるを得ないこととなり、最終的には被害者のみならず原子力事業者にとってもその負担は過大なものとなる。

4 我が国の原子力損害賠償制度

4-1. 制度の概要

我が国では、被害者の保護を図ること及び原子力事業の健全な発達に資することを目的に、民法の特別法として「原子力損害の賠償に関する法律」と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」の二法を制定し、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定めている。この制度の主な内容は以下の通りである。なお、2011年3月11日のマグニチュード9.0とされる東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原発事故に関連して、既存の原賠制度を補完・拡充するものとして、「原子力損害賠償支援機構法」、「原子力被害者早期救済法」、「放射性物質汚染対処特措法」等が制定されている。

【事業者責任と賠償措置額の関係】



※今回の福島原発事故を機に、原子力損害賠償支援機構法が制定され、それによる賠償の仕組みが追加されている。

(1) 賠償責任の厳格化

- PL法のような特別法を別にすれば、一般の不法行為責任の場合は過失がなければ責任は問われない(過失責任の原則)。そのため、被害者は加害者の過失を証明しなくてはならず、裁判の長期化や証拠不十分により、被害者が損害賠償責任を追及するには重い負担がかかる。
- 原子力事業者は過失がなくても損害賠償責任を負うため、被害者は損害賠償請求権の行使が容易となる。我が国では、故意・過失がなくても「原子炉の運転等」に起因して発生した原子力損害に対しては原子力事業者が損害賠償責任を負うという無過失責任を採用している。2011年3月の東京電力福島原発の例で言えば、事故の原因は東北地方太平洋沖地震という巨大な地震と津波によるものであるが、これが原子力事業者の免責事由に当たらない限り、事業者は無過失責任を負うこととなる。

(2) 原子力事業者への責任集中

- 原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず原子力事故に関係するメーカーやサプライヤー、工事会社等幅広い関係者にまで巨額の賠償責任が及ぶ可能性があり、そのようなリスクが原子力事業への参入を阻害するおそれがある。また、被害者にとっては賠償の請求先や対象範囲が不明確という不利益がある。
- 原子力損害については、本来責任を負うべき者が他にあったとしても原子力事業者だけが賠償責任を負い、その他の者は一切責任を負わない。すなわち、原子力事故の責任を原子力事業者に集中することにより、被害者の賠償請求先を明確にするとともに、原子力事業者の求償権行使も制限することにより、原子力事業者と取引関係するメーカーやサプライヤーなどは、損害賠償責任を回避できる。これによって、多くの企業が原子力事業に参画しやすくなる。また、免責事由は「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に限定されている。異常に巨大な天災地変とは、歴史上あまり例の見られない大地震、大噴火、大風水災等を言うが、その程度や規模等についての明確な解釈は示されていない。社会的動乱とは、戦争、海外からの武力攻撃、内乱等を言うが、局所的な暴動、蜂起、テロ等はこれに当たらないとされている。因みに、福島原発事故に係る政府見解では、事故の原因である地震と津波が事業者の免責に当たるものとはされていないことで事故対処の取組が進められている。

(3) 損害賠償措置の強制

- 事業者が独自に損害賠償措置の確保をしないまま、巨額の損害賠償責任が発生してしまった場合、事業者は資金不足等により倒産に追い込まれてしまい、被害者は損害賠償を得られない可能性がある。
- 我が国においては、原子力損害賠償責任保険に加え、原子力損害賠償補償契約の締結を強制し、賠償のための資金をあらかじめ措置することで、事業者は偶発的な事故による賠償負担を保険料等の費目で経常的支出に転化し、経営の安定化を図ることができると共に、被害者は賠償を確実化することができる。その他の損害賠償措置の方法として、供託による措置や文部科学大臣の承認する措置があるが、福島第一原子力発電所事故後の供託による措置を除くと事業者がその他の賠償措置を採用している例は見られない。現在の損害賠償措置額は、2009年4月の原賠法改正により、2010年1月1日施行以降600億円から1200億円に引き上げられている。

(4) 賠償責任金額の限度

- 原子力事故の損害は被害額の予測が困難である。したがって、事業者が損害賠償のための資金を措置により確保していたとしても、それを上回る賠償責任が発生した場合、やはり事業者は資金不足による倒産リスクを避けられない。また、その場合、被害者は賠償を得られない可能性がある。これに対応するために、賠償責任金額の制限あるいは国の援助が制度に盛り込まれている。
- 原子力事業者の賠償負担金額を限定することにより、万一のことを考えても事業者は財務的な見通しが立てられるようになり、原子力事業の健全な経営に資することとなる。しかしながら、我が国においては諸外国の法制と異なり、ドイツ、スイスと同様に、原子力事業者の責任額に制限を設けておらず、無限責任となっている。但し、我が国においては、事業者が賠償責任を果たせないような財務状況に至った場合や事業者の責任範囲外の場合に、次に述べるような国による援助、措置が用意されている。

(5) 国の措置

- 社会的動乱や極めて稀有な巨大な天災地変による原子力損害については、事業者の賠償責任範囲外となり、当然のことながら被害者は保険金等の支払いを受けることがないので、被害者は救済される手立てがなくなってしまう。これに対応するため、制度に国の措置を設けて、被害者への補償がなされることにしている。
- 原子力事業者が損害賠償措置額を超えた損害に対する賠償責任を果たせないような場合、あるいは原子力事業者の責任範囲外であるため損害賠償措置で補えない損害（我が国においては社会的動乱、異常に巨大な天災地変）については、国が原賠法上の援助、措置を行なうことにより、被害者は確実な賠償または補償（被災者の救助および被害の拡大防止のための措置）を得られる。因みに、2011年3月の福島原発事故による巨額の損害規模を契機として、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合には、当該原子力事業者は国の交付国債等を含む「原子力損害賠償支援機構法」に基づく資金援助を受けられる。また、国は、原子力損害の被害者に対する損害填補の仮払金の支払いや地方公共団体の原子力被害応急対策基金への資金補助を行う。

4-2. 2009年の法改正

(1) 原賠法の主な改正点

我が国の原賠制度は原子力に関わる環境変化に対処するため、概ね10年ごとに見直されてきた。2009年の改正（2009年4月17日改正、2010年1月1日施行）では、前回の改正（1999年5月）以降に発生したJCO臨界事故（1999年9月）の教訓、我が国保険会社の引受能力の向上、欧州先進国の原子力賠償法の動向などの情勢を踏まえて、主に次の事項が改正された。

- 賠償措置額が600億円から2倍の1200億円に引き上げられ、また、廃止措置など、事業行為終了後の損害賠償措置には、リスク低減を合理的に反映した特例額が創設された。

- 補償契約に係る補償料率は、制度創設以降初めて40%引き下げられ、1万分の3又は1万分の1.5になった。なお、この補償料率は東電・福島原発事故後の2012年4月に引き上げられている。
- 紛争審査会の役割として、原子力損害の範囲の判定や損害額の算定方法に関する基本的な考え方など、賠償の参考となる指針の策定が新たに追加された。
- 政府の補償契約の対象になる事案が発生した場合に、膨大な賠償請求対処事務の遂行を確保し、被害者の円滑な救済を図るため、補償契約に基づく政府の業務の一部を保険会社に委託可能とした。
- 原子炉等規制法における罰則の厳格化を踏まえ、事業者又は職員に対する罰則が引き上げられた。

(2) その他

2009年の法改正に関連して、文科省の「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第一次報告書」では、引き続き検討を行う事項に、原賠制度の運用ガイドラインの作成及び原子力損害賠償に関する国際条約への対応の検討の2つが挙げられた。その後、運用ガイドラインの作成は、平成21年12月25日付で「原子力損害賠償制度の運用マニュアル」として完成し、関係者に配布された。

5 各国の損害賠償制度

原子力施設を有する多くの国では、特別法としての原子力損害賠償法を制定しており、その目的には被害者保護と原子力産業の健全な発展が掲げられている。各国の国内法として定められている原子力損害賠償制度や、原子力損害賠償制度に関する国際条約は、賠償制度の基本的原則として、主に、責任の厳格化、責任の集中、賠償措置の強制、賠償金額の制限、国家補償の5つの要素を備えている。これらのうち、責任額の制限や賠償措置額については、国により大きな差異がある。また、原子力事故による越境損害を生じた場合などに際しては、国際間の原子力損害賠償に関わる国際条約（パリ条約、ウィーン条約、補完基金条約（CSC）等）があるが、これについては、「原子力損害賠償に関する国際条約」を参照。

(1) 賠償責任額の制限および賠償措置額

原子力事業者の責任については、有限と無限の国に分かれており、日本、ドイツ、スイスは責任額の制限をしていないが（さらには、スウェーデン、フィンランドも責任制限額の撤廃）、多くの国は有限責任を採っている。また、賠償措置額は各国の事情に基づき様々な状況にあり、米国の約136億1605万ドル（約1兆3839億円）を筆頭に、ドイツ25億ユーロ（約3485億円）、スイス11億スイスフラン（約1260億円）、スウェーデン3億SDR（約473億円）、英国1億4000万ポンド（約238億円）、フランス6億フラン（約128億円）、韓国500億ウォン（約48億円）、中国3億RMB（約50億円）および日本1200億円となっている。現在、改正パリ条約の批准を目指すパリ条約加盟国においては、改正条約の内容に沿って国内法の改正を検討中であるが、賠償措置額は最低7億ユーロ（約975億円）になる予定である。

(2) 特異な損害賠償措置制度を有する国

多くの国が、損害賠償措置として民間の原子力損害賠償責任保険を採用しているが、米国およびドイツにおいては、巨額の賠償措置額に対処するため、責任保険に加え独自の原子力事業者の共済制度等を取り入れるなど、他の国々の制度と大きく違うものとなっている。

① 米国の損害賠償措置制度

米国では、原子力施設の被許可者（運営者）は、1次損害賠償措置額として3億7500万ドル（約381億円）の損害賠償責任保険の締結が義務付けられ、この保険の保険金額を超える損害が発生したときには、2次賠償措置として事業者間相互扶助制度が設けられている。その超過額を遡及保険料として、1原子炉あたり1億2125.5万ドル（約123億円）を限度に運営者に

割り当てられ、1次措置額3億7500万ドルと2次措置額132億4104.6万ドル（現在104基）の合計136億1604.6万ドル（約1兆3839億円）の損害賠償措置額を責任制限額とする有限責任を採用している。なお、この2次措置額を超えて、被害者への補償が不十分な場合には、政府が補償計画を作成し、議会が対処策を定めることとなっている。

② ドイツの損害賠償措置制度

ドイツでは第1層損害賠償措置として約2億5600万ユーロ（約357億円）を責任保険で措置し、さらに第2層損害賠償措置として原子力発電所運営会社の親会社である電力会社の資金的保証により約22億4400万ユーロを措置する。第1層と第2層を合計した25億ユーロ（約3485億円）が損害賠償措置額となるが、これを越える部分も事業者の責任であり、無限責任を採用している。ただし、この賠償措置制度が機能しない場合には、政府が25億ユーロを限度に補償することとなっている。

6 原子力保険引き受けの仕組み

(1) 主たる損害賠償措置の方法

原賠制度の導入の当初より、損害賠償措置に係る資金調達として、ほとんどの国において民間保険による方法が一般的となっている。原子力事業者は損害保険会社と原子力損害賠償責任保険契約を締結する方法が採られている（我が国制度の場合は、これに加えて政府との補償契約が締結される）。

(2) 保険プール設立と再保険

原子力保険（注）は、多数の原子力発電所、核燃料製造所、使用済燃料再処理施設等の原子力施設や、核燃料・使用済燃料等の輸送を契約対象としており、その引受保険金額が巨額となるため、各国では多くの損害保険会社が参加する原子力保険プールを設立して、共同で保険引受を行っている。さらに、各国の保険プールとの間で再保険契約を結ぶことによって、巨額な引受リスクの分散と引受能力の増大を図っている。我が国においては、1960年に日本原子力保険プールが設立され、2014年1月1日現在21の会員保険会社によって原子力保険事業に関する共同行為を行っている（独禁法の適用除外の認可を取得）。各会員の引受限度額の合計が日本プールの最大引受額となり、これに各国プールの引受額（再保険）を加えた額が日本プールの引受能力となっており、世界中の保険会社の引受能力を結集して、原子力リスクの引受に当たっている。

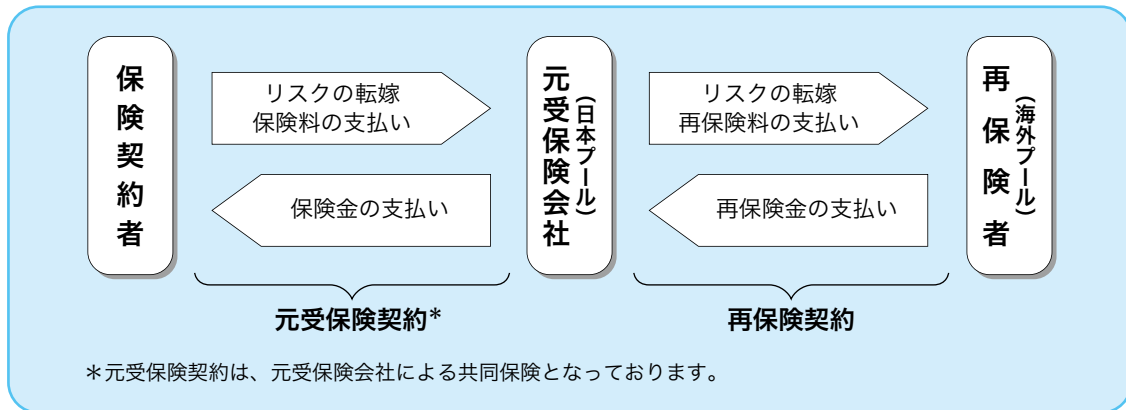
（注）原子力保険には、原子力事業者の賠償責任に係る責任保険だけでなく、事業者の財産損害をてん補する任意付保の財産保険があり、責任保険と同様に保険プールを通して海外に再保険されている。

(3) 損害賠償措置の巨額化への対応

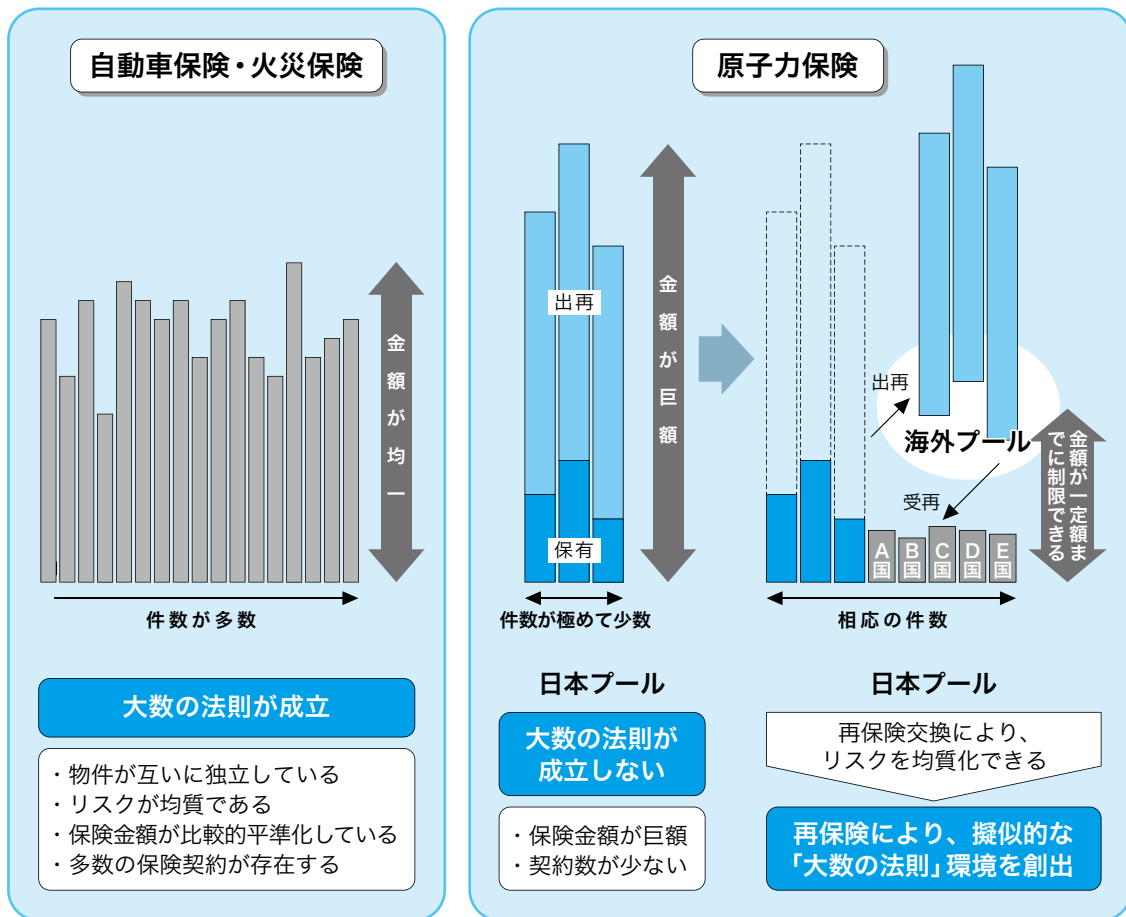
昨今の、世界的な損害賠償措置額の傾向では、改正パリ条約（未発効）による7億ユーロ（約975億円）以上という高額な水準と環境損害等の担保拡大、福島原発による膨大な損害規模等の影響（福島第一原発事故後の責任保険更改に関する賠償措置制度、101頁を参照）により、今後の原子力リスクに対する世界の保険マーケットの引受環境は厳しいものが予想され、将来的に更なる賠償措置の巨額化が進行すれば、前掲の米国、ドイツのような措置制度を織り込む必要性に迫られるものと思われる。

【原子力保険プールと海外保険者との再保険取引】

①保険引受（保険契約者—日本プール—海外プールの関係）



②再保険の機能



出所：日本原子力保険プール資料

2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態

Q1

適用の条件

「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」

A1

原賠法には適用の条件が定められています。
事例を分けてわかりやすく説明すると次のようになります。

【原子力発電所の運転中に事故が発生し、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた損害（原子力損害）については、原賠法の定めにより原子力発電所を運転する電力会社のみが損害賠償責任を負います。

【原子力発電所の運転中に地震によって、又はテロリストの攻撃によって、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた第三者の損害は、原賠法の定めにより原子力発電所を運転する電力会社のみが損害賠償責任を負います。（「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に該当しない）

【原子力発電所の運転中にかつて無いような巨大地震によって、又は外国からの攻撃によって、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた第三者の損害は、原賠法の定めにより、電力会社の損害賠償責任とはならず、政府が必要な措置を講じることになっています。

【原子力発電所の運転中に高温の蒸気（非汚染）が通っている配管が破断して死傷者が出る等の損害が発生した場合】

この場合は原賠法の対象とはならず、電力会社は一般の不法行為責任による損害賠償責任が問われます。（＝原子力損害ではありません）

【原子力発電所の運転中に事故が発生したが、死傷者が出たり、放射性物質による汚染損害などの損害が発生しなかった場合】

もともと第三者に損害がなければ法律上の賠償責任の問題にはなりません。放射性

物質が放出されていなければもちろん、たとえ放射性物質が放出された場合でも、第三者に損害がなければ原賠法の対象とはなりません。

**【原子力発電所から窃盗犯により放射性物質が持ち出され、
それによって第三者に損害が発生した場合】**

この場合は、原子炉の運転のような原子力事業によって生じた事故とはいえません。そのため第三者に損害が生じても原賠法の対象とはなりません。但し、電力会社の管理が不十分なために盗難が生じた場合には、民法上の管理責任に基づく損害賠償責任が問われます。(原子炉の運転等によらない)

解 説

適用条件となるキーワードは、原賠法に定められている「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」です。「原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質等の廃棄、およびこれらに付随して行なわれる核燃料物質や汚染物の運搬、貯蔵のことをいいます。

「原子力損害」とは、原子核分裂の際の放射線や熱等により生じた損害、核燃料物質等の放射線および毒性により生じた損害をいいます。

「原子力事業者」とは、原子炉の運転等を行うことを許可された事業者のことで、原賠法において具体的に規定されており、原子力事業者に対して、「原子力損害」を賠償するための資金的な手当て（損害賠償措置）が原賠法により強制されています。

原賠法では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負い、原子力事業者以外の者は責任を負わないことが定められています（無過失責任、責任集中）。ただし、「原子炉の運転等」による損害でも、その損害が「原子力損害」でなければ原賠法の対象にはなりません。

なお、上記のような損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって生じたものであれば、政府が被災者の救助及び被害の拡大防止のために必要な措置を講じることになっています。

日本で最初の実例となった JCO 臨界事故（1999 年 9 月 30 日発生、国際原子力事象評価尺度 (INES) はレベル 4（所外への大きなリスクを伴わない事

故）では、核燃料の加工（「原子炉の運転等」に含まれます）の最中にウラン溶液（核燃料）が臨界状態に達して発生した中性子線（放射線）の作用により、作業員（第三者）を死傷させる（＝原子力損害）などで、原賠法の適用となり、加工事業の許可を受けている JCO（原子力事業者）だけ（責任集中）が損害賠償責任（無過失責任、無限責任）を負いました。しかし、損害賠償額が当時法律に定められていた損害賠償措置額である 10 億円を大きく超えて 150 億円に達したため、被害者救済を完遂するために JCO の親会社から損害賠償に関する資金的なバックアップがありました。

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に伴い発生し INES のレベル 7（深刻な事故）とされた東京電力福島第一原発事故に関しては、確かに巨大な地震と津波が原因ですが、政府の見解として事業者の免責事由である「異常に巨大な天災地変」に当たるとはされていません。ただし、東京電力だけで損害賠償責任を負うには余りにも損害規模が大きいため、従前の原賠法に加えて、被害者への損害賠償の迅速、適切な実施を期すため、「原子力損害賠償支援機構法」や「原子力被害者早期救済法」等が新たに制定されました。また、原賠法に基づき原子力損害の範囲を判定する指針等の策定や紛争の和解を仲介する役割の「原子力損害賠償紛争審査会」が文部科学省により設置され、未だ原子力事故による損害の収束には至らないものの、行政等による避難指示等に係る損害や自主的避難等の様々な損害が順次検討され、指針として公表されており、現在もお指針やそれに関連する基準の策定は継続されています。

2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態

Q2

原子力損害の形態

「原子力損害とは
どんな損害ですか？」

A2

原子力損害は、原子核分裂の際の放射線や熱等により生じた損害、核燃料物質等の放射線や毒性により生じた損害です。事故と損害の間に相当因果関係がある損害は全て含まれ、放射線による身体的損害、物的損害などの直接損害だけでなく、営業損害のような間接損害も原子力損害の対象となります。

原子力損害の対象として認められる例を挙げると次のようなものがあります。但し、相当因果関係の有無は個別に判断されるため、損害形態によっては、地域的、時間的な制限が為される場合があります。

- ① 原子力施設で臨界が発生し、これによる放射線によって第三者が身体に傷害を負った場合の損害。
- ② 原子力施設所から放射性物質が大量に放出されて、これにより第三者が身体に傷害を負ったり、第三者の財物が汚染されたりした場合の損害。
- ③ 原子力施設で使用、貯蔵されているウラン溶液やプルトニウム溶液を第三者が摂取し、中毒症状により身体に傷害を負った場合の損害。
- ④ 原子力施設で事故が発生し、行政による緊急事態措置により、避難した場合の避難費用、精神的損害、および避難等に伴い勤務や事業活動を中止した場合の休業損害や営業損害。
- ⑤ 原子力施設で事故が発生し、放出された放射性物質による汚染が発生した場合、人体や財物の汚染を検査するための検査費用。
- ⑥ 原子力施設で事故が発生し、放出された核燃料物質による汚染が発生した場合、周辺地域における汚染されていない農水産物等に関わる生産、営業に生じる風評被害による損害。

他方で、左記の原子力損害の考えから、認められない例を挙げるとは次のようなものがあります。

- ① 原子力施設で事故が発生し、周囲への放射性物質等の放出、漏洩が無かったにもかかわらず、所謂、風評被害により農水産物に発生した損害。(核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用によらないため)
- ② 原子力施設での放射性同位元素(核燃料物質を含まない)の放射線の作用により発生した身体障害。(RIは原賠法の対象外のため)
- ③ 原子力施設の運転中に発生した蒸気(非放射能)配管の破断により発生した身体障害。(核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用によらないため)

解説

「原子力損害」とは「核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害」と原賠法第二条2項に定義されています。

すなわち、原子力損害の形態は、原子核分裂の連鎖反応時に発生する放射線による損害、並行して発生する熱的・機械的エネルギーによる損害、核燃料物質の放射線による損害、核燃料物質の核分裂に際して放射化された物・核分裂生成物の放射線による損害、核燃料物質、核分裂生成物(例えば、プルトニウム等)を摂取し、吸入することによって発生する損害です。

また、原賠法第二条項で定義されている放射線の作用等による直接損害だけでなく、これと相当因果関係のある間接損害も原子力損害に含まれます。

JCO 臨界事故では、避難要請や屋内退避勧告に伴う避難費用や、働きに出られなかったことによる休業損害、事業や商売が立ち行かなくなったことによる多額の営業損害(風評被害)が原子力損害として取扱われました。

未だ事故による損害が収束していない福島原発事故に関しては、その事故の内容、深刻さ、周囲に及ぼした被害の規模・範囲・期間等は JCO 事故を遥かに上回るものであり、紛争審査会による中間指針において、例えば政府による避難等に係る損害として、人・物に係る検査費用、避難費用、一時避難費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失・減少の損害、など多様な損害に係る賠償の判断基準が示されています。

具体的な内容に関しては、紛争審査会の中間指針や紛争解決センターによる総括基準等の項をご覧ください。

1 原賠法適用の条件とは

原賠法は民法の特別法にあたる。損害賠償責任はまず一般法である民法にその原則が規定されているが、それ以外にも損害賠償責任を定めた法律があり、これを特別法と呼ぶ。原賠法の他にも、例えば損害賠償責任の特別法として製造物責任法がある。特別法は、民法とは異なる特別な責任の要件を規定するが、原賠法第三条では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負うと定めている。端的にいうとこれが適用の条件となる。このような特別な条件の下に原賠法が適用された場合、その効果として無過失責任や責任の集中が発生することになる。

「原子力事業者の責任」（第三条）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

ここでいう「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」は原賠法第二条において以下のように定義されている。

「原子炉の運転等」（第二条1項）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であって、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

「原子力損害」（第二条2項抜粋）

第二条

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。（後略）

「原子力事業者」(第二条3項)

第二条

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの者であった者を含む。)をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。)第二十三条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者(規制法第三十九条第五項の規定により試験研究用等原子炉設置者とみなされた者を含む。)※
- 二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者※
- 三 規制法第四十三条の三の五第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 四 規制法第十三条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 五 規制法第四十三条の四第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 六 規制法第四十四条第一項の指定(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 七 規制法第五十一条の二第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※
- 八 規制法第五十二条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者※

(※) 要すれば

- 一号 原子炉設置の許可を受けた者
- 二号 外国原子力船に設置した原子炉に係る許可を受けた者
- 三号 発電用原子炉設置の許可を受けた者
- 四号 加工事業の許可を受けた者
- 五号 使用済み燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者
- 六号 再処理の事業の許可を受けた者
- 七号 廃棄の事業の許可を受けた者
- 八号 核燃料物質の使用の許可を受けた者

また、「核燃料物質」や「放射線」などの用語についても第二条4項において定義されている。

第二条

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質(規制法第二条第十項に規定する使用済み燃料を含む。)をいい、「加工」とは、規制法第二条第九項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第十項に規定する再処理をいい、「使用済み燃料の貯

蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

なお、第三条における原子力事業者の原子力損害が損害賠償措置額を超え、必要があると認められる場合には、国は第十六条第一項による援助を行い、また同三条でただし書きされている「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき」に該当する場合は、原子力事業者に責任を問うことが適切でないため、原賠法第十七条により政府が必要な措置を講じることとなっている。「異常に巨大な天災地変」の定義は原賠法には規定されていないが、日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災といった予想もされていないような規模のものが相当する。2011年3月の福島原発事故の原因である東北地方太平洋沖地震の巨大な地震と津波は、この免責事由に当たらないものとされている。また「社会的動乱」は、戦争、海外からの武力攻撃、内乱などが相当し、局地的な暴動やテロは含まれないとされている。

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合（中略）においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

2 過去の原子力施設の事故と原賠法の適用

日本において原賠法が適用された事故は、1999年9月のJCO核燃料加工事業所の臨界事故と2011年3月の東京電力福島原発事故である。過去に起きたその他の事故については、原子炉の運転等によるものでない、もしくは原子力損害でない、というように何らかの条件が欠けていたために原賠法は適用されなかった。

（例）

- 1954年3月1日 第五福竜丸 核実験被災（原賠法制定以前の事故）
→ そもそも米国の核実験による被災であり、原賠法の対象外である。
- 1974年9月1日 原子力船むつ 放射線もれ事故
→ 原子力損害が出ていないため、賠償責任が発生しなかった。
- 2004年8月9日 関西電力美浜発電所 3号機2次系配管破損事故による関連会社従業員の死傷者の発生
→ 「原子力損害」に当たらないため、原賠法の対象でない。

- 2007年7月16日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 新潟県中越沖地震被災による極めて微量の放射性物質の構外への漏洩
→ 「原子力損害」に該当する損害では無いため、原賠法の対象でない。

3 「原子力損害」の形態

「原子力損害」の定義及び解説は、【Q2 原子力損害の形態「原子力損害とはどんな損害ですか？」】の解説の通りであるが、JCOの臨界事故と福島原発の過酷事故の事例を比較すると、福島原発事故は事故の内容、深刻さ、周囲に及ぼした被害の規模、範囲、期間等においてJCO事故を遥かに上回るものであり、その被害者及び損害の種類も多岐にわたるものである。

3-1. JCO 臨界事故

(1) 事故概要

1999年9月30日午前10時34分頃、茨城県東海村にあるJCO核燃料加工事業所の転換試験棟において、臨界事故が発生し、約20時間に渡り臨界状態が継続した。事業所周辺に放射線(中性子線、 γ 線及びヨウ素、希ガス)が放出されたが、放射性物質または放射能汚染が周辺に拡散するようなことはなかった。この事故により、燃料加工作業に従事していたJCO作業員3名(2名死亡、1名重篤)が放射線被曝を受け、被曝者数は微量のものを含めて93名となった。

(2) JCO、村、県、国の対応

住民への東海村による避難要請(約350m圏内の近隣住民に対し、9/30の15:00~10/2の18:30)及び茨城県による屋内退避勧告(10km圏内の住民に対し、9/30の22:30~10/1の16:30)が行なわれ、10/1の9:20に国による臨界終息宣言、10/2の18:30県による安全宣言が為された。JCOは10/4に現地に相談窓口を設置するとともに「被害等申出書」の受付を開始し、茨城県は10/5に「県民相談センター」、「臨界事故相談窓口」開設による県民への支援体制強化を開始した。また、国は10/7に原子力安全委員会による事故調査委員会を発足、10/22に「原子力損害調査研究会」及び「原子力損害賠償紛争審査会」を設置して、被害者の賠償問題への対応を開始した。

(3) 原子力損害調査研究会による報告書

JCO臨界事故では、上記原子力損害調査研究会による同年12/15付「営業損害に対する考え方(中間報告)」及び翌年3月付「原子力損害調査研究報告書」が作成されて、身体の障害、検査費用(人)、避難費用、検査費用(物)、財物汚損、休業損害、営業損害、精神的損害について、「原子力損害」に該当するか否か、原賠法に基づく賠償の対象と認められる損害の範囲、判断指針等が示された。その指針の概要を以下に挙げる。

① 身体の損害

- ・ 請求者側の立証により、身体の傷害が本件事故による放射線障害(急性放射線障害又は晩発性放射線障害)であると認められる場合には、賠償の対象と認められる。

② 検査費用(人)

- ・ 事故発生(9/30の10:35)から避難要請解除(10/2の18:30)までの間、茨城県内に居た者で、平成11年11月末までに受けた検査費用は損害と認められる。(11/4の事故調査対策本部の報告及び11/13、14の住民説明会等において正確な情報が提供され、

これが一般国民に周知される合理的かつ相当な期間を勘案し、11 / 末とした。)

③ 避難費用

- ・ 屋内退避勧告の区域内に住む者が現実に支払った、避難した際の交通費、宿泊費、宿泊に付随する費用（避難要請等の行政措置が解除された11 / 2までに要した費用）。

④ 検査費用（物）

- ・ 事故発生当時茨城県内にあった財物で、平成11年11月末まで（上記（2）と同じ事由）に検査を実施した場合の、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的なものや取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものの検査費用。

⑤ 財物汚損

- ・ 動産については、価値を喪失し、または減少した部分について損害と認められる。
- ・ 不動産については、屋内退避勧告区域内で売却予定の契約、賃貸契約等が締結されており、本件事故を事由とした合理性のある平成11年11月末までに生じた解約や値下げについては、損害と認められる。

⑥ 休業損害

- ・ 屋内退避勧告区域内に居住地または勤務地がある労働者が行政措置により就労が不能となった場合、就労不能の状況が解消された時点まで（避難要請が解除された10 / 2から合理的期間経過後まで）に生じた給与等の減収分が損害と認められる。

⑦ 営業損害（JCO事故では農畜水産物等で放射能汚染を被ったものは無かったため、ここでの営業損害は間接損害（所謂、風評損害）と言えるもの）

- ・ 茨城県内で収穫される農畜水産物で、平成11年11月末まで（上記（2）と同じ事由）に生じた減収分が損害と認められる。
- ・ 上記以外の営業については、営業拠点が屋内退避勧告区域内にあり、取引の性質上止むを得ないもので、平成11年11月末までに現実に減収のあった取引の粗利益が損害と認められる。

⑧ 精神的損害

- ・ 身体傷害を伴わない精神的苦痛のみを理由とする賠償請求については、特段の事情が無い限り損害とは認められない。（身体の傷害を伴う精神的苦痛は慰謝料として損害と認められる。）

なお、本指針は、必ずしも請求者（被害者）の損害として認められる範囲の上限を画するものではなく、これを超える請求であっても、請求者側から「原子力損害」発生の実態が立証された場合には、その賠償まで否定する趣旨のものではないと謳われている。

具体的な内容については、平成12年3月原子力損害調査研究会の「(株) ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設臨界事故に係る原子力損害調査研究報告書」を参照ください。

3-2. 東京電力福島原子力発電所事故

(1) 事故概要

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因した東京電力福島原子力第一及び第二発電所において原子力事故が発生した。とりわけ第一原発では、全交流電源を喪失したために燃料棒の冷却機能不全となり、炉心溶融、水素爆発等により原子炉の主要部分に重大な損壊を及ぼし、大量の放射性物質を広範囲に放出することとなった。政府は原子力災害対策特別措置法に基づき

原子力緊急事態宣言を行うとともに一定区域の住民に対する避難等の指示を行い、その避難は十数万人規模に達した。また、放射性物質の拡散は東日本の広域に及び、大気、土壌、海水、地下水等の汚染により、生命・身体、財産、農林水産物、食品、水道水、飼料、廃棄物の焼却灰燼等の他、各種産業への影響が懸念される状況にある。なお、第一原発事故に係る国際原子力事象評価尺度 (INES) は 1986 年のチェルノブイリ事故のレベル 7 (深刻な事故) と同じとされている。

(2) 国、地方公共団体等の対応

原発事故発生時及び初期段階において、政府等による避難等に係る行政措置、例えば避難区域の設定と住民への避難・屋内退避の指示、計画的避難区域の設定、緊急時避難区域の設定と要請、特定避難勧奨地点の設定と要請、などが行われ、また被害者への損害賠償に係る法律として原子力損害賠償支援機構法、原子力被害者早期救済法等が制定された。

(3) 紛争審査会による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針と和解の仲介

未だ事故が収束していない福島原発事故に関しては、その事故の内容、深刻さ、周囲に及ぼした被害の規模・範囲・期間等は JCO 事故を遥かに上回るものであり、国等による避難指示の対象者だけでも十数万人規模にも上っている。

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針 (2011 年 8 月 5 日) では、政府による避難等に係る損害として人・物に係る検査費用、避難費用、一時避難費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失・減少の損害、航行危険区域及び飛行禁止区域の設定に係る損害として営業損害、就労不能等に伴う損害、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害として営業損害、就労不能等に係る損害、物の検査費用、いわゆる風評損害として農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業、輸出に係る損害、いわゆる間接被害、放射線被曝による損害、など多様な損害に係る賠償の判断基準が示されている。

また、指針の対象に挙げられていない損害の賠償についても、紛争審査会が 2011 年 8 月に設置した「原子力損害賠償紛争解決センター」(紛争解決センター)において和解の仲介が行われている。

詳細は原子力発電所事故対応編の「9. 原子力損害賠償紛争審査会、原子力損害賠償紛争解決センター」を参照ください。

3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備

Q1

国をまたぐ
原子力損害賠償

「日本で原発事故が起き、
海洋汚染によって万一A
国の漁業者に損害を与え
てしまった場合、どのよう
に裁判が行われますか？」

A1

- 国をまたいで原子力損害が及んだ場合の訴訟については、一般的には、被害者であるA国の漁業者はA国あるいは日本のどちらの裁判所にも提訴することが可能です。
- 一般的に、日本の裁判所においては日本の原賠法に基づく原子力事業者の賠償責任が問われますが、A国の裁判所では同国の原賠法が適用されず、原子力損害に関しても一般の不法行為法に基づき、加害者に対する損害賠償が問われるのが原則となります。

解説

国を越えた民事に関わる損害賠償等の裁判など、自国と他国の法律がぶつかりあう部分については、各国において渉外的な私法関係を定めた法律分野があり、これを国際私法と言います。

日本の原子力発電所が原子力事故を起こしたことによって、外国で原子力損害が発生した場合、その被害者は①どの裁判所に提訴できるのか（国際裁判管轄権）、②どの国の法律が適用されるのか（準拠法）、③他国の裁判所の判決はどのように取り扱われるのか（承認・執行）などが基本的な問題となってきます。

国際裁判管轄権、準拠法や判決の執行については、条約等で定めている場合を除けば、国際的な取決めがあるわけではなく、各国がその国の法律においてどのように規定しているかという各国独自の問題となります。

①国際裁判管轄権

我が国の法律では、国際裁判管轄権を規定した法律がなく、専ら判例によって規範が定立されていましたが、2011年に民事訴訟法及び民事保全法が一部改正されて、それぞれにおいて国際裁判管轄権の規定が明文化されました。これにより、裁判が可能となる場所（国）は次の3通りと考えられます。

・被告の所在地国…日本

民事訴訟法第3条の2では、被告の住所または居所が日本にあるとき（法人の場合は主たる事業所または営業所が日本にあるとき）、に日本の裁判所が管轄権を有すると規定される（同条1項、3項）。これにより、被告企業の所在する日本の裁判所に管轄が認められる。

・不法行為地国（その1）＝事故発生地国…日本

民事訴訟法第3条の3第8号では、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものと規定されている。これにより、不法行為の事故発生地として日本の裁判所に管轄が認められる。

・不法行為地国（その2）＝損害発生地国…A国

また、民事訴訟法第3条の3第8号（かっこ書き）では、他国で起きた不法行為の損害が日本国内で発生した場合（損害発生地）、日本国内での損害発生が通常予見できないものを除いて、日本裁判所に提起することができるものと規定されている。このような法律の規定がA国にあり、それに該当すると認められれば、原則的に不法行為の損害発生地としてA国の裁判所にも管轄が認められる。

上記は我が国の民事訴訟法の規定によるものですが、こうした管轄の定め方は世界的に見て一般的なものであり、他国においても3種の国際裁判管轄権（被告の所在地、事故発生地、損害発生地）が認められることが多いといえます。

②準拠法

準拠法については、我が国では、「法の適用に関する通則法」の第17条「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による」という規定にしたがい、損害発生地の法律によることが原則となることから、損害発生地A国の法（通常一般の不法行為法）が該当することとなります。各国の原賠法では、自国の許認可取得者である原子力事業者が賠償責任の負担者となっており、他国の事業者による原子力損害に関わる損害賠償は原賠法の対象とはならないため、一般

の不法行為法（場合により製造物責任法など）が適用となります。ただし、一方で通則法第20条では、明らかに密接な関係がある地がある場合の例外として「…適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の法があるときは、当該他の地の法による」と規定されていることから、その適用あるいは類推適用により、原賠法を持つ日本の法が準拠法となる可能性もあります。

以上は我が国の法律の規定による場合ですので、設例の場合には損害の発生したA国の法律の規定によることとなります。したがって、もしもA国が我が国と同じような法律を定めている場合には、上記の通り、国際裁判管轄権では、日本あるいはA国のどちらでも裁判を行うことが可能であり、準拠法ではA国の法律（一般の不法行為法）若しくは日本の法律（原賠法）の適用が考えられます。

上記の内容を取り纏めると、一般的に考えて、A国の被害者が日本で訴訟を提起する場合には当然日本の原賠法に基づいて訴訟をすることになります。

もちろん、被害者の選択にしたがい、あえて日本の一般不法行為法に基づいて損害賠償請求をすることも可能です。

また、A国で自国の不法行為法に基づいて訴訟をすることもまたあり得るでしょう。このほかに、A国において日本の原賠法に基づく訴訟が提起されることも考えられますが、もしA国に日本の「法の適用に関する通則法」と同様の法律があれば、密接関連法という例外規定により、A国において日本の原賠法に基づく裁判が受けられる可能性もあります。

③他国の裁判所の判決に関わる承認・執行

A国で日本の原賠法に基づく損害賠償請求ができれば被害者にとっては便宜といえますが、但し、A国で受けた判決は直ちに日本国内では執行できません。他国における確定判決の承認・執行には、日本の裁判所で民事訴訟法第118条、民事執行法第24条3項及び民事保全法第11条などの規定に基づき、所定の手続を行うことが必要となります。

3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備

Q2

原賠に関する 国際的な制度

「原子力安全に関するIAEA閣僚会議において、原子力損害賠償に関する一つの国際的な制度の必要性が認識されました。なぜそのような制度が必要なのですか？」

A2

- 原子力損害賠償に関する条約が無い場合、前述のA1.のとおり、関係する各国の国際私法に基づく賠償訴訟が行われることとなり、国際裁判管轄権や準拠法などが容易に一つに定まらず、また原子力事業者以外に賠償責任が及ぶなど、各国での訴訟の多発、裁判の長期化や被害者間の不公平が生じたりする可能性があります。
- 原子力損害賠償に関する国際条約に加盟した場合、加盟国間において原子力事業者の責任範囲、責任額の制限、国の役割、裁判管轄権、準拠法、判決の承認や執行等があらかじめ決められることとなります。
- 条約は加盟国間においてのみ効力があるため、国際間の原子力損害賠償対応を円滑、迅速、公平に実施するためには、原子力施設国は勿論のこと非施設国を含めて可能な限り多くの国々が同一の条約を締結することが望ましいと言えます。

解説

原子力損害賠償に関わる 国際間の問題点と対応

Q1のような国をまたぐ原子力損害賠償では、被害国における被害者は原則として自国の裁判所に提訴し損害賠償請求を行うこととなります。この場合には、一般の不法行為法の対象となるため、原賠法の無過失責任や責任集中などの原則が適用されず、過失の有無、損害賠償の範囲等を争って裁判が長期化したり、場合により原子力事業者以外のメーカー等

にまで賠償責任が及んだりする可能性があります。

また同様の損害に対して関係する各国において数多くの裁判が行われ、様々な判決が出ることになれば、被害者間に不公平が生じる可能性があります。より迅速、適切に裁判を行うためには、国をまたぐ原子力損害賠償訴訟においては原賠制度の枠組みを共有するとともに、裁判管轄権を有する国をあらかじめ取り決めておかなければなりません。

そのためには、各国が条約を締結し、締結国との間で①原子力事業者の責任、②国の役割、③裁判管轄権、④準拠法、⑤判決の承認・執行など、国際的な原賠制度の枠組みとなる事項を決めておく必要が

あります。

例えば「原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC)」に加盟した場合、加盟国間における原子力損害賠償の概要は以下のようになります。

①原子力事業者の責任

- ・原子力施設の運営者 (=原子力事業者) は原子力事故により生じたと証明された原子力損害について責任を負う。(付属書第 3 条の 1)
- ・原子力損害に関する運営者の責任は絶対的なものとする。(付属書第 3 条の 3)
- ・運営者は、武力紛争行為、敵対行為、内戦又は反乱、異常な性質の巨大な天災地変に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に関しては責任を負わない。(付属書第 3 条の 5)
- ・運営者はこの条約に従った国内法の規定による以外には、原子力事故によって生ずる損害に関して責任を負わされることはない。(付属書第 10 条)
- ・運営者の責任額は 3 億 SDR (約 473 億円) を下回らない額に制限できる (付属書第 4 条の 1)、運営者は原子力損害を填補するために保険等の資金的保証を行う。(付属書第 5 条の 1)

②国の役割

- ・施設国は、保険その他の資金的保証の支払額が賠償請求額に対して足りない部分について、運営者の責任限度を超えない範囲で、必要な資金を提供することにより、その賠償請求の支払いを確保しなければならない。(付属書第 5 条の 1)
- ・施設国は、原子力損害の補償に関わる 3 億 SDR 及び公的資金の利用可能を確保する。(3 条の 1)

③裁判管轄権

- ・原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、その領域内や排他的経済水域で原子力事故が生じた締約国の裁判所のみ存する。(13 条の 1、13 条の 2)
- ・原子力事故が締約国の領域内や締約国の排他的経

済水域内で生じたのではない場合、又は原子力事故発生地が確定できない場合には、原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、施設国の裁判所のみ存する。(13 条の 3)

- ・原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権が複数の締約国の裁判所に存する場合には、これらの締約国はいずれの締約国の裁判所が裁判管轄権を有するかを合意により決定する。(13 条の 4)

④準拠法

- ・準拠法は管轄裁判所の法とする。(14 条の 2)

⑤判決の承認・執行

- ・裁判管轄権を有する締約国の裁判所により下された判決は承認されるものとする。(13 条の 5)
- ・承認された判決は、当該締約国の裁判所の判決と同様に執行できるものとする。(13 条の 6)
- ・判決が与えられた請求の本案は、重ねて訴訟手続には服さない。(13 条の 6)

原賠制度に関する多国間条約にはパリ条約、ウィーン条約、原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) の 3 系統がありますが、2014 年 2 月現在、原発施設国 30 カ国・地域のうち 22 カ国がいずれかの国際条約を批准しているものの、我が国及び周辺国・地域は原賠制度に関するいずれの国際条約にも加盟していません。また、条約は加盟国間においてのみ効力があるため、可能な限り多くの国々が同一の条約を締結することが望ましいと考えられます。

このことは、福島原発事故を受けて 2011 年 6 月に開催された「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議」においても「原子力損害に対して適切な賠償を提供するため、原子力に係る損害賠償責任に関する一つの国際的な制度 (原子力事故により影響を受けるおそれのある全ての国の懸念に対処するもの) の必要性を認識する」と宣言されています。

(円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる)

Q1

原子力災害対策
特別措置法

「原子力災害が発生した場合に対応する法制度はどのようになっていますか？」

A1

（原子力災害特別対策措置法の制定）

原子力災害への対策は、従来、災害対策基本法の枠組みの中で行われてきました。この枠組での原子力防災は、原子力発電所等を対象としたものでした。しかし、1999年9月に発生したJCO臨界事故が原子力発電所ではなく、核燃料の加工施設での事故であったこと等から、防災対策の面で主に以下の課題が顕在化しました。

- ① 災害時の国による迅速な初動体制を確保すること
- ② 原子力の専門的知識を有する国の役割を強化すること
- ③ 国、関係自治体、原子力事業者等の連携を強化すること
- ④ 原子力事業者の防災対策上の責務を明確化すること

これらの課題に取り組んだ結果、「原子力災害対策特別措置法（原災法）」が1999年12月に制定、2000年6月に施行され、現在までに国・自治体・原子力事業者等の関係者が一体となって、原子力災害対策の強化を図ってきました。

（東京電力・福島第一原発事故の発生）

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因して、福島第一発電所の原子炉施設で炉心溶融、水素爆発及び大量の放射性物質の外部への放出という最大規模の原子力事故が発生しました。2012年10月現在未だ事故による損害は収束するに至っていませんが、2012年6月に公布された原子力規制委員会設置法において原災法の一部改正が行われました。その主な改正事項として、①国の責務として大規模な自然災害及びテロリズム、犯罪行為による原子力災害の発生を想定し万全の措置を講ずる、②原子力規制委員会は原子力災害対策指針を策定する、③原子力事業者は災害対策基本法に基づき行った防災訓練の結果を同委員会に報告、公表する、④原子力災害事後対策実施区域における市長村長による避難の指示、警察官等による避難の指示及び市町村長による警戒区域設定権等の付与などが追加されています。

解説

原子力災害の特殊性を踏まえ、JCO 臨界事故により顕在化した課題を法的に解決するために、災害対策基本法と原子炉等規制法の特別法として「原子力災害対策特別措置法(原災法)」が制定されました。原子力災害については、まず十分な安全規制により災害の発生を防止することが基本となりますが、平常時から防災計画の策定・緊急時対応体制の構築・防災訓練の実施等を行うこと、および災害発生時に際しては初期対応・緊急事態応急対策の実施・事後対策の実施等が重要となります。原災法では、これらの諸対策を盛り込むことにより災害発生時の対応を迅速に講じられるようにしており、主な事項は以下の通りです。

① 災害時の国による迅速な初動体制の確保

原災法では、原子力事業者による通報(10条1項)や政府(総理大臣)による原子力緊急事態宣言を出す基準を明確化(15条)するとともに、宣言が出された場合には政府の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することなどを定めており(16条)、緊急時における初期動作の判断要素を極力少なくすることで迅速な対応が図れるようになっています。

② 原子力の専門的知識を有する国の役割の強化

緊急時に国が実効的に対応するため、関係行政機関、地方公共団体、原子力事業者等に対して指示を行う(20条3項)という強力な権限や、自衛隊派遣の要請権限を政府の原子力災害対策本部長(総理大臣)に対して与える(20条4項)ことで対応体制の強化が図られています。

また、現地対策本部長が現地における実質的な責任者として関係機関の調整や指示を行うことで、原子力事業者、原子力の専門家、派遣された自衛隊、警察、消防、医療チーム等が連携を取りつつ、総力を挙げて緊急事態応急対策を実施することになります。

ただし、2012年6月の改正により、原子力災害対策本部長の指示には、原子力規制委員会が所掌する技術的・専門的な知見に基づく原子力施設の安全確保上の判断を対象外としています。

③ 国、関係自治体、原子力事業者等の連携の強化

国と地方公共団体との連携強化を図るため、原子力事業所のある地域に日頃から国の原子力防災専門官を駐在させて事業者への指導や地方公共団体と連携した活動を行う(30条)ほか、緊急事態応急対策を実施する拠点施設(オフサイトセンター)をあらかじめ指定し(12条)、緊急時には、緊急事態応急対策に関する国、地方公共団体、事業者との間の情報交換や相互協力を行う原子力災害合同対策協議会を組織する(23条)などして円滑な協力体制を構築することになっています。また、平常時には国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が実践的な防災訓練を実施することになっています。

④ 原子力事業者の防災対策上の責務の明確化

原災法により、原子力事業者に対して原子力災害の発生や拡大を防止するための原子力事業者防災業務計画の作成を義務付ける(7条)とともに、当該業務を行うために必要な要員や資機材の準備、放射線測定設備の設置(11条1項)およびその数値の記録・公表等(11条7項)を義務付けており、原子力事業者の防災対策が適切に確保されるようになっています。

今回の深刻な福島原発事故が発生したことにより、特に注目される事項は上記に加え第四章緊急事態応急対策の実施等及び第五章原子力災害事後対策です。

① 第26条(緊急事態応急対策及びその実施責任)

では、原子力災害が発生した又はその恐れがある場合に原子力災害を防止又は拡大の防止するために必要な事項を挙げるとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係者の実施責任を明示しています。

例えば、原子力災害の拡大防止対策としては、周辺住民等への適切な広報による情報伝達、住民等の避難の勧告・指示・誘導、放射線量測定・放射能影響予測システムによる予測実施、消火・救急活動、人命救助・救護活動、原子力施設の応急の復旧作業、犯罪予防・交通規制・航行制限の実施、緊急車両の指定・先導等の緊急輸送の確保など、また被災住民等への対策としては、収容施設の供与、食料品・飲料水の供与、被服・寝具等生

4. 原子力災害への対策（原災法）

活必需品の供与、被ばく線量測定等の医療・健康相談、罹災者の救出、放射性物質の除染、飲食物の摂取制限、汚染飲食物の出荷規制、ヨウ素剤の配布・服用の指示等が該当するものです。

② 第 27 条（原子力事後対策及びその実施責任）

では、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降の事項として、原子力災害の拡大防止と原子力災害の復旧に必要な事項を挙げていますが、事故発生から 1 年半以上を経過しても損害が収束しない状況においては、引き続き推進すべきものは次のような事項と思われます。

例えば、長期間にわたる住民等の心身の健康管理、汚染地域の安全確認及び除染の実施、経済的なマイナス影響等の観点から、地域の安全性の確認等のための環境モニタリングの実施、被曝者の健康状態の追跡や健康管理のための長期間のわたる健康診断の実施、いわゆる風評被害の影響の軽減や不適切な流通改善のための広報活動、経済損失を受けたものに対する相談窓口の設置、被災した中小企業・農林漁業者への資金貸付の実施等が該当するものです。

5. 国内輸送に伴う原子力損害賠償（領海外、国際海峡）

Q1

領海外での原子力事故

「国内船舶が核燃料の国内輸送中に、日本の領海の外で原子力事故を起こしてしまった場合、原賠法は適用されますか？」

A1

- 我が国の法律が適用される範囲は、基本的には主権が及ぶ領域です。
- 公海上では必ずしも原賠法が適用される訳ではなく、原子力事業者である荷主に賠償責任が集中することにはなりません。
- 日本国籍船内は原則的に日本法の及ぶ範囲なので、原賠法が適用されます。

解説

公海上の原子力事故によって、どこかの国や、周辺の船あるいは乗組員等に原子力損害が生じた場合には、損害を被った国、被害者の国、被告の国（事故を起こした船舶、荷主、輸送会社などの国）のいずれかの国の裁判所に損害賠償が提訴され、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

裁判の際、日本の裁判所であれば日本の原賠法に

基づいて、原子力事業者（荷主）に責任が集中することになり、海外の裁判所であれば当該国の不法行為法に基づいて、事故の原因に応じて責任が認められる全ての関係者に損害賠償請求が及ぶこととなります。

なお、日本国籍船内は原則として日本法の及ぶ範囲なので、日本船籍の船舶自体や、その積荷、乗組員等に原子力損害が生じた場合には、我が国の原賠法が適用されることとなります。

Q2

国際海峡を航行する際の
賠償措置

「日本の原賠制度において、領海内の航行と国際海峡（津軽海峡）の航行との間に賠償措置の違いはありますか？」

A2

- 原子力事業者がその事業に付随してする運搬を行う場合、原賠法に定められた損害賠償措置を行わなければなりません。
- 航行する場所によって損害賠償措置の違いは発生しません。

解説

我が国の原子炉等規正法により許可を受けている原子力事業者が、その事業に付随してする運搬（核燃料、使用済み燃料等の輸送）を行う場合、原賠法に定められた損害賠償措置（40億円と240億円の2措置額に区分される）を行わなければなりません。これは航行する場所（領海、国際海峡、公海）によって違いは発生しません。

なお、我が国の「領海及び接続水域に関する法律（領海法）」では領海の範囲を原則として基線（低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線）からその外側12海里の線までの海域と定めていますが、附則第2項により、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道、大隅海峡の5ヶ所の特定海域は、基線からその外側3海里の線までの海域を領海としており、3海里を超える海域は公海となります。

6. 国際輸送に伴う原子力損害賠償

Q1

国際輸送事故の
賠償請求先

「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」

A1

損害賠償の請求先は輸送に関わる関係者の全て、すなわち、例えば荷主（使用済燃料の所有者）、輸送の受託者（輸送の管理責任者）、船会社（船の管理・運航者）等が広く対象となりえます。

ただし、日本の領海内において事故が発生し、かつ原子力損害を生じた場合には、原賠法に基づく責任集中により原子力事業者（荷主）の責任となります。

解説

不法行為による損害賠償責任では、その結果に対して法的責任が認められる者全てが責任の主体（不法行為者）となります。そのため、荷物に関する責任がある荷主はもちろん、荷主から輸送を引き受けることによって輸送に関する管理責任を負っている輸送受託者、輸送手段としての船の管理や航行に責任を負っている船会社など、事故の原因に応じて輸送に関し責任が認められる全ての関係者に損害賠償

請求が及ぶ可能性があります。

一般的にはこのようになりますが、日本の原賠法に基づいて損害賠償責任が処理される場合には、原賠制度に基づく責任集中により原子力事業者のみがその責任を追うこととなります。

しかしながら、国際輸送中の事故に関する裁判が、次のQ2で説明するように海外で行われるような場合、日本の原賠法が適用されないため、責任集中などの仕組みが働かない場合もあり得ます。

Q2

国際輸送中に関する
損害賠償請求の態様

「Q1の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」

A2

【日本の領海内で起きた原子力事故の場合】

- ・日本において原子力損害が発生した場合、被害者は日本の裁判所で、原子力事業者に賠償を請求し、日本の法律（原賠法）に基づいて裁判が行われます。
- ・損害が日本以外の国にも及んだ場合、その被害者は損害を生じた国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求することが考えられます。その場合、裁判を行う国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【公海で起きた原子力事故の場合】

- ・公海で原子力事故が発生した場合で、その影響が公海上にとどまり、誰にも損害が発生しなければ、損害賠償責任は発生せず、賠償に関する裁判も行われません。
- ・公海上の事故であっても、どこかの国に損害が及んだ場合、あるいは公海上であっても周囲の船舶や乗組員等に損害が発生した場合には、損害を被った国（または被害者の国）の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求し、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【輸送経路の沿岸国の領海内で起きた原子力事故の場合】

- ・第三国において原子力損害が発生した場合、被害者は損害を被った国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求することが考えられます。その場合、裁判を行う国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

6. 国際輸送に伴う原子力損害賠償

【フランスの領海内で起きた原子力事故の場合】

- ・フランス国内で原子力事故が発生した場合、被害者はフランスの裁判所で、フランスの原子力事業者に賠償を請求し、フランスの国内法に基づいて裁判が行われるのが原則です。
- ・損害がフランス以外の国にも及んだ場合、その被害者は損害を被った国の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求し、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【全ての場合に共通する事項】

- ・事故地、損害発生地に関わらず、原子力損害を被った被害者は被告の所在地である日本の裁判所で原子力事業者に賠償を請求し、日本の法律（原賠法）に基づいて裁判が行われる可能性もあります。

解 説

国籍の異なる当事者間の損害賠償に関する民事訴訟では、裁判管轄権が1つとは限りません。但し、不法行為があった国（不法行為地）に裁判管轄権が認められ、裁判が行われる国の法律が適用されることが通常です。

但し、原子力事故の場合には、事故により広汎な地域に損害が発生することも考えられます。その場合の「不法行為地」は単に事故現場というだけでなく、その事故によって損害が発生した地域全体を指すことになる可能性もあります。

そのため、複数の国で損害が発生すれば、複数の国で裁判が起こされる可能性があります。また、不法行為地ばかりでなく、被告の所在地国にも裁判管轄権が認められることから、日本で裁判を起される可能性もあります。これらの場合、複数の国で裁判が行われる可能性があり、その準拠法も

異なるため、同じ事故の損害であっても、様々な（場合によっては不公平な）裁判の結果が出される可能性があります。

また、判決などにより裁判の結果が示されても、それによって直ちに賠償金の支払い等の救済が受けられるわけではありません。判決を実現するには執行が必要です。この執行を確保するためという見地からも、裁判をどこで提起することが有利かを判断する必要があります。

以上は日本の「民事訴訟法」や「法の適用に関する通則法」の考え方をもとにした一般論です。実際に海外輸送中の核燃料等について広汎な損害を生じようとするような事故が発生した場合には、どのような国が関わるか、その国の法制度はどうなっているか等によって様々な選択があり得ることをまずは知っておいてください。

7. 製造業者の賠償リスク

Q1

国内原子力施設に関する
製造業者の賠償リスク

「国内の原子力施設に対して製造物（プラントあるいは一部の機器・部品）の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

A1

事故が原賠法の原子力損害に該当するか否かで、大きく次の二通りの場合に分かります。

事故が原子力事故でない場合

- ・製造業者は、設計過程や製造過程の中で何らかの故意又は過失行為があり、それによって第三者に損害を与えてしまった場合、その損害を賠償する原則的な責任を負っています。（民法第 709 条）
- ・製造業者にたとえ故意や過失がなくても、引き渡した製造物に欠陥があり、それにより第三者に損害を与えてしまった場合、その損害を賠償する責任を負います。（製造物責任法第 3 条）

なお、事故が無くとも、売買契約上の売主の責任として、瑕疵担保責任というものがありません。売買の目的物（製造物）に隠れた瑕疵がある場合です。このような場合、瑕疵のために買主が契約の目的を達することができないときは買主が契約を解除することができます。また損害賠償を請求することができます。契約の目的を達することができないとはいえないようなときは、買主が売主に対して損害賠償のみを請求することができます。（民法第 570 条、第 566 条）

事故が原子力事故の場合

- ・国内の原子力損害の場合、損害賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。（原賠法第 4 条第 1 項）更に、原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法の規定は適用しないと規定しています。（同条第 3 項）
- ・原子力損害が海外に及んだ場合、海外の裁判所では原賠法は適用されず、現地の不法行為法や製造物責任法によって損害賠償責任が決まります。

解説

原子力施設に関わる製造業者等が国内の原子力プラントや一部の機器・部品等の製造物を納めたとき、その製造物が原因となり引き起こした事故によって、第三者に損害を与えてしまった場合、民法第709条（不法行為による損害賠償）や製造物責任法により当該製造業者等は賠償責任を負うことになります。

製造物責任法は、製造業者等の製造物責任を一般不法行為責任の成立要件に比べて、製造者等側により厳しくしたもので、製造業者に過失がなくても製造物に欠陥があって、かつ第三者の生命・身体又は財産を侵害すれば、製造業者等が責任を負うことになります。ただし、引渡し時における科学・技術の

知見では欠陥が認識できなかった場合や、欠陥が専ら他の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じた場合は免責になります。

以上は通常の事故に関する製造業者の賠償責任ですが、もし事故によって第三者に与えてしまった損害が原子力損害であれば、原賠法により賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。

ただし、海外に原子力損害が及んでしまった場合には、日本の国内法である原賠法は、海外の裁判所では原則として適用されず、現地の一般不法行為法や製造物責任法によって損害賠償責任が決まります。

Q2

海外原子力施設に関する
製造業者の賠償リスク

「海外にある A 国の原子力施設に対して製造物の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

A2

A1 同様に、事故が原賠法の原子力損害に該当するか否かで、大きく次の二通りの場合に分かれます。

事故が原子力事故でない場合

- ・ 製造業者の故意又は過失によって第三者に損害を与えてしまった場合、A 国の不法行為法その他の損害賠償法規にしたがい、その損害を賠償する責任を負います。（A 国の一般不法行為法による）
- ・ もしも A 国に製造物責任法があれば、製造業者等は、その製造物責任法の規定にしたがい、その損害を賠償する責任を負います。（A 国の製造物責任法による）
なお、製造物に関する売買が A 国の供給先との間の直接契約であれば、A 国の法律によって、日本と同様の瑕疵担保責任を負うこともまた考えられます。但し、瑕疵担保責任の具体的な内容は A 国の法律の定めるところによることになります。

事故が原子力事故の場合

- ・ A 国内で原子力損害が発生した場合、損害賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。（A 国の原賠法による）
- ・ A 国で発生した原子力事故により B 国に原子力損害が及んだ場合、B 国の裁判所では A 国の原賠法は適用されず、B 国の不法行為法や製造物責任法によって損害賠償責任が決まります。

ただし、A 国と B 国が共に同じ原子力損害賠償に関する国際条約に加盟していれば、原賠法により損害賠償責任のある原子力事業者以外の者は、損害賠償責任を負いません。（パリ条約、ウィーン条約、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）などによる）

解説

海外の原子力施設にプラントや一部の機器・部品等の製造物を納めたときの損害賠償責任についても、基本的には日本国内の原子力施設に製造物を納入した場合と同じです。

ただし、日本の一般不法行為法、製造物責任法、原賠法と、海外における同様の法律とは全く同じではないことに留意しなければなりません。

例えば、インドの原賠法では事業者による製造物の供給者に対する求償権を認める規定があり、

事業者の賠償額を限度として製造業者は求償される可能性があります。

また、日本は四方を海に囲まれており、偏西風の方向を考えても海外に原子力損害を及ぼすことは想定しにくいですが、陸続きや河川で国境を接している国では原子力損害が容易に他国に広がってしまう恐れがあります。そのような越境損害のリスクを考えると、製造物の納入先の国やその周辺国が原子力損害賠償に関する国際条約に加盟しているかどうかは重要な事項といえます。

1 原子力施設で起こった事故の損害賠償に原賠法が適用されない場合

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第4条には、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」とあります。しかし、原子力施設で起こった事故の損害賠償責任がいつでも原子力事業者に集中されるわけではありません。

賠償すべき損害が「原子力損害」（核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害）でない場合、原賠法は適用されず、その賠償責任は民法第709条（不法行為による損害賠償）や製造物責任法の定めるところによります。

また、賠償すべき損害が「原子力損害」の場合でも、原賠法は日本の国内法であるため、外国の裁判所では適用されません。そのため、国境を越えた損害に関しては原賠法の適用外になってしまう可能性があります。

2 製造物責任法（PL法）とは

我が国の製造物責任法について詳しく解説します。

（目的）

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

製造物責任法は被害者の保護を目的としており、民法による一般の不法行為責任の成立要件に比べて製造業者により厳しいものとなっています。

（定義）

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

「製造物」とは、製造又は加工された動産をいうので、設計やコンピューターのソフトウェアは「製造物」に該当しません。

「欠陥」とは、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることと定義されており、欠陥かどうか

は事実に応じて裁判官の裁量に委ねられます。

「製造業者等」とは、製造業者、加工業者に加え、輸入業者も含まれます。これは、製造業者が海外に存在する場合、被害者が責任を追及することが難しいので、輸入業者に代替的な責任を負わせることで消費者の保護を図ろうというものです。なお、販売業者は通常の場合製造業者とはみなされません。製造業者として製造物に名称を表示した者または製造物にその製造業者と誤認させるような表示をした者は「製造業者等」とみなされるため、OEM 供給を受けて販売する場合や、A社が開発しB社に製造させて、“製造元B社・発売元A社”という表示をしたA社の場合等、実質上製造者と同視できるほどの関与をした販売業者については「製造業者等」とみなされます。

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

製造物責任の要件は以下のようになります。

- ・ 製造業者等に該当すること
- ・ 自ら製造、加工、輸入または氏名等の表示等をしていること
- ・ 製造物に該当すること
- ・ 引渡しが行われたこと
- ・ 欠陥が存在すること
- ・ 他人の生命、身体または財産の侵害による損害が発生したこと
- ・ 欠陥と損害の間に因果関係があること

民法上の不法行為責任が成立するためには、被害者が加害者の故意または過失を立証しなければなりません。しかし、製造物責任では、被害者が製造物の欠陥、損害の発生、欠陥と損害との因果関係を立証すれば過失の有無を問わずに製造業者の責任が発生します。この点が製造物責任法の大きなポイントです。

製造物責任法は被害者が法人である場合も適用されるため、例えば完成品メーカーが部品メーカーに対して損害賠償請求する際の根拠法にもなります。

損害が製造物についてのみ発生し、第三者の損害が発生していない場合は、瑕疵担保責任（民法第570条、第566条）の問題として扱われます。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

引渡し時における科学・技術の知見では欠陥が認識できなかったような場合は免責が認められます。また、専ら完成品メーカー等が行った設計に関する指示に従って製造した製造物の設計上の欠陥について責任を問われた場合には、過失がない限り免責になります。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

製造業者が製造物を引き渡したときから10年を経過した場合、製造物責任法上の責任を免れることにはなりますが、民法上の一般の不法行為責任については免責になりません。

この法律は日本の国内法ですが、諸外国には同様の製造物責任法を定めている国があります。ただし、具体的な責任要件は日本の法律と全く同じではないことに留意してください。

原子力発電所 事故対応編

東日本大震災による原子力事故への対応

8. 震災による原子力事故に伴う原子力損害賠償
9. 原子力損害賠償紛争審査会、
原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害の範囲の判定等に関する指針と基準

10. 福島原発事故による原子力損害の範囲の
判定等に関する中間指針
11. 紛争解決センターが策定した総括基準
12. 政府の賠償基準の考え方

原子力損害賠償に関わる法律

13. 消滅時効への対応
14. 原子力損害賠償支援機構法
15. 原子力被害者早期救済法
16. 環境汚染への対処

我が国の原子力損害賠償制度の課題

17. 原賠制度が果たした役割と原子力損害賠償の実際
18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴
19. 原子力損害賠償制度を補う制度と今後の課題

8. 震災による原子力事故に伴う原子力損害賠償

Q1

震災による原子力
事故の損害賠償

「3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故の原子力損害賠償はどのように行われますか？」

A1

- 原子力事故に伴って発生した原子力損害の賠償は、「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」に基づいて行われることとなります。
- 政府見解では、当該事故による原子力損害の賠償は、原子力事業者である東京電力(株)が一義的に賠償責任を負うことを前提に各種手続きが進められています。
- 当該事故は地震、津波によって発生したため、事業者の賠償による損失は政府と事業者の間に締結された「原子力損害賠償補償契約」に基づいて、政府が1発電所あたり賠償措置額である1200億円まで補償します。
- 事業者による損害賠償額が賠償措置額(1200億円)を超えた場合には、政府は原賠法の目的を達成するために必要と認めるときは、事業者が損害を賠償するために援助を行うこととなり、このため原子力損害賠償支援機構法が制定されています。
- 原賠法に基づき文部科学省に設置された「原子力損害賠償紛争審査会(紛争審査会)」は、原子力損害の範囲を判定する指針等の策定や、紛争の和解の仲介を行うこととなり、この和解の仲介のため原子力損害賠償紛争解決センターが設置されています。

解 説

2011年3月11日に発生した東日本大震災の地震及び津波を受けて引き起こされた東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所における事故では、大量の放射性物質の放出等により、広範囲にわたる原子力損害が発生しました。この事故に係る損害賠償は「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」や「原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）」、その関係法令に基づいて処理されます。

現在、当該事故による原子力損害の賠償は原賠法第3条などに基づき、原子力事業者である東京電力（株）が一義的に賠償責任を有することを前提として所要の手続きが進められています。

なお、原賠法第3条には、ただし書きとして「異常に巨大な天災地変」の場合に事業者を免責扱いとする規定がありますが、今回の震災は「異常に巨大な天災地変」に該当しないものとして処理が進められています。

事業者は原賠法第7条などに沿って、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約により1事業所当たり1200億円の損害賠償措置を講じており、これを被害者に対する賠償の原資とすることができます。

当該事故は地震及び津波によって発生したため、原賠法第8条、補償契約法第3条及び補償契約法

施行令第2条により、責任保険の免責事項に該当し、補償契約の填補対象となることから、当該事故による原子力損害の賠償によって発生した事業者の損失は、政府との補償契約に基づいて、1事業所当たり1200億円まで政府により補償されます。

事業者が賠償しなければならない損害の額が、事業者が措置している額を超えた場合で、被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するという原賠法の目的を達成するために必要があると政府が認めるときには、政府が原賠法第16条第1項に基づき、事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うこととなっています。

今回の福島原発事故に際して、新たに原子力損害賠償支援機構法が2011年8月10日に公布され、これに基づく東京電力への資金援助（＝政府の必要な援助）が行われています。

また、政府は原賠法第18条に基づいて文部科学省に設置した「原子力損害賠償紛争審査会」において「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」の策定や、「原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介」を行うこととなっており、この和解仲介のため2011年8月10日に原子力損害賠償紛争解決センターが設置されています。

Q1

原子力損害賠償
紛争審査会

「原子力損害として賠償されるべき損害の範囲の判定はどのように行われますか？」

A1

- 原子力事業者が賠償すべき「原子力損害」には、放射線の作用等による直接的損害に限らず、事故と相当因果関係のある損害が全て含まれるため、具体的な損害の範囲を判定するのは容易ではありません。
- 福島原発事故では、原子力損害賠償に関する指針策定や紛争の和解の仲介等を行うため、原賠法の規定に基づいて、2011年4月11日に「原子力損害賠償紛争審査会」（紛争審査会）が設置されました。
- 紛争審査会は2011年4月28日より順次、原子力損害の範囲の判定に関する指針を提示しており、また、2011年8月には紛争審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」（紛争解決センター）が設置され、和解の仲介が行われています。

解 説

原子力事業者が賠償すべき「原子力損害」の定義は、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）の第2条第2項に規定されています。

第2条2項

この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。

ただし、「原子力損害」には、定義されている放射線の作用等による直接的損害だけでなく、事故と相当因果関係のある損害が全て含まれるので、具体的な損害の範囲を判定するのは容易ではありません。そのため原賠法では、原子力損害に関して紛争が発生した場合には、文部科学省に設置される「原子力損害賠償紛争審査会」が和解の仲介や指針策定を行うことを規定しています。

第18条

文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害

賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。

三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

福島原発事故に関する原子力損害賠償については、事故から1ヵ月後の2011年4月11日に、文部科学省に原子力損害賠償に関する指針策定や紛争の和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争審査会」（紛争審査会）が設置されました。

この紛争審査会はまず、原賠法18条2項2号に定める「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」の策定やこれを行うための「必要な原子力損害の調査及び評価」を開始し、2011年4月28日より順次指針を提示しています。また、2011年8月には紛争審査会の下に、和解の仲介の手續きを円滑かつ効率的に行うための「原子力損害賠償紛争解決センター」（紛争解決センター）が設置され、和解の仲介が行われています。

Q2

原子力損害賠償 紛争解決センター

「福島原発事故による原子力損害のうち、必ずしも紛争審査会による指針の対象に挙げられていないもの、あるいは東京電力の補償基準の対象に示されていないものなどについては、どのような解決方法がありますか？」

A2

- 福島原発事故による原子力損害については、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に基づいて、紛争審査会により当事者による自主的な解決に資する一般的な指針が策定され、指針に基づき東京電力が定めた補償基準により賠償が実施されています。紛争審査会の定める指針では、損害はこの指針に限定されるものではないことが明記されていることから、そういった非定型的な損害賠償であっても、東京電力に対して直接請求することができます。
- これとは別に、紛争審査会の役割として、指針策定や損害の調査の他に「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」があります。2011年8月、紛争審査会は和解の仲介の手続きを円滑かつ効率的に行うために「原子力損害賠償紛争解決センター」（紛争解決センター）を設置しました。
- 紛争解決センターでは、紛争審査会の指針の対象に挙げられていない場合や、東京電力の補償基準の対象に示されていない場合の他、東京電力との間で損害賠償額の認識が一致しない場合などについても、原子力損害賠償に関する紛争解決の申立てを受け付けています。

解 説

原子力損害賠償紛争解決センターの役割

福島原発事故による原子力損害については、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に基づいて、

紛争審査会により当事者による自主的な解決に資する一般的な指針が策定され、指針に基づき東京電力が定めた補償基準により賠償が実施されています。

紛争審査会の示す指針は一定の類型化が可能な損害項目や範囲を示したものであり、全ての損害が示

されているわけではありません。したがって、指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、類型外の損害賠償を東京電力に直接請求することは可能です。しかしながら、このように指針で示されていない損害については、個別具体的な事情に応じて損害の有無や損害額を判断しなければなりません。こうした問題について被害者と東京電力との合意が成立しない場合には最終的には法的な紛争として裁判所の司法判断を仰ぐこととなります。

このように、原子力損害のような多数の被害者がそれぞれ裁判を起こさなければ解決できないとすれば、被害者個人にとっても、また社会にとっても多大な費用が必要となり、迅速な救済を与えることもできません。そこで、こうした場合に「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」もまた、原賠法第18条で定められた紛争審査会の役割となっています。

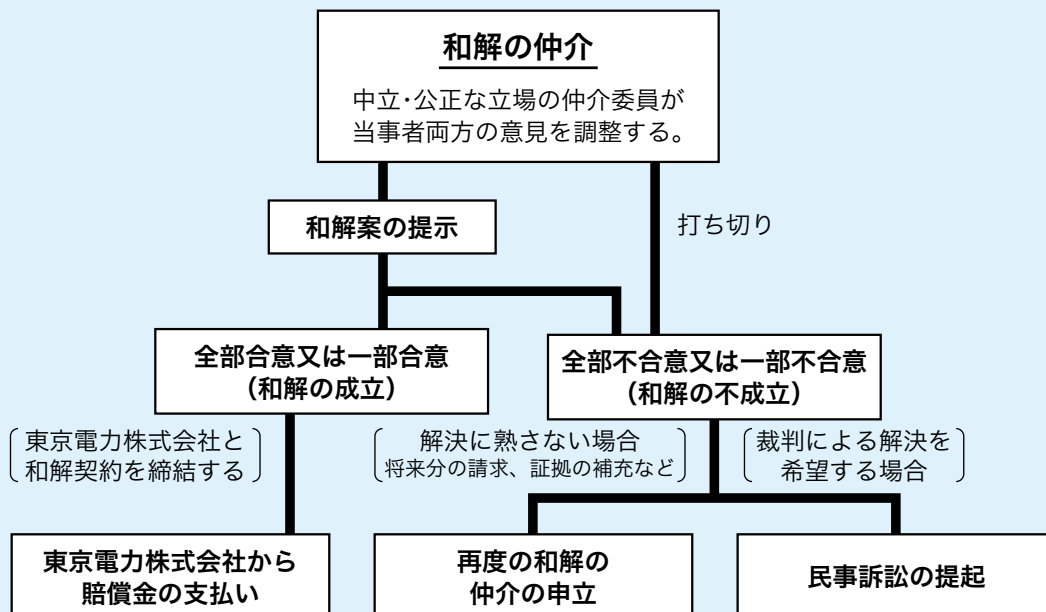
今回の福島原発事故のため、紛争審査会は2011年8月に、和解の仲介の手続きを円滑かつ効率的に行うための「原子力損害賠償紛争解決センター」(紛争解決センター)を設置しました。紛争解決セ

ンターは、和解の仲介手続きを総括する「総括委員会」と、仲介委員が合意形成を後押しする「仲介委員」と、和解の仲介手続きに関する庶務を行う「原子力損害賠償紛争和解仲介室」との有機的な連携の下に、業務が遂行されます。

紛争解決センターが提示する和解案については、原子力損害賠償支援機構と東京電力が作成した「特別事業計画」において「紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、(中略)提示される和解案については、東電として、これを尊重することとする。」とされており、東京電力はこの手続による和解案での解決にできるだけ応じることが示されています。

こうした手続によって、当事者間の合意により解決できない場合であっても、裁判所に訴訟を提起するなどの方法によることなく、紛争解決センターを利用することにより、費用や時間をかけずに適性に紛争を解決することが期待されています。

「原子力損害賠償紛争解決センター」についての詳細は文部科学省のウェブサイトをご覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm



Q3

原子力損害賠償紛争
解決センターの活動状況

「原子力損害賠償紛争解
決センターにおける和
解仲介は現在どのよう
に進んでいますか？」

A3

- 原子力損害賠償紛争審査会は、東日本大震災に伴う東京電力福島原発による原子力損害の賠償に関わる和解の仲介の手続きを円滑かつ効率的に行うために2011年8月に「原子力損害賠償紛争解決センター」（紛争解決センター）を設置しています。
- 紛争解決センターが取扱った2012年の月間申立件数の平均は379件で、平均的な審理期間は約8ヶ月でした。2014年2月28日現在、申立件数10145件に対し、7291件の事件が終了、その他に仮払和解が延べ103件、一部和解が延べ999件成立しています。
- 紛争解決センターでは、発足以来、審理促進に向けて組織体制の強化、審理の迅速化のための工夫、更には総括基準・和解事例の公表等を行ってきましたが、さらなる人員拡充と審理簡素化の徹底や東京電力に対する適切な対応の要請、集団申立事件に対する代表案件選定による迅速処理化、弁護士等代理人の理解と協力等を進めています。

解 説

原子力損害賠償紛争審査会は2011年8月に、和解仲介手続きを円滑かつ効率的に行うために「原子力損害賠償紛争解決センター」（紛争解決センター）を設置しました。紛争解決センターが行う和解仲介手続きは原則的に非公開ですが、福島原発事故の法的紛争の解決は国民的関心事であることなどから、2012年1月30日に、初期段階（2011年9月～12月）のセンターの活動状況が報告書として明らかにされました。それに続き、2012年における活動状況の報告書が2013年2月に公開されており、その概要は以下の通りです。

初期段階（9～12月）における状況の概要（2012年1月公表）

紛争解決センターの仲介による和解は当初、次のような理由により遅延していた。

センター側の要因

- ・原子力損害という特殊な損害の賠償問題であることから、人員配置と共に仲介委員の事故や損害に対する認識を共通にするための準備を要した。
- ・一つの事案の処理が先例となり、他の多くの事案の処理に影響を及ぼすことから審理に慎重を期した。
- ・本人申立ての件数が多く、請求内容や事実関係の確認・調査に時間を要した。等

東京電力側の要因

- ・答弁書における認否留保が多い。
- ・中間指針に個別に明記されていない賠償項目や財物価値の喪失・減少等の評価にあたり、積極的に審理の促進に協力する態度が見られない。等

そのため、紛争解決センターは以下の取り組みを行い、迅速化をはかっている。

大量の案件を処理するための手続の工夫

- ・仲介委員、調査官、当事者が協議する期日の早期設定
- ・パネル（仲介委員3名1組の合議体）間の協議による共通論点の整理

- ・「総括基準」の策定・公表
- ・「一部和解」、「仮払い」の促進
- ・仲介委員3名合議から単独審理方式への切り替えによる多数事案の処理
- ・集団申立に対する対応（代表案件先行処理方式の採用）

集団申立の中でいくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねる。

東京電力、弁護士等に対する協力の要請

- ・弁護士等法律専門家による申立ての代理がなされるよう弁護士会や原子力損害賠償支援機構、原子力損害賠償円滑化会議への協力要請
- ・東京電力に対する迅速かつ公正な審理への協力要請

センターの体制の強化

- ・仲介委員、調査官、事務スタッフの増員

2012年における状況の概要（2013年2月公表）

1. 紛争解決センターの状況

- 事務所体制、人員体制
 - ・紛争解決センターは東京に2つの事務所と福島県内に4つの支所を開設して執務を行っている。
 - ・2012年に大幅増員を行い、2012年12月31日時点で仲介委員205名、調査官91名、和解仲介室職員112名の合計408名体制となっており、2013年も調査官及び和解仲介室職員の増員を続けている。
- 申立ての動向
 - ・2011年の月間申立件数の平均は130件であるのに対して、2012年の月間申立件数の平均は379件となり大幅に増加した。これは、東京電力への直接請求に対する回答が2011年末頃から増え、これに同意できない被害者が順次申立手続に至ったことが原因として挙げられる。
 - ・2012年3月から7月は月間400件を超える申立があったが2012年9月以降はピーク時より20～30%程度減少して推移している。

9. 原子力損害賠償紛争審査会、原子力損害賠償紛争解決センター

○取扱いの状況

- ・2012年までに申し立てられた事件の平均的な審理期間は約8ヶ月であった。
 - ・2013年に申し立てられた事件については審理期間が4～5ヶ月程度に短縮することを運用上の課題としている。
 - ・2011年の終了事件数6件に比して2012年の終了事件数は大幅に増加し、1856件の事件が終了した。その他に仮払和解が延べ80件、一部和解が延べ246件成立している。
- ※2014年2月28日現在、申立件数10145件に対し、7291件の事件が終了、その他に仮払和解が延べ103件、一部和解が延べ999件成立しています。

2. 紛争解決センターの審理促進に向けた活動

紛争解決センターでは、当初、おおむね3ヶ月を目標審理期間として設定していたが、上記のように目標を達成できているとは言いがたい状況であり、審理促進に向けて人員の拡充、審理簡素化に向けた工夫、総括基準・和解事例の公表を行っている。

○人員体制の拡充

- ・2011年12月現在の体制は仲介委員約130名、調査官約30名の体制であり月間400件以上の新受事件を速やかに調査着手し迅速に審理を終えるのは不可能であったため、仲介委員および調査官の増員が実行された。

○審理簡素化のための工夫

- ・訴訟のような厳格な手続きを実施しない。
- ・申立書と同時に決算書等の資料の提出を求める(営業損害等の請求の場合)。
- ・申立書を読んだ段階から速やかに和解案や審理計画を想定し、常に審理の終局を見据えて調査・審理を行う。
- ・書面審理のみによる和解提案を活用し、口頭審理期日を開催する場合であっても目的を明確にして少数回だけ開催する。
- ・口頭審理期日は原則として東京事務所で行い、電話会議やテレビ会議システムを活用する。
- ・書証の乏しい事案の事実認定は、被害の実態に即して、申立人の陳述から事実を積極的に認定し、経験則を多用し、常識的な事実認定に努める。
- ・損害額の算定に当たっては合理的な概算で足りるものとして簡易迅速に行う。

- ・釈明要求や資料提出要求は厳選して採用する。
- ・和解案提示理由書は真に必要な場合を除いては作成せず、作成する場合にも簡素なものにとどめる。
- ・和解契約書の内容の一部を標準化・定型化し、標準化・定型化されたものはそれと異なる条項を用いないようにする。また、将来の請求権や現在の慰謝料請求権などが清算条項により消滅しないような条項を作成する。

○総括基準・和解事例の公表

- ・中間指針の細目に当たる紛争解決の基準や、中間指針から漏れた事項についての紛争解決の基準を定める総括基準を14本策定・公表した。
- ・2012年4月27日以降、和解理由書12本、和解契約書183本を公表した。

3. 課題解決に向けた取組

○人員拡充と審理簡素化の徹底

- ・未済件数を減少させるためには人員の更なる拡充と審理簡素化の徹底を図ることが求められる。

○東京電力に対する適切な対応の要請

- ・紛争解決センターに申し立てをしたという理由で東京電力に直接請求での賠償を拒否されるなどの不当な対応等の苦情があった場合には、東京電力に指摘をして適切な対応を促している。
- ・和解手続は当事者の対立構造を前提にする訴訟モデルではなく、共通の目標である紛争の迅速かつ公平・適正な解決に向けて工夫しあう協調的紛争解決モデルを志向している。
- ・損害算定分野における東京電力の考え方には、貸借対照表や損益計算書から導き出される数値が優先するという傾向が見られるが、紛争解決センターはこのような考え方に賛成できない。被害の実態を踏まえ、賠償法理に基づいて適正な損害算定を行っていく。

○集団申立事件の迅速処理化

- ・いくつかの代表案件を選定し、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をして迅速な審理を目指していく。(チャンピオン方式)

○弁護士等代理人の理解と協力の要請

- ・紛争解決センターは弁護士等法律専門家が代理人となる案件においては事実、証拠、法的根拠等の適切な整理を求めるとともに紛争解決センターの現状と審理方針への理解が得られるよう引き続き

協力を求めていく。

- ・ 申立人や申立代理人の準備不足や主張又は証拠資料の提出の遅れにより審理が遅延する事件も絶えないことから、申立人や被申立人には協力をお願いします。

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書の本文は文部科学省のウェブサイトからご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm

10. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

Q1

中間指針の位置づけ

「原子力損害賠償紛争審査会により決定された、福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針とは、どのようなものですか？」

A1

- 原賠法に基づいて2011年4月11日に設置された原子力損害賠償紛争審査会により、原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針が策定されています。
- 指針は、可能な限り早期の被害者救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、第一次、第二次、第二次追補、と順次策定されました。
- 2011年8月5日に決定された中間指針は、第二次追補までの指針で既に決定した内容にその後の検討事項を加えたもので、原子力損害の当面の全体像を示すものです。
- この中間指針には、中間指針で対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではないこと、今後の状況の変化に伴い必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討することが明記されています。

解 説

事故から1ヵ月後の2011年4月11日、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）18条に基づいて、文部科学省に原子力損害賠償に関する指針策定や紛争の和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争審査会」（紛争審査会）が設置されました。この紛争審査会は、原賠法18条2項2号に定める「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」を策定する役割を担っています。

指針策定にあたって紛争審査会は、多数の被害者の生活状況等が損害の全容の確認を待つことができないほど切迫しているという事情に鑑みて、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次指針として提示していきました。

まず4月28日に、①避難等の指示に係る損害、②航行危険区域設定に係る損害、③出荷制限指示等に係る損害について、(1) 避難費用、(2) 営業損害、(3) 就労不能等に伴う損害、(4) 財物価値の喪失又は現象等、(5) 検査費用（人、物）、(6) 生命・身体的損害を対象として、第一次指針を決定・公表しました。

続いて5月31日に、①避難等の指示に係る損害として、「一時立入費用」、「帰宅費用」、「精神的損害」、「避難費用の損害額算定方法」、「避難生活等を

余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法」、②出荷制限等に係る損害として、「出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害」、「出荷制限指示等の解除後の損害」、③作付け制限指示等に係る損害、及び④風評損害を対象とした第二次指針を決定・公表しています。

さらに6月20日には、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額の算定方法に関する第二次追補を決定・公表しました。

紛争審査会が2011年8月5日に決定・公表した中間指針は、第二次指針追補までの指針で既に決定した内容に、いわゆる間接損害や、放射線被曝による損害など、その後の検討事項を加えて、賠償すべき損害と認められる一定範囲の損害類型を示したもので、原子力損害の当面の全体像を示すものです。

なお、この中間指針については、その「第1中間指針の位置づけ」において、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」ということ、「今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する」ということが指針の位置づけとして明記されており、今後も紛争審査会において更なる指針の検討が継続されます。

10. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

Q2

中間指針（追補、第二次追補、第三次追補、第四次追補）によって示された損害類型と損害項目

「中間指針（追補、第二次追補、第三次追補、第四次追補）によって示された原子力損害はどのようなものですか？」

A2

- 中間指針には、まず、原子力事業者が責任を負うべき「原子力損害」の範囲について、社会通念上、原子力事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの、というような各損害項目に共通する考え方が示されています。
- 具体的な損害については、対象地域や対象者ごとに「避難等の指示等に係る損害」や「出荷制限指示等に係る損害」など七つの損害類型に分けられ、それぞれの類型について「検査費用」「避難費用」「一時立入費用」「帰宅費用」「生命・身体的損害」「精神的損害」「営業損害」「就労不能に伴う損害」「財物価値の喪失又は減少等」などの損害項目ごとに指針が示されています。
- 政府による避難指示等に基づくものではなく自主的に行なわれた避難（自主的避難）に係る損害は、2011年8月5日に公表された中間指針において「引き続き検討する」とされていましたが、2011年12月6日の中間指針追補により損害の範囲が示されました。
- 2012年3月30日に政府により実施された警戒区域及び避難指示区域等の見直しに伴い、2012年3月16日に中間指針第二次追補が策定されました。
- 農林漁業・食品産業において、いわゆる風評被害が中間指針策提示に比して広範に及んでいることから、2013年1月30日に中間指針第三次追補が策定されました。
- 避難指示の長期化に伴い、住居の確保に係る損害や長年住み慣れた地域での生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等に対処するため、2013年12月26日に中間指針第四次追補が策定されました。
- これらの指針に含まれていない損害に関する指針等は、今後必要に応じて検討され、改めて示されることとなります。

解説

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針 (2011年8月5日決定・公表)

中間指針には、まず、各損害項目に共通する考え方として、原子力事業者が法律上責任を負うべき「原子力損害」の範囲について、社会通念上、原子力事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの、というような基本的な考え方が示されています。

中間指針を個別の事案に適用するうえでは、76ページ以降に解説する「総括基準」も参考にすることができます。

中間指針は以下のように、損害類型の各々について項目ごとに分けて示されています。

1. 政府による避難等の指示等に係る損害について

【対象区域】

避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

【避難等対象者】

避難指示等により避難等を余儀なくされた者

【損害項目】

(1) 検査費用（人）

- ・避難等対象者が負担した被曝による身体への影響の有無を確認する目的で受けた検査の検査費用及び付随費用

(2) 避難費用

- ・避難等対象者が負担した交通費、家財道具移動費用、宿泊費等

(3) 一時立入費用

- ・「一時立入り」に伴う交通費、家財道具移動費用、除染費用等

(4) 帰宅費用

- ・住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等

(5) 生命・身体的損害

- ・避難等を余儀なくされたための傷害、健康状態悪化、疾病あるいは死亡による逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- ・避難等を余儀なくされ、これによる健康状態悪化等を防止するために負担が増加した

診断費、治療費、薬代等

(6) 精神的損害

- ・避難等により対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、正常な日常生活が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛
- ・事故発生から6ヶ月間（第1期）は一人月額10万円（避難所等において生活をした期間は一人月額12万円）、第1期終了から6ヶ月間（第2期）は一人月額5万円、第2期終了から終期まで（第3期）は改めて算定方法を検討

(7) 営業損害

- ・事業の不能等により現実に減収のあった営業、取引等の減収分
- ・事業への支障による追加費用、支障を避けるために負担した追加費用
- ・指示解除後の事業再開のために生じた追加費用

(8) 就労不能に伴う損害

- ・対象区域内に住居や勤務先がある労働者が、避難指示等によりあるいは営業損害により、就労不能となった場合の給与等の減収分及び追加費用

(9) 検査費用（物）

- ・対象区域内にあった財物につき、安全確認をすることが必要かつ合理的である場合に、所有者等の負担した検査費用

(10) 財物価値の喪失又は減少等

- ・避難等に伴い、管理不能や放射性物質への曝露によって現実に価値が喪失又は減少した財物（不動産を含む）の、価値の減少分及びこれに伴う除染等の追加費用

2. 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

【対象区域】

航行危険区域、飛行禁止区域

【損害項目】

(1) 営業損害

- ・漁業者が対象区域内での操業を断念し減収があった場合の減収分及び追加費用
- ・内航海運業者や旅客船事業者等の航路迂回により発生したことに伴う減収分及び追加費用

10. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

- ・航空運送事業者の迂回飛行により発生したことに伴う減収分及び追加費用
- (2) 就労不能等に伴う損害
 - ・対象区域内で操業不能となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態悪化のために、そこで勤務していた勤労者が就労不能を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加費用

3. 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について

【対象】

農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体等が合理的理由に基づき行うものを含む）に伴う損害

【損害項目】

- (1) 営業損害
 - ・農林漁業者が指示等により事業に支障が生じたため減収があった場合の減収分及び追加費用（商品の回収・廃棄費用、代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）
 - ・指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者が、指示等により対象品目又はその加工品の販売を断念するなど事業に支障が生じた場合の減収分
 - ・指示解除後も支障が生じたため減収があった場合の減収分、事業再開のために生じた追加費用
- (2) 就労不能等に伴う損害
 - ・指示等により対象事業者又は加工・流通業者の経営状態悪化のために、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加費用
- (3) 検査費用（物）
 - ・指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他事業者が負担を余儀なくされた検査費用

4. その他の政府指示等に係る損害について

【対象】

事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害

【損害項目】

- (1) 営業損害
 - ・指示等の対象事業者において、指示等に伴い、事業に支障が生じたため減収があった場合の減収分
- (2) 就労不能等に伴う損害
 - ・指示等に伴い、対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加費用
- (3) 検査費用（物）
 - ・指示等に基づき行われた検査に関し、対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用

5. いわゆる風評被害について

- (1) 一般的基準
 - ・放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合
 - ・損害項目としては、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）
- (2) 農林漁業・食品産業の風評被害（対象となる産地）
 - ・農林産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉
 - ・茶：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡
 - ・畜産物：福島、茨城、栃木
 - ・水産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉
 - ・花き：福島、茨城、栃木
 - ・その他農林水産物：福島
 - ・北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根において産出された牛肉等
 - ・農林水産物の加工業及び食品製造業：加工又は製造した事務所又は工場が福島県に所在するもの、主たる原材料が風評被害の対象となるもの
 - ・農林水産物・食品の流通業：風評被害の対象となる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの
- (3) 観光業の風評被害
 - ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県に営業の

拠点がある観光業

- ・外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、事故以前に予約が入っていた場合であって通常の解約率を上回る解約が行われたもの
- ・東日本大震災による影響を踏まえて合理的な範囲で損害額を推認する

(4) 製造業、サービス業等の風評被害

- ・福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関して当該拠点において発生したもの
- ・サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した福島県に所在する拠点における当該サービスに係るもの
- ・放射性物質が検出された上下水処理等副次産物に関するもの
- ・水の放射性物質検査の指導を行っている都県において事業者が実施を余儀なくされた検査に係るもの
- ・外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害のうち、事故以前に契約が為された場合であって5月末までに解約されたもの
- ・損害額の算定に当たっては東日本大震災による影響の検討も必要

(5) 輸出に係る風評被害

- ・輸出先国の要求によって生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用や各種証明書発行費用等
- ・事故以降に輸入先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの

6. いわゆる間接被害について

- ・間接被害とは、第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとする
- ・間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故との因果関係のある損害と認められる
- ・損害項目としては、営業損害、就労不能等に伴う損害

7. 放射線被曝による損害について

本件事故の普及作業等に従事した者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

その他にも、以下のような考え方が指針として示されています。

○被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について

本件事故により原子力損害を被った者が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

○地方公共団体等の財産的損害等

地方公共団体又は国が所有する財物および地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、賠償の対象となるとともに、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も賠償の対象となる。

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）
 (2011年12月6日決定・公表)

2011年8月5日に公表された中間指針において、政府による避難指示等に基づくものではなく自主的に行なわれた避難（自主的避難）に係る損害については、引き続き検討することとされていました。

これに関して12月までの間に原子力損害賠償紛争審査会による調査・検討が行われ、2011年12月6日に自主的避難等に係る損害についての中間指針追補が公表されました。

避難指示等対象地域の周辺地域では、事故発生当初に十分な情報が無い中で大量の放射性物質放出による放射線被曝の危険を回避しようと自主的

10. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

に避難した者、その後にある程度情報が入手できるようになった状況下で放射線被曝の危険を回避しようと考えて自主的に避難した者が相当数存在する一方で、ほとんどの住民が恐怖や不安を抱きつつも避難せずに滞在し続けました。

こうした現状を踏まえ、指針においては福島原子力発電所からの距離、避難指示対象区域との近接性、政府等から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案して、以下のような自主的避難等の損害範囲が示されました。

【対象区域】

下記のうち避難指示等対象区域を除く区域。

- 県北地域
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
- 県中地域
郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
- 相双地域
相馬市、新地町
- いわき地域
いわき市

【対象者】

- 事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者。
- 事故発生時に避難指示等対象区域に住居があった者が、自主的避難等対象区域に避難して滞在した期間は自主的避難者等対象者に準じて対象となる。

【損害項目】

- 自主的避難者及び滞在者のそれぞれの生活費の増加費用、精神的苦痛、移動費用等を合算し、自主的避難者及び滞在者の損害を同額として算定するのが、公平かつ合理的。損害額は以下を目安とする。
- 事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居が

あった者

- ・ 対象区域内に住居していた子供・妊婦
事故発生から2011年12月末までの損害として、一人40万円。（平成24年1月以降に関しては今後必要に応じて検討する。）
- ・ 対象区域内に住居していた上記以外の者
事故発生当初の時期の損害として、一人8万円。
- 事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者
その後に子供・妊婦が自主的避難等対象区域内に避難、滞在した場合、事故発生から2011年12月までの損害として一人20万円を目安とし、対象期間に応じた金額とする。

また、この中間指針追補においても、「対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」とされています。

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）
(2012年3月16日決定・公表)

政府による避難指示等に係る損害の範囲に関する考え方は、紛争審査会による2011年8月5日の中間指針及び2011年12月6日の中間指針第一次追補で示されましたが、その後、2012年3月30日時点での警戒区域及び避難指示区域等の見直しに対応するため、紛争審査会は2012年3月16日に中間指針第二次追補を決定・公表しました。

第二次追補には、中間指針及び第一次追補において引き続き検討すべき事項とされた、政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害、除染に係る損害が示されています。

中間指針第二次追補では、賠償が認められるべき範囲として、次のような指針が示されています。

<政府による避難指示等に係る損害>

1. 避難費用及び精神的損害

- (1) 避難指示区域（新たに設定された避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）
- 中間指針において示された「第2期」を2012年3月末日まで延長し、4月以降は「第3期」。(事故発生から6ヶ月間を「第1期」、第1期終了から6ヶ月間を「第2期」としていた。)
 - 第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害の算定方法は、引き続き中間指針で示した通り。ただし宿泊費等が賠償の対象となる期間には限りがある。
 - 第3期における精神的損害の具体的な損害額は、次を目安とする
 - ・ 避難指示解除準備区域に設定された地域…1人月額10万円。
 - ・ 居住制限区域に設定された地域…1人月額10万円とし、2年分として240万円。
 - ・ 帰還困難区域に設定された地域…1人600万円。
 - 中間指針において避難費用及び精神的損害が賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は今後の状況を踏まえて判断される。
- (2) 旧緊急時避難準備区域（福島第一原子力発電所の半径20km～30km圏内の地域の中で、計画的避難区域には該当していない地域：同準備区域は2011年9月30日に解除済）
- 第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害や、損害額の算定方法は、引き続き中間指針で示した通り。
 - 第3期における精神的損害の具体的な損害額は1人月額10万円を目安。
 - 中間指針において避難費用及び精神的損害が賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、2012年8月末までを目安。
- (3) 特定避難勧奨地点（事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点：設定した地点の住居に対して政府は避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行う）
- 第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害や、損害額の算定方法は、引き続き中間指針で示した通り。

- 第3期における精神的損害は1人月額10万円を目安。
- 中間指針において避難費用及び精神的損害が賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、3ヶ月間を当面の目安。

2. 営業損害

- 営業損害の終期は当面は示さず、個別の事情に応じて合理的に判断する。
- 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、その努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

3. 就労不能等に伴う損害

- 就労不能等に伴う損害の終期は当面は示さず、個別の事情に応じて合理的に判断する。
- 就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、その努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

4. 財物価値の喪失又は減少等

- 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、事故発生直前の価値を基準として100%減少（全損）したと推認できる。
- 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮し、事故発生直前の価値を基準に一定程度減少したと推認できる。

<自主的避難等に係る損害>

- 第一次追補における自主的避難等に係る損害について、2012年1月以降に関しては次の通り。
- ・ 少なくとも子供及び妊婦は、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準とし、合理性が認められる場合には、賠償の対象となる。
 - ・ 賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補で示した通りとし、具体的な損害額については合理的に算定する。

10. 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

<除染等に係る損害>

除染等に係る損害は、中間指針で示したもの（一次立入費用、営業損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等）のほか、次の通り。

- ・必要かつ合理的な範囲の除染等に伴って生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。
- ・地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。

第二次追補には中間指針や第一次追補と同様に、第二次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る、と明記されています。

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について） （2013年1月30日決定・公表）

中間指針策定（2011年8月）後、食品中の放射性物質の新たな基準値や食品以外の農林産物の暫定許容値等の設定に伴い、新たな品目・区域に対して出荷制限指示等がなされていました。

このため、広範な地域及び産品で買い控え等の被害が確認されており、中間指針に明示された品目・区域に加え、風評被害として認められる類型が以下のとおり追加されました。

- ・農産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る）＝ 岩手、宮城
- ・茶＝ 宮城、東京
- ・林産物（食用に限る）＝ 青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島※広島はしいたげに限る
- ・牛乳・乳製品＝ 岩手、宮城、群馬
- ・水産物（食用及び餌料用に限る）＝ 北海道、青森、岩手、宮城
- ・家畜の飼料及び薪・木炭＝ 岩手、宮城、栃木
- ・家畜排せつ物を原料とする堆肥＝ 岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について） （2013年12月26日決定・公表）

2013年8月に避難指示区域の見直しが完了したことにより、居住制限区域や避難指示解除準備区域では復旧・復興・帰還に向けた準備が進められている一方、帰還困難区域においては避難指示解除の見通しすら立たず、避難指示が長期化することが想定されています。

避難を余儀なくされている住民は具体的な生活再建を図ろうとしていますが、特に築年数の経過した住宅に居住していた住民においては、第二次追補で示された財物としての住宅の賠償金額が低額となり、帰還の際の修繕・建替えや長期間の避難等のための他所での住宅の取得ができないという問題が生じています。また、長期間の避難のために他所へ移住する場合には、従前よりも相対的に地価単価の高い地域に移住せざるを得ない場合があることから、移住先の土地を取得できないという問題も生じています。さらに、事故後6年を大きく超える長期避難が見込まれる帰還困難区域等の住民からは、将来の生活に見通しをつけるため、避難指示解除の見通しがつかず長期化する避難生活の精神的苦痛に対する損害賠償の考え方を示すことが求められています。

このような状況を踏まえて、中間指針第四次追補では、避難指示区域において避難指示解除後に避難費用及び精神的損害が賠償の対象となる相当期間の具体的な期間、新たな住居の確保のために要する費用のうち賠償の対象となる範囲及び避難指示が長期化した場合に賠償の対象となる範囲について、中間指針、中間指針第二次追補に加えて次のような損害の範囲が示されました。

また、東京電力による賠償の実施とは別に、被害者の帰還地域や移住先の生活や事業の再建に向け、就業機会の増加や就労支援、農林漁業を含む事業の再開や転業等への支援、被災地の医療、福祉サービス等の充実など、政府等による復興施策の着実な実施を求めています。

1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害（第二次指針追補で示された避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害とは異なり一括で賠償する損害）を賠償する。

対象：帰還困難区域（除染・インフラ復旧計画がない等、避難指示解除の見通しが無い区域）。ただし、原発が立地し、町の中核的機能が帰還困難区域にある大熊町・双葉町については町全域。

内容：一人1000万円（一括払い。生活費の増加費用を含まない。）。

避難区域の見直しが2012年6月の場合、追加賠償額は700万円。

※対象者以外（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）については、事故後6年間経過後も引き続き1人月額10万円。

2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

①上記1.の対象者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%を賠償。

（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）

宅地：新たに取得した土地の価格（広大な場合は福島県内の主要な避難先の平均宅地面積250㎡を基準とし、単価が高額な場合は平均単価38,000円/㎡を基準とする。）と元の土地（広大な場合は福島県の平均宅地面積400㎡を基準とする）の価格の差額を賠償。

②移住することが合理的と認められる者（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%を賠償。

（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）

宅地：①の額の75%を賠償（元の土地の価値が将来値上がりすることを考慮）。

※①②の賠償を受けた後、新たな住居に転居した時点で、避難費用の賠償は終了。

③ 帰還する者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%まで（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割まで）を上限として、実際に負担した修繕・建替え費用（建替えの場合、元の住宅の解体に要した費用も賠償）。

※従前の住居が借家であった者が新たに借家への入居が必要となった場合には、一時金（礼金等）に加え、新たな借家の家賃（元の借家面積に応じた平均的な家賃を上限とする）と従前の家賃の差額の8年分を賠償。

3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間を当面の目安とする。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子供の通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。）

中間指針第四次追補によって示された上記のような賠償に加え、政府は避難指示解除後の帰還に伴う生活再建への配慮が足りないとの声に応えるため、早期に帰還する住民が直面する生活上の不便さに伴う費用についての賠償（早期帰還者賠償）を追加する方針を示しています。

中間指針本文は文部科学省ウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/index.htm）からご覧下さい。

11. 紛争解決センターが策定した総括基準

Q1

紛争解決センターが
策定する総括基準

「原子力損害賠償紛争解
決センターが策定する
「総括基準」とはなんで
すか？」

A1

- 和解仲介の申立件数の増加に伴い、共通の考え方に基づく和解案の作成に向けて、多くの案件に共通する論点について、中間指針を個別の和解仲介事案に適用するための「総括基準」が公表されました。
- 総括基準の公表により、基準に基づく和解案提示の促進や、申立外の請求における被害者と東京電力との円滑な相対交渉の促進に寄与することが期待されています。
- 2012年2月14日に4項目、2012年3月14日に2項目、2012年4月19日に2項目、2012年7月5日に2項目、2012年8月1日に1項目、2012年8月24日に1項目、2012年11月8日に1項目、2012年12月21日に1項目、合計14項目の総括基準が策定されています。

解 説

紛争解決センターでは、申し立てられた案件の多くに共通する論点があることから、一貫性のある和解案を作成して申立人のあいだの公平を確保するため、中間指針を踏まえ個別の和解仲介事件に適用すべき「総括基準」を策定しています。

この総括基準の公表により、他に同様な損害を被っている人にも賠償の可能性や範囲を知ってもらうことのほか、同一基準に基づく和解案提示の促進や、被害者と東京電力との円滑な相対交渉を促進することで、多数の賠償手続の処理に寄与することが期待されています。

総括基準としては、2012年2月14日に、①避難者の第2期（事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）

の慰謝料、②精神的損害の増額事由等、③自主的避難を実行した者がいる場合の細目、④避難等対象区域内の財物損害の賠償時期、の4項目、2012年3月14日に⑤訪日外国人を相手にする事業の風評被害等、⑥弁護士費用、2012年4月19日に⑦営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法、⑧営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除、2012年7月5日に⑨加害者による審理の不当遅延と遅延損害金、⑩直接請求における東京電力からの回答金額の取扱い、2012年8月1日に⑪旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等、2012年8月24日に⑫観光業の風評被害、2012年11月8日に⑬減収分（逸失利益）の算定と利益率、2012年12月21日に⑭早期一部支払の実施についての総括基準が策定、公表されました。

Q2

総括基準の内容

「原子力損害賠償紛争
解決センターが公表
した総括基準はどの
ような内容ですか？」

A2

●紛争解決センターでは、申し立てられた案件の多くに共通する論点があることから、一貫性のある和解案を作成して申立人のあいだの公平を確保するため、中間指針を踏まえ個別の和解仲介事件に具体的に適用できるよう、「総括基準」を策定しています。その内容は以下の通りです。

基準 1 避難者の第 2 期（事故発生後 7 ヶ月目から 6 ヶ月間）の慰謝料

避難等対象者が第 2 期に受けた、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、一人月額 5 万円を賠償すべき損害とする。

基準 2 精神的損害の増額事由等

精神的苦痛に対する慰謝料（日常生活阻害慰謝料）は、要介護状態にある／身体又は精神の障害がある／重度又は中程度の持病がある／介護を恒常的に行った／懐妊中／乳幼児の世話を恒常的に行った／家族の離別・二重生活等が生じた／避難所の移動回数が多かった／避難生活に適応が困難な事情があったなどの事由があって通常の避難者より精神的苦痛が大きい場合には増額することができる。

基準 3 自主的避難を実行した者がいる場合の細目

中間指針追補記載の目安となる金額を上回る自主的避難の損害額が、賠償すべき損害かどうかを判断するには、1) 子供又は妊婦が含まれていたかどうか、2) 自主的避難を開始及び継続した時期、3) 放射線量に関する情報の有無及びその内容、4) 損害の具体的内容・額・発生時期などの要素を総合的に考慮する。

基準 4 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期

避難等対象区域内の財物損害について、避難等に伴い管理が不能となったために価

原子力損害の範囲の判定等に関する指針と基準

11. 紛争解決センターが策定した総括基準

値が失われた場合、価値を減少させる程度の放射性物質に曝露した場合、平均的一般的な人の認識を基準として財物の価値が失われた場合の損害は速やかに賠償すべき損害と認められる。

基準 5 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等

訪日外国人を相手にする事業の風評被害は、「放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有している場合」に事故との因果関係が認められる。

基準 6 弁護士費用

弁護士費用は、和解により支払いを受ける額の 3% を目安とする額（和解金が 1 億円以上になる場合は 3% 未満で仲介委員が適切に定める額）とする。

基準 7 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法

営業損害に関しては複数の合理的な算定方法が存在し、いずれを選択したとしても合理的なものと推認される。

基準 8 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除

営業損害や就労不能損害算定の際の中間収入は 50 万円までは非控除とする。

基準 9 加害者による審理の不当遅延と遅延損害金

東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には和解案に年率 5% の遅延損害金を付することができる。

基準 10 直接請求における東京電力からの回答金額の取扱い

東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを紛争解決センターの審理の対象とする。

基準 11 旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等

旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等については、指針や総括基準の慰謝料支給要件を満たさない期間の慰謝料を月額 10 万円としたうえで、別途生活費の増加費用の賠償を受ける場合は平成 23 年 10 月 1 日以降の慰謝料を月額 8 万円とする。

基準 12 観光業の風評被害

観光業の風評被害については、青森、秋田、山形、岩手、宮城、千葉の観光業の減収は少なくとも 7 割を原子力損害とする。

基準 13 減収分（逸失利益）の算定と利益率

風評被害による減収分（逸失利益）について、平均利益率 32% を利用して損害額の算定をすることを東京電力が許容しているときには、紛争解決センターにおいては平均利益率 32% を用いて損害額を算定するものとする。

基準 14 早期一部支払の実施

東京電力から答弁書が提出された段階で、各損害項目について、当事者間に争いがないと認められる金額については、速やかに、一部和解案の提示を行うものとする。

解 説

<総括基準>

1. 避難者の第 2 期の慰謝料

(1) 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料

避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したこと（避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活に見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているため）により生じた精神的苦痛に対する慰謝料として次の額を賠償すべき損害とする。

- 対象期間…第 2 期（事故発生後 7 ヶ月目から 6 ヶ月間）
- 金 額…一人月額 5 万円を目安とする。

(2) 避難による慰謝料

事故発生後 6 ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第 2 期（事故発生後 7 ヶ月目から 6 ヶ月間）の慰謝料は中間指針において目安とされる 1 人月額 5 万円から 2 万円程度増額（通常の避難よりも酷であるため）した額を賠償すべき損害とする。

2. 精神的損害の増額事由等

(1) 中間指針第 3 の 6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（日常生活阻害慰謝料）は下記事由があつて通常の避難者よりは精神的苦痛が大きい場合には増額することができる。

要介護状態にある／身体又は精神の障害があ

る／重度又は中程度の持病がある／介護を恒常的に行つた／懐妊中／乳幼児の世話を恒常的に行つた／家族の離別・二重生活等が生じた／避難所の移動回数が多かつた／避難生活に適応が困難な事情があつた

- (2) 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、増額事由がある月について目安とされた金額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として加算することなどが考えられる。
- (3) 日常生活阻害慰謝料以外に、事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第 3 の 6 の備考Ⅱ）を適用して別途賠償の対象とすることができる。

3. 自主的避難を実行した者がいる場合の細目

- (1) 対象者が自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額を目安となる金額（40 万円又は 8 万円）を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、1) 子供又は妊婦が含まれていたかどうか、2) 自主的避難を開始及び継続した時期、3) 放射線量に関する情報の有無及びその内容、4) 損害の具体的内容・額・発生時期などの要素を総合的に考慮するものとする。
- (2) 対象となるべき実費等の損害としては、1) 避難費用及び帰宅費用、2) 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用、3) 営業損害、就労不能損害、4) 財物価値の喪失・減少、5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害
- (3) 実費等の損害を賠償する場合、実費等の損害の

11. 紛争解決センターが策定した総括基準

ほかに精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。

- 賠償は本来個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては家族等のグループ単位で計算することを妨げない。
- 実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の目安となる金額に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と精神的苦痛に対する慰謝料に相当する学費を合算した額が中間指針追補記載の目安となる金額を上回る場合には上記基準を準用する。
- 事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難をした場合、当該住居の所在場所が自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び上記基準を準用する。

4. 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

- (1) 動産であって、避難等対象区域内に存在するものについての次の損害。
 - 1) 避難等に伴い管理が不能等となったために価値が失われた場合の価値の喪失又は減少分及び追加費用。
 - 2) 価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及び追加費用。
 - 3) 財物の種類・性質・取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として当該財物の価値が失われた場合の価値の喪失又は減少分及び追加費用。
- (2) 不動産であって避難等対象区域内に存在するものについての、上記1)～3)に記載の損害。

5. 訪日外国人を相手にする事業の風評被害等

- (1) 観光業の風評被害について、中間指針の対象である「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたこと」以外の原因により発生した減収等については、敬遠したくなる心理が、平均的一般的な外国人

を基準として合理性を有している場合に福島原発事故との因果関係が認められる。

- (2) 訪日外国人を相手にする事業の風評被害は、商品又はサービスの買い控え、取引停止等について、敬遠したくなる心理が、平均的一般的な外国人を基準として合理性を有している場合に福島原発事故との因果関係が認められる。
- (3) 上記基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意する。

6. 弁護士費用

原子力損害を受けた被害者が紛争解決センターへの和解の仲介の申し立てをする際に、代理人弁護士を選任した場合、弁護士費用として賠償すべき損害と認められる範囲は以下の通り。

- 1) 標準的な場合は、和解により支払いを受ける額の3%を目安とする。
- 2) 和解金が高額（概ね1億円以上）となる場合は、3%未満で仲介委員が適切に定める額。
- 3) 例外的な取扱として、被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があった場合には、増額可能。
- 4) 例外的な取扱として、被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しない。

7. 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法

合理的な算定方法の代表的な例として以下のものが挙げられる。

- 平成22年度の同期の額
- 平成22年度の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- 上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む）
- 各年度の収入額に変動が大きい場合は平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む）
- 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認め

られる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額

- 営業開始直後で前年同期の実績等が無い場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他売り上げ見込みに関する資料、同種事業者の例、統計地などをもとに推定した額
- その他上記の例と遜色のない方法により計算された額

8. 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除

営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、特段の事情がない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。原則として、一人月額 50 万円を越える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除することとする。

9. 加害者による審理の不当遅延と遅延損害金

和解の仲介手続きにおいて、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができる。この場合、利率は民事法定利率 5% の割合とし、平成 23 年 10 月 1 日を起算日とする。

10. 直接請求における東京電力からの回答金額の取扱い

東京電力に対する直接の請求に対して東京電力の回答があった損害項目については、紛争解決センターは東京電力の回答金額を上回る部分の損害主張のみを実質的な審理判断の対象とする。

11. 旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等

事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、指針や総括基準に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間がある者は、当該期間について仲介委員の定めるところにより、以下のいずれかの慰謝料を賠償する。

■平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 9 月 30 日まで 月額 10 万円

平成 23 年 10 月 1 日以降 月額 8 万円

この基準による場合は生活費の増加費用は含まれず、別途賠償を受けることができるものと扱う。

■平成 23 年 3 月 11 日以降 月額 10 万円

この基準による場合は当該期間中の生活費の増加費用の全額が当該慰謝料に含まれているものと扱う。

12. 観光業の風評被害

青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、千葉県観光業において事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその 7 割（修学旅行、スキー教室、臨海学校、林間学校等は全部）が原子力事故による損害と認められる。

13. 減収分（逸失利益）の算定と利益率

風評被害による減収分（逸失利益）については、福島県内に所在する同業者が東京電力に対して直接請求をする場合において、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率 32% を利用して損害額の算定をすることを東京電力が許容しているときには、紛争解決センターにおいては、平均利益率 32% を用いて損害額の算定をするものとする。ただし、被害者により有利な損害額の算定方法を用いることを妨げない。

14. 早期一部支払の実施

東京電力から答弁書が提出された段階で、各損害項目について、当事者間に争いがないと認められる金額については、速やかに、一部和解案の提示を行うものとする。

総括基準の本文は文部科学省のウェブサイトからご覧下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329129.htm

12. 政府の賠償基準の考え方

Q1

政府の賠償基準の
考え方

「2012年7月20日に政府から公表された、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」はどのような内容ですか？」

A1

- 原発事故に関わる賠償の中でも、避難指示区域内の不動産等に関する賠償については、被災者が今後の生活再建を展望する上でとりわけ密接に関わることから、政府は被害を受けた自治体や住民の意見や実情の調査結果を踏まえて、賠償基準の考え方を公表しました。これが2012年7月20日に公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」です。
- この賠償基準では、被災者が帰還を希望する場合も移住を希望する場合も、賠償上の取り扱いは同一とされています。
- 具体的には、避難区域見直しに伴い原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針第二次追補を踏まえて、不動産や家財の賠償、精神的損害や営業損害・就労不能損害の賠償を一括払いするための、算定方法が示されています。

解 説

東京電力は、原子力損害の賠償を実施するに際して、原子力損害賠償紛争審査会（紛争審査会）が策定した指針を踏まえ、同社としての賠償基準を定め、各被害者に対して個別状況を勘案した損害賠償を行ってきました。

実際の避難指示区域の見直しは当初の予定から大幅に遅れた状況にあります。この区域の見直しに関連して、それぞれの区域における不動産や家財等の財物損害の賠償、営業や就労等に対する賠償が被害者の今後の生活再建にとりわけ密接に係わるものといえます。そのため、政府は被害を受けた自治体や住民からの意見・実情を調査し、それを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方を取りまとめて公表しました。

避難住民の中には、できるだけ早く帰還して生活再建を希望する者や、新たな土地に移住することを選択する者など、様々な立場や考え方があり得ます。それを前提として、賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという指針における基本的な考え方に立ちつつ、帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資することが賠償の基本方針とされました。

具体的には、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取り扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害、就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のために一定程度必要な金額を確保するものとされています。

「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の概要は以下の通りです。

<避難指示区域における各賠償項目の考え方>

1. 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

【基本的な考え方】

(1) 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償する。

居住制限区域・避難指示解除準備区域におい

ては、事故時点から6年で全損とし、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。
(2) 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

【事故発生前の価値の算定】

(1) 土地

宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する。

(2) 建物

住宅についての事故前の時価相当額の算定は、固定資産税評価額を元に算定する方法と、建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

(3) 住宅の修復費用等

住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払いすることとする。

【事業用の不動産等の賠償】

事業用不動産や償却資産、田畑、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続して検討する。

2. 家財に対する賠償

(1) 家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

(2) 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

(単位：万円)

世帯人数	1名	2名	3名	4名	5名			
大人	1名	2名	2名	3名	2名	4名	3名	5名
子ども	—	—	1名	—	2名	—	2名	—
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

※上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定。

12. 政府の賠償基準の考え方

3. 営業損害・就労不能損害に対する賠償

(1) 営業損害、就労不能損害の一括払い

従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。ただし、大企業は適用対象外。

(ア) 農林業：5年分

(イ) その他の業種：3年分

(ウ) 給与所得：2年分

(2) 営業・就労再開等による収入は差し引かず

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転職・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。ただし、大企業は適用対象外。就労不能損害で控除を行わない収入は月額50万円を上限とする。

(3) 事業再開費用等

帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償の対象とする。

4. 精神的損害に対する賠償

(1) 2012年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円(2年分)、避難指示解除準備区域で120万円(1年分)を標準とし、一括払いを行う。

(2) 居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が(1)の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

<旧緊急時避難準備区域における賠償の方針>

1. 住宅等の補修・清掃費用

住宅等の補修・清掃に要する費用として、

30万円の定額の賠償を行うこととし、これを上回る場合は実損額に基づき賠償するものとする

2. 精神的損害・避難費用等の賠償

中学生以下の年少者の精神的損害について月額5万円として2013年3月分まで継続するとともに、全住民について、通院交通費等生活費の増加分として、2013年3月分までを一括して一人当たり20万円を支払うこととする。

3. 営業損害・就労不能損害の賠償

営業損害については、2013年12月分まで、就労不能損害(勤務先が避難指示区域外の場合)については、2012年12月分まで継続するとともに、一括払いの選択肢を用意する。また、一括払いの算定期間中の追加的な収入については賠償金から控除しない。

4. 早期帰還者等への精神的損害の賠償

早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、遡って支払いを行う。

5. 旧屋内退避区域等への対応

旧屋内退避区域及び南相馬市の一部については、避難継続者に対して2011年9月末まで精神的損害の賠償金が支払われていたことから、早期帰還者及び滞在者に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払いを行う。また、家屋の賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いとする。

「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」本文は経済産業省ウェブサイト(<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001.html>)からご覧下さい。

Q1

原賠 ADR 時効 中断特例法

「原子力損害賠償紛争
解決センターにおける
和解仲介の途中で時効
が経過した場合、その
後に裁判で争うことは
できないのですか？」

A1

- 民法では損害賠償について「損害を知った時から3年」の時効期間があり、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介の申立てには時効中断の効力が認められていません。
- 時効の経過を恐れて被害者が和解仲介手続の利用を躊躇し、和解仲介制度が十分に活用されない可能性があったため、原賠 ADR 時効中断特例法が制定されました。
- 原賠 ADR 時効中断特例法により、和解仲介の途中で時効の期間が来てしまった場合でも、打切りから一月以内に裁判所に訴えることにより時効にかからないようになりました。

解 説

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）において時効に関する規定はありません。そのため、時効に関する一般規定である民法724条の「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」が、原子力損害賠償の時効にも適用されることとなります。ここでいう請求権の行使とは、原則として訴訟による請求を指しており（民法147条以下）、例外として認められる場合としては、例えば下記のADR法で認証を受けたADR機関のように、法律

で特別に認められた手続上の請求でなければなりません。

現在、原発事故の損害賠償を扱っている原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続は、裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）の一種ですが、同センターは政府により設置されたADR機関であるため、民間事業者の設置するADRを対象とした「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）は適用されません。その結果、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てには時効中断の効力は認められず、和解仲介の途中で時効が経過してしまった場合には、和解仲介手続が打ち切られるとその後裁判で争うことが困難になってしまいます。

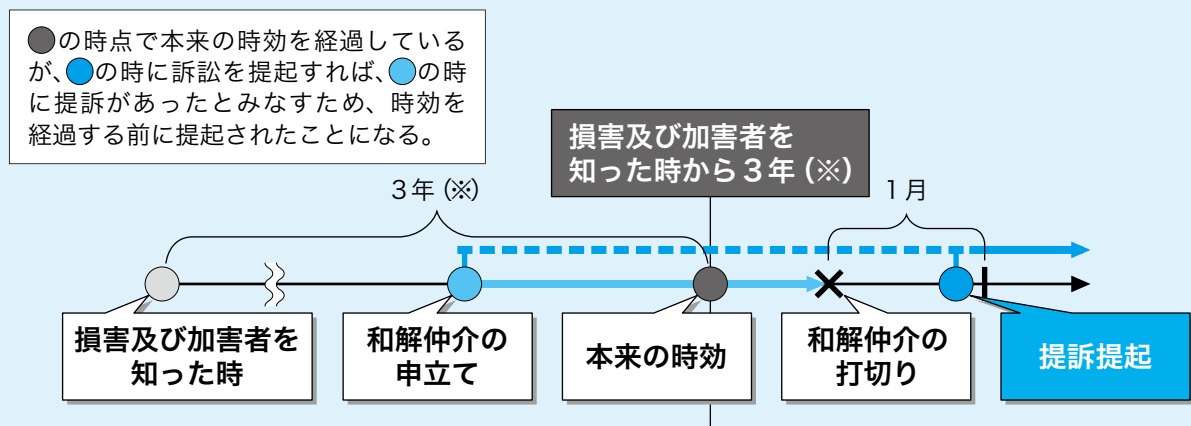
その結果、被害者が時効の完成を危惧してADRの利用を躊躇したり、時効の完成前に和解が成立する見込みがない場合には訴訟手続に移行したりすることにより、被害者にとって利点のある和解仲介制度が活用されなくなる恐れがありました。

福島原発事故の原子力損害賠償責任を負う東京電力は、消滅時効の完成後にあった請求についても支払いに応じる姿勢を示していましたが、「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。」(民法146条)という規定があることから、時効期間経過後の支払いについて法的な担保が求められたこともあり、和解仲介制度の活用を促進する観点から「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」(原賠ADR時効中断特例法)が平成25年6月5日に制定されました。

原賠ADR時効中断特例法は、原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について「原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときには、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。」と規定するものです。

これによって、和解の仲介の途中で時効が経過してしまった場合でも、打ち切りから1ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起すれば、その裁判において東京電力は時効による請求権の消滅を主張することができなくなるのが法的に担保されました。

ADRに関する時効中断の考え方は、建設業法における建設工事の請負契約に関する紛争処理のあっせんや公害紛争処理法における紛争の調停の規定などにおいて前例があり、原賠ADR時効中断特例法もそれらの規定と同様の考え方に基づいています。



(※) 現在は原賠時効特例法により10年となっている。

なお、原賠ADR時効中断特例法の適用は原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合に限って適用されるものであり、例えば未請求の被害者が時効期間経過後に請求を行った場合等については、東京電力は「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時

効に関しては柔軟な対応を行わせていただきたい」という考え方を示しているものの、時効適用の可能性が全く排除されるわけではないため、更なる対処を求める声もあり、後に、時効期間を延長する特例法が制定されました。原賠時効特例法についてはQ2をご覧ください。

13. 消滅時効への対応

Q2

原賠時効特例法

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の申立をすることなく3年が経過してしまった場合、その後に裁判で請求することはできないのですか？」

A2

- 民法では損害賠償について「損害及び加害者を知った時から3年」「不法行為の時から20年」の時効期間がありますが、原賠ADR時効中断特例法により、原子力損害賠償紛争解決センターが行う和解仲介の途中で3年経過してしまっても打切りから一月以内に裁判所に訴えることにより時効にかからないようになっています。
- 和解仲介の申立を行っていない被害者については、原賠ADR時効中断特例法の対象ではないため3年の時効適用の可能性が排除されていませんでしたが、福島原発事故の被害者の中には今なお不自由な避難生活を余儀なくされ、証拠収集や賠償請求に時間を要することから、時効期間を延長する新たな特例法が制定されました。
- 「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」により、時効の期間は「損害及び加害者を知った時から10年」「損害が生じた時から20年」となります。

解 説

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）において時効に関する規定はありません。そのため、時効に関する一般規定である民法 724 条に基づき「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」という原則が、原子力損害賠償の時効にも適用されることとなります。

時効については、和解仲介制度の活用を促進する観点から 2013 年 6 月に「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」（原賠 ADR 時効中断特例法）が制定され、和解の仲介の途中で時効が経過してしまった場合でも、打ち切りから 1 ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起すれば、当該和解の仲介の申立ての時に訴えの提起があったものとみなすこととされています。

ただし、この時効期間の延長は、原賠 ADR による和解の仲介が打ち切られた場合に限り適用されるものであり、例えば未請求の被害者が時効期間経過後に請求を行った場合等については、東京電力は「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関しては柔軟な対応を行わせていただきたい」という考え方を示しているものの、法律的に時効適用の可能性が排除されたわけではありませんでした。

しかし、福島原発事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、被害者の中には、今なお不自由な避難生活を余儀なくされ、損害額の

算定のための証拠収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の被害者に性質や程度の異なる原子力損害が同時に生じて、その賠償の請求に時間を要すること等により、賠償請求権の行使に困難を伴う場合があります。

そこで、被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるための「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」が 2013 年 12 月 11 日に制定されました。

この法律では、「国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。」ことが規定されています。

さらに、原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効に関し、民法 724 条の適用の特例として、

- ・被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 10 年間行使しないとき
 - ・損害が生じた時から 20 年を経過したとき
- とされました。

消滅時効への対応について（原賠時効特例法及び原賠 ADR 時効中断特例法について）詳しくは文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1335890.htm

Q1

原子力損害賠償 支援機構法

「原子力損害賠償に関する支援を行うために新たに設立された「原子力損害賠償支援機構」とは、どのようなものですか？」

A1

- ①原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施、②電気の安定供給、③原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営、を確保するため、損害賠償に関する支援を行うことを目的とした「原子力損害賠償支援機構」が2011年9月12日に発足しました。
- 「原子力損害賠償支援機構」（以下「機構」という）の業務に要する費用は、機構に対して原子力事業者が納付する負担金から充てられます。
- 原子力事業者は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合に、機構に対して原子力事業者への資金援助を申し込むことができます。
- 機構は原子力事業者と共に作成した特別事業計画が内閣総理大臣及び経済産業大臣に認定された場合、政府から国債の交付を受け、特別資金援助のために国債の償還を請求できます。また、政府は機構の債務の保証をすることができます。
- 特別計画の認定を受けた原子力事業者は、負担金の他に特別負担金を機構に納付します。機構は損益を計算し、繰り越した損失を埋めた残余の利益は国債の償還を受けた額の合計額に達するまで国庫に納付します。

解 説

「原子力損害賠償支援機構法」（2011年8月10日公布・施行）に基づいて2011年9月12日に設立された「原子力損害賠償支援機構」は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等を行うことにより、①原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施、②電気の安定供給、③原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営、の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発達に資することを目的としたものです。国は、機構がこの目

的を達することが出来るよう万全の措置を講ずることになっています。（第1条～2条）

機構の主な業務は、原子力事業者からの負担金収納、原子力事業者による損害賠償への資金援助、被害者への情報提供、受託仮払金の支払業務となっています。

機構の資本金は、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とされており（5条）、原子力事業者12社が70億円を出資し、政府が出資する70億円と合わせて計140億円の資本金により機構が発足しています。

機構は、目的を達成するため、以下の業務を行います。

(負担金の収納)

原子力事業者は、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対して負担金を納付しなければなりません。(第 38 条～ 40 条)

一般負担金(原子力事業者による積立)は、2011 年度 815 億円、2012 年度 1008 億円で、特別負担金(資金援助を受けた原子力事業者からの返済)は、2011 年度、2012 年度ともに 0 円です。

(資金援助)

原子力事業者は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合に、原子力事業者に対する資金の交付等の措置(以下「資金援助」という)を機構に対して申し込むことができます。(第 41 条～ 44 条)

2014 年 1 月現在、東京電力への資金援助の総額は、約 4 兆 6000 億円(資金の交付:約 3 兆 6000 億円、株式引受:1 兆円)で、大部分は国からの交付国債(総額 5 兆円)の償還、政府保証付きの借入、政府訴訟債券の発行によっています(2012 年度政府保証枠:4 兆円)。

(特別事業計画の認定)

資金援助にかかる資金交付に要する費用のために国債の交付を受ける必要があるときは、機構は申し込みを行った原子力事業者と共同して特別事業計画(経営合理化の方策、資金確保のための関係者に対する協力要請等の方策、資産及び収支の状況に係る評価に関する事項、経営責任の明確化のための方策、資金援助の内容及び額、交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項、等を記載したもの)を作成し、内閣総理大臣及び経済産業大臣の認定を受けなければなりません。その際に機構は、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価や経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分であるかどうかを確認しなければなりません。(第 48 条～ 51 条)

2012 年 4 月の総合特別事業計画における国の支援では、交付国債枠 5 兆円、機構による 1 兆円出資等とされましたが、2013 年 12 月の新総合

特別事業計画の国・機構の支援では、交付国債枠を 5 兆円から 9 兆円に増枠、除染費用相当への機構保有株売却益の充当等が盛り込まれています。

(特別資金援助)

機構は特別資金援助に係る資金交付を行うために必要な額に限り、政府が交付した国債の償還を請求できます。それでもなお特別資金援助に係る資金に不足を生ずるおそれがある場合、政府は必要な資金を交付できます。特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、負担金に特別負担金を加算した額を機構に納付します。(第 48 条～ 52 条)

(損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務)

機構は、資金援助を行った場合、原子力損害を受けた者からの相談に応じることや、資金援助を受けた原子力事業者から資産の買取を行うことができます。また、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて賠償の支払いを行うことや、都道府県知事の委託を受けて仮払金の支払いを行うことができます。(第 53 条～ 55 条)

(財務及び会計)

機構は年度ごとに損益を計算し、利益を生じたときは前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは積立金とします。損失を生じたときは積立金を減額して整理し、なお不足があるときは繰越欠損金とします。特別資金援助に係る資金交付を行った場合、残余があるときには国債の償還を受けた額の合計額に達するまで国庫に納付しなければなりません。(第 59 条)

(政府保証)

機構は金融機関等からの資金の借入れや、原子力損害賠償支援機構債の発行をすることができます。政府は国会の議決を経た金額の範囲内において、この借入れや機構債の債務の保証をすることができます。(第 60 条～ 61 条)

なお、原子力損害賠償支援機構法には附則として検討事項が記されており、できるだけ早期に事故の原因等の検証、賠償の実施状況、経済金融情勢等を踏まえて、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方や、事故収束に係る国の関与及び責任の在り方等について検討を加えるなどして、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとされています。

Q1

原子力被害者
早期救済法

「平成二十三年原子力事故の被害者に対して、国が行う応急対策に関する緊急措置はどのようなものですか？」

A1

- 原子力事故の被害者を早期に救済する必要があること、被害者への賠償の支払いに時間を要すること等に鑑みて、緊急の措置として、国による仮払金の支払いなどに関して定めた「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（原子力被害者早期救済法）が作られました。
- 国は、原子力損害の被害者に対して損害を填補するための仮払金を支払います。その事務の一部は、主務大臣（文部科学大臣及び被害事業者の主務大臣等）又は都道府県知事の委託により、農協や漁協などの団体が行うことができます。
- 国は、仮払金を支払ったときは、支払いを受けた被害者の賠償請求権を取得し、速やかに当該請求権を行使します。
- 仮払金の支払いを受けた者は、確定した賠償の額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければなりません。
- 地方公共団体が原子力被害応急対策基金を設ける場合、国が必要な資金を補助することができます。

解 説

2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故による災害は、大規模かつ長期間にわたる未曾有のものとなりました。この事故の被害者を早期に救済する必要があることや、被害者に対する賠償の支払いに時間を要することなどから、平成二十三年原子力事故による損害に対して国が迅速に仮払金を支払うことや、原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助を行うことを定めた「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(2011年8月5日公布)(原子力被害者早期救済法)が作られました。(第1条)

原子力損害を受けた被害者は法令に基づき主務大臣(文部科学大臣及び被害事業者の主務大臣等)に仮払いの支払いを請求することにより、国から原子力損害を填補するための仮払金が支払われます。この仮払金の額は、原子力損害の概算額に10分の5を乗じた額となります。

地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所などの団体は、仮払金の請求に必要な書類の作成等について援助を行うことになっています。また、仮払金の支払いに関する事務の一部は、主務大臣(文部科学大臣及び被害事業者の主務大臣等)又は都道府県知事の委託により、農業協同組合や漁

業協同組合などの団体が行うことができます。(第2条～8条)

国は、仮払金を支払ったときは、支払いを受けた被害者から仮払金額までの賠償請求権を取得して、速やかにその請求権を行使し、原子力事業者への請求を行います。賠償額が確定した場合、被害者は賠償額が仮払金の額に満たなければその差額を返還しなければなりません。また、偽りなど不正な手段によって仮払いを受けた者は、仮払金の額に相当する額を徴収されます。(第9条～13条)

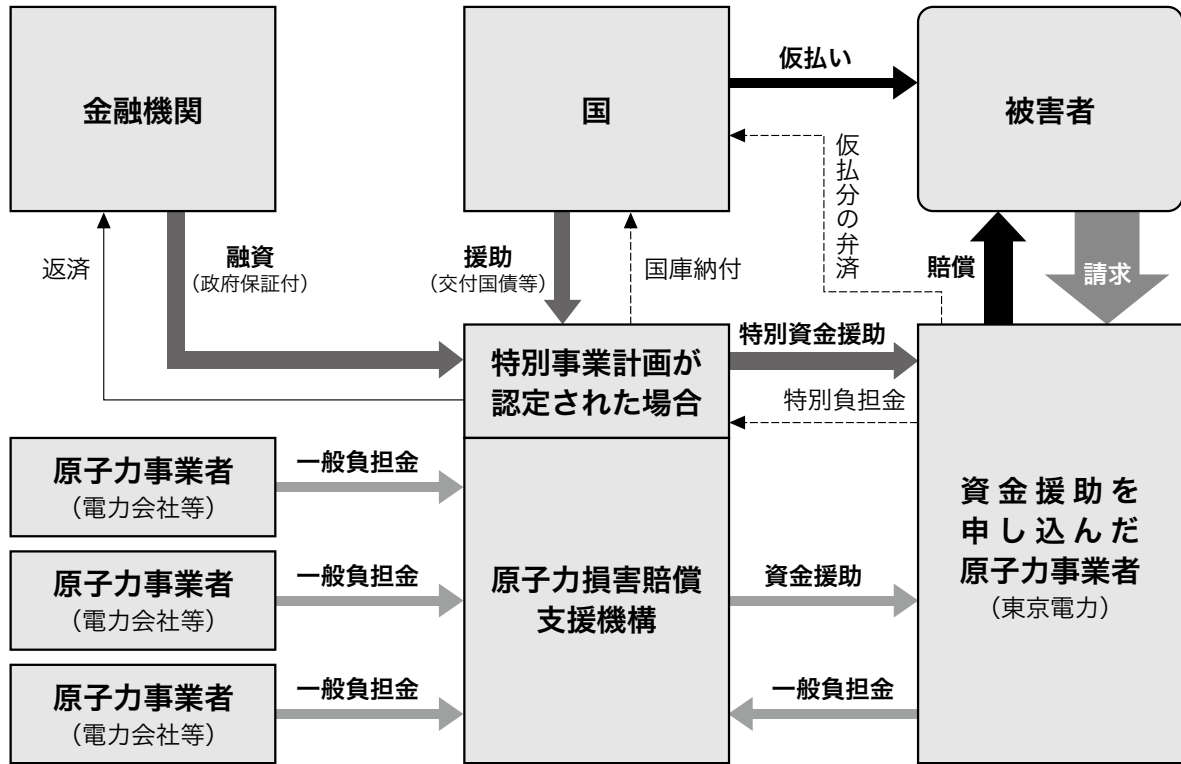
原子力被害者早期救済法には、仮払いのほかに、地方公共団体が行う応急の対策に関する事業等に要する経費のための基金として原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国が地方公共団体に対して補助することができる、という制度が規定されています。

なお、2011年10月時点において個人・法人・個人事業主・農林漁業者など、すべての原子力損害について本賠償が実施されていることから、この法律による仮払い制度は、政令(2011年9月16日公布)により、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県における観光業であって中小企業者が受けたいわゆる風評被害を対象として実施されています。

原子力損害賠償に関わる法律

15. 原子力被害者早期救済法

【原子力損害賠償支援機構による支援と国による仮払い】



(原産協会メールマガジン 2011年9月号掲載分をもとに修正)

Q1

環境基本法

「人の健康や生活環境に被害が生ずるような環境への負荷に対して、法律上どのような対処がなされていますか？」

A1

- 環境保全に関する施策の基本となる事項は、もともと「環境基本法」に定められています。
- 環境基本法には3つの理念と、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が規定されており、政府は環境基本計画と環境基準を定め、施策等の策定及び実施をしなければなりません。
- 公害等に係る支障を防止するために公的事業主体が実施する事業については、その事業の必要を生じさせた者に、費用の全部又は一部を負担させることが規定されています。
- 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については原子力基本法やその関係法律で定められており、環境基本法による規定の対象外になっていましたが、これは東電・福島原発事故後の2012年6月27日に公布の「原子力規制委員会設置法」により削除され、環境基本法の対象となるとされています。

解 説

我が国の環境保全に関する事項は「環境基本法」(1993年11月19日施行)に定められており、基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務とともに、施策の基本となる事項が規定されています。これは、当時の環境問題の高まりを受けて制定された法律であって、原子力災害を想定したものではありません。

基本理念としては「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」について規定されています(第3～5条)。

また責務規定として、国は「環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策」、地方公共団体は「国の施策に準じた施策、区域の自然的社会的条件に応じた施策」を策定・実施する責務を有すること、事業者や国民は環境への負荷の低減や環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有することが規定されています(第6～9条)。

環境の保全に関する基本的施策について、施策の策定等に係る指針、環境基本計画、環境基準、特定地域における公害の防止、国が講ずる環境の保全のための施策等、地球環境保全等に関する国際協力等、地方公共団体の施策、費用負担等に関する規定があ

ります(第14～40条)。この中で費用負担について、公害等に係る支障を防止するために公的事業者が実施する事業については、その事業の必要を生じさせた者に、費用の全部又は一部を負担させる、という原因者負担が規定されています(第37条)。また、自然環境保全のための事業実施により著しく利益を受ける者には、事業に関する費用の全部又は一部を負担させるという受益者負担の規定があります(第38条)。

また、国が講じる環境保全上の支障を防止するための規制(第21条)として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法などによる規制措置が規定されていますが、環境基本法においては「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる」(第13条)とされていますが、この13条は福島原発事故後に制定の原子力規制委員会設置法の第51条により削除されて、放射性物質による汚染の措置も環境法の範疇となっています。これを受けて、大気汚染防止法等において対象外となっている放射性物質による汚染に関わる規定をこれら汚染防止関係法に盛り込むことが検討され、大気汚染防止及び水質汚濁防止法の改正により放射性物質による大気汚染、水質汚濁の状況を常時監視することや、環境影響評価法の改正により放射性物質による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染についての環境影響評価を行うこととされています。

Q2

放射性物質汚染
対処特措法

「原子力事故により原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染に関して、どのように対処されていますか？」

A2

- 放射性物質による環境の汚染については、今回の事故を契機として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が2011年8月30日に公布され、一部を除き即日施行されました。
- 放射性物質汚染対処特措法には、国、地方公共団体、原子力事業者、国民それぞれの責務が規定されており、環境大臣は基本方針を定め、基準を設定し、国は汚染状況の監視・測定を実施しなければなりません。
- 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するための措置は、原子力損害として、事故を起こした原子力事業者の費用負担の下で実施されます。

解 説

環境基本法による規定の範囲に含まれない放射性物質による環境の汚染への対処は、2011年（平成23年）8月30日に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）に規定されています。

放射性物質汚染対処特措法には、国の責務として、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み必要な措置を講ずること、地方公共団体の責務として、国の施策への協力を通じて適切な役割を果たすこと、関係原子力事業者（事故により放射性物質を放出した原子力事業者）の責務として、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに国又は地方公共団体の施策に協力すること、国民の責務として、国又は地方公共団体が実施する施策に協力すること、が規定されています。（第3～6条）

放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質により汚染された土壌等の除染等は以下のように実施することとされています。

- 事故による原子力事業所内外の廃棄物、土壌の除染及び飛散した破片等の処理については、関係原子力事業者が実施する。（第9条）
- 放射性物質により汚染された廃棄物の処理
 - ・環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質に汚染されているおそれがある地域を指定し、その地域の廃棄物の処理等に関する計画を策定する。（第11～15条）
 - ・環境大臣は、その他地域の廃棄物であっても汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定する。（第16～18条）
 - ・環境大臣により指定された地域の廃棄物及び指定された廃棄物（特定廃棄物）の処理は国が実施す

る。（第19条）

- ・汚染レベルの低い廃棄物の処理については廃棄物処理法の規定を適用する。（第21～24条）
- ・放射性物質等により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等
- ・環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を除染特別地域に指定し、実施に係る計画を策定し、国が除染等の措置等を実施する。（第25～27条）
- ・環境大臣は、除染特別地域を除いた地域の環境の汚染状態が環境省令の要件に適合しないと見込まれる地域を汚染状況重点調査地域に指定し、都道府県知事等は、その地域の調査結果等により汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定する。その計画に基づき、国、都道府県知事、市町村長等は除染等の措置等を実施する。（第28～42条）
- 環境の汚染への対処に係る費用
 - ・国は地方公共団体の環境の汚染に対処するための施策に必要な費用につき財政上の措置を行う。（第43条）
 - ・本法律に基づき講じられる措置に係る費用は、原賠法に定める原子力事業者の賠償する損害とする。（第44条）
- 特定廃棄物や汚染土壌の不法投棄は禁止。（第46条）

原子力損害の賠償責任は原子力事業者にあると規定する原賠法の通り、原子力事故による環境汚染に関する損害は、事故を起こした原子力事業者が賠償すべき損害となり得ます。特に、放射性物質汚染対処特措法に基づいて事故由来放射性物質による環境汚染に対処するための措置は、原賠法の規定による原子力損害に係るものとして、事故を起こした原子力事業者の負担の下に実施されるものとする、と明記されています。（第44条）

Q1

原賠制度が
果たした役割

「福島原発事故の損害賠償において、原子力損害賠償制度はどのような役割を果たしましたか？」

A1

- 原子力事業者の賠償責任：事業者に責任が集中し、かつ無過失責任を負ったことにより、被害者は原子力損害による賠償の請求先を容易に認識できました。
- 損害賠償措置：損害賠償措置により、事業者は国との補償契約により支払われる1事業所あたり最大1200億円の補償金を被害者に対する賠償のために利用することができました。
- 国の措置：損害賠償措置を超える賠償額が生じた場合、国からの援助による経営の安定が見込まれたため、事故後に生じた必要な事業資金については金融機関からの融資を受けることが出来ました。
- 原子力損害賠償紛争審査会の活動：紛争審査会の設置および指針の策定や紛争解決センターによる和解の仲介により、膨大な数の被害者および多様な賠償形態に対する迅速・公平な賠償対応の仕組みが実践されています。

解 説

○原賠制度の仕組み

我が国において原子力発電を始めるにあたり1962年に導入された原賠制度では、原賠法および補償契約法の規定に基づき、原子力事業者のみが原子力損害に関わる賠償責任を負うこと（無過失責任及び責任の集中：原賠法3条）を明確にした上で一定程度の賠償資金を確保（損害賠償措置：6, 7条）し、さらに国が事業者の賠償資力を援助すること（国の措置：16条）などの仕組みにより、被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資することとしています。また、損害賠償に関わる紛争に対処するため「原子力損害賠償紛争審査会」を設置し、賠償に係る指針の策定、和解の仲介（紛争審査会：18条）を行って、被害者への迅速・公平な賠償を実施するための仕組みも組み込まれています。

○制度の効果

福島原発事故では、この原賠制度が一定程度の役割を果たしているといえます。

- ・原子力事業者の賠償責任：事故発生から10日ほど後に、当時の官房長官の会見において、福島原発事故に係る賠償は一義的には東京電力が責任を持ち、それがもし十分に補償できない場合は、国においてしっかり対応する、とされました。これに基づき、以後は東京電力が賠償責任を負うという前提で、事故の賠償に関するすべての手続が進行してきました。
- ・損害賠償措置：東京電力は賠償のために1事業所あたり1200億円の損害賠償措置が義務付けられ、これは民間保険会社との保険契約および国との補償契約を行いますが、今回の原子力事故は

地震および津波が原因だったので国との補償契約に基づいて、1事業所ごとに1200億円、つまり福島第一および第二に対してそれぞれ最大1200億円が国から東京電力に賠償資金として支払われます。

- ・国の措置：東京電力の賠償額が賠償措置額である1200億円を超える場合には、必要に応じて国が援助する旨が規定されており、これにより事故後の東京電力の経営の安定が見込まれたため、事故直後に東京電力は民間の金融機関から2兆円規模の緊急融資を受けることができました。
- ・原子力損害賠償紛争審査会の活動：事故発生から1ヶ月後の4月11日には、原賠法に基づき、紛争審査会が設置され、その役割の1つである「原子力損害の範囲の判定の指針」の策定作業を開始、4月28日に策定・公表された第一次指針を始め8月5日に策定・公表された中間指針等の多数の指針が策定・公表され、これらの指針などを踏まえて、東京電力による賠償対応が行われています。また、もう一つの役割である「原子力損害賠償に関する紛争についての和解の仲介」（ADR方式による紛争解決）についても、原子力損害賠償紛争解決センターが設置されて、申立に基づき多数の紛争について和解の仲介が行われています。

以上のように、我が国の原子力損害賠償制度は福島原発事故の賠償に対して一定の役割を果たしています。しかしながら以前には想定し得なかったような大規模な原子力災害に直面し、従来の原子力損害賠償制度では対処しきれない種々の課題も出現しており、それらに対処するための新たな法律が事故後に制定されましたが、依然として残されている課題もあります。

Q2

原子力損害賠償の課題

「我が国には原子力損害賠償制度があったにも関わらず、福島原発事故の賠償に関して多くの議論があったのは何故ですか？」

A2

今回の原発事故の損害賠償については、原賠制度の主要項目に関して以下のような意見や考え方などが示されています。

- 原子力事業者の免責規定：原賠法上には一般条項として免責規定が設けられていましたが、地震による津波に起因する今回の原子力事故が果たして原賠法の免責規定に該当するかどうか、免責の場合の国による被災者への救済はどのようなものか、など大きな議論を呼びました。
- 損害賠償措置制度：1200億円の賠償措置は一定程度には機能しましたが、今回のような過酷事故による大規模な原子力災害にはとても有効とは言い難い結果となりました。これについては事故後に急遽制定された原子力損害賠償支援機構法により当面の原子力事業者に対する資金援助等の仕組みが構築されています。
- 原子力事業者の責任限度：我が国では事業者の賠償責任は無限とされているため、賠償措置額をはるかに超えた賠償負担は事業者の資力を大きく超過することとなり、その対処方法に関する多様な意見が出されました。
- 国の責任：原賠制度に基づき原子力事業者が一義的に責任を負うとする一方で、当初より国策として原子力発電を推進し、許認可に密接に関与してきた国家の責任についての考え方が議論されました。
- 原子力損害に関わる賠償の困難性：制度に基づき設置された紛争審査会・紛争解決センターによる賠償指針・基準の策定や和解の仲介によって、被害者への迅速・公平な賠償が進んでいますが、事故により原子力損害特有の問題も顕在化しており、これらは原子力損害賠償を一層困難なものにしています。

解 説

今回の原発事故の損害賠償に関する主な論点は以下の通りです。

○原子力事業者の免責規定

- ・原賠法上、原子力事業者が原子力損害の賠償責任を免責されるのは「異常に巨大な天災地変」又は「社会的動乱」によって生じた事故の場合と規定されていますが、その具体的な判断基準は法令には規定されておらず、原賠法制定の際の国会審議においても、免責規定における異常に巨大な天災地変の大きさや、免責に該当した場合の国の被災者に対する措置の内容などについて議論がありました。
- ・福島原発事故は、地震のエネルギーが関東大震災(M7.9)の約40倍の規模であること、貞観大地震(869年に陸奥国東方沖で発生したとされる巨大地震)のM8.3～8.6よりも大きく1000年に一度の規模であること、津波の遡上高(陸へ上がった津波が到達した標高)は想定を大きく超える14～15mであり異常に巨大であること、通常の不可抗力を認定するための判断基準から見れば常識的には当然に免責にあたること、などから、「異常に巨大な天災地変」に相当するため免責に該当するという見解があります。
- ・一方では、地震の規模も津波の遡上高も全く予想できないようなものではないこと、原子力施設は科学技術の発展に応じた最新の知見による対応が必要であって免責事由も事故時において判断すべきであること、免責事由とされるにはそれが唯一の事故原因であって原子力事業者による人災の要素が含まれている場合には免責されるべきでないこと、などから、原子力事業者の免責事由に該当しないと見る見解もあります。
- ・これについて、政府においては「異常に巨大な天災地変」とは、まったく想像を絶するような事態に限られるものであるとし、「一義的責任は東京電力にある」という見解を出しており、また東京電力は支援機構法に基づく国の資金援助を申請することで、今回の原発事故が事業者の免責事由に該当しないということを前提に賠償措置が進められています。

○賠償措置制度

- ・我が国の損害賠償措置額1200億円は、世界

でも米国(約1兆2200億円)とドイツ(約3200億円)に次いで世界で3番目に高額ですが、米国やドイツでは民間保険契約に巨額の原子力事業者の相互扶助を上乗せした制度であり、より高額な損害賠償措置制度を現在の保険市場に依存するには限界があります。

- ・事故後に制定された原子力損害賠償支援機構法では、米国やドイツの賠償措置制度のような原子力事業者による拠出方式とさらに国による資金調達の援助とを組み合わせ、賠償措置額を超えた賠償責任に対処する仕組みを構築しています。この仕組みは、賠償額が事業者の資力を超えた場合、その企業の株主や取引金融機関等のステークホルダーの責任をどのように処するかといった問題は残されたままですが、当面の賠償資力の確保に対しては有効に機能しています。
- ・また、東京電力福島第一原子力発電所の原子力損害賠償責任保険の契約更改にあたり、事故の状態が未だ継続しており、かつ原子炉等の著しい破損状況や高放射線量の環境が事故以前の状態である平常時に比べて非常にリスクの高い状況にあることから、保険市場における受入れが困難となる中で契約更改に至らず、東京電力は供託により1200億円の賠償措置を履行しました。このことは過酷事故が発生したような場合の原子力施設に係る賠償措置のあり方について、さらなる検討を促す出来事であるといえましょう。

○原子力事業者の責任限度

- ・我が国では原子力事業を進めるうえで被害者保護の優先が不可避であることなどから、原賠制度導入時より原子力事業者の責任に限度を設けない無限責任制が採用されています。
- ・一方では、もともと国際的な原賠制度の基本的原則を踏まえて原子力事業者に無過失責任、責任集中を負わせているのであるから、事業者の責任限度についても殆どどの国の原賠制度と同様に有限責任制にするのが適当であるとする意見もあります。
- ・実際、過酷事故に伴う大規模損害を生じた場合には、現実問題として民間企業である原子力事業者の賠償資力には限度があることや、また仮に原子力事業者が法的整理に至った場合、その後の被害者に対する賠償の実施をどのような方法で履行するのかといった大きな問題があります。

17. 原賠制度が果たした役割と原子力損害賠償の実際

○国の責任

- ・原賠制度の責任集中という原則からすれば、全ての責任は原子力事業者集中しており、仮に事業者以外の原子力関係者に起因して原子力損害が生じても当該関係者の賠償責任は問われないこととなりますが、ここで国の責任についてはどうかということが俎上に上がりました。
- ・これについては、原子力事業は各国とも自国のエネルギー政策と密接に関連しており、原子力施設の建設・運転は国が規制し許認可を与えていることから、仮に国の安全指針等の不具合や国の規制権限の不行使などといった事実が存在し、国家賠償法の適用要件に該当する場合、原賠法上における事業者への責任集中の原則があっても、原賠法の原子力事業者への参入者に対する責任負担回避の原則や原賠法の法益を侵すものではないとの事由により、国家賠償責任が認められ得るとの見解があります。また、状況によっては、原子力事業者と国の共同不法行為責任ないし不法行為責任の競合という考え方が発生することになるとの見解もあります。
- ・この他にも、例えば、損害賠償の責任集中や国家賠償責任の法解釈論とは全く別な経済学的な視点として、最安価損害回避者の理論 という見地から、最安価損害回避者は原子力事業者であり、国の監督や規制は最低限の安全性を確保するためのものであるから、事業者がこれらを遵守さえすれば後は国が責任を負うというものではないとする意見もあります。

○原子力損害に関わる賠償の困難性

- ・事故発生から1ヵ月後の2011年4月11日に原子力損害賠償紛争審査会が設置され、多数の被害者の生活状況等が損害の全容の確認を待つことができないほど切迫しているという事情に鑑みて、2011年4月28日の第一次指針、8月3日の中間指針など、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、原子力損害の範囲の判定の指針が提示されました。また、当事者同士の主張が食い違う場合は「原子力損害賠償紛争解決センター（紛争解決センター）」が和解の仲介を行っており、対処する要員の拡充、迅速な処理体制・方法の構築、賠償基準の策定など種々の対策を講じていますが、大量の申立てに対して迅速に解決できているとは言い難い状況が続いています。
- ・今回の原発事故の賠償においては、一般の不法行為責任における賠償とは異なる賠償項目・賠償対象者・賠償対象期間・賠償金額の算定方法など原子力損害に特有な賠償問題を含んでいます。これらの要素は、賠償の範囲の判定、指針・基準の策定、個別事案の処理等に多大な困難性をもたらしています。
- ・このような例として、精神的損害の考え方、自主避難者の損害賠償及び避難区域周辺に居住する人の損害賠償、風評被害及び間接被害の範囲、自治体の損害などが挙げられます。
- ・これら指針や基準に対しては、実態に即していないという被害者からの批判がある一方で、これまでの学説や判例で定まっていない風評被害について因果関係を認めていることに疑義を示す意見もあります。

18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴

Q1

原子力損害に関する
賠償処理の特徴

「今回の原発事故における原子力損害賠償の処理では、一般の不法行為の損害賠償の処理と比べてどのような違いがありますか？」

A1

- 大規模な原子力事故により放射性物質が漏出し、広範な地域の汚染が長期間にわたって継続すると、多様な形態の損害が膨大な数に亘って発生することになります。これに対して迅速かつ公平に賠償するためには、一般の不法行為の損害賠償と同様の賠償処理では対応しきれません。
- そのため、原賠法に基づいて原子力損害賠償紛争審査会（紛争審査会）がまずは原子力損害賠償に関わる一般的な指針を策定し、これを参考にして当事者間での自主的な賠償問題の解決を促しています。
- 次に、自主的に解決できない紛争については紛争審査会のもとで設置される原子力損害賠償紛争解決センターが和解の仲介を行うとともに、和解事例を基に総括基準を公表しています。
- 指針や総括基準は、大量の案件を迅速に処理するために損害の種類や項目、損害額の算定方法等をなるべく定型化し、損害算定基準を策定することで被害者の請求の目安とするとともに、早期の和解を可能にするため加害者側にも協力を求めるものです。
- また、地域や業種でのつながりの深い多数の被災者が賠償を請求することから、賠償額に差が出ると被災者間に不公平感が生じるおそれがあります。こうした懸念を回避し、公平な賠償を実現することも指針や総括基準の役割です。
- さらに、裁判外紛争解決手続きを積極的に活用できるように、時効に対する配慮がなされています。

解 説

大規模な原子力損害が発生すると、広範な地域で多数の被害者が発生し、またその損害形態は多様で期間も長期的になります。そのため、こうした損害に対する被害救済を迅速・公平に処理する必要があります。このような大規模な損害の賠償処理は他の事故では想定しにくく、原子力損害の賠償には一般的な損害賠償とは異なる特殊な処理が求められます。

1. 当事者による自主的な賠償処理を助ける仕組み

○賠償責任の明確化と紛争解決機関の設置

原子力損害の賠償責任は「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づく責任集中により請求先が一元化し、無過失責任により立証も容易になっています。原子力損害の賠償に関する紛争については公的な紛争解決機関として原賠法第18条に基づき「原子力損害賠償紛争審査会」(紛争審査会)が設置されることが特徴として挙げられます。

○紛争審査会による指針

紛争審査会は、被害者と加害者の間に立つて中立的な立場から「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」を策定します。指針は、原子力事業者が責任を負うべき「原子力損害」の範囲について、社会通念上、原子力事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものとして、損害の種類と項目が示されたものです。

福島原発事故の賠償においては、多数の被害者の生活状況等が損害の全容の確認を待つことができないほど切迫しているという事情に鑑みて、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次指針として策定されました。

○指針等を参考とした賠償交渉

指針は法的拘束力を持ちませんが、福島原発事故において東京電力は指針を尊重するとしており、この指針を参考に当事者同士による賠償交渉が実施されています。ただし指針は一定の類型化が可能な損害項目や範囲を示したものであり、全ての損害が示されているわけではないため、指針で示されていない損害については、個別具体的な

事情に応じて損害の有無や損害額を判断しなければなりません。こうした問題について被害者と原子力事業者との合意が成立しない場合には最終的には裁判所の司法判断を仰ぐこととなります。

2. 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介

○紛争が生じた場合における和解の仲介制度

多数の被害者がそれぞれ裁判を起さなければ原子力損害賠償に関する紛争を解決できないとすれば、被害者個人にとっても、また社会にとっても多大な費用が必要となり、迅速な救済はできません。そのため原子力損害の賠償に関する紛争については、原賠法第18条2項一号に基づき紛争審査会が和解の仲介を行います。

福島原発事故の賠償においては和解の仲介の手続きを円滑かつ効率的に行うために「原子力損害賠償紛争解決センター」(紛争解決センター)が設置されました。これは弁護士で構成される仲介委員が、事情を聴取し、中立、公正な立場から和解案を提示することにより、当事者間の合意形成を後押しして紛争の解決を目指すものです。

○総括基準の策定

福島原発事故の賠償においては、和解仲介の申立件数の増加に伴い、共通の考え方に基づく和解案の作成に向けて、多くの案件に共通する論点について、指針を個別の和解仲介事案に適用するための総括基準が順次公表されています。

3. 迅速かつ公平な賠償処理のための工夫

○損害の種類や項目、算定方法の定型化

原子力損害賠償では同じコミュニティに属するつながりの深い多数の個人や、同じ業界に属する多数の企業が被害者として賠償を受けることとなります。本来、損害賠償は個別の事情によってその算定が変わりうるものですが、他方で多数の被害者について個別の事情を詳細に確認し認定する作業は膨大な労力と時間がかかる上、それによって生じた賠償額の差異が、結果として被害者間に不公平感を与えてしまう恐れがあります。そこで、指針や総括基準ではこうした認定作業を簡略化しつつ、同じような被害者を公平に扱うための工夫が必要となります。

福島原発事故の賠償では大量の案件を迅速に処

18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴

理するために、指針や総括基準において損害の類型や項目、損害の算定方法をなるべく定型化し、また損害算定基準を示すことで、被害者の請求の目安になるように配慮しています。また、早期に和解できるよう仲介手続における審理も極力簡素化されています。その他、加害者側にも適切な対応を促して協力を求めることで審理の促進が図られています。しかし、それでも紛争解決センターにはこれまで大量の申立てがなされており、こうした審理促進に向けた努力にもかかわらず、審理にはある程度の時間がかかっているのが現状です。

○消滅時効への対処

不法行為による損害賠償の時効は損害及び加害者を知った時から3年なので（民法724条）、紛争解決センターにおける和解仲介の途中で時効が経過しまった場合、従来の制度では時効は中断されず、もしも和解仲介手続が打ち切られた場合にその後で裁判で争うことが困難になってしまいます。その結果、和解仲介手続の利用を被害者が躊躇し、被害者にとって利点のある和解仲介制度の活用が十分に行われない可能性があります。そのため、和解仲介の途中で時効が経過した場合でも裁判で終局的な解決を図ることができるよう

にすることにより、和解仲介制度の活用を促進するため、平成25年6月5日に「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」（原賠ADR時効特例法）が施行されました。

また、福島原発事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、被害者の中には、今なお不自由な避難生活を余儀なくされ、損害額の算定のための証拠収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の被害者に性質や程度の異なる原子力損害が同時に生じて、その賠償の請求に時間を要すること等により、賠償請求権の行使に困難を伴う場合があります。そこで、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるための「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」が2013年12月11日に制定され、民法724条の適用の特例として「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から10年間行使しないとき」「損害が生じた時から20年を経過したとき」に時効期間が延長されました。

18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴

Q2

原子力損害に関する賠償範囲の特徴

「今回の原発事故における原子力損害賠償の賠償項目、賠償範囲は、一般の不法行為の損害賠償と比べてどのような違いがありますか？」

A2

放射線は人間の五感で認知することができず、低線量放射線被曝についての健康影響の評価も定まっていません。そのような放射性物質の特性による損害が広範囲かつ長期的に広がる大規模な原子力損害に対する損害賠償もまた過去に例がありません。そこで、今回の原発事故における損害賠償の処理にあたっては、一般的な損害賠償とは異なる事情を踏まえたうえで、以下のように損害の項目や範囲が考慮されています。

- これまでの学説や判例で必ずしも定まっているとはいえない風評被害や間接被害等についても因果関係を認め、指針に具体的な産品や地域を示して損害範囲を定型化しています。
- 身体損害を伴わない精神的損害は一般の不法行為ではあまり認められませんが、これを損害として認め、指針に具体的な対象者を示して損害額も定型化しています。
- 政府指示に基づかない自主的な避難による損害も賠償すべき損害と認め、また自主的避難を行った者の生活費増加費用等と自主的避難を行わずに滞在し続けた者の精神的苦痛等の損害を同額としています。
- 営業損害の算定方法は合理的な複数の算定方法があることを認め、いずれの算定方法を選択したとしても合理的と推認しています。
- 被災者の生活や事業の再建を急ぐことにより、被害者が損害を回避することの結果として賠償金の受け取りが減ってしまうという現実的な事情に鑑みて、回避した損害のうち一定額を非控除とすることにより被害者の生活や事業の再建を促す工夫がなされています。
- 避難指示区域内の財物に賠償については、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取り扱いを同一とし、財物、精神的損害、営業損害、就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を確保するよう配慮が為されています。

解 説

原子力損害の賠償は、広範な地域の多数の被害者に対して迅速・公平に実施する必要があります。福島原発事故の損害賠償では、多数の被害者に対して納得感のある賠償内容を提示して早期に紛争を解決するため、一般の不法行為の損害賠償とはやや異なる項目や範囲をもって損害が認定され賠償が実施されています。

○直接的な因果関係を持たない経済被害（風評被害や間接被害）

福島原発事故では、広域に渡って実際に放射性物質による農水畜産物の汚染が発生しました。そのため、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により、当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害（いわゆる風評被害）については、直接の汚染が無かったとしても指針において因果関係が認められました。この被害は、必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えられ、このような回避行動が合理的といえる場合には、賠償の対象となるという考え方に基づくものです。このような被害による損害は、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の損害であると言えます。

また福島原発事故では、原子力損害が生じたことにより第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害（いわゆる間接被害）についても、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められました。

○生命・身体的損害を伴わない精神的損害

生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛は、名誉毀損などを除いては一般の不法行為による損害として認められることはあまりありません。しかし福島原発事故では長期にわたる避難生活を余儀なくされた被害者が多数発生したため、自宅以外での生活や行動の自由の制限等を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわ

たり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛については、指針において賠償すべき損害と認められました。また、避難せずに避難区域の近隣で滞在を続けた者に関する放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛についても指針において賠償すべき損害と認められました。

なお、精神的損害の損害額は、避難に伴う生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって損害額と算定するのが合理的な算定方法とされました。

○自主的避難に係る損害

政府による避難指示等に基づかずに行った避難（自主的避難）については、避難を余儀なくされたわけではなく自主的な判断で行われたものであり、放射性物質による健康影響の点においても、事故と損害との因果関係が必ずしも明確ではありません。しかし、事故を起こした発電所の状況が安定していない状況下で、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、事故の居住する市町村の自主的避難の状況等の要素が複合的に関連して、放射線被曝への恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、その危険を回避しようとして自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があります。そのため、事故と自主的避難に係る損害との相当因果関係の有無は最終的には個々の事案ごとに判断すべきものではありませんが、損害賠償の紛争解決を促すため、指針において賠償が認められるべき一定の範囲（地域、金額の目安等）が示されました。

自主的避難の事情は個別に異なり損害の内容も多様ですが、地域の同じコミュニティーに属する住民については、自主的避難を行った者や滞在を続けた者等に対して公平に賠償し、可能な限り広くかつ早期に救済するという観点から、対象地域を示した上で、そこに居住していた者に少なくとも共通に生じた損害として具体的な損害額の目安が示されました。そのため、自主的避難を行った者の生活費の増加費用、精神的苦痛、避難に要した移動費用を合算した損害額と、滞在を続けた者の精神的苦痛、生活費の増加費用等を合算した損

18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴

害額を同額と算定するのが合理的な算定方法とされました。

○営業損害の合理的算定方法の推認

事故が無ければ得られたであろう収入額の算定方法は、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、一般的な損害賠償の紛争であればその中から最も適切な算定方法が争われます。しかし原子力損害賠償の紛争処理においては大量の事案について早期に和解することが期待されるため、紛争解決センターにおける紛争処理においては、複数の合理的算定方法（例えば、前年度同期の額、前年度年額の12分の1に対象月数を乗じた額、左記いずれかの額の複数年度加重平均を含む平均値、左記の額に増収増益分の金額を足した額、資料等による推定額、等）についてはいずれも期待利益の予測方法であることから五十歩百歩であって決定的に優れた方法は存在しないのが通常であるとして、いずれの算定方法を選択したとしても特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的なものと推定されるという総括基準が示されています。

○営業及び就業における中間収入の非控除

避難先における営業や就労は、将来の生活再建の見通しを立てなければならぬという状況下で勤労に当てる時間の全部を当てることができず、また、重い精神的負担を伴うのが通常であることから、そのような営業や就労は一般に容易なものではなく、そこにおける収入はアルバイト的なものにすぎないのが通常であると考えられます。そのため、政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする総括基準が示されています。なお、利益や給与の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額（50万円）を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するのが

相当であるとされています。

○避難指示区域内の不動産等に関する賠償

避難住民の中には、できるだけ早く帰還して生活再建を希望する者や、新たな土地に移住することを選択する者など、様々な立場や考え方があります。それを前提として、賠償が個人の判断・行動に影響を与えないよう、帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資する賠償を実施する必要があります。そのため、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取り扱いを同一とし、財物、精神的損害、営業損害、就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を確保するよう配慮が為されました。

例えば不動産の賠償については、帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償する（全損として扱う）こととし、居住制限区域・避難指示解除準備区域においては、事故時点から6年で全損とし、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償することとされています。

なお、一般的な損害賠償では、価値の全額を賠償するとその物や権利は賠償を行った者に代位する（民法422条）こととなりますが、東京電力は福島原発事故の原子力損害賠償に関する被害者の物や権利について代位しない意思を表明しています。

また、例えば築年数が経過した古い建物の賠償などの場合、住宅の賠償金額が低額であるために帰還の際の修繕や建替えができない、あるいは長期間の避難等のための他所での住宅の取得ができないという問題が生じます。特に従前よりも地価単価の高い地域に移住せざるを得ない場合には、移住先の土地を取得できないという問題が生じます。そのため、移住等に伴い新たな住居を取得するためや帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値を超えて被害者が負担した費用は住居確保に係る損害として一定の範囲で賠償すべき損害とされています。

19. 原子力損害賠償制度を補う制度と今後の課題

Q1

従来の原賠制度を
補う制度

「福島原発事故において
行われている損害の賠償
を踏まえ、これまでの原
賠制度をどのように補う
必要がありますか？」

A1

- 被害者の生活や事業への支障を最小限にするためには損害発生から支払いまでの期間を短縮する必要がありますが、賠償請求権の確定には時間を要するため、被害者に対する資金的救済の方法として賠償額を決定する前に賠償金の仮払いを開始する仕組みが必要です。
- 原子力事業者に免責が適用されるかどうかを判断するためには、一定の基準や判断方法を定める必要があります。
- 政府は原子力事業者に対して必要な援助を行うことになっていますが、原子力事業者は倒産手続きを禁止されていないため、原子力事業者が倒産して賠償主体が無くなった場合の被害者の救済方法を明確にする必要があります。
- 無限責任制は被害者の救済には有効ですが、現実問題として原子力事業者の資力には限度があるため、資金調達の仕組みや賠償資金の最終的な負担の在り方について検討する必要があります。

解 説

○被害者に対する賠償額確定前の資金的救済

大規模な原子力事故に伴って広範な地域で発生する多様な原子力損害は、多くの被害者の生活や事業に影響を与えます。避難を余儀なくされた被害者は交通費や当面の生活費用を工面しなければならず、また通常の営業を継続できなくなった事業者は事業を維持するための資金の手当てが必要になるなど、事故が発生すると被害者の生活状況等は損害の全容の確認を待つことができないほど切迫したものになります。しかし賠償請求権の確定には時間を要するので、賠償額が決定する前に資金的救済を行う仕組みにより必要な資金を早急に手当てすることが不可欠です。

賠償額確定前の資金的救済の仕組みは具体的に法に規定されていませんでしたが、福島原発事故においては2011年4月15日に国の「原子力発電所事故による経済被害対応本部」の決定を受けて、避難による損害への充当を前提に、当面に必要な資金として「仮払補償金」が原子力事業者である東京電力から避難を余儀なくされた被害者に対して支払われることになりました。これは将来確定する損害賠償額の仮払いと位置づけられるものです。

また2011年9月18日には、原子力事故の被害者を早期に救済する必要があること、被害者への賠償の支払いに時間を要すること等に鑑みて、緊急の措置として国による仮払金の支払いなどに関して定めた「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（原子力被害者早期救済法）が施行されました。これは国が原子力損害の被害者に対して損害を填補するための仮払金を支払ったうえで、支払いを受けた被害者の賠償請求権を取得し原子力事業者に対して当該請求権を行使する仕組みを規定するものです。仮払金の支払いを受けた者は、確定した賠償の額が仮払金の額に満たないときはその差額を国に返還しなければなりません。

なお、過去の原子力事故では1999年9月に発生したJCO臨界事故の際にも、原子力事業者であるJCOが関係自治体の協力を得て、被害者

からの賠償請求額の2分の1を基準とする仮払いを同年12月に実施しています。

今回の事故において、東京電力による仮払補償金や国による仮払金のような賠償額確定前の資金的救済は、被害者の生活等の安定や社会的混乱の抑制に一定の役割を果たしたと考えられますが、被害者からは支払いが遅いという声も噴出しており、より早急な救済が望まれます。他方で、たとえ仮払いであっても損害賠償の支払いは法律上の根拠に基づく請求権を前提とするものであって、このような権利の確定には一定の手続と時間を要することはやむを得ないのもまた現実です。

もともと、このような賠償額確定前の資金的救済は、事故が発生すれば、事業者の賠償責任の有無や賠償主体の属性に関わりなく必要となるものです。そこで、福島原発事故を踏まえた原賠制度の見直しが行われる際には、賠償主体や賠償額が確定しなくとも、避難指示と同時に、被害者に対して一定の公的な立替支給として資金的救済が始まる仕組みを設け、賠償金に該当する部分については後日、賠償として賠償主体に求償される制度の構築が検討されるべきでしょう。

○原子力事業者が賠償主体に該当するか否かを決定する仕組み

原賠制度は、原子力損害に関わる事業者の賠償責任につき無過失責任及び責任集中を採用することによって、事故により発生する原子力損害を社会に対する賠償責任として事業者には負わせることで、事業者の加害者性を明確に肯定しています。従って、事業者の免責事由は極めて限局して解されるべきものとされます。しかし福島原発事故については東日本大震災に伴う相当に巨大な津波によって発生したことから、原賠制度上の事業者の免責規定の適用の可否に関して多くの意見が交わされ、最終的には事故発生から2ヵ月後に政府見解に基づく対処がなされました。

免責規定の適用の可否について多くの意見が交わされる余地があったことや、判断に時間がかかった経験を踏まえれば、まずは客観的な判断が容易となるような、詳細且つ明確な免責規定が必要と考えられます。また、その免責規定に該当す

19. 原子力損害賠償制度を補う制度と今後の課題

るか否かの決定方法（判断者、手続き等）を定めることも大切でしょう。今回の震災前の原賠制度では、仮払いの仕組みが規定されていないうえ、原子力事業者の賠償責任が免責された場合に国が実施する被害者救済は原子力事業者が主体となって賠償を行う場合の被害者救済と必ずしも同じではないため、賠償主体が決まらなければ被害者の救済が始められない制度でした。今後は資金的救済の早期開始を前提としつつ、免責事由の判断基準や適用に関する判断方法についての議論を深め、賠償主体の決定方法が検討されるべきでしょう。

一方、仮に事業者の免責事由に該当した場合、現在の原賠法では17条に基づき国による被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置が取られることとなります。但し、その措置の内容は一般的な災害救助的な被災者に対する保護、救済等の対応と推測され、事故の損害賠償とは法的性質を異にするものであって、相当の差異を生じることが想定されます。また、原賠法17条は、被害者はもはや法的請求権を持たないことが前提となっています。

しかし原子力の開発・利用は国策として行われてきたため、一旦事故が起こった以上、その原因が原賠制度上の事業者の免責事由に該当するとしても、国には政策上の重大な責任があります。国は事故が国策推進の結果であることを前提として、その社会的責任に基づき、原発立地自治体及び住民への説明等と併せて、国家として被害者に対して補償するという観点において制度の検討の余地があります。ただし、今回の事故でも明らかになったとおり、事業者の免責に該当した場合に被害者に対する補償を国が行うとすればその財源は国民負担です。したがって、仮に補償を行う場合にはどのような損害に対してどのような範囲で補償を実施するかという政策的判断が当然必要となります。

○原子力事業者が債務超過に陥った場合の被害者救済

現在の原賠法16条には、原子力事業者が負う賠償責任額が賠償措置額を超え必要な場合、政府が原子力事業者に対して、原子力事業者が損害を

賠償するために必要な援助を行うものと規定されています。福島原発事故については、震災後に原子力損害賠償支援機構法（支援機構法）が制定され、これに基づいて原子力事業者は、賠償だけでなく電気の安定供給や原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するためにも資金援助を受けられる仕組みになっています。そのため、事業者が直ちに経営破綻することはないといえます。

しかし、発生する損害賠償債務の規模が事業者の支払い能力を超過している場合、上記支援機構法に基づく資金援助も無償ではないことから、法律上の原則としては債務超過となり、法律上の倒産手続に進む可能性が生じます。

原賠制度には原子力事業者の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始）を禁止する規定がないので、仮に事業者の法的倒産手続がなされた場合、それによって生じた債権の免除額すなわち被害者に対する損害賠償の支払不足額の処理は解決されません。原賠制度が前提としている国の原子力政策推進に対する社会的責任の一環として、このような場合にも被害者への損害賠償が果たされるよう、原賠制度上の仕組みを構築することが必要でしょう。

○原子力損害賠償支援機構法による賠償資金の調達方法と最終負担者

我が国の原賠制度では事業者は無限責任となっているものの、多くの国では原子力事業者の賠償責任額に上限を設けており、その上限を超えた場合の対応は種々の方法に分かれています。例えば、米国、ロシア等のように国の何らかの上乗せ補償があるもの、フランス、英国、中国等のように国の一定額までの補償があるもの、ベトナム、ポーランド、インド等のように事業者等の資金による基金を設けるもの、台湾等のように政府が配分方法を決定するもの、その他特段の規定がないもの、などの各様があります。

原子力事業者は賠償措置により一定の資力を確保していますが、原子力発電所を運営する民間企業の資力は無限ではありません。そのため、賠償措置額を超え、原子力事業者の資力をも超える範

困の賠償資金は、最終的に原子力事業者以外の者から充当されることになるといえます。

我が国の原賠制度は前述の通り、原子力事業者に対する政府の援助を16条で規定しています。福島原発事故の発生により、この政府援助を具体化するものとして支援機構法が制定されており、機構は電力会社等の原子力事業者が納付する負担金により運営され、また、機構はこれらの原子力事業者が賠償措置額を超えた損害を賠償するための必要な資金等を交付します。さらに大規模な賠償資金を必要とする場合、原子力事業者と機構が共同して作成する特別事業計画の国による認定を受けることにより、国債の交付・償還を受けて特別資金援助を行うことができます。特別資金援助を受けた原子力事業者は特別負担金額を上乗せした負担金を機構に納付し、機構はそれを国債の償還を受けた額まで国に納付することで、最終的には交付された国債と同額が国に戻る仕組みになっています。

つまり原子力事業者の資力で賄えない賠償は、一旦国の資金により賄われた後で原子力事業者の資金により埋め合わされる仕組みになっています。この仕組みについては、賠償資金を最終的に電力料金として電力消費者に負担させながら、原子力事業者やそれを取りまく利害関係人の責任は曖昧なままになるという指摘や、原子力事業者が全額を納付しなかった場合に国民が最終負担者になるのは適切でないという指摘があります。一方で民間企業に例えば数十年という長期にわたって多額の納付金を納付させることについても、健全な企業経営の観点から適切さが問われるでしょう。

福島原発事故を踏まえた新たな原賠制度の見直しが行われる際には、事業者の資力を超える賠償資金の最終負担者や負担額のあり方について検討されるべきでしょう。

19. 原子力損害賠償制度を補う制度と今後の課題

Q2

損害賠償による 救済の限界

「福島原発事故について行われている賠償処理を通じ、原子力災害の損害賠償にはどのような課題が明らかになっていますか？」

A2

- 民法をベースとした損害賠償の考え方で補償額を決定することが被害者間に軋轢を生む問題が発生しました。
- 復旧・復興に伴って損害が減ると賠償金が減ることにつながるため、復旧・復興への意識を減退させてしまうという問題が発生しました。
- 金銭に代えられない被害や、損害として扱えないコストが発生しました。
- 顕在化していない健康被害には賠償で対処できないため、長期的な健康不安に対応するための健康管理の仕組みが求められています。

解説

○損害評価に応じた賠償の限界

原子力損害の賠償は一般の損害賠償と同様に、本来は個別の事情によって賠償額の算定が変わりうるものです。しかし、原子力損害賠償では同じコミュニティに属するつながりの深い多数の被害者が賠償を受けるため、受け取る賠償額の比較が顕著になります。しかも、同じ自治体の中で避難区域等の区分の違いがある場合や、同時に発生した地震や津波による被害が損害に影響している場合などにおいて、近隣であっても賠償額の算定には個別の事情によるさまざまな差異が生じます。

こうした賠償額の違いが理解されず、コミュニティ内の被害者間に軋轢が生まれてしまう可能性があるため、コミュニティの代表者などからは被

害者の賠償額になるべく差をつけずに賠償してもらいたいという要望が出されました。そのような要望を踏まえて原子力損害賠償紛争審査会は、例えば自主的避難等の損害評価に当たり、自主的避難を行った者の損害額と滞在を続けた者の損害額を同額と算定するなどの配慮を行いました。

しかし、損害賠償である限り賠償額の算定は個々の被害者の事情に基づくものであり、法的な解釈による一律的な処理には限界があるため、損害の状況により賠償額に差がついてしまうことは避けられない面もあります。本来、原子力災害における損害の項目は通常の事故の損害項目と異なる面も多く、この問題を根本的に解決するためには民法上の損害賠償法理を超えて、立法的に適正かつ公平な原子力損害の賠償基準を検討する余地があります。

○損害回避義務への動機付け

営業損害や就労不能損害の算定期間中に営業・就労を行った場合、利益や給与を得ることで被害者の損害が減少するため、本来そのような利益や給与は損害額から控除されるものです。しかしそのような控除を行うと、営業や就労を行うほど賠償額が減少することにつながり、被害者の勤労意欲を阻害するものになってしまうため、被害者からは営業・就労によって得た利益や給与を損害額から控除しないでほしいという要望がありました。

そのような要望を踏まえて原子力損害賠償紛争解決センターは、営業損害や就労不能損害を算定する際の間接収入の非控除について総括基準を公表し、特段の事情のない限り営業損害や就労不能損害の損害額から利益や給与を控除しないものとする方針を打ち出しました。これは、生活基盤を破壊され、地域住民の全員が遠方に避難を余儀なくされたという原子力損害の特徴を踏まえたうえで「遠方の避難先における営業又は就労は、一般に容易なものではなく収入もアルバイト的なものにすぎないのが通常である」という特殊性が考慮されたものです。

被害者の復旧・復興に向けた活動は、基本的に損害を回避する活動であるため、その意欲が賠償によって阻害されることがないように配慮が必要です。また、営業・就労以外にも、避難から早期に帰還すること、財物を早期に売却することなどによって、被害者が手にする賠償額が少なくなってしまうという問題もあります。しかし、もともと休業損害は、事故によって得られなかった収入を補填するものであって、自らが営業を行い、収入を得た場合には損害から控除されるのが本来の損害賠償の原則です。上記の原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準は、こうした原則を前提としつつ、避難した住民の生活や就労状況に配慮して一定の例外措置を許容する方針を示したものに過ぎません。このような点に関しても、民法上の損害賠償法理を超えて、立法的に適正且つ公平な原子力損害の賠償基準を検討する必要があります。

す。

○経済的な損害評価の限界

損害賠償において損害額は基本的に経済的な損害評価を元に算出されます。しかし、先祖代々住んできた土地に住めない、慣れ親しんだ職業や職場を変えなければならない、生活が不便になるなど、経済的な評価に結びつきにくい被害もあるうえ、復興のために必要な生活再建支援や就職支援、コミュニティ再生、街づくり、文化の保護など、損害として扱いにくいコストも発生します。それらに対しては損害賠償問題としてだけでなく、復興支援の枠組みを活用した対処が必要になります。

なお、地方公共団体の税収減や事故対応に従事した自治体職員の給与等は法的に損害として扱われないものとされていますが、今回の事故では、広範囲な避難区域の発生により自治体自体が存続の危機に立たされる状況も生じています。こうした場合に、誰に、どのような損害が発生することになるかは、従来の損害賠償法理では解決できないものといえます。そこで、これらについても広範な地域で大規模に発生する原子力損害の特徴を踏まえ、立法的な検討が求められるところです。

○長期的な健康不安への対処

損害賠償は既に発生した損害に対して賠償が行われるのが通常ですが、原子力事故による身体的損害には癌などのように事故直後には顕在化しない晩発性の被害の可能性があります。また放射線被曝による長期的な健康への影響（晩発性障害の発症及び発症危険への対応）等については両者の間の相当因果関係が必ずしも明確に示されない可能性があります。

これらの問題に対しては、損害賠償の可否も問題となり得ますが、それだけでなく、長期的な健康管理・疾病治療等に関わる将来的な費用を賄うため、国及び原子力事業者等からの資金拠出による被害者の補償・救済制度や基金の創設による対応が求められます。

諸外国編

各国の制度の比較

20. 諸外国の原賠制度の特徴

原子力既設国

- 21. 韓国の原子力開発事情と原賠制度
- 22. 中国の原子力開発事情と原賠制度
- 23. 台湾の原子力開発事情と原賠制度
- 24. インドの原子力開発事情と原賠制度
- 25. ロシアの原子力開発事情と原賠制度
- 26. イギリスの原子力開発事情と原賠制度
- 27. フランスの原子力開発事情と原賠制度
- 28. スイスの原子力開発事情と原賠制度
- 29. ドイツの原子力政策と原賠制度
- 30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち
- 31. カナダ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、チェコ、ウクライナの原賠制度

新規原子力導入国

- 32. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度設計
- 33. 新規導入国の原子力損害賠償措置
- 34. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度
- 35. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度
- 36. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度
- 37. インドネシアの原子力開発事情と原賠制度
- 38. アラブ首長国連邦 (UAE)、トルコ、カザフスタンの原賠制度

20. 諸外国の原賠制度の特徴

我が国の原賠制度が「原子力損害の賠償に関する法律」等に規定されているように、諸外国における原子力損害賠償制度も各国の実情を背景とした国内法により規定されているので、各国制度の概要を把握しておくことは大切です。

原賠制度と言っても、各国においてその制度設計は異なります。したがって、原子力に関わる事業を行う場合には当該国の制度をよく理解して対処しておかなければ思わぬリスクに直面する恐れがあります。我が国の制度との違いを把握して、諸外国における事業リスクに備えておく必要があるでしょう。加えて、原子力損害の発生に際して、関係者が他の法律による責任を負う可能性もありますので、国により該当する賠償責任に関わる法律の違いはありますが、それらの法律についても検討しておくことが必要です。

新規原子力導入国における法整備のためのガイドブックである IAEA の「原子力法ハンドブック」には原賠制度の基本的な事項（制度の必要性、文言の定義、厳格責任、責任集中、免責事項、責任限度額、除斥期間、賠償措置と補償制度、輸送に関する賠償責任等）や国際条約に関する事項が記載されていますが、これらの事項について各国を比較しながら諸外国の原賠制度の特徴を Q&A 形式で説明します。なお、各国の原賠制度の細部については、別途記載の該当国の制度の項目を参照願います。

Q1

原賠制度を規定する
諸外国の法律

「諸外国の原賠制度は
どのような法律に規
定されていますか？」

A1

- 諸外国においては、我が国のように原賠制度を単独の法律で規定する国ばかりではなく、原子力関係法の大元となる“原子力法”の一部として規定している国も多くあります。
- 変り種としては、原賠制度の基本的な事項は国際条約に拠るものとして、その国際法を補う国内法と一体化した制度を持つ国もあります。

20. 諸外国の原賠制度の特徴

解説

我が国の原子力開発利用は「原子力基本法」をはじめ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」「原子力災害対策特別措置法」などの法律に基づいて実施されており、原賠制度を規定する法律は民法の特別法である「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」、「原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）」等に規定されています。しかし、諸外国においては原賠制度を我が国のように単独の法律で規定する国ばかりではありません。

多くの国においては、設置許可や安全規制などを含めた原子力全般に関して規定する“原子力法”の一部として、安全規制などと同列に原賠制度が規定されています。

また、フランスのように、原賠制度の基本的事項である運転者への無過失責任、責任集中、免責事項等について自国の国内法で規定せず、パリ条約やブラッセル補足条約の規定をそのまま適用した上で、各国の裁量に委ねられている部分を国内法によって補う形で条約を取り込んだ原賠制度を持つ国もあります。

なお、中国においては国務院により原賠制度に関する文書が公布されているだけで、原賠制度を規定する法律は未だ制定されていません。

主な諸外国の原賠制度について、規定する法律を分類して例示すると以下のようになります。

○ 単独の法律で規定されている国・地域

(1) 原子力損害賠償法

- ・日本「原子力損害の賠償に関する法律」
- ・韓国「原子力損害賠償法」
- ・台湾「核子損害賠償法」（原子力損害賠償法）
- ・インド「原子力損害に関する民事責任法」

- ・スイス「原子力損害の第三者責任に関する法律（LRCN）」
 - ・カナダ「原子力損害に関する民事責任法」
 - ・スウェーデン「原子力責任法」
 - ・フィンランド「原子力責任法」
 - ・ベルギー「原子力分野の第三者責任に関する法律」
 - ・ウクライナ「原子力損害と損害賠償措置の民事責任に関する法律」
- (2) 条約を取り込んだ形の賠償法
- ・フランス「原子力分野における民事責任に関する法律」（パリ条約、ブラッセル補足条約を直接適用する）

○原子力法の一部に規定されている国

- ・ロシア「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」
- ・ドイツ「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」（原子力法）
- ・米国「原子力法」（原子力法の170条に関する改正法を“プライスアンダーソン法(PA法)”と呼ぶ)
- ・ベトナム「原子力法」
- ・ポーランド「原子力法」
- ・マレーシア「原子力エネルギー免許法」
- ・インドネシア「原子力エネルギー法」
- ・イギリス「原子力施設法」
- ・スペイン「原子力法」
- ・チェコ「原子力法」
- ・UAE「原子力平和利用法」
- ・トルコ「原子力発電の建設及び操業に関する法律」
- ・カザフスタン「原子力利用法」

○原賠制度が法制化されていないが、それに代わる制度を定める国

- ・中国…原賠制度を規定する法律は無く、原子力事故の損害賠償責任に関する国務院からの原子力行政機関への回答が原賠制度の拠り所とされる。

Q2

原子力損害の責任主体
に関する諸外国の規定

「諸外国においても日本
と同様に、原子力事業者
だけが原子力損害の責
任を負うという原則は
堅持されていますか？」

A2

- 原子力事業者だけが原子力損害の責任を負う仕組みは諸外国の制度や国際条約にも共通する原賠制度の基本的原則の一つです。
- 原賠制度上で原子力事業者の無過失責任を問わない国はありません。したがって、原子力損害について責任はまず原子力事業者が負うこととなります。ただし、この第1次的な責任を負った原子力事業者が、被害者に支払った損害賠償を他に求償できるかについては、原子力施設・設備等の関係者に対して、過失や欠陥があった場合に求償できる可能性を規定している国もあります。
- 米国では原子力法（PA法）に責任集中は規定されていませんが、事業者に対して抗弁権の放棄、経済的な責任の集中、賠償責任の免除の放棄等を義務付ける契約により、実質的に無過失責任・責任集中と同様の仕組みを作っています。

解 説

我が国の原賠法では、免責事項の場合以外は原子力事業者が原子力損害を賠償する責任主体であること（無過失責任）が第3条に規定されたうえで、第4条に原子力事業者以外の者は責任を負わないこと（責任集中）が規定されており、また、原子力事業者が被害者に支払った損害賠償に関する求償権についても、第三者の故意により生じた場合と、原子力事業者と他の者の間に特約がある場合に制限されています（第5条）。

このように原子力事業者の責任は各国の国内法に規定されていますが、無過失責任・責任集中・求償権の制限により原子力事業者だけが原子力損害の責任を負う仕組みは、各国の制度や国際条約にも共通

する原賠制度の基本的原則の一つとなっています。

しかし、原子力損害の賠償責任を原子力事業者に集中させていても、場合によっては原子力事業者が原子力施設の建設業者や設備・機器の供給者などに求償することを妨げないとしている国もあります。その最も特徴的な例として、インドでは、原子力事業者は被害者に対する賠償を行った後に、「明らかな又は潜在的な欠陥のある設備・材質、又は基準以下の役務があって、供給者又はその従業員の行為による結果から生じた原子力事故の場合、事業者は求償権を有する」（第17条b項）と規定しています。また、韓国では、「原子力損害が資材の供給や役務・労務の提供（資材の提供）により生じたときには、原子力事業者は、当該資材を提供した者やその従業

各国の制度の比較

20. 諸外国の原賠制度の特徴

員に故意又は重大な過失があるときに限り求償することができる。」(第4条)としています。このように、これらの国においては、製品や役務に重大な過失(故意は勿論のこと)や欠陥があった場合に、賠償義務が供給者にも及ぶ可能性があることが明らかになっています。

また、米国では不法行為に関する責任は州法に基づいて判断されるため、連邦法である原子力法に原

子力損害賠償に関わる責任集中は規定されていません。その代わりに米国の原賠制度では、原子力事業に関する許認可の際に事業者が政府と結ぶ補償契約において、事業者の抗弁権の放棄、経済的な責任の集中、賠償責任の免除の放棄等を条件とすることにより、実質的に無過失責任・責任集中と同様の仕組み(「経済的責任集中」と呼ばれている)を作っています。

	国・地域名	原賠制度を規定する法律	無過失責任・責任集中	求償権 ※2		
				第三者の故意	契約締結	重大な過失・欠陥
近隣諸国・地域	日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	○ 3条1, 4条1	○ 5条1	○ 5条2	×
	韓国	「原子力損害賠償法」	○ 3条1, 3	○ 4条1	○ 4条2	○ 4条1
	中国	国务院の回答(該当する法律なし)	○ 2項	○ 9項	○ 9項	×
	台湾	「核子損害賠償法」	○ 11条, 23条	○ 22条	○ 22条	×
原子力既設国	インド	「原子力損害に関する民事責任法」	○ 4条4	○ 17条c	○ 17条a	○ 17条b
	ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	○ 54条, 53条	— (ウィーン条約) 10条bにて○	— (ウィーン条約) 10条aにて○	— (ウィーン条約) 10条にて×
	フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」(条約を直接適用する制度)	○ パリ条約 3条, 6条ab	○ パリ条約 6条(f)(i)	○ パリ条約 6条(f)(ii)	×
	ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」(原子力法)	○ 25条1	○ 25条1	○ 25条1	×
	米国	「原子力法」(原子力法170条に関する改正法を“プライスアンダーソン法”と呼ぶ)	○ ※1 11条j, 170条n(1), 11条w, 170条a, n	○ ※1 170条n(1)	— (CSCに規定有)	×
	スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」	○ 3条1, 6	○ 6条a	○ 6条c	×
	イギリス	「原子力施設法」	○ 7条(1), 12条(1)b	○ 12条(3A)a	○ 12条(3A)b	×
	ベトナム	「原子力法」	○ 87条	—	—	—
新規導入国	ポーランド	「原子力法」	○ 101条1	— (改正ウィーン条約) 10条bにて○	— (改正ウィーン条約) 10条aにて○	— (改正ウィーン条約) 10条にて×
	マレーシア	「原子力エネルギー免許法」	○ 43条, 45条1, 45条2	○ 47条(1)(b)	○ 47条(1)(a)	×
	インドネシア	「原子力エネルギー法」	○ 28条	○ 33条2	—	—

※1 米国は無過失責任・責任集中と同様の仕組みを抗弁権の放棄等により作っている。

※2 ○ 求償権あり、× 求償権なし、— 規定なし

第三者の故意………第三者の故意により原子力事故が発生した場合にその者に求償する権利

契約締結………原子力事業者が他の者との契約に基づいて求償する権利

重大な過失・欠陥………製品や役務の重大な過失や欠陥が事故原因となった場合に、原子力事業者がその提供者に求償する権利

Q3

諸外国における
原子力損害の定義

「原子力損害賠償制度の
対象となる「原子力損害」
の範囲は諸外国において
も日本と同様ですか？」

A3

- 我が国では「原子力損害」を包括的に定義しており、核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用と損害との因果関係の相当性により損害の範囲が判断されます。
- 一方、多くの国においては原子力損害として人身損害と財産損害が明記されており、さらに経済損害や環境損害、損害防止措置費用等について個別に列挙されている国もあります。
- 原子力損害賠償に関する近年の国際条約には原子力損害が個別に列挙されて定義されており、我が国が加盟するためにはその定義と原賠法との整合を図る必要があります。

20. 諸外国の原賠制度の特徴

解 説

我が国の原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)の第2条2項において「原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害をいう。」として包括的に定義されており、損害の客体(人なのか、物なのか等)を制限していません。これをもとに我が国では、核燃料物質の放射線の作用等と損害との間に相当の因果関係があるものが広く「原子力損害」の対象となりうると思われています。これは我が国とよく似た原賠制度を持つ韓国においてもほぼ同様です。

一方、多くの国における原子力損害(nuclear damage)の定義では包括的に「損害」と規定せず、「死亡」、「身体傷害」、「財産損失」という損害の形態が明記されています。さらに一部の国では、死亡・身体傷害や財産損失から生じる経済的な損失(経済損害)や環境汚染による利益喪失や汚染の修復費用(環境損害)、損害を防止・最小限にする措置費用やそれによる損害(損害防止措置費用)等が原子力損害として個別に列挙されています(P.129表参照)。

なお、我が国も含め多くの国では、原子力事業者自身が被った損害を原子力損害の範疇から除外しています。

また、1997年に採択された改正ウィーン条約(2003年発効)及び原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)(未発効)、2004年に採択された改正パリ条約(未発効)においては、原子力損害の定義として身体、財産に係わる損害だけでなく、経済損害、環境損害、損害防止措置費用なども列挙されています。従って、包括的に原子力損害を規定する我が国がこれらの国際条約に加盟する場合には、列挙された国際条約の規定との整合を図る必要があります。

ところで、「原子力損害」の他にも、各国の法律には多くの用語の定義が規定されていますが、このうちから特に重要と思われる「原子力事業者(運転者・運営者:operator)」や「原子力事故(nuclear incident)」を取上げてみます。

「原子力事業者」については殆どの国において定義されており、多くの場合我が国と同様に許認可を受けた事業者を指すものとされています。

また、「原子力事故」も多くの国において定義されており、原子力損害を引き起こす出来事(occurrence)又は同一の原因による一連の出来事とされています。さらに「防止措置」に関しては、原子力損害を防止し、又は最小限にするため、法令により定められた当局の承認に従って原子力事故の発生以降に執られた合理的措置とされています。我が国や中国、ロシア、スイス等の法律においては「原子力事故」に関する規定はありませんが、これは多くの国の法律及び国際条約に較べてやや特異であると言えます。

Q4

免責事項に関する
諸外国の規定

「諸外国の原賠制度においても我が国と同様に免責事由が設けられているのでしょうか？」

A4

- 我が国の原賠制度では、「異常に巨大な天災地変」や「社会的動乱」によって生じた原子力損害は免責とされています。
- 諸外国の場合、ほとんどの国では内戦を含む戦争や武力紛争により発生した原子力事故の賠償責任について、原子力事業者の賠償責任が免責とされています（ドイツ、スイスを除く）。
- 一方、異常で巨大な自然災害については、原子力事業者の免責を規定する国と、免責を規定せず事業者の賠償責任とする国があります。
- 事業者の賠償責任が免責される場合、我が国では政府が被災者の救助や被害の拡大防止のための必要な措置を講じることになっていますが、諸外国においては一定の限度内で国が補償する制度とする国もあります。

20. 諸外国の原賠制度の特徴

解 説

我が国の原賠制度では、基本的に原子力事業者が原子力損害について無過失の賠償責任を負うことを規定していますが、「異常に巨大な天災地変」と「社会的動乱」によって生じた損害は事業者の免責事由と規定しています（原賠法3条但書）。

この社会的動乱は、質的、量的に異常に巨大な天災地変に相当するような社会的事件であり、具体的には戦争、海外からの武力攻撃、内乱等がこれに該当し、局地的な暴動等は含まれないと解されています。各国においても、戦争行為（内戦、反乱、敵対行為を含む）によって発生した原子力事故により生じた原子力損害については、我が国と同様に事業者の賠償責任を免責する規定が設けられています。

また、テロは一般的に戦争等とは同等と見做されてはいないため、免責事由に該当しないと考えられますが、インドやベトナムの法律においてはテロが免責に該当することを明記されています。

なお、国際条約では、原子力事業者は戦闘行為（armed conflict）、敵対行為（hostilities）、内戦（civil war）、反乱（insurrection）に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害については責任を負わないと規定されています（改正ウィーン、改正パリ、CSC）。

異常に巨大な天災地変によって発生した原子力事故については、我が国と同様に事業者の賠償責任を免責する国もあれば、免責しない国もあります（P.129表参照）。

我が国の法律には「異常に巨大な天災地変」に関わる定義や具体的な基準は原賠法令にまったく規定されておらず、日本の歴史上余り例のみられない大地震、大噴火、大風水災等と解されてきましたが、2011年の東日本大震災により発生した福島第一原発事故では、これに関しての様々な見解が示されました。当該大震災においては、福島第一原発の建設当時に想定したレベル（約3メートル）はおろか、その後の改訂指針に基づく評価レベル（約6メートル）をも大きく超える約15メートルの津波等によって原発事故が発生しましたが、これにより生じ

た原子力損害に対する原子力事業者の賠償責任は免責事由に該当しないと政府見解がなされました。一方、ベトナムやインドネシアの法律においては、国が規定する安全基準を超える自然災害は免責に該当すると定められています。

また、原子力事業者の賠償責任が免責に該当するとされた場合、我が国では政府が被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置（災害救助法に準じた対応と思われる）を講ずるとされていますが、諸外国においては同様な対応を規定している韓国他に、国が上限を設けて補償する、別途基金を設ける、若しくは特段の定めはない（該当した時点で対処するものと思われる）など様々な内容となっています。

ドイツでは戦争等や異常かつ巨大な自然災害による事故の場合にも原子力事業者を免責としていませんが（これは、免責事由に該当するような場合こそ国民が原子力責任法の保護下におかれるべきであるとする考えに基づき免責を定めていないものです）、この事由に該当する場合には事業者の責任限度が賠償措置額（25億ユーロ）までに制限されます。さらに、賠償措置が機能しない場合（例えば保険の免責規定に該当する場合）には賠償措置額までを国が補償することになっているため、戦争等や異常かつ巨大な自然災害による事故の場合における賠償は実質的に事業者の負担が発生しない仕組みになっています。また、大規模な原子力災害となって賠償額が損害賠償資金を上回ることが予想される場合には、損害賠償の配分や手続等についての法律が制定されることとなっています。

上記免責事項とは別に、多くの国では被害者の故意や過失による当該被害者の受けた原子力損害について事業者が賠償すべき損害を減免する規定を設けていますが、我が国の原賠法にそのような規定はありません。また、ほとんどの国においては、第三者の故意によって生じた原子力損害については、事業者は被害者に賠償した後に、その故意行為者（ほとんどの国の制度や条約では個人に限定している場合が多い）に対して求償権を有することを規定しています。

国・地域名	原賠制度を規定する法律	原子力損害の定義				免責事項		免責の場合の措置	事業者の責任の減免に関する規定
		身体・財産	経済損害	環境損害	防止措置	異常・巨大な天災	戦争等		
日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	—	—	—	—	○ 3条1	○ 3条1	政府が被災者の救助及び被害の拡大の防止のための必要な措置を講じる(17条)	—
韓国	「原子力損害賠償法」	—	—	○	○	×	○ 3条1	政府が被害者の救助、被害の拡大防止のための必要な措置を講じる(14条)	—
中国	國務院の回答(該当する法律なし)	○ 2項	—	○ 2項	—	×	○ 6項	國務院が評価して決定する(7項)	—
台湾	「核子損害賠償法」	○ 8条	—	—	—	○ 18条	○ 18条	重大な原子力事故が発生した場合、国家は必要な救済及び回復措置を講じる(34条)	被害者の故意・過失(19条)
インド	「原子力損害に関する民事責任法」	○ 2条(g), i, ii	○ 2条(g)iii	○ 2条(g)iv, v	○ 2条(g)vi	○ 5条(1)i	○ 5条(1)ii	国が3億SDRまで賠償する。(7条1(c))。国は事業者からの賦課金で基金を設ける(7条2)。	被害者の故意・過失(5条3)
ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	○ (包括的に規定)	—	—	—	○ 不可抗力54条	○ 54条	—	被害者の故意(54条)
フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」(条約を直接適用する制度)	○ パリ条約3条a	○ パリ条約3条a	○ パリ条約3条a	○ パリ条約3条a	○ パリ条約9条	○ パリ条約9条	最高責任額を限度として条約の適用を損なうことなく国が補足的に負担する。(8条)	—
ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」(原子力法)	○ 逸失利益(26条)	○ パリ条約3条a	○ パリ条約3条a	○ パリ条約3条a	○ 25条3責任制限	○ 25条3責任制限	戦争、異常かつ巨大な自然災害の場合、事業者の責任は25億ユーロを限度とする(31条1)	被害者の故意・過失が寄与する場合(27条)民法を適用(27条)
米国	「原子力法」(原子力法170条の改正法を「プライスアンダーソン法」と呼ぶ)	○ 11条q	○ 11条q	—	○ 11条w	○ 11条w	○ 11条w	—	被害者の故意、損害を軽減させなかった場合(170条n(1))
スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」	○ (包括的に規定)	—	—	○ (包括的に規定)	○ (5条)	○ (5条)	責任者を決定できない場合、連邦政府が1億スイスフランを限度として損害を補償。(16条a)	被害者の故意(5条1)、被害者の重大な過失(5条2)
イギリス	「原子力施設法」	○ 7条1	—	—	—	○ (13条(4)b)	○ (13条(4)a)	—	被害者の故意(13条(6))
ベトナム	「原子力法」	○ 87条2	—	○ 87条2	—	○ 87条	○ 87条	支援基金(企業・個人の支援、その他の源泉)が使われる(91条1a)	—
ポーランド	「原子力法」	○ 100条5) a), b)	—	○ 100条5) c), 6) 100a条2), 4)	○ 100条7), 100a条3)	○ 101条1	○ 101条1	—	被害者の意図的に行方により被害を被った損害(101条3)
マレーシア	「原子力エネルギー免許法」	○ 2条	○ 2条	○ 2条	—	○ 46条(1)	○ 46条(1)	—	被害者の重大な過失又は故意(49条)
インドネシア	「原子力エネルギー法」	○ 1条16	—	○ 1条16	○ 1条16	○ 32条	○ 32条	—	被害者の故意(33条1)

(原産協定メールマガジン 2013年2月号掲載分をもとに修正)

Q5

原子力事業者の
責任制限

「諸外国においても我が国と同様に、原子力事業者は無限に原子力損害の賠償責任を負うのでしょうか？」

A5

- 全ての国の原賠制度が、我が国のように無限責任を採用しているわけではありません。
- 無限責任制を採用する国の例として、他にドイツやスイスなどが挙げられます。
- 他の多くの国の原賠制度では原子力事業者の賠償責任に一定の限度を設けており、世界的に見れば、むしろ責任制限は原賠制度の基本的な原則の一つとなっています。
- 原子力損害賠償に関する国際条約には責任制限に関する一定の基準が規定されています。

解 説

我が国の「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）では、原子力事業者の責任制限についての規定がないことから、原子力事業者は無限に責任を負うこととなりますが、このような無限責任制を採用する国は、他にドイツ、スイス、スウェーデン、フィンランドなど極めて少数です。（その他にも、原子力発電施設を保有しない国では、オーストリア、キプロス、デンマーク、エストニア、アイルランド、ルクセンブルク、マルタなどが無限責任制としています）。我が国の場合と違いドイツやスイスにおいては、原子力事業者の責任が無限であることを法律に明記しています。

一方、その他多くの国においては原子力事業者の賠償責任に一定の限度を設けています。原賠制度は原子力黎明期の米国において原子力の平和利用を進める際に、巨額の賠償負担は民間企業には負いきれないと判断した民間側の強い要請により 1957 年に世界で初めて制度化されました。それ以来、原子力事業者の責任制限は原賠制度の基本的な原則の一つとして世界中で採用されています。

我が国においても制度導入時に責任制限の採用が検討されたことがありましたが、原子力損害が一定額を超えた場合であっても第三者である被害者に対して国が無制限に補償するような制度を創設することは制度設計上、また財政的にも難しい反面、被害者の保護に万全を期さなければ原子力産業は安定成

長できないという考えが強く指摘されたことから、責任制限の導入は見送られました。

1 つの原子力事故に対する原子力事業者の責任制限額は、最も高額な米国では 136 億 1604.6 万ドル（約 1 兆 3839 億円）に設定されていますが、パリ条約の加盟国である原子力大国のフランスでは約 9147 万ユーロ（約 128 億円）、同じくイギリスでは 1 億 4000 万ポンド（約 238 億円）、ウィーン条約の加盟国であるロシアでは条約の規定額である 500 万米ドル（1963 年 4 月 29 日の金による米ドルの価値としての 500 万米ドル：約 201 億円）と規定されており、また我が国近隣の中国では 3 億元（約 50 億円）、韓国では 3 億 SDR（約 473 億円）と規定されています。なお、パリ条約の締約国は、改正パリ条約（未発効）の批准に向けて、国内法の改正作業中であり、これにより今後大幅な責任限度額の引上げが予想されます（P.133 表参照）。

なお、原子力損害賠償に関する国際条約には責任額に関する規定があり、その額はパリ条約では 1 事故あたりの最高責任額を 1500 万 SDR（約 24 億円）、ウィーン条約では同じく責任額を最低 500 万米ドル（1963 年 4 月 29 日の金による米ドルの価値としての 500 万米ドル：約 201 億円）、改正ウィーン条約及び CSC では同じく責任額を最低 3 億 SDR（約 473 億円）、改正パリ条約では同じく責任額を最低 7 億ユーロ（約 975 億円）としています。

（円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる）

20. 諸外国の原賠制度の特徴

Q6

責任限度額を
超過した場合の補償

「諸外国が設定する責任限度額を超える原子力損害が発生した場合、被害者はどのように救済されますか？」

A6

- 責任限度額を超過する損害が発生した場合、さまざまな方法で国家が被害者を救済することが原賠制度の基本的な原則の一つとなっています。
- 救済の具体的な方法としては、国家による補償、事業者等の基金による補償、国家による被害者への公平な配分など、国によって異なります。
- 他方、無限責任を規定するドイツやスイスにおいて賠償資金を超える損害が発生した場合には国が配分方法を決定することが規定されています。

解説

我が国の原賠制度は原子力事業者が無限に責任を負う仕組みになっていますが、多くの国においては原子力事業者の賠償責任を一定限度に制限しているため、大規模な原子力事故が発生すれば損害額は責任限度額を超過してしまう可能性があります。

責任限度を超過する損害が発生した場合、国家が被害者を救済することが原賠制度の基本的な原則の一つとなっています。その救済方法は国によりさまざまであり、その例としては、国家による補償（上限のある補償、あるいは上限規定のない補償）、事業者等の基金による補償、国家による被害者への公平な配分などの方法が規定されています。

なお、我が国には原子力事業者の責任制限が規定されていませんが、損害額が賠償措置額を超え、必要と認められる場合には国が必要な援助を行うこと

が規定されています。福島原発事故の賠償に際して損害額が賠償措置額を大きく超えると見込まれたため、国の援助の具体的な方法としての原子力損害賠償支援機構を通じた特別資金援助の仕組みが新たに作られました。

一方、無限責任を規定するドイツやスイスでは、損害額が原子力事業者の用意できる賠償資金を超えてしまった場合には国がその資金の配分方法を決定することになっています。

諸外国における、責任限度を超過する損害が発生した場合の救済方法は以下の通りです。

○国が補償する国（上限規定なし）

ロシア、米国、マレーシア

○国が一定限度まで補償する国

中国（8億元：約132億円）、フランス（3億SDR：約473億円）、イギリス（3億SDR：約473億円）

○事業者等の資金により基金を設けて支払う国
ベトナム（上限規定なし）、ポーランド（上限規定なし）、インド（上限3億SDR：約473億円）

○国が配分方法を決定する国
台湾
○規定がない国
韓国、インドネシア

国・地域名	原賠制度を規定する法律	原子力事業者に対する責任制限				
		制限の有○無×	責任限度額	責任限度を超えた場合の対処	補償の上限	
日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	×	— (無限)	責任限度はないが、賠償措置額を超え必要と認められるときは国が援助する。(16条)	上限規定なし (国の援助)	
近隣諸国・地域	韓国	「原子力損害賠償法」	○	3億SDR (約473億円) 3条の2	—	3億SDR (約473億円)
	中国	国务院の回答(該当する法律なし)	○	3億元 (約50億円) 7項	国家が8億元を限度に財政補償を行う。(7項)	8億元まで (約132億円)
	台湾	「核子損害賠償法」	○	42億台湾ドル (約141億円) 24条	死亡・傷害を優先し、賠償総額の10%を後日発見された損害に取り置く。(33条)	42億台湾ドル (約141億円)
原子力既設国	インド	「原子力損害に関する民事責任法」	○	150億ルピー (約246億円) 6条2(a)	国が3億SDRまで賠償する。(7条1(a))。国は事業者からの賦課金で基金を設ける(7条2)。	3億SDR以上 (約473億円) 6条1
	ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	○	連邦の国際協定に規定された額 ※3 (約201億円) 55条	連邦が損害の賠償金満額を填補するために必要な金額を助成する。(57条)	上限規定なし (連邦の助成)
	フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」(条約を直接適用する制度)	○	9146万9410.34ユーロ (約128億円) 4条	ブラッセル補足条約の限度内(3億SDR)で国により補償される。(5条)配分方式を定める(13条)	3億SDR (約473億円)
	ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」(原子力法)	×	無限 31条1	資金を上回る賠償が予想される場合は、国が配分や手続きを規制する(35条)	上限規定なし (事業者の資金の限り)
	米国	「原子力法」(原子力法170条の改正法を“プライスアンダーソン法”と呼ぶ)	○	賠償措置の最大額 (争訟費用を含む) 170条e(1)	責任額の15%以上の支払いは保留(170条o)、大統領が議会に対して補償計画を提出(170条i)	上限規定なし (大統領、議会が決定)
	スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」	×	無限 3条1	連邦議会が政令により賠償金支払制度を作って適切に配分する(29条)	上限規定なし (賠償金支払制度)
	イギリス	「原子力施設法」	○	1億4000万ポンド (約238億円) 16条(1)	ブラッセル補足条約の限度内(3億SDR)で議会が決定した資金を利用できる(18条1, 1A, 1B)	3億SDR以上 (約473億円) 18条1B
	新規導入国	ベトナム	「原子力法」	○	1.5億SDR (約237億円) 88条	支援基金(企業・個人の支援、その他の源泉)が使われる(91条1b)
ポーランド		「原子力法」	○	1.5億SDR (約237億円) 102条1	事業者が有限責任基金を設置、設置や配分は法律に規制される(102条2)。	1.5億SDR以上 (約237億円)
マレーシア		「原子力エネルギー免許法」	○	施行時の5000万リングギットに相当する額 59条	下院の決議により追加資金を抛出(61条2)。裁判所は公平な配分のための命令を下す(65条)	上限規定なし (追加資金抛出)
インドネシア		「原子力エネルギー法」	○	4兆ルピア (約350億円) 34条	—	4兆ルピア (約350億円)

Q7

損害賠償措置の
義務付け

「諸外国においても我が国と同様に、原子力事業者は損害賠償措置を義務付けられているのでしょうか？」

A7

- 賠償措置は、ほぼ全ての国で原子力事業者に義務付けられており、多くの国では賠償措置額が責任限度額と同額とされています。
- 賠償措置の方法は、多くの国で保険等による財務的保証による制度が採用されています。我が国のように、保険だけでなく、これを補完するために政府との補償契約が義務付けられている制度のある国は決して多くありません。
- この他、高額の措置を行うために、保険による措置と事業者同士が資金を出し合う形で資金調達を行う仕組みの措置とが組み合わされている国（米国、ドイツ）もあります。

解説

我が国では原子力事業者に 1200 億円の賠償措置（但し核燃料の加工・運搬・貯蔵等の場合には少額賠償措置が認められている）が義務付けられており、賠償措置は原子力損害賠償責任保険及び原子力損害賠償補償契約もしくは供託により行うことになっています。

諸外国においても、ほぼ全ての国で賠償措置が義務付けられており、その金額はほとんどの国において原子力事業者の責任限度額と同額とされています。これにより、事故の際には賠償措置による資金を賠償に充てることで確実に責任を果たすことができるようになっています。

例外的に韓国においては、責任限度額 3 億 SDR（約 473 億円）に対して賠償措置額が 500 億ウォン（約 48 億円）となっていますが、その差を埋めるための国による援助が規定されています。また、ベトナムでは、原子力損害に関わる賠償措置額は現在のところ規定されていません。

一方、賠償措置の方法は国によって違いがあります。ほぼ全ての国において保険その他の財務的保証により措置を行うことが規定されており、実際にもほとんどの国において保険による措置が行われていますが、それに加えて、保険等が機能しない場合に備えて政府と補償契約を結ぶ措置や、高額の措置を

行うために保険による措置と事業者同士が資金を出し合う形で資金調達を行う仕組みの措置が組み合わされている国もあります。

- 保険に加えて、保険の免責事項を補完するために、政府との契約が賠償措置として義務付けられている国
(例)
 - ・日本
 - ・韓国
- 第一段階に保険、これに加えて第二段階に事業者同士が資金を出し合う賠償措置を義務付けている国
(例)
 - ・米国
 - ・ドイツ

米国では第一次損害賠償措置として保険により 3 億 7500 万ドル、第二次損害賠償措置として事業者間相互扶助制度により 132 億 4104.6 万ドル、合計 136 億 1604.6 万ドル（約 1 兆 3839 億円）の賠償措置が義務付けられています。ドイツでは第一層損害賠償措置として保険により 2 億 5000 万ユーロ、第二層損害賠償措置として自家保険により 22 億 5000 万ユーロ、合計 25 億ユーロ（約 3485 億円）の賠償措置が義務付けられています（P.138 表参照）。

(円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる)

Q8

損害賠償措置が機能しない場合の措置

「損害賠償措置が何らかの事由により機能しなかったために、賠償資金が賠償措置額に不足する場合、原子力事業者はどのように被害者への賠償資金を確保するのですか？」

A8

- 多くの国では、損害賠償措置は保険やその他の保証により行うことが規定されており、我が国のように賠償措置として保険契約を補完するために政府と補償契約を結ぶ仕組みにはなっていません。
- 保険やその他の保証による措置だけでは、実際に起きた原子力事故の態様によっては、保険約款上の免責事項などに該当し、保険金等が支払われない場合も生じます。
- そのため多くの国では、賠償措置による資金が原子力事業者の賠償に不足する場合に備えて、国がバックアップする仕組みを規定しています。
- 責任限度額までの賠償措置が義務付けられていない国や、責任限度額が無い（無限責任）国においては、賠償措置額を超える賠償についても、国による援助が規定されています。

解説

我が国の損害賠償措置は、民間の原子力損害賠償責任保険により行うことが原則となっています。その上で、保険で填補されない地震・津波・噴火、10年後の賠償請求、正常運転による場合の原子力損害に対処するため、原子力事業者は政府と原子力損害賠償補償契約を行うことになっています。同様の仕組みは韓国などで採用されているものの、ほとんどの国では賠償措置は保険契約のみで行われており、賠償措置として保険を補完するために政府と補償契約を結ぶ仕組みにはなっていません。

このように、民間の保険やその他の保証による賠償措置の場合、契約上の免責事項に該当する場合や、何らかの事情（例えば引き受けた者の資金不足など）により保険金等の支払いが為されない場合には保険金が支払われず、賠償措置が機能しないことが考えられます。賠償措置が機能しなければ原子力事業者の経営に深刻な影響が及ぶばかりか、被害者が十分に賠償を受けられなくなってしまうことになります。

そのため多くの国では、賠償措置による資金が原子力事業者の賠償に不足する場合に国がバックアップする仕組みを規定しています。

保険やその他の保証による措置が機能しない場合の規定は、おおよそ以下のように分類されます。

○保険及びこれを補完する政府との補償契約が賠償措置に組み込まれている国

(例)

- ・日本
- ・韓国

○国が不足分を賠償措置額まで負担する国

(例)

- ・フランス
- ・ドイツ
- ・スイス（事業者から負担金を徴収する）
- ・マレーシア

○国が事業者に何らかの援助を行うことを規定している国・地域

(例)

援助方法を規定：

- ・台湾（賠償措置額まで貸付）
- ・米国（当局が資金を確保、事業者が返済する）

何らかの対応を規定：

- ・中国
- ・イギリス
- ・ポーランド

○規定に明示されていない国

(例)

- ・インド
- ・ロシア
- ・ベトナム
- ・インドネシア

なお、多くの国では原子力事業者の責任限度額と賠償措置額は同額ですが、責任限度額までの賠償措置が義務付けられていない国や、原子力事業者が無限に責任を負う国においては、賠償措置額を超える賠償についても、国によるバックアップが規定されています。

○責任限度額までの賠償措置が義務付けられていない国

(例)

- ・韓国…国が必要な援助を行う

○責任限度額が無い国

(例)

- ・日本
 - …損害額が賠償措置額を超え必要と認められる場合に国が必要な援助を行う（原子力損害賠償支援機構法に基づく援助）。

- ・ドイツ、スイス

…賠償措置額を超え、事業者の資金が賠償に足りない場合は国が資金の配分方法を決定する（P.138 表参照）。

各国の制度の比較

20. 諸外国の原賠制度の特徴

	国・地域名	原賠制度を規定する法律	賠償措置		
			措置額(最大)	措置の方法	措置された資金が賠償に不足する場合
近隣諸国・地域	日本	「原子力損害の賠償に関する法律」	1200億円 7条	保険と補償契約、 供託 6～15条	国が必要な援助を行う(16条) 原子力損害賠償支援機構による 資金交付(支援機構法41条)
	韓国	「原子力損害賠償法」	500億ウォン (約48億円) 6条	保険と補償契約、 供託 5～13条	国が必要な援助を行う(14条1)
	中国	国务院の回答(該当する法律なし)	責任限度額 (約50億円) 8項	適切な財務保証、 保険契約(8項)	国务院が評価して決定する(7項)
	台湾	「核子損害賠償法」	責任限度額 (約141億円) 24条	保険 財務保証 25条	受取金額が足りない場合、国は 責任限度額を上限として差額を 事業者に貸付(27条)
原子力既設国	インド	「原子力損害に関する民事責任法」	責任限度額 (約246億円) 8条1	保険、資金的保証 8条1	—
	ロシア	「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」	責任限度額 (約201億円) 56条	政府その他の保証、 事業者の利用可能な 自己資金、保険 56条	—
	フランス	「原子力分野における民事責任に関する法律」(条約を直接適用する制度)	責任限度額 (約128億円) 7条	保険、財政的保証 国の保証 7条	最高責任額を限度として条約の 適用を損なうことなく国が補足的に 負担する。(8条)
	ドイツ	「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」(原子力法)	25億ユーロ (約3485億円) 13条	保険、金融的保証 (電力会社の資金的保証) (13条)	事業者の賠償義務を免責し、25 億ユーロを上限に連邦が補償する (38条(1)6)
	米国	「原子力法」(原子力法170条の改正法を「プライスアンダーソン法」と呼ぶ)	136億1604.6万ドル (約1兆3839億円)	保険、事業者による 遡及保険料システム 170条b	当局が必要な資金を確保し、事 業者が返済する(170条b(3))
	スイス	「原子力損害の第三者責任に関する法律(LRCN)」	11億スイスフラン (約1260億円) 11条2、施行令3条	保険 11条	連邦政府が11億スイスフランを 限度として事業者に補償する。負 担金徴収あり。(12条、14条)
	イギリス	「原子力施設法」	責任限度額 (約238億円) 19条	保険又は その他の方法 19条	政府により対応が為される。(16 条)
新規導入国	ベトナム	「原子力法」	—	保険 (90条)	—
	ポーランド	「原子力法」	1.5億SDR (約237億円) 103条4項の関連規則§4の1項2)	保険	保証総額の10%は身体損害に 充てられ、5年以内に10%を超 過しなかった場合、残りを財産損 害や環境損害等に使う(103条)
	マレーシア	「原子力エネルギー免許法」	責任限度額 (約51億円) 60条	保険、 その他の財務保証 60条	政府が責任限度額を上限に事業 者に補償(61条1)公平な配分の ため命令を下す(65条)
	インドネシア	「原子力エネルギー法」	責任限度額 (約350億円) 35条	保険、 その他の財務保証 35条	—

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン2013年4月号掲載分をもとに修正)

Q1

韓国の
原子力開発事情

「韓国の原子力開発はど
のような状況ですか？」

A1

- 1978年に最初の原子力発電所が運転を開始し、現在は23基2072万kWが運転中、4基520万kWが建設中、5基700万kWが計画中です。
- 欧米企業からの技術導入を基に国産化・標準型炉開発が進められており、2012年に完全国産化を達成する計画が立てられています。
- 自国の原子力発電所建設だけでなく、1990年代以降、IAEAへの協力や、他国とのコンサルタント契約などを通して国際展開への努力が続けられており、2009年にはアラブ首長国連邦（UAE）の原子炉建設計画で4基の建設と運転を受注しました。

解説

韓国は1956年に米国と原子力協力協定を締結、1962年に初の研究炉TRIGA-MARK IIが臨界に達し、1978年に初の原子力発電所である古里1号機が運転を開始しました。現在では23基2071万6000kWの原子力発電所が運転中、4基520万kWが建設中、5基700万kWが計画中で、一次エネルギー供給の約15%、総発電設備容量の約25%、総発電電力量の約35%を原子力が占めています。

韓国は1991年に北朝鮮と「朝鮮半島の非核化と平和構築のための宣言」に署名し、再処理施設、濃縮施設の保有を放棄しており、また、外国に再処理を委託することも米国の同意を得られる見通しが立たないため、使用済燃料は2016年まで原子力発電所のサイトに貯蔵することを決定しています。しかしながら2016～2018年までに各発電所の貯蔵施設が満杯になってしまうという差し迫った状況もあり、2014年の韓米原子力協定改定に向けて、これまで禁止されてきた再処理への道を開くことを交渉において強く要求しています。

韓国は、原子力関係の制度や法令、基準等の多くを日本から取り入れています。原子力発電開発は米、加、仏などの欧米企業と連携し、それを自力更新する形で進めてきました。1970年代に完成品受

け渡し契約の形から始まり、1983年に策定した「原子力発電所標準化計画」や2008年に策定した「第一次国家エネルギー基本計画」などに沿って加圧水型軽水炉（PWR）の国産化・標準型炉開発が進められ、2012年に完全国産化することを目指しています。韓国の原子力発電所における2000年以降の設備利用率は、世界平均の79%を大きく上回る90%超を継続しており、世界トップクラスの稼働率が維持されていました。

また、1990年代以降、韓国は国際原子力機関（IAEA）等への協力、中国とのコンサルタント契約や原子力発電所建設の受注、トルコとのコンサルタント契約など、国際展開への努力を続けてきましたが、李明博政権になってからは特に積極的な動きを見せており、2009年にはアラブ首長国連邦（UAE）の原子炉建設計画で4基の建設と運転を受注しました。これを踏まえて示された「原子力発電輸出産業化戦略」（2010年1月）では、2030年までに累計80基の受注を目標としています。

なお、現在までに、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、フランス、インドネシア、日本、ヨルダン、カザフスタン、モンゴル、ロシア、アラブ首長国連邦、英国、ウクライナ、米国、ベトナム、アルゼンチン、ベルギー、チェコ、チリ、ドイツ、ルーマニア、スペイン等との間で二国間原子力協定等を結んでいます。

Q2

韓国の原賠制度

「韓国の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- 韓国の原賠制度は日本の制度と良く似たものとなっています。
- 日本の制度と大きく違う点は、原子力事業者の責任限度額を設けている点や、賠償措置額が日本のおおよそ 24 分の 1 程度である点などです。
- 韓国は原子力損害賠償に関する諸条約に加盟していませんが、現行法（2001 年改正）は、原子力損害の定義や責任限度額の点などにおいて、改正ウィーン条約や CSC にほぼ対応できるような内容となっています。

解説

韓国は原子力開発を始めるにあたり、技術は欧米から取り入れましたが、制度や法令、基準等の多くを日本から取り入れています。原賠制度も日本の「原子力損害の賠償に関する法律」を参考に1969年に「原子力損害賠償法」が作られてきましたが、現行法は国際条約の加盟を視野に入れた内容となっています。

2002年1月1日より施行されている韓国の現行の原賠制度において、日本の制度と異なるのは、主に以下の点です。

- ・賠償措置額は500億ウォン(約48億円)であり、日本の1200億円と比べて極端に少なく(約30分の1)、中国の3億元(約50億円)と同程度である。
- ・賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合、必要と認められる場合は政府が原子力事業者に対して必要な援助を行う(第14条の2)のは日本と同様だが、原子力事業者の責任は無限責任ではなく、3億SDR(約473億円)までの有限責任(第3条の2)となっており、改正ウィーン条約や補完基金条約(CSC)に対応可能となっている。
- ・第2条2項において、「原子力損害」の定義に以下二種類の費用が追加されており、改正ウィーン条約に対応可能となっている。
 - ▶重大な環境の損傷を原状復帰するために災害措置法等の関係法令による措置計画に従って取った、又は取らなければならない措置の費用
 - ▶原子力事故を発生させる重大かつ緊急の危険がある場合にこれによる損害や費用の発生を防止したり最小化するために、災害措置法等の関係法令による措置計画に従ってとった防止措置費用(防止措置による追加的な損失又は損害を含む)
- ・生じた原子力損害が、「国家間の武力衝突、敵対行為、内乱又は反乱による場合」は、事業者の責

任が免責となり(第3条)、この条件は改正パリ条約、改正ウィーン条約、CSCの全てに適合する。我が国では「異常に巨大な天災地変」も免責となるため、CSCにしか対応していない。

- ・原子力損害の賠償責任は原子力事業者に集中されているが、資材の提供や役務の提供を行った者を含む第三者に故意や重大な過失があった場合には、その者に対して求償できる(第4条)。故意だけでなく重大な過失の場合も求償権を認めており、故意のみ求償権を認める我が国や国際条約との大きな違いがある。

また、改正パリ、改正ウィーン、CSCでは、原子力事業者の求償権は個人の故意の場合に限定されており、この点でも差異がある。

- ・原子力損害賠償の請求権は10年経過すると時効により消滅する。ただし身体障害、疾病発生及び死亡による原子力損害賠償の請求権の消滅時効は30年となっている(第13条の2)。この条件は改正パリ条約、改正ウィーン条約、CSCの全てに適合する。我が国では不法行為の消滅時効は20年であるため、CSCにしか対応していない。

韓国は原子力損害賠償に関する諸条約(パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約(CSC))には加盟していませんが、2001年に改正され2002年1月1日より施行されている現行法は、原子力損害の定義や責任限度額の点などにおいて、改正ウィーン条約やCSCに対応することができるものとなっています。

なお、その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約(NPT)、包括的核実験禁止条約(CTBT)、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEAの保障措置協定、追加議定書も締結しています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

韓国の原賠法は、1969年1月24日に制定され、その後5回の改正を経て現行法は2001年1月16日に改正されたもので、その条文の主な内容は次の通りです。

第1条（目的）

この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合の損害賠償を規定し、これにより被害者の保護及び原子力事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この法律の用語の定義は次の通り。

- ① 「原子力の運転等」とは、原子炉の運転、大統領令で定めた核燃料の加工・転換、使用済核燃料の処理、核燃料物質の使用、放射性廃棄物の貯蔵・処理・処分及びこれらに付随する核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の運搬・貯蔵・廃棄をいう。
- ② 「原子力損害」とは、次の項目の費用及び核燃料物質の原子核分裂の過程の作用、核燃料物質の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害（環境の重大な汚染による経済的利益の損失を含む）をいう。ただし、当該原子力事業者が受けた損害とその従業員が業務上受けた損害を除く。
 - ・ 環境の重大な汚染を修復するために災害措置法等の関係法令に従って取られる措置の費用
 - ・ 原子力事故が発生した場合若しくは発生させる重大かつ明白な恐れがある場合、これによる損害を防止又は最小限にするために、災害措置法等の関係法令に従って取られる防止措置の費用（その措置によって生じる更なる損失又は損害を含む）
- ③ 「原子力事業者」とは、次の者をいう。
 - ・ 原子炉及び関係施設の建設又は運営の許可を受けた者
 - ・ 韓国の港に入港又は出港の申請を行った外国原子力船運航者
 - ・ 加工事業（転換事業を含む）の許可を受けた者
 - ・ 使用済燃料処理事業の指定を受けた者
 - ・ 核燃料物質の使用許可を受けた者
 - ・ 廃棄物施設の建設・運営許可を受けた者
 - ・ 原子力研究開発機関、原子力安全専門機関又は原子力関連の製造又は用役提供の機関
- ④ 「原子力事故」とは、原子力損害を発生させる又は重大かつ明白な恐れがある出来事又は同一の原因による一連の出来事をいう。
- ⑤ ①～④に定めるものを除く用語の定義は、原子力法の定めるところによる。

第2条2（適用範囲）

- ① この法律は、韓国の領域（領海を含む）及び排他的経済水域で発生した原子力事故による原子力損害について適用する。
- ② この法律は、互惠関係のある国に適用する。すなわち、当該国が韓国の個人、法人、団体又は政府が受けた原子力損害に係る賠償を禁止又は制限している場合には、この法律はその国の個人、法人、団体又は政府に対して、その適用を排除又は制限することができる。

第3条（無過失責任及び責任の集中等）

- ① 原子炉の運転等により、原子力損害が生じたときには、当該原子力事業者はその損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害が国家間の武力紛争行為又は敵対行為、内戦又は反乱による場合は、この限りではない。
- ② 原子力損害が原子力事業者間の核燃料物質又はそれによる汚染されたものの運搬により生じたときには、当該核燃料物質等の発送者である原子力事業者がその損害を賠償する責任を負う。ただし、

その損害賠償責任に係る原子力事業者間の特約がある場合には、その特約による。

- ③ ①又は②の場合には、賠償責任を負う原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。
- ④ 船舶に設置された原子炉の運転等により生じた原子力損害には、商法746～748条（海商の物品運送に関する規定）、842条及び848条（同じく船舶債権者に関する規定）の規定及び製造物責任法の規定は適用しない。
- ⑤ 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法の規定はこれを適用しない。

第3条の2（賠償責任限度）

- ① 原子力事業者は、一つの原子力事故につき、3億SDRの限度内で原子力損害の賠償責任を負う。ただし、当該原子力事業者がその損害を発生させようとした場合には、その事業者の作為又は不作為にかかわらず、この規定は適用されない。
- ② SDR（特別引出権）とは、国際通貨基金に定める計算単位をいう。

第4条（求償権）

- ① 原子力損害が第三者の故意又は重大な過失により生じた場合には、3条に基づいて原子力損害の賠償を行った原子力事業者はその第三者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等における資材や役務の提供（以下「資材の提供」）により生じたときは、当該資材の提供を行った者やその従業員に故意又は重大な過失がある場合に限り求償することができる。
- ② 求償権に関する特約がある場合には、その特約による。

第5条（損害賠償措置の義務）

- ① 原子力事業者は、原子力損害を賠償するに必要な措置（損害賠償措置という）を講じた後でなければ原子炉の運転等を行うことができない。
- ② 損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結又は供託により行う。

第6条（損害賠償措置額）

- ① 5条の②による原子力損害賠償責任保険契約金額及び原子力損害賠償補償契約金額又は供託金額は、3条2の規定による賠償責任限度額の範囲内で原子力事業施設の種類、核燃料物質の性質、その施設で発生する原子力事故の潜在的影響を勘案し、大統領令が定める金額（以下「賠償措置額」という）とする。
- ② 原子力事業者が原子力損害を賠償したことにより、原子力損害の賠償に充てる金額が規定の賠償措置額に満たなくなった場合には、原子力損害の賠償の履行を確保するために必要があると認めるときは、教育科学技術部長官は当該原子力事業者に対し、期限を定めて賠償措置額にすることを命ずることができる。
- ③ ①及び②に規定する場合においては、5条の①の規定は適用しない（命令により指定された期限までの間は適用しない）。

第7条（原子力損害賠償責任保険契約）

- ① 5条②の規定による原子力損害賠償責任保険契約は、3条の規定により原子力事業者が賠償することによって生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者は保険者に保険料を支払う契約をいう。
- ② 原子力事業者が保険契約を締結するときには、その契約条件に関して、科学技術長官に承認を得なければならない。

第8条（損害賠償請求権の優先）

- ① 被害者は、損害賠償の請求において、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済

を受ける権利を有する。

- ② 被保険者は、被害者に対する損害賠償金について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があった限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。
- ③ 保険契約の保険金支払請求権は、これを譲渡し、担保として提供し、又は差し押さえることができない。

第 9 条（原子力損害賠償補償契約）

- ① 5 条②の規定による原子力損害賠償補償契約は、3 条の規定により原子力事業者の損害賠償責任が生じた場合に、保険契約により填補できない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が政府に補償料を支払う契約をいう。
- ② 補償契約に関して必要な事項は、別の法律で定める。

第 10 条（補償請求権の優先）

8 条の規定は、補償金の請求についてこれを準用する。

第 11 条（供託）

供託は、原子力事業者の主たる事務所を管轄する地方裁判所に金銭又は大統領令で定める有価証券による。

第 12 条（供託による弁済）

被害者は、損害賠償請求に関し、原子力事業者が供託した金銭又は有価証券による弁済を受ける権利を有する。

第 13 条（供託の返還）

- ① 原子力事業者は、次の事項に該当する場合には、教育科学技術部長官の承認を得て、供託した金銭又は有価証券の返還を受けることができる。
 - ・ 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき
 - ・ 原子炉の運転等を廃止したとき
- ② 教育科学技術部長官は、上記の規定により返還を承認するときは、原子力損害賠償の履行を確保するため必要と認められる範囲で、返還時期及び返還額を指定して承認することができる。

第 13 条 2（消滅時効）

- ① この法律による原子力損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人がその損害及び 3 条による損害賠償責任を負う者を知った日から 3 年以内にこれを行使しなければ時効により消滅する。
- ② この法律による原子力損害賠償の請求権は、原子力事故が発生した日から 10 年以内にこれを行使しなければ時効により消滅する。ただし、身体傷害、疾病発症及び死亡による原子力損害賠償の請求権の場合には、原子力事故が発生した日から 30 年以内にこれを行使しなければ時効により消滅する。

第 14 条（政府の措置）

- ① 政府は、原子力損害が生じた場合に、原子力事業者の損害賠償額が賠償措置額を超え、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認められるときは、原子力事業者に対して必要な援助を行う。
- ② 政府は、3 条①のただし書きの場合において、被害者の救助及び被害の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ③ 政府が上記①による援助を行うときには、国会の議決により政府の権限の範囲内で行う。

第 15 条（原子力損害賠償審議会）

- ① 教育科学技術部に、原子力損害の賠償に関する紛争の調停をするための原子力損害賠償審議会を設置することができる。
- ② この審議会は次の業務を行う。

- ・紛争の調停
- ・調停を行うために必要な原子力損害の調査及び評価

③ 審議会の組織・運営、紛争の調停に関して必要な事項は大統領令で定める。

第16条 (報告及び調査)

- ① 教育科学技術部長官は、必要なときは、原子力事業者に対し報告を求め、又はその職員に原子力事業者の事務所、工場、事業所（原子炉を船舶に設置する場合にはその船舶、すなわち原子力船）に立ち入り、その者の帳簿、書類、その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。
- ② 検査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第17条 (関係省庁との協議)

教育科学技術部長官は、6条②による命令をする場合には、関係部の長官と協議しなければならない。

第18条 (国に対する適用の除外)

国が原子力事業を行う場合、5条及び13条の規定は適用しない。

第19条 (罰則)

5条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第20条 (過失に対する罰金)

- ① 次に該当する者は、50万ウォン以下の罰金に処する。
 - ・16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - ・16条の規定による検査を拒否、妨害若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- ② ①による罰金は、大統領令が定めるところにより、教育科学技術部長官が賦課、徴収する。
- ③ ②による罰金処分に不服を有する者は、その処分があることを知った日から30日以内に教育科学技術部長官に異議を申し立てることができる。
- ④ ②による過失に対する罰金刑を受けた者が、上記③により異議を申し立てたときは、教育科学技術部長官は遅滞なく管轄の裁判所にその事実を通報し、非訴訟事件手続法による罰金刑に対する裁判を行う。
- ⑤ ③による期間内に異議の申し立てをせず、過失に対する罰金を納付しなかったときは、国税滞納処分の方法によりこれを徴収する。

第21条 (両罰規定)

法人の代表者、法人、個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人、個人の業務に関して19条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する他、その法人、個人に対しても同条の罰金刑を課する。

第22条 (国会に対する報告)

政府は、相当規模の原子力損害が発生した場合には、その損害状況及びこの法律に基づいて政府がとった措置を遅滞なく国会に報告する。

附則 (2001年1月16日)

- ① (施行日) この法律は2002年1月1日から施行する。ただし、3条⑤の規定は2002年7月1日から施行する。
- ② (原子力損害賠償に関する適用) 2条、2条の2、3条①、④、⑤、3条の2、13条の2の規定は、この法律の施行後、最初に発生した原子力事故についての原子力損害の賠償額から適用する。

Q1

中国の
原子力開発事情

「中国の原子力開発はど
のような状況ですか？」

A1

- 中国における最初の原子力発電プラント秦山1号機は、1985年3月に建設工事着工、1991年10月に臨界、1994年4月に営業運転開始となりました。
- 中国では現在15基1260万kWの原子力発電プラントが運転中であり、32基3500万kWが建設中、さらに23基2583万kWが計画されています。
- 政府の「中長期原子力開発計画」では2020年までに4000万kWを運転開始し、2030年までに2億kWを目指すことになっています。
- 中国では原子炉の主要機器の国産化が進められており、現時点の国産化率は80%となっています。

解説

中国のエネルギー消費は1978～2007年の30年間に4倍に増加しており、現時点で世界第2位(石炭換算で260億トン)となっています。資源別に見ると、石炭が7割、石油が2割、原子力は0.8%であり、環境への影響の観点などから、石炭に依存しているエネルギー消費構成を適正化することが急務です。

中国政府は2005年から2020年を対象とした「中長期原子力開発計画」において、原子力発電設備容量を2020年までに4000万kWまで拡大するとしており、さらに2030年までに2億kWを目指しています。

中国の原子力発電の基本方針は、安全性と経済性を重視しつつ、海外の先進的技術を導入すると共に、国内技術の向上による原子力発電所の建設能力の確立、100万kW級PWR－高速炉－核融合炉の開発路線の進展、国内原子力産業体系の構築とされています。

2013年1月1日現在、15基(PWR 13基、PHWR 2基) 1259万8000kWの発電炉が運転中であり、32基 3499万6000kWが建設中、さらに23基 2582万8000kWが計画されているため、4000万kWは予定より5年早い2015年に達成できる見込みとなっています。

また、世界原子力協会(WNA)の2010年4月時点の調査によると、今後15年以内に稼働を目指す原子力発電は世界で539基にのぼり、中国は177基と全体の32.8%を占めるとされます。

中国の核燃料サイクルについては、ウラン資源、ウラン濃縮、核燃料加工、使用済み燃料再処理のリサイクル方針に則り、海外からの技術導入・研究開発および関係施設の計画・建設を進めています。

中国の自主化・国産化路線により、プラントの主要機器(圧力容器、蒸気発生器、原子炉冷却ポンプ、炉内構造物など)の国産化が急速に進められ、現時点で100万kW級の原子炉の国産化率は80%となっています。

Q2

中国の原賠制度

「中国の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- 中国の原子力関連法規は未だ十分な状況にあるとは言えず、原子力法については草案が相当以前に作成されたものの制定されるに至っていません。
- いわゆる原賠法についても、国の法律として制定されていませんが、原賠制度に関する国務院の見解により、制度の方針が示されています。
- 事業者の責任は有限（限度額までのみ責任を負う）であり、賠償措置額は日本の24分の1程度です。また、政府補償も有限となっています。
- また、こうした特殊な制度が示すように、中国は現在、原賠制度に関する国際条約には加盟していません。

解説

中国の原子力関連法規については、国の法律では「放射能汚染防止法」が存在する程度であり、各種の規制・防護・損害賠償・国際協力等に関わる事項は国務院の行政法規、各行政部門の規則、国際条約等に拠っています。

原賠制度に関する法律案については、1989年7月に全人代常務委員会に提出された中国原子力法(草案)の第10章「原子力損害の賠償責任」に記載されていますが、原子力法自体が未だ制定されていないこともあり、実際上の原賠制度については国務院から1986年及び2007年に公布された文書で示されています。ちなみに、2007年の国家原子能機構宛文書「原子力事故の損害賠償責任問題に関する国務院の回答」によれば、原賠制度の基本的事項である責任集中、責任限度額、損害賠償措置、国家補償、免責事項等、損害賠償責任に関する基本方針が示されており、事業者の最高賠償額を3億元(約50億円)とし、その財務的な保証措置として保険への加入を求めています。賠償すべき総額が規定さ

れた最高賠償額を超えたときには、国家が8億元(約132億円)を限度に財務補償を提供します。また、事業者の免責事項として、武力衝突、敵対行動、内戦または内乱により直接生じた原子力事故によって引き起こされた損害が挙げられています。

なお、中国の原子力法の制定に係る動向としては、新たな進捗の情報は把握されておりません。

原子力に関わる国際条約については、中国は「原子力事故の早期通報に関する条約」と「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約(原子力事故援助条約)」の締約国ですが、原賠に関しては何れの国際条約(パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約(CSC))にも加盟していません。

また、中国においては損害賠償措置の財務的保証の役割を担う中国原子力保険プールが組織されており、我が国をはじめ世界各国の保険プールとの間で原子力保険に関わる再保険取引を行っています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

1. 原賠制度に関わる国務院の回答

中国では、2007年の国務院からの国家原子能機構宛の回答書である「原子力事故の損害賠償責任に関する国務院の回答（2007年6月30日）」が原賠制度の拠り所となっています。その内容は次の通りです。

1. (運営者の定義)

運営者は、中国領域内において、法律に基づき法人格を取得し、原子力発電所、研究炉、実験炉を運営する者、又は核燃料の生産・輸送、使用済燃料の貯蔵・輸送・再処理に従事し、かつ原子力施設を所有する者とする。

2. (責任集中)

運営者は、原子力事故によって生じた死亡又は身体傷害、財産の損失、環境損害に対して賠償責任を負う。運営者以外の者はその損害に賠償責任を負わない。

3. (越境損害に係る損害賠償の取り扱い)

原子力事故により生じた中国の国境を越えた原子力損害に関しては、中国は当該国と締結した条約又は協定に基づき処理し、条約又は協定の締結がないときは、対等原則に従い処理を行う。

4. (1つの原子力施設の取り扱い)

同一の運営者が同一の場所に複数の原子力施設を有するときは、1つの原子力施設として取扱う。

5. (複数の運営者に関わる原子力損害)

2つ以上の運営者が関わって生じた原子力損害の場合で、各運営者の負うべき賠償責任が明確に区別できないときは、関係する運営者は連帯責任を負う。

6. (運営者の免責)

戦闘行為、敵対行為、内戦又は内乱により直接に引き起こされた原子力事故で生じた原子力損害に関して、運営者は賠償責任を負わない。

7. (責任限度額)

1回の原子力事故により生じた原子力損害に関して、原子力発電所及び使用済燃料の貯蔵・輸送・再処理の運営者の賠償責任額は3億元を限度とする。その他の運営者の賠償責任額は1億元を限度とする。

原子力損害の賠償すべき総額が規定の責任限度額を超えたときは、国家が8億元を限度に財政補償を行う。

国家による追加の財政補償が必要となる特殊な原子力事故によって生じた原子力損害賠償に関しては、国務院が評価をした後に決定する。

8. (損害賠償措置の義務)

原子力事故による原子力損害が生じたとき、運営者は直ちに被害者に対する損害賠償責任を履行できることを保証するために適切な財務保証を講じる。

運営者は、原子力発電所の運転前又は使用済燃料の貯蔵・輸送・再処理を行う前において、その責任を履行するに足る責任限度額の保険契約を締結する。

9. (求償権)

運営者と第三者が求償権に関わる書面契約を締結したときは、運営者は被害者に対して賠償を行った後に、その契約に基づき当該第三者に対して求償権を行使できる。

原子力損害が個人による故意の作為又は不作為によって生じたときは、運営者は被害者に対して賠償を行った後に、その個人に対して求償権を行使できる。

10. (損害賠償請求権)

原子力損害を被った者は、原子力事故の損害賠償を請求する権利を有する。

なお、回答書の末尾に「中国原子力法（草案）の起草に際して、上述の各項目の内容及び訴訟の時効、裁判所の管轄等について、明確に規定しなければならない」と付言されています。

II. 原子力関係法令

原子力に関して最上位に位置する原子力法は中国では未だ制定されていないため、現在のところ「放射性污染防治法（＝放射性物質に関わる污染防治法）」が原子力基本法の役割を果たしているといえますが、この法律は原子力利用の管理に関して関係部門の権限・責任を調整しているものに過ぎないともいわれており、早期の原子力法の制定が待たれます。

中国における法律で、原子力に関わる法律、すなわち原子力施設、原子力事故、原子力損害及び賠償責任などを規定している3つの法律の概要を以下に掲げますが、これらが上記Ⅰ及び各法律との間でのような関係になるのかは明らかではありません。ただし、一般的な法律の適用に当たっての考え方からいえば、それぞれの法律に基づき加害者の責任を問えるものと解されます。

1. 放射性物質に関わる污染防治法

本法律は、その目的として放射性物質による汚染の防止、環境保護、健康の保障、原子力促進、原子力技術の発達、平和利用を掲げており、2003年6月28日に全人代常務委員会で採択され、成立しています。

(1) その構成は、1章総則、2章放射性物質による汚染防止の監督・管理、3章原子力施設の放射性物質による汚染防止、4章原子力技術の利用における放射性物質による汚染防止、5章ウラン鉱及び放射性副産物の開発利用における放射性物質による汚染防止、6章放射性廃棄物の管理、7章法的責任、8章附則、の63条からなっています。

(2) 原子力施設及び原子力事故に関わる事項としては、次の通りです。

- ・7章59条に、加害者は放射性物質により人に損害を与えたときは、民事責任を負う、と規定されている。
- ・放射性物質による汚染とは、人の行為により財物、身体、場所、環境に、国が定めた放射性物質による汚染又は放射線障害防止基準を上回る汚染が生じたことをいう。
- ・原子力施設とは、原子力発電所、電・熱併給炉、蒸気・熱併給炉、研究炉、実験炉、臨界装置、核燃料の生産・加工・貯蔵・再処理施設、放射性廃棄物処理・処分施設などをいう。

2. 環境保護法

本法律は、生活環境及び生態環境を保護・改善し、汚染及びその他の公害を防止・抑制し、人の健康を保障し、社会主義の近代的建設の発展の推進を目的としており、6章47条からなっています。環境保護の義務、責任、損害賠償、賠償請求の時効などに関わる事項は次の通りです。

- ・6条に、すべての者は環境を保護する義務を負い、かつ環境を汚染し、破壊する者に対して、裁判所に提訴する権利を有する、と規定されている。
- ・24条に、放射性物質を環境汚染及び危害防止の対象に含む旨が規定されている。
- ・41条に、環境汚染を引起した者は、賠償責任を負う、と規定されている。
- ・42条に、損害賠償の提訴の消滅時効は3年とする、と規定されている。
- ・43条に、規定に違反し、重大な環境汚染を引起し、公共・個人の財産又は人身に重大な損害を与えたときは、刑事責任を追及するとしている。

3. 権利侵害責任法

本法律の概要は、民事における権益を保護するため、権利侵害責任を明確にするとともに、権利侵害行為を予防し、権利侵害者にその責任を負わせ、その権利侵害責任を負担する方法の一つに損害の賠償が明記されるなど、12章92条から構成されており、2009年12月26日に可決成立し、2010年7月1日に施行されています。原子力施設の事故及びその責任に関わるものは、次の事項です。

① 原子力施設に関しては、第9章高度危険責任の第70条に次のように規定されている。

70条：民生用の原子力施設で原子力事故が発生し、他の者に損害を与えたときは、原子力施設の運営者は権利侵害責任を負う。ただし、損害が戦争等による場合又は被害者の故意による場合には、運営者は責任を負わない。

但し、この70条と前出の「原子力事故の損害賠償責任に関わる国務院の回答」との関係は明らかではない。

② 70条の他に関わりのあると思われる事項が、5章製造物責任及び8章環境汚染責任に規定されているが、70条の原子力施設の原子力事故との関係もまた不明である。

Q1

台湾の
原子力開発事情

「台湾の原子力開発はど
のような状況ですか？」

A1

- 台湾は国産エネルギーに乏しく、99%以上のエネルギーを海外からの輸入に依存しています。
- 1978年にアジアでは日本に次いで2番目に原子力発電を導入し、現在は3ヶ所の原子力発電所において6基、522万kWが運転中です。
- 4番目となる龍門原子力発電所において2基270万kWの建設が1999年に始まっていますが、計画は大幅に遅れており現在も建設工事が続いています。

解説

台湾は国産エネルギーに乏しく、エネルギー需要の増加につれて海外依存率が高まった結果、2003年以降は99%以上のエネルギーを海外に依存している状態にあります。そのため、エネルギーの輸入依存度低下やエネルギー源の多様化を目指して、再生可能エネルギー開発、新エネルギー開発、省エネルギー、エネルギー効率向上に取り組んでいます。

台湾の電気事業は民営電力事業者にも開放されているため、国営の台湾電力会社が約67%、民営発電所が約17%、コージェネレーションが約16%の発電設備容量を所有しています。原子力発電所はすべて台湾電力会社が所有・運転しており、設備容量は全体の約1割となっています。

台湾はアジアで日本に次いで2番目に早く原子力発電の導入を果たしており、1978年に運転開始した第一（金山）、1981年に運転開始した第二（國聖）及び1984年運転開始した第三（馬鞍山）の原子力発電所に各2基ずつの合計6基、522万4000kWが運転中です。この他に、第4（龍門）

原子力発電所において2基270万kWの建設が1999年に始まっていますが、現在も建設工事が続いています。

龍門発電所の建設は1981年の立法院（国会）で建設予算が承認され建設準備が開始されましたが、予算の凍結と解除が繰り返され、1999年に本格的に着工された後にも2000年の総統選挙で勝利した民進党政権が建設工事を中断するなどの紆余曲折を経て2001年に工事が再開されました。また、2008年には台風により2号機原子炉建屋が浸水して排水作業や設備取替え工事のために建設が遅れました。現在は福島原発事故を受け、安全性が保証されなければ運転認可が下りないことになっています。

台湾電力の原子力発電所の設備利用率は2000年頃の85%前後から次第に向上して、近年は90%前後の高水準を維持していますが、原子力発電所の運転認可期間は40年となっており、運転認可が失効した炉から閉鎖されることになっています。2018年12月に第1サイト1号機が閉鎖され、2025年3月までに第1サイトから第3サイトまでの6基がすべて閉鎖される見込みです。

Q2

台湾の原賠制度

「台湾の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- 台湾の原賠制度は 1971 年に制定・施行され、1977 年、1997 年に改正された「核子損害賠償法」（原子力損害賠償法）に規定されています。
- 「核子損害賠償法」には、被害者の保護と原子力産業の育成を目的として、無過失・厳格責任、責任集中、賠償措置の強制、責任限度額、国の補完的救済等が規定されています。
- 運転者の責任制限額は賠償措置額と同額の 42 億台湾ドル（約 141 億円）となっており、賠償措置が機能しない場合は国が運転者に資金を貸し付けることで補完的救済が行われます。
- 2012 年 10 月現在、賠償措置額を 42 億台湾ドルから 150 億台湾ドル（約 503 億円）へ引き上げる法案が審議されています。

解説

台湾の原賠制度は1971年に制定・施行され、1977年、1997年に改正された「核子損害賠償法」(原子力損害賠償法)に規定されています。

この法律はウィーン条約などの国際的な原子力損害賠償法制を参考として作られたものであり、被害者の保護と原子力産業の育成を目的として、無過失・厳格責任(第18条)、責任集中(第23条)、賠償措置の強制(第25条)、責任限度額(第24条)、国の補完的救済(第27条)等が規定されています。

台湾の賠償措置額は42億台湾ドル(約141億円)とされ(第24条)、その額をもって運転者の責任が制限されます。運転者が賠償措置を行った保

険会社または保証人から受け取った資金が、賠償責任額を填補するのに十分でない場合、責任制限額の範囲内で国家が運転者に資金を貸し付けることにより、補完的救済が行われる仕組みになっています(第27条)。また、損害額が責任制限額を上回る場合は、死亡および傷害に対する賠償が優先され、原子力損害が後日発見された場合に備えて賠償総額の10%を取り置くことになっています(第33条)。

免責事由は、国際武力紛争、戦争行為、国内暴動または重大な自然災害に直接起因する場合となっています(第18条但書)。

なお、台湾では現在、賠償措置額を42億台湾ドルから150億台湾ドル(約503億円)に引き上げる法案が審議されています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

台湾の原子力損害賠償法の概要は以下の通りです。

第 1 条 (適用範囲)

原子力損害賠償法は平和利用によって生じた原子力損害の賠償に適用される。原子力損害賠償法に規定が無い場合は他の法律の規定が適用される。

第 2 条 (用語の定義)

「核燃料」とは、核分裂の連鎖反応によってエネルギーを発生させる能力をもつ物質を意味する。

第 3 条 (用語の定義)

「放射性生成物または放射性廃棄物」とは、核燃料の生産または利用にあたり、放射線を受けたことによって生成された放射性物質または、放射線を受けたことによって放射性を帯びた物質を意味する。ただし最終的な製造過程において生成され、化学用途、医学用途、農業用途、商業用途または工業用途のために製造された放射性同位元素およびその廃棄物は含まない。

第 4 条 (用語の定義)

「原子炉」とは、内部において管理可能な核分裂の連鎖反応を起こすことができるような正しい配列で核燃料を充填した構造を意味する。

第 5 条 (用語の定義)

「核物質」とは次のものを意味する。

- (1) 天然ウラン及び劣化ウランを除く核燃料で、単独またはその他の物質との組合せにより、原子炉外における核分裂の連鎖反応によってエネルギーを発生させることができるもの。
- (2) 放射性生成物、放射性廃棄物。

第 6 条 (用語の定義)

「原子力施設」とは次のものを意味する。

- (1) 原子炉。
- (2) 核物質を生成する施設。使用済燃料再処理施設を含む。
- (3) 核物質の処理、貯蔵または廃棄のみを目的とする施設。

第 7 条 (用語の定義)

原子力施設の「運転者」とは、その施設の運転責任者として、政府によって指定された者、または承認された者を意味する。

第 8 条 (用語の定義)

「原子力損害」とは、核燃料もしくは放射性生成物または放射性廃棄物の放射性、もしくは有毒性、爆発性、またはその他の危険な性質と複合された放射能によって、またはその結果生じた死亡、傷害または財産の損失を意味する。

第 9 条 (用語の定義)

「原子力事故」とは、原子力損害を生じた同一の原因により、同時に、または連続的に起きた単一の事故、または一連の事故を意味する。

第 10 条 (適用範囲)

核燃料、放射性物質または放射性廃棄物の量が以下の範囲内である場合は他の法律が適用される。

- (1) ウラン 238 に対するウラン 235 の比率が天然存在比以上 5% 未満であるウラン及びその化合物の場合、ウラン 235 の含有量は 2000g に制限される。
- (2) ウラン 238 に対するウラン 235 の比率が 5% 以上であるウランおよびその化合物の場合、ウラン 235 の含有量は 800g に制限される。

- (3) プルトニウム及びその化合物の場合、プルトニウムの重量は 500g に制限される。
- (4) ウラン 233 及びその化合物の場合、ウラン 233 の重量は 500g に制限される。
- (5) 放射性生成物または放射性廃棄物については放射エネルギーを 370 億ベクレル（1 キュリー）とする。

第 11 条（責任集中）

原子力事故が発生した場合、運転者はその事故によって生じた原子力損害に対して賠償する責任を有する。

第 12 条（運転者の責任範囲）

原子力事故の原因が原子力施設の核物質である場合、次の条件のいずれかに基づき、当初の運転者がその事故に起因する損害賠償責任を負う。

- (1) 別の原子力施設運転者が、書面による契約に基づき、賠償責任を引き継いでいない。
- (2) かかる書面による契約が無い場合、別の原子力施設運転者が核物質を引き継ぐ前または所有する前である。

第 13 条（海外に輸送中の事故の責任）

核物質が台湾から海外に輸出される途中で原子力事故が発生した場合、核物質を輸送する原子力施設の運転者が台湾領土内で生じた原子力損害を賠償する責任を負う。

第 14 条（一時的貯蔵所内の事故の責任）

核物質の一時的貯蔵所を提供する原子力施設の運転者は、輸送に付随する一時的貯蔵所内での核物質に関わる原子力損害を賠償する責任を負わない。

第 15 条（複数運転者の責任）

複数の運転者が原子力損害の賠償責任を負う場合、これらの運転者は、その補償金を共同で各自に負担する。

第 16 条（同一施設の事故の責任）

核物質の輸送中に同一の輸送手段において原子力事故が発生した場合、または核物質が輸送中に同一の原子力施設に一時的に保管されている間に原子力事故が発生した場合、その事故によって生じた原子力損害を賠償する責任は複数の運転者が負う。

第 17 条（複数の原子力施設に関わる事故の責任）

一つの原子力事故に同一運転者の複数の原子力施設が関わっている場合、当該運転者は関係する各原子力施設についての賠償責任を負う。

第 18 条（免責事項）

原子力施設の運転者は、原子力事故が故意により引き起こされたか過失によって発生したかを問わず、その原子力損害について賠償責任を負う。ただし、原子力事故が国際武力紛争、敵対行為、国内暴動または巨大な自然災害に直接起因する場合はその限りでない。

第 19 条（被害者の故意・過失の場合）

原子力損害の発生または拡大の原因が、被害者の故意または過失であることを原子力施設の運転者が立証できる場合、裁判所は、賠償を軽減または免除する場合がある。

第 20 条（原子力損害の範囲）

単独の原子力事故によって生じたすべての損害、または他の損害と原子力損害が完全に区別できない他の事故を併発した原子力事故によって生じたすべての損害は、当該原子力事故によって生じた原子力損害とみなされる。

第 21 条（原子力施設自体及び関連物件の賠償）

原子力施設自体及びその施設の敷地内において施設に関連して使用される財産、または原子力事故の原因となった核物質を輸送するために使用される輸送手段の財産について、原子力施設の運転者が原子力損害の賠償責任を負う場合は、本法律上の責任は問われず、他の法律が適用される。

第 22 条（求償権）

契約書に具体的規定がある場合や、原子力損害が個人の故意によって発生した場合に限り、原子力施設の運転者は求償権を有する。

第 23 条（責任集中）

原子力施設の運転者以外の者は、第 22 条に規定される場合を除き、原子力損害に対する賠償責任を負わない。

第 24 条（責任限度額）

原子力施設運転者が単一の原子力事故に起因する原子力損害に対して負う賠償責任の上限は、42 億台湾ドル（約 115 億円）とする。

第 25 条（賠償措置の強制）

原子力施設運転者は、原子力損害賠償金の上限を償うに足る損害賠償保険または財務保証を維持しなければならない。

また、原子力施設運転者は、行政院原子力エネルギー審議会の承認を得ない限り、原子力施設の運転又は核物質の輸送を行ってはならない。

上記規定は国、省、市の原子力施設及びそれらの研究組織には適用されない。

また、以下の場合は賠償措置額が減額される。

- (1) 出力 100kw 以上 10000kw 未満の原子炉の場合、付随する輸送、処理、貯蔵、処分を含め、8 億 4000 万台湾ドルに減額される。
- (2) 出力 100kw 未満の原子炉の場合、付随する輸送、処理、貯蔵、処分を含め、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。
- (3) 核物質を生成する施設（使用済み燃料の再処理施設を除く）の場合、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。
- (4) 核物質の処理、貯蔵、処分のための専用施設の場合、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。
- (5) 使用済み燃料または使用済み燃料の再処理中に生成された廃棄物を処分する施設の場合、8 億 4000 万台湾ドルに減額される。
- (6) 1 万 kg 未満の核燃料の輸送の場合、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。
- (7) 1 万 kg 以上の核燃料の輸送の場合、8 億 4000 万台湾ドルに減額される。
- (8) 放射性生成物または放射性廃棄物の輸送で、各回の輸送量が特定限界量の 1 万倍未満の場合、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。
- (9) 放射性生成物または放射性廃棄物の輸送で、各回の輸送量が特定限界量の 1 万倍以上の場合、8 億 4000 万台湾ドルに減額される。

第 26 条（保険又は財務保証の継続）

第 25 条において規定された損害賠償保険または財務保証を契約期間中に停止又は解除してはならない。ただし行政院原子力エネルギー審議会の承認を受けた場合はその限りでない。

第 27 条 (国の補完的救済)

損害賠償保険または財務保証によって受け取った金額が、最終的に決定された原子力損害賠償金額に足りない場合、国は、原子力施設運転者が賠償金全額を償うため、差額を原子力施設運転者に貸し付ける。ただし貸付金額は第 24 条に定められた上限までとする。

第 28 条 (消滅時効)

損害が発生したことおよび賠償責任を負う者を知ってから 3 年以内に訴訟を起こさなかった場合、賠償請求権は消滅する。ただしいかなる場合も賠償請求権を有する期間は原子力事故の発生日から 10 年を越えないものとする。

第 29 条 (盗取、紛失、投棄された核物質による事故)

盗取、紛失、投棄、放棄された核物質による原子力事故の場合、損害賠償請求は核物質が盗取、紛失、投棄、放棄されたときから 20 年以内に行わなければならない。

第 30 条 (請求額の変更)

第 28 ～ 29 条に従って期間内に訴訟を起こした者は、期限切れとなっている場合でも損害の悪化を考慮に入れ、請求額を変更することができる。ただし請求額の変更は初回上訴の口頭弁論が終了する前に行うことを条件とする。

第 31 条 (保険会社または財務保証人への直接請求)

原子力損害を被った者は、運転者が原子力損害を賠償できない場合、運転者の損害賠償保険会社または財務保証人に、直接賠償を請求することができる。

第 32 条 (原子力事故調査評議委員会)

原子力事故の発生後、行政院原子力エネルギー審議会は以下の職務を実行し権利を行使する「原子力事故調査評議委員会」を設置することができる。

- (1) 原子力事故を判断し、その原因を調査する。
- (2) 原子力損害を調査し、評価する。
- (3) 原子力事故の賠償、救済および回復に関する勧告を行う。
- (4) 原子力施設の安全性保護の改善に関する勧告を行う。

上記の調査、評価および勧告に関する報告書を作成する。

第 33 条 (損害額が責任制限を上回る場合)

原子力損害の額が原子力施設運転者の責任制限額を超えた場合、または超える可能性がある場合、死亡および傷害に対する賠償を優先し、賠償総額の 10% を、原子力損害が後日発見された場合に備えて取り置く。

第 34 条 (国家の救済・回復措置)

重大な原子力事故が発生した場合、国家は、必要な救済および回復措置を講じる。

第 35 条 (外国籍の被害者)

被害者が外国籍の場合、この法律は互恵的に適用される。

第 36 条 (実施規則)

この法律の実施規則は、行政院原子力エネルギー審査会が制定する。

第 37 条 (発効日)

この法律は発布の日をもって発効する。改正条項は発布の 1 年後に発効する。

Q1

インドの
原子力開発事情

「インドの原子力開発
はどのように進んで
きましたか？」

A1

- インドは 1947 年の建国時より英国、米国、カナダなどの協力を得ながら原子力開発を進めていましたが、1974 年に核実験を行ったことにより国際協力を得られにくくなり、以降自主開発や国産化の道を歩んできました。
- しかしながら、2000 年代に入ると原子力カルネサンスへの変化を背景に、2005 年に米印間で原子力協力の合意が成立したことから、2008 年には IAEA が保障措置協定を承認したうえで、原子力供給国グループ（NSG）からの例外措置を受けることとなり、同 10 月に米国と正式に原子力協力協定を締結しました。
- インドでは現在、20 基 478 万 kW の原子力発電プラントが運転中であり、原子力発電の全発電量に対する割合は 3% 程度ですが、7 基 530 万 kW が建設中、4 基 530 万 kW が計画中で、2032 年までに原子力発電設備容量を 6300 万 kW に拡大する計画を持っています。

解説

インドは1947年の建国時から原子力を国家戦略と位置づけてその研究・開発を行っており、インド憲法発布前の1948年には原子力法が制定され、原子力政策の要ともいえる原子力委員会（AEC）が発足しています。以来、1956年には英国の協力によりアジア初の研究炉 APSARA が臨界、1969年には米国の協力のもと2基の BWR が運転開始、1973年にはカナダの協力で1基の CANDU 炉が運転開始しました。

ところが、中国の核保有に影響を受け、1974年にインドも核実験を実施したことから、カナダや米国などが協力を停止し、さらに国際的な輸出規制のための NSG を設置したため、インドは原子力関係の資機材や技術の輸入ができなくなり、ウラン燃料、重水、原子炉関係機器などの調達から、建設・運転・保守の技術に至るまで国産で賄わざるを得なくなりました。

1998年にインドが実施した2回目の核実験は多くの国の反発を招きましたが、その後、インドが核不拡散に協力する姿勢を見せたこともあり、2005年には米国の対印原子力政策が転換され、2008年8月のIAEA理事会による対印保障措置協定案の承認、同9月のNSGによるインドへの原発輸出の承認を経て、同10月に米印原子力協力協定が署名されて、発効しました。

インドでは現在、インド国営原子力発電会社が

カナダ CANDU の設計をもとに独自開発した加圧水型重水炉（PHWR）を主体に、米国から導入された BWR 2基とカナダから導入された CANDU 2基を含む20基478万kWが運転中であり、またロシア製の VVER 2基や高速増殖原型炉1基を含む7基530万kWが建設中、さらに2032年までに40数基を建設・稼動することによって原子力発電設備容量を6300万kWに拡大する計画を持っています。

この巨大な原子力市場を巡って現在、フランス、米国、カザフスタン、モンゴル、ナミビア、アルゼンチン、ロシア、カナダの8カ国がインドと二国間協定を結んでいます。また、英国、韓国もインドとの協定締結に向けて交渉を行っており、我が国も2010年6月に日印原子力協定締結に向けた交渉を始め、2013年5月30日の両国首脳会談で協定の早期妥結に向けて交渉を加速することが確認されています。

原子力関係の国際条約への加盟状況については、

- ・「原子力安全条約」、「原子力事故早期通報条約」、「IAEA 保障措置協定」、「核物質防護条約」に加盟
- ・「核不拡散条約（NPT）」、「使用済燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約」、「包括的核実験禁止条約（CTBT）」、その他原子力損害賠償に関わる諸条約には非加盟（2010年10月にCSCに署名したが未批准）という状況にあります。

Q2

インドの原賠制度

「インドの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- インドは建国早々の1948年に原子力法を制定しましたが、その後60年余を経た2010年に9月に原賠制度に関する法律である「原子力損害に関する民事責任法(原子力責任法)」が制定されました。
- インド政府は、今後の原子力発電事業の進展には国際的な協力を獲得することが不可欠との政策判断のもと、2008年10月に米国との原子力協力協定を締結するとともに、原子力責任法を議会内外での論争の末、2010年9月に制定しました。
- この法律は原賠制度の基本的原則事項(責任集中、厳格責任、賠償責任限度額、賠償措置、国の責任など)に加え、賠償請求に関わる裁定の体制や手続き等も定めてありますが、一部の規定は基本的原則を損なう側面を有しています。
- 2010年10月にはCSCに署名しましたが、未だ批准していません。

解説

インド建国の翌年1948年には最初の原子力法が制定され、現在では1962年原子力法が原子力に関連した諸活動に関する基本法となっています。原子力関係組織では、その頂点に原子力委員会(AEC)があり、その下にある原子力規制委員会(AERB)と原子力省(DAE)によって、「放射線防護規則(1971年)」、「および原子力に関わる「仲裁手続き(1983年)」、「鉱山作業、鉱物、所定物資の取扱(1984年)」、「放射性廃棄物の安全処分(1987年)」、「工場(1996年)」、「食品照射管理(1996年)」の各規則が制定されています。

原賠制度に関する法律については、2009年11月にインドの内閣は原子力事故による人身・財物・環境に対する甚大な損害を懸念し、また越境損害による国際的な賠償責任も勘案して、原子力損害賠償責任法案を承認しましたが、左派政党が反対したことなどにより、一旦、議会への提出が見送られました。当該法案は2010年5月に議会に提出され、議会の中で反対者への対応として原子力事業者の責任限度額の引上げ(原案の50億ルピーが3倍の150億ルピー(約246億円)に引上げ)等の修正がなされ、8月25日下院通過、同月30日上院通過し、9月21日の大統領署名により成立しました。本法案の審議に当たっては、インド国内では1984年に発生したインド・ボパールの有害ガス漏出による大災害に関わる賠償責任や刑事訴訟を問題とする視点から議論を呼び、また国外においても一般的な原子力責任法や国際条約との乖離事項もあることから批判があります。

本責任法は、I 総則、II 原子力損害に関わる責任、III 賠償裁定委員、IV 賠償請求と裁定、V 賠償裁定委員会、VI 違反と罰則、VII 附則の7章49条から成っており、事業者の無過失責任や責任集中、責任限度額の設定、国の役割など原賠制度の基本的内容を備えているものの、事業者の供給者に対する求償権(17条)、他の法律による事業者への賠償請求(46条)などの規定もあり、原賠制度の基本的原則を損なうものであるとされています。問題とされる点の一つは、供給者への求償権について、原子力損害に関わる責任は原子力事業者に対する厳格

責任及び責任集中(4条)とされているものの、一方では、供給者の欠陥部品や不適格なサービスによる行為に起因する原子力損害に関して求償権を行使できる(17条)とされているため、実際には事業者への責任集中が不十分であることです。もう一つは、この原子力責任法の規定は、すでに発効している他の法律の効力を損なうものではない(46条)とされていることから、例えば、供給者が製造物責任法により責任を問われる可能性も排除できないとの見解があることです。

主な条項について、以下に記述します。

① 原子力事故の公示(3条)

- ・原子力規制委員会は原子力事故の発生日から15日以内に当該事故を公示し(当該事故の危険が取るに足らないものと判断した時は公示しない)、これを適切な方法により広く広報する

② 事業者の責任(4条)

- ・厳格責任とし、無過失責任の原則にもとづく
- ・複数の事業者の係る責任は連帯責任とする
- ・1サイト内の複数施設の原子力事故は1つの原子力事故の責任範囲とする

③ 事業者の免責(5条)

- 次に起因する事故は免責となる
- ・異常な性質の巨大な天災地変
- ・武力紛争行為、敵対行為、内戦、反乱、テロ行為

④ 責任限度額(6条)

- ・1原子力事故当たりの責任限度額は、3億SDR(約437億円)に相当するルピー、又は政府が定めるそれ以上の額
- ・1原子力事故当たりの事業者の責任限度額は、10MW以上の原子炉の場合に150億ルピー、10MW未満の原子炉・使用済燃料再処理以外の燃料サイクル施設・核物質の輸送の場合に10億ルピー、使用済燃料再処理の場合に30億ルピーとする
- ・政府は告示により責任額を上げることができる

⑤ 国の責任(7条)

- ・事業者の責任限度額を超える原子力損害
- ・事業者の免責部分
- ・上記の対応のため、政府は事業者から賦課金を徴収し原子力損害賠償基金を設ける

24. インドの原子力開発事情と原賠制度

⑥ 損害賠償措置（8条）

- ・事業者は保険若しくはその他の資金保証により手当てする

⑦ 賠償裁定委員（9～12条）

- ・原子力損害を被った者は、この法律により賠償請求の権利を有し、政府は賠償請求の裁定のための委員を選任する
- ・裁定委員は、訴訟に関わる一定の事項に関し、民事法廷において付与されるのと同等の権利を有する

⑧ 賠償請求と裁定（13～16条）

- ・原子力事故の公示の後、裁定委員（委員会）は賠償請求に関わる幅広い広報を行う・賠償請求は、傷害を負った者、損壊した財物の所有者、死亡者の法律上の代理人及びこれらの代理人
- ・裁定委員は、所定の賠償請求書の受付日から3か月以内に処置、裁定し、裁定日から15日以内に裁定の写しを関係者に送達する手配を行う

⑨ 事業者の求償権（17条）

- 事業者は6条による賠償を行った後に、次の場合に求償権を有する
- ・契約書にその権利が明記されている場合
- ・供給者又はその従業員の行為による結果から生じた原子力事故の場合であって、明らかな又は潜在的な欠陥のある設備、材質又は基準以下の用役を含む
- ・個人の故意による行為から生じた原子力事故の場合

⑩ 賠償請求権の期限（18条）

- 原子力損害に係る賠償請求権の消滅期限は次の通り
- ・政府による告示の事故発生日から、財物損害の場合は10年、人身傷害の場合は20年とする。
- ・事故前に盗取、喪失、投棄、放棄された核物質による原子力事故の場合の期限は、事故発生日から10年とし、盗取等の日から20年を超えないものとする

⑪ 賠償裁定委員会（19～38条）

- ・政府は、原子力事故による人身傷害や財物損害について、賠償裁定委員に代わり裁定委員会を設置することができ、その委員会は6名以内で

構成される

- ・委員会は、訴訟に関わる一定の事項に関し、民事法廷において付与されるのと同等の権限を有する
 - ・裁定委員及び裁定委員会の裁決する事項につき、民事法廷は、最高裁判所及び上級裁判所の裁判管轄権を除き、裁判管轄権を有しない
- ### ⑫ 他の法律との関係（46条）
- ・本法は既に施行の他の法律の有効性を損なうものではなく、他の法律による事業者に対する訴訟を妨げない
- ### ⑬ 政府等による行為に関わる法的訴訟の不存在（47条）
- ・政府、政府による行為に係る者・官吏・当局、若しくは本法令に誠実に従った者に対して、訴訟、告発、その他の法的訴訟手続きは存在しない。

また、本法とともに本法に関わる規則（原子力損害に係る民事責任に関する規則）が2011年11月11日に発効していますが、この規則では、契約書において供給者に対する事業者の求償に制限を加えた（注）ものの求償権自体は容認している、及び46条に規定された他の法律に基づく賠償責任を排除していないなど、本質的には原賠制度の基本的原則に抵触することには変わらない状況にあるといえます。

（注）求償権の制限は次の通り：法17条の契約書に基づく場合は、法6条に規定の原子力事業者の責任範囲、若しくは事業者と供給者との契約自体の金額、を超えるものではなく、このいずれか低い額とする。求償期限は、原子力法による原子力施設の当初の認可期間（現行では原子力規制委員会は5年間の認可を交付する）、若しくは製造物責任の期間、のいずれか長い期間となる。事業者の供給者への求償額は、求償請求日までに支払った実際の賠償額を超えないものとする。

なお、インドは現在、原子力損害賠償に関する補完基金条約（CSC）に署名しており、インド議会にて批准手続の段階にあります。一方では事業者の求償権等に係る条項の問題も解決されておらず、今後の更なる成行きが注視される所です。なお、インドの加盟が承認されても、CSCの発効に必要な原子炉熱出力4億KWに及ばない状況です。

（円換算は2014年2月28日の為替レートによる）

（原産協会メールマガジン2010年7月号掲載分をもとに修正）

Q1

ロシアの
原子力開発事情

「ロシアの原子力開発
はどのような状況で
すか？」

A1

- ロシアでは旧ソ連時代に早くから原子力開発が行われ、独自の軽水冷却黒鉛減速炉（RBMK）やロシア型加圧水型炉（VVER）が開発、導入されました。
- ロシアは米仏日に続いて世界第4位の原子力大国であり、29基 2519万kWの原子力発電所が運転されており、さらに11基、1026万kWが建設中、17基、1815万kWが計画中です。また、海外へロシア型原子力発電炉の積極的な輸出を展開しています。
- ロシアでは軍事と民生の両方を含むすべての原子力関連組織が国家会社「ロスアトム」社により統括されており、極めて強力な原子力開発・推進がなされる環境にあります。
- 旧ソ連のウクライナ共和国（現ウクライナ）で1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故では、原子炉の暴走により炉心損傷に至り、多量の放射性物質の外部放出を生じるなど史上最悪の原子力事故となり、国境を越えた損害もありましたが、旧ソ連から他国への賠償は行われませんでした。

解 説

1946年に旧ソ連で初めて臨界を達成した研究炉F1は原爆開発のためのものでした。その後、1954年に実用規模では世界最初の原子力発電所である電気出力5000kWの軽水冷却黒鉛減速炉を運転開始し、この経験を基に出力増強した旧ソ連独自の軽水冷却黒鉛減速炉(RBMK)を中心として、原子力開発が進められました。また、RBMKとは別のロシア型加圧水型炉(VVER)の開発も1950年代から開発が進められており、1970年代以降はVVERが積極的に採用されています。

現在、RBMK11基、VVER17基、高速増殖炉1基の29基*2519万4000kW(*他に電気出力10万kW以下の炉が9基ある)が運転されており、ロシアは米仏日に続いて世界第4位の原子力大国です。ロシアでは、ウラン採掘、濃縮、燃料製造、原子力発電所運転、使用済み燃料再処理などの原子力サイクルに加えて原子力発電所用機械製造も含めた民生用の全ての業界企業を傘下に置く「アトムエネルギープロム」社をはじめ、核兵器部門、研究機関、核安全・放射線防護機関など、軍事と民生の両方を含むすべての原子力関連組織が国家会社「ロスアトム」社のもとに統括されており、原子力界のすべてが一体となっています。

このような体制が国内原子力産業の発展はもとより国外への原子力発電所輸出にも大きな原動力となっており、既に輸出実績がある中国、ブルガリア、ハンガリー、スロバキア等のほか、中東、アフリカ、

アジアの新規原子力導入国への輸出も有望視されています。

1986年4月26日、旧ソ連のウクライナ共和国(現ウクライナ)のチェルノブイリ原子力発電所4号炉(100万kW、軽水冷却黒鉛減速炉：RBMK-1000)において、外部電力供給停止時のタービン発電機の慣性エネルギーの実験中に事故が発生しました。有名なチェルノブイリ原発事故です。原子炉低出力時の不安定性や安全規則違反となる操作により、原子炉出力が急上昇し、燃料の加熱、水蒸気爆発、圧力配管の破壊、原子炉・建屋の破壊により、大量の放射性物質などが外部に放出され、31名が死亡、多くの作業員が高線量被ばく、周辺地域の13万5000人が避難し移住させられ、その後周辺地域では多くの小児甲状腺がんが報告されるという史上最悪の原子力事故となりました。

国際原子力事象評価尺度(INES)では、このチェルノブイリ事故はレベル7「深刻な事故」に該当し、この事故による放射性物質の飛散は旧ソ連3国であるベラルーシ、ウクライナ、ロシアの広範囲な地域を汚染し、さらに国境を越えて他国にも損害を与えましたが、旧ソ連から他国への賠償は行われませんでした。この事故の重大性を踏まえて、原子力安全文化(セイフティカルチャー)の醸成を図るための国際的協力が活発化されるとともに、ウィーン条約、パリ条約の改正議定書が採択されるなど、原子力損害賠償に関わる国際条約の拡充が図られてきています。

Q2

ロシアの原賠制度

「ロシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- ロシアにおいて原子力関係の法整備が進んだのは旧ソ連崩壊後であり、「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」が制定されたのは1995年でした。
- ロシアの原賠制度は「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」の中に規定されており、原賠制度の基本的原則（責任集中、無過失責任、賠償責任額、賠償措置）がほぼ網羅されており、環境損害に関する規定もあります。
- 原子力施設運転者の責任限度額はウィーン条約の責任限度額と同等の500万ドル（1963年4月29日時点での500万米ドル＝約201億円）、賠償措置額も同額のため、日本の賠償措置額の6分の1程度となっており、これを超えるものは政府により補償されるとされています。

解 説

旧ソ連時代には、原子力開発において安全規制関連の法令、基準・規則類はなく、1970年代に入ってから基準・規則類が整備され始めました。チェルノブイリの事故時点でも法律の整備はなく、ロシアになった後ようやく行われました。

1995年に「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」、1996年に「住民の放射線安全に関する連邦法」が制定されており、原賠制度は「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」の第12章に「放射線被ばくにより法人および個人ならびに健康が被った損失および損害に対する賠償責任（放射線被ばくによる損害に対する賠償責任）」として定められています。

また、ロシアは2005年にウィーン条約に加盟しましたが、1997年採択・2003年発効の改正ウィーン条約には加盟していないため、条約上における賠償の範囲や賠償額などについては、必ずしも、現在の国際的水準から見れば十分なものとは言えないでしょう。

原賠制度を規定する連邦法の第12章は、第53条「被ばくによる個人、法人の損害に関わる賠償責任」、第54条「被ばくによる損害に関わる民事責任」、第55条「被ばくによる損害賠償の種類と責任限度」、第56条「被ばくによる損害に関する資金的措置」、第57条「被ばくによる損害の補償への国の関与」、第58条「被ばくによる損害の賠償期限」、第59条「放射線による環境損害に対する賠償」、第60条「原子力施設等における作業従事者の放射

線損害に関わる補償」から構成されています。

具体的には、原子力施設運転者に対する責任集中、無過失責任、賠償責任限度額、賠償措置などが規定されている他に、運転者の責任限度額を超える賠償責任は国が補償する、損害賠償請求期限は3年とする、運転者は本法律及びその他の法律に基づく環境損害の責任を負う、施設における従事者の身体障害は連邦法により補償するとされており、原賠制度の基本的原則がほぼ網羅されています。

ロシアでは賠償責任の上限は「ロシア連邦の国際協定によって定められた額を超えてはならない」と規定されているので、ロシアが加盟しているウィーン条約で定められている500万ドル（1963年4月29日時点での500万米ドル＝約201億円）が運転者の賠償責任の上限となり、この金額までの賠償措置が義務付けられています。賠償措置額は中国や韓国より相当に高いレベルではありますが、我が国の1200億円と比べて6分の1程度となっています。ただし、運転者の責任限度額を上回る場合は、政府が運転者に必要額を提供することにより、賠償請求に対処する仕組みとなっています。

なお、ウィーン条約以外の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA保障措置協定（自発的協定）、追加議定書も締結しています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン2010年10月号掲載分をもとに修正)

ロシアの原賠制度は、1995年に制定された「原子力エネルギーの利用に関する連邦法」の第12章の「放射線被ばくによる損害に対する賠償責任」において規定されています。

この原子力利用の連邦法の主旨は、原子力エネルギー利用に関わる規制の法的根拠及び原則を定め、原子力エネルギー及び技術の利用に際して、健康・生命の保護と環境・財物の保全を期し、原子力の科学技術の発達を推進すること及び原子力エネルギーを安全に利用する国際的手続の強化に寄与することを求めるとされています。

この法律の第1章一般条項において、原子力エネルギーの利用に関し主に次の事項を定めています。

- ・原子力エネルギーの平和利用等に関しては、本法律及びその他の法令により規制され、本法律は軍事に係る事項には適用されない。
- ・原子力エネルギー利用の法規制の原則は、安全性の確保、情報の公開、個人及び法人の政策・法律の起草・利用活動への参画、放射線損害に対する損害賠償、原子力施設の従事者並びに地域住民の放射線リスクへの補償を行う。
- ・原子力エネルギー利用の法規制の目的は、原子力利用に関わる国の管理制度や安全性に関わる国の規制制度について法的枠組みを確立すること及び国の機関、地方自治体、個人・団体に対する権利・義務・責任を法制化すること。
- ・本法律は、原子力施設や核燃料・核物質・放射性物質・放射性廃棄物の製造・使用・処理・輸送・貯蔵に関わる施設及び放射線源などに適用する。
- ・原子力エネルギー利用分野における連邦法規は、安全基準を定めて、あらゆる利用活動においてこれを遵守する。法規は連邦政府の定めた手続に基づき起草・承認され、草案及び法規は官報に公示する。法規は施行後に連邦全域において効力を有する。

次に、賠償責任を定めている「第12章 放射線被ばくによる損害に対する賠償責任」について、条文の主な内容は次の通りです。

第53条（放射線被ばくによる個人、法人の損害に関わる賠償責任）

- ・原子力施設等の運営者は、その業務の遂行にあたって生じた放射線被ばくによる個人及び法人の損害に対し、ロシア連邦法規に基づき、民事責任を負う。
- ・放射線被ばく又は中毒作用、爆発及びその他の危険な作用により、生命又は健康が被った損害に対して賠償責任を負う。
- ・被ばくによる損害が合理的に分けられないその他の損害を伴う場合には、当該損害は本法律に基づき賠償される。

第54条（被ばくによる損害に関わる民事責任）

- ・被ばくによる損害に対する運営者の賠償責任は、運営者の過失の有無を問わない。
- ・運営者の責任は、不可抗力、軍事行為、武力行使又は被害者の故意によるとき、免除される。
- ・放射線損害が、全体的又は部分的に、被害者の故意又は重大な過失によるものことを運営者が立証した場合、運営者はその者に対する該当分の賠償責任を免除される。損害に対する賠償責任の免除は裁判所が決定する。

第55条（被ばくによる損害賠償の種類と責任限度）

- ・被ばくによる損害に対する運営者の賠償責任の種類と責任限度は、連邦法が定める当該施設の種類に基づいて決定される。

- ・1事故につき、被ばくに起因する損害に対する運営者の責任限度は、連邦の国際協定に定めた額を超えてはならない。

第56条（被ばくによる損害に関する資金的措置）

- ・運営者は、第55条に定める責任限度のための資金的措置を義務付けられる。損害の賠償に際しての運営者の資金的措置は、国若しくはその他の保証、運営者自体の資金及び保険契約による。
- ・この資金的措置を証明する文書は、運営者が原子力施設等を運転するために、国家安全監督機関の許可を取得する場合の必須条件となる。
- ・保険会社又は資金的措置を保証する者は、保険契約又は保証契約を中止又は解除する3ヶ月前までに、国家安全監督機関に対してその中止又は解除を書面で通知しない限り、中止又は解除することができない。核物質及び放射性物質の輸送に関して、保険又はその他の資金的措置がそれらの輸送に影響を与える場合、中止又は解除はできない。

第57条（被ばくによる損害の補償への国の関与）

- ・連邦政府は、被ばくによる損害に関する運営者の賠償責任が55条に定める賠償限度を上回る場合にはその超過する賠償責任部分について、又、連邦法令に規定がある場合にも、生じた損害の全額賠償に必要な額を助成することにより、賠償金の支払いとする。

第58条（被ばくによる損害の賠償期限）

- ・被ばくによって人の健康・生命に生じた損害に対する賠償請求の期限は存在しない。
- ・被ばくによって財産や環境に生じた損害に対しては、被害者が権利の侵害を知った日又は知り得べきであった日から3年とする。

第59条（放射線による環境損害に対する賠償）

- ・運転者は、本法律、連邦の環境保護法及びその他法令、連邦の共和国の法令に基づき、環境損害に対する責任を負う。
- ・損害賠償請求については、当局、地方自治体及び国家環境保護機関が運営者に対して申し立てる。

第60条（原子力施設等における作業従事者の放射線損害に関わる補償）

- ・原子力施設等の作業従事者の生命・健康に影響を及ぼす放射線損害は、連邦法規に基づき補償される。

Q1

イギリスの
原子力開発事情

「イギリスの原子力開発は
どのような状況ですか？」

A1

- イギリスは 1950 年代に天然ウランを燃料とするガス冷却炉を自主開発して導入し、現在、ガス炉 15 基、加圧水型炉 1 基の合計 16 基 1093 万 kW の原子力発電所が運転されています。
- 16 基あるイギリスの原子炉のうち 15 基はフランス電力の現地法人が所有していますが、運転は別の会社が行っています。
- イギリスでは原発の新規建設が凍結されたこともありましたが、北海ガス田の枯渇や地球温暖化問題を背景として 2008 年以降は新規建設を促進する政策が採られており、複数の事業者が具体的な新規建設計画案を提示しています。
- なお、1957 年に発生したウインズケール 1 号炉の火災事故は国際原子力事象評価尺度 (INES) でレベル 5 に相当し、イギリス史上最悪の原子力事故とされています。

解説

原子力開発初期の1950～60年代には、イギリスはウラン濃縮や重水濃縮のプラントを持っていなかったことから、軽水炉や重水炉ではなく、天然ウランを燃料とする黒鉛減速炭酸ガス冷却型炉（GCR）を商業用に開発し実用化しました。その後1960～70年代に改良型ガス冷却炉（AGR）を開発し、現在はガス炉15基、加圧水型軽水炉（PWR）1基の、合計16基1092万7000kWの原子力発電所が運転されており、原子力の比率は総発電量の15%程度を占めます。

イギリスでは電力自由化によりM&Aが活発化した結果、16基のうち15基の原子炉（AGRの全基）をフランス電力の英国法人であるEDFエナジー社が所有しており、その運転はブリティッシュ・エナジー社の子会社であるBEジェネレーション社が行っています。

1986年に発生したチェルノブイリ原発事故を

きっかけとしてイギリスでは原子力開発に消極的な立場が取られ、新規原子力発電所の建設が凍結されたこともありましたが、北海ガス田の枯渇や地球温暖化問題を背景として2008年1月に「民間事業者が競争原理で原子力発電所を建設できるような環境整備を行う」という原子力政策が発表され、以降は新規建設促進のための様々な制度改革が進められています。その結果、複数の事業者が具体的な新規建設計画の案を提示しており、EDFエナジー社がセントリカ社と組んで進めているヒンクリーポイントCプロジェクトでは160万kW級のEPR2基分について原子炉圧力容器鍛造契約が結ばれています。

なお、1957年10月11日、軍事用プルトニウム生産炉であるウィンズケール1号炉（黒鉛減速空気冷却炉）において火災事故が発生しました。これにより大量の放射性物質が放出され、イギリスのみならず欧州大陸に拡散したため、国際原子力事象評価尺度（INES）はレベル5となって、イギリス史上最悪の原子力事故とされています。

26. イギリスの原子力開発事情と原賠制度

Q2

イギリスの原賠制度

「イギリスの原賠制度はどのようなになっていますか？」

A2

- イギリスの原賠制度は「1965年原子力施設法」に規定されており、原賠制度の基本的原則である無過失責任、責任集中、責任限度額、賠償措置、国家補償などが網羅されています。
- イギリスの原子力事業者の責任限度額は1億4000万ポンドであり賠償措置額も同額です。免責事由は戦闘上の敵対行為に起因する場合に限られており、自然災害に関してはいかなるものも免責とはなりません。
- イギリスはパリ条約、ブラッセル補足条約に加盟しており、パリ条約加盟国でない国に対しては、当該施設法に基づく原子力損害の賠償は行われなくなっています。

解説

イギリスの原子力安全規制については、原子力施設に関して1946年に制定された「原子力法」を基本とし、実質的な安全規制においては原子炉の設置、運転等の規制を定めた1965年の「原子力施設法（NIA65）」及び安全規制機関の設置・権限等を定めた1974年の「労働保健安全法（HSWA74）」に基づいて実施されています。その他の関連法として、「放射線防護法（1970年）」、「放射性物質法（1993年）」、「電離放射線規則（1999年）」、「原子力セキュリティ規則（2003年）」等があります。

イギリスは米国に次いで世界で2番目に原子力損害賠償に関する法制度を作った国です。イギリスの原賠制度は1959年7月9日に成立した「原子力施設（許可及び保険）法」（1960年4月1日施行）において、原子力施設と核物質の取り扱いに関する許認可とともに規定されました。この法律はパリ条約とブラッセル補足条約を批准するに当たって1965年8月5日に大幅に改正されて「1965年原子力施設法」（1965年12月1日施行）となり、その後も責任限度額等の見直しなどが行われています。

1965年原子力施設法は原子炉等の原子力施設の設置、運転等の規制を定めたものですが、そのうち原子力賠償責任に関する事項は、第7～11条において“原子力事故により何人にも原子力損害を与えないことは被許可者の義務である”と規定した上で、第12～14条にその義務違反に対する賠償請

求権を定めています。また、第15～17条には賠償請求に関する事項、第18～21条には賠償の保証に関する事項が規定されており、原賠制度の基本的原則である無過失責任（7条）、責任集中（12条）、責任限度額（16条）、賠償措置（19条）、国家補償（16条、18条）などが網羅されています。

イギリスの責任限度額は1億4000万ポンド（約238億円）であり賠償措置額も同額となっています。免責事由は戦闘上の敵対行為に起因する場合には限られており、自然災害に関してはいかなるものも免責とはなりません（13条）。請求権の消滅時効は原子力事故が起こった日から30年、盗難・紛失等が起こった日から20年とされています（15条）。請求額が責任限度額を超える場合や、責任保険の請求権が消滅する10年経過後の請求、盗難・紛失等から20年経過後の請求、被許可者に責任がない輸送手段への損害に対する請求等については、政府に請求を申し立てることができます（16条）。なお、原子力事故が起きてから一定の期間内に一定の地域に居たことを証明できるような登録措置（23条）も規定されています。

イギリスの制度（本施設法に基づく限りでは）はパリ条約の加盟国でない国で発生した原子力損害について補償しないことになっており、また、パリ条約加盟国の外国原子力事業者によりイギリス国内で発生した原子力損害についてはイギリスの制度が適用されますが、当該国の法律で定める範囲を限度とすることが規定されています（17条、21条）。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン 2012年12月号掲載分をもとに修正)

イギリスの原子炉等の原子力施設を規制する「原子力施設法」のうちで、原賠制度に関する条項は第7条以降に記載されており、その概要は以下の通りです。

原子力施設と運転の規制

第1条（許可された敷地の原子力施設の規制）

いかなる者も、所管大臣による認可及びその有効期間の許可なしに、原子炉等の設置や運転を目的とする敷地の利用ができない。

第2条（許可外の運転の禁止）

原子力敷地許可が有効期間であるかと否とを問わず、イギリス原子力公社以外のいかなる者もプルトニウムやウランの抽出に関わる放射性物質の取扱い、若しくはウラン 235 増加のためのウランの取扱いに敷地を利用してはならない。

原子力敷地の許可

第3条（原子力敷地許可の認可と変更）

原子力敷地許可は法人以外の者に認可されず、またその譲渡ができない。

第4条（許可の付帯条件）

敷地許可に当たり、所管大臣は安全上必要な若しくは望ましいとされる条件を許可に付帯することができる。

第5条（許可の取消しおよび返上）

原子力敷地許可はいつでも所管大臣による取消し、若しくは被許可者による返上ができる。

第6条（許可敷地のリストの保持）

所管大臣は認可した敷地許可のリストを保持し、このリストには敷地の地図、所在地、境界線等の事項を含むものとする。

原子力事故に関する被許可者の義務

第7条（原子力敷地の被許可者の義務）

- 原子力敷地（以降「敷地」と表記）の被許可者は、次のことを保障する義務がある。
 - ・ 被許可者は、核物質による事故（occurrence）により、核物質の放射能の特性、又はその毒性、爆発性、その他の危険性との作用によって、被許可者以外の者に人身損害や財産損害（以降「損害」と表記）を生じさせないこと。ただし、この条項の適用から当該敷地内にある原子力施設や建設・運転に関する財産に対する損害を除外する。
 - ・ 被許可者の責任期間中に、被許可者によって敷地内に搬入もしくは放置されたものではない核物質からの放射線や、敷地内外に排出される廃棄物からの放射線によって、被許可者以外の者に対する損害を発生させないこと。
- ここでいう事故とは、次に該当するもの。
 - ・ 被許可者の責任期間に敷地内で核物質により生じた事故。
 - ・ 敷地外で事故が生じたとき、被許可者に代わって運送中、又はパリ条約加盟国以外の国から被許可

者との契約によりその敷地に運送中で、例外物質 (excepted matter) 以外の核物質により生じた事故。

- ・敷地外の事故で、被許可者の責任期間中に敷地内であった、又は被許可者に代わって運送中、若しくはパリ条約加盟国以外の国にあったもので、例外物質以外の核物質により生じた事故。

第 8 条 (イギリス原子力公社の義務)

- ・公社の占有する土地又は占有してきた土地は、公社に敷地許可が付与された敷地として第 7 条が適用され、また、責任期間は公社が占有する期間として適用される。

第 9 条 (敷地に関する国王の義務)

- ・政府が敷地を使用する場合、国王がその敷地の被許可者として、また、責任期間は政府が占有する期間として第 7 条が適用される。

第 10 条 (外国の運転者の義務)

- 外国の運転者は、次のいずれかに該当するとき、例外物質以外の核物質による事故により、核物質の放射能の特性、又はその毒性、爆発性、その他の危険性との作用によって、その運転者以外の者に損害を生じさせないこと。
 - ・イギリス以外のパリ条約加盟国の条約の適用される施設の運転者に代わって例外物質以外の核物質を運送中、若しくは、同条約加盟国以外の国からイギリス以外の加盟国の運転者との契約によりイギリス以外の加盟国の敷地に核物質を運送中で、かつ、イギリス国内の敷地内に核物質がない場合。
 - ・イギリス以外のパリ条約加盟国の条約の適用される施設の運転者の敷地内に核物質があった、若しくは、その運転者に代わって核物質を運送中であってイギリスの被許可者の敷地やその運送でなく、又は加盟国内に核物質がなかった (ただし運送中を除き) 場合。
- ここでいう事故とは、次に該当するもの。
 - ・全部又は一部がイギリス国内において起こる事故。
 - ・第 7、8、9 条により義務が課せられる核物質により生じるイギリス国外の事故。

第 11 条 (核物質の運送をさせる者の義務)

- ・責任を負う者 (the responsible party) に代わって、例外物質以外の核物質がイギリス国内を運送されるとき、その運送は被許可者の運送に関連するものでなく、又その核物質が被許可者の敷地内でない場合、その責任を負う者は、その核物質による事故により、核物質の放射能の特性、又はその毒性、爆発性、その他の危険性との作用によって責任を負う者以外の者に損害を生じさせないこと。

義務違反に関する賠償請求権

第 12 条 (第 7～10 条に基づく賠償請求権)

- ・第 7 条 (原子力敷地の被許可者の義務)、第 8 条 (公社の義務)、第 9 条 (敷地に関する国王の義務)、第 10 条 (外国の運転者の義務) の義務違反により損害が発生した場合は、第 16 条 (第 7～10 条に基づく支払請求の履行) に従って賠償される。

- ・義務違反によって生じた損害でないとしても、義務違反によって生じた損害と合理的に分離できないときは、義務違反により生じたものとみなされる。
- ・損害の一部は義務違反によって、一部は義務違反ではない放射線の放出によって生じたときは、本法律は義務違反でないものについての責任に影響を及ぼさない。ただし請求権者は同一の損害について二重に賠償を受ける権利はない。
- ・あらかじめ書面による合意書で明示した特約を行っている場合と、意図的に損害を生じさせる行為によって引き起こされた場合以外は、被許可者や運転者が責任を負う。

第 13 条（賠償を排除、拡張、減少する場合）

- ・イギリス国外のパリ条約加盟国の領域内で全てが起こったことが明らかな事故によって生じた損害、又は、パリ条約加盟国でない国の領域内で発生した損害は、本法律による賠償は支払われない。ただしイギリスに登録された船舶や航空機又はその船上や機上の者の損害は賠償対象となる。
- ・イギリス国内の武力紛争を含む紛争中の敵対行為から発生した事故による損害には、第 7～11 条の義務を負う者に責任を課さない。自然災害から発生した事故の場合は、それが合理的に予見することの出来なかった例外的な性質を持つとしても第 7～11 条の義務を負う者に責任を課する。
- ・第 7～10 条の義務を負う者以外の者が国際輸送条約に基づいて賠償を支払った場合は、支払った額を限度として請求権を代位取得する。また、パリ条約加盟国以外の国の領域内で発生した事故について、パリ条約加盟国に主たる事業所を持つ者又はその代理の者が、その加盟国以外の国の法律に基づいて支払いを行った場合は、支払った額を限度として請求権を代位取得する。
- ・意図的に損害を生じさせた場合は、その損害を生じさせた者の過失を理由としてその賠償額が減額される。

第 14 条（船舶及び航空機の保護）

- ・本法律による事故に関わる損害請求は、船舶及び航空機についてのいかなる先取特権又は権利を生じさせない。

支払請求の提起と履行

第 15 条（第 7～11 条に基づく支払請求の消滅時効）

- ・他のいかなる法令にも関わらず、本法律の第 7～11 条に基づく請求は、事故の日（一連の事故の場合は最後の事件の日）から 30 年経過後は受理されないものとする。
- ・核物質の盗難、紛失、投棄、遺棄による事故により引き起こされた損害の請求は、盗難、紛失、投棄、遺棄があった時から 20 年経過して発生する事故については受理されないものとする。

第 16 条（第 7～10 条に基づく支払請求の履行）

- ・第 7 条、8 条、9 条による義務を課せられて本法律に基づき賠償を行う責任を負う者は、利息又は費用の支払いを除いて、総額 1 億 4000 万ポンド（もしくは規定された敷地の被許可者は 1000 万ポンド）を限度とする。ただし、エネルギー大臣は財務大臣の承認を得てその金額を増額させることができる。
- ・パリ条約加盟国の外国運転者は、運転者の領域内で事故が起こった場合、その国の法律に基づいた

賠償請求とする。

- ・第7～10条により義務を課せられた者への請求で、正当に確定したにも拘らず義務を課せられた者が支払わないか支払われないであろう範囲の請求、事故から10年経過後の請求、及び基金からの十分な賠償が阻害される請求については、政府により対応が為される。
- ・政府に支払請求が為された場合には、その補償額について、イングランドとウェールズの高等法院、スコットランドの最高民事訴訟院、北部アイルランド高等法院のいずれかの裁判所の決定に委ねられる。

第17条 (裁判管轄権、責任の配分、外国の判決)

- ・イギリス国内の裁判所は、パリ条約に基づき他の締約国の裁判所で決定されるべき支払請求や係争問題の決定について管轄権を有しない。またそのような請求をイギリス国内の裁判所で行うことの訴訟手続は無効とされる。
- ・支払請求や係争問題がイギリスのある特定の裁判所で決定されることをエネルギー大臣が確認する場合、その確認書が管轄権を決定付ける。
- ・他のパリ条約加盟国の法律に基づき、同一の損害に関しての責任を2者以上の者が負う場合には、連帯責任を負うものとし、請求については、被許可者、公社、国王の場合は第16条に規定する額まで、他のパリ条約加盟国の運転者の場合はその国の法律に規定された賠償措置額までとされる。その超過分に国家補償が要求されることはない。
- ・パリ条約加盟国の判決でパリ条約やブラッセル補足条約に沿ったものであると所管大臣が確認する外国裁判所の判決には、1933年外国判決（相互執行）法が適用され、イギリス国内でもその判決が執行される。
- ・イギリス以外の国の判決に基づいてイギリスで支払いを求める訴訟に関しては、その国がパリ条約又はブラッセル補足条約のいずれにも加盟していない国である場合や、請求額がパリ条約又はブラッセル補足条約で認められていないこと、国際条約に従って認められていないこと、が明らかにされれば、これは十分な抗弁となる。ただし、その判決が国際協定に基づいてイギリス国内で執行可能な場合はその限りでない。
- ・第10条（外国運転者の義務）に基づく支払請求において、請求に関わる外国運転者がパリ条約加盟国の政府である場合、その国の政府はイギリスの裁判所の管轄に従ったとみなされる。しかしこの規定はその政府の財産に対する強制執行を認めるものではない。

賠償（補償）の保証

第18条（第7～10条に基づく賠償（補償）の一般的保証）

- ・本法律の第7～10条に基づいて、又はそれらに対応するパリ条約加盟国の法律に基づいて責任を負う者に関する請求（と請求に関連する利息や費用）には、本法律又はパリ条約加盟国の法律に基づく賠償措置額とブラッセル補足条約に基づく分担金の合計額（事故が起きた日の3億SDRと等価額のポンド）を限度として、議会で決定した資金を利用できるものとする。
- ・ただしパリ条約によって認められた請求期間を経過した支払請求には利用されず、又、ブラッセル補足条約加盟国ではあるがその国の補償の最高総額が3億SDR以下の場合、その国の法律に規定されている金額を最高総額と読み替えるものとする。

第 19 条（被許可者の責任に関する特別な保証）

- ・原子炉敷地許可が付与された場合、被許可者は、エネルギー大臣が財務大臣の同意を得て承認する措置（保険又はその他の方法）について常時利用できる被許可者に対する第 16 条に規定された責任限度額を保証するための十分な資金を講ずるものとする。
- ・必要とされる措置が保険以外の方法によって講じられ、措置が他の 2 以上の敷地に関しても同一の者により講じられる場合、全部の敷地に関して利用可能な資金がありその資金が 2 つの敷地に関しての必要額の最高額を充足するに十分なときは、必要額はそれぞれの敷地に関して十分満たされているものとみなされる。エネルギー大臣は必要に応じてその金額を高額（全ての敷地に関しての必要額を満たすに要する額よりは低額）とすることができる。
- ・常時利用できる十分な資金を講ずるための措置を取らない場合は、被許可者は有罪とし、刑に処せられる。

第 20 条（被許可者の保証に関する情報の提供）

- ・被許可者は、責任期間内に請求の総額が第 19 条に掲げる必要額の 5 分の 3 に達したことが明らかになった場合、直ちに書面でエネルギー大臣に通知しなければならない。そのような通知を行った場合はエネルギー大臣と協議し、大臣が与える指示に従ってはじめて請求に対する支払いがなされる。

第 21 条（輸送に関する賠償の保証の追加規定）

- ・輸送中の核物質に伴う事故の場合に、その輸送のために使用されている輸送手段の損害については、他の請求のために 500 万 SDR と等価額のポンドを利用できるようにしなければ輸送手段の損害の請求に対する支払いは行われない。エネルギー大臣は財務大臣の承認を得てその SDR の額を増額させることができる。
- ・輸送中の核物質に伴う事故の場合に、運転者が 16 条の規定によりパリ条約加盟国の外国運転者はその国の法律に基づいて請求されない賠償については支払いを要求されないものとされるが、本法以外でそれが適用されることはない。
- ・核物質がイギリスの領域外で第 10 条に対応するパリ条約加盟国の法律により責任を負うことで輸送される場合には、責任を負う者は輸送が始まる前に輸送者に対して保証書類（責任を負う者、輸送される核物質、賠償措置について規定される細目が含まれたもの）が交付されるようにし、従わない場合には輸送者は有罪として罰金に処せられる。

第 23 条（原子力事故に伴う関係者の登録）

- ・本法律に基づく原子力事故による責任が生じる可能性のあるときは、被害者の支払請求の権利に資するため、当該行政庁は、命令により、原子力事故が起きてから一定の期間内に一定の地域に居たことを関係者が証明できるような登録措置を講ずることができる。その登録は反証のない限りその者がその期間にその領域に居たことの十分な証拠となる。

第 26 条（定義）

- 「1959 年法」「適切な省庁」「原子力」「公社」「違反」「費用」「填補期間」「例外物質」「国内領域」「傷害」「査察官」「許可敷地」「被許可者」「所管大臣」「原子力施設」「核物質」「原子炉」「原子炉敷地許可」

- 「事故」「責任期間」「規定される」「関連運送者」「関連外国拋出金」「関連外国判決」「関連外国法」「関連外国運転者」「関連施設」「関連国際協定」「関連敷地」「関連領域」「国境」の定義がなされており、主なものは次の通り。
- ・「例外物質 (excepted matter)」とは、以下のものをいう。
 - 工業用、商業用、農業用、医療用、科学用、教育用に生成されたアイソトープ
 - 天然ウラン
 - ウラン 235 が 0.72 パーセント以下のウラン
 - 規定された条件化にあるその他の種類の核物質
 - ・「傷害 (injury)」とは、死亡を含む人的な傷害をいう。
 - ・「許可敷地 (licensed site)」とは、許可が有効であるか否かを問わず原子力敷地許可が付与された敷地をいう。
 - ・「被許可者 (licensee)」とは、許可が有効であるか否かを問わず原子力敷地許可が付与された者をいう。
 - ・「核物質 (nuclear matter)」とは、つぎの物質をいう。
 - ウランの金属・合金又は化合物（天然ウランを含む）、プルトニウムの金属、合金又は化合物の形をとった核分裂性物質、および、規定されるその他の核分裂性物質
 - 核分裂性物質を生産もしくは利用する過程で生産されるか、又はこれらの過程に付随する放射線照射によって放射性を帯びる放射性物質
 - ・「原子炉 (nuclear reactor)」とは、中性子源を追加することなく制御された連鎖反応の維持される核分裂過程によって原子力を生産する目的で設計又は調節された施設をいう。
 - ・「原子力敷地許可 (nuclear site license)」とは、第 1 条 1 項に記載の原子炉又は施設等の建設や運転するための当該敷地に対する国の許可をいう。
 - ・「事故 (occurrence)」とは、継続的な事故の場合にはその事故の全体をいい、許可敷地内の事象・運転の結果に起因する一連の事故の場合はその全体をいう。
 - ・「関連運送 (relevant carriage)」とは、核物質について、許可敷地の被許可者、イギリス原子力公社、敷地使用上の政府、パリ条約加盟国におけるイギリス以外の運転者及び原子炉の運転を許可された者をいう。「関連外国運転者 (relevant foreign operator)」とは、パリ条約加盟国のイギリス以外の関連領域の関連原子力施設の運転者をいう。
 - ・「関連施設 (relevant installation)」とは、パリ条約が適用される施設をいう。
 - ・「関連領域 (relevant territory)」とは、パリ条約の適用される国をいう。
 - ・「国境 (territorial limits)」とは、水の境界も含む。
 - 「関連外国運転者」「核物質に関する関連外国法」「当分の間、関連領域」に関する事項について生じる問題は所管大臣がこれを決定する。
 - 前後の関係から他の解釈を必要とする場合を除き、本法律での法令は、他の法令によって又はそれに基づいて修正、拡張又は適用されるものとする。

27. フランスの原子力開発事情と原賠制度

Q1

フランスの
原子力開発事情

「フランスは世界第2位の原子力大国ですが、原子力開発はどのように進んできましたか？また、現在どのような状況ですか？」

A1

- フランスでは政府主導のもと、政府出資企業が中心となって原子力開発が進められてきましたが、今では米国に続いて世界第2位の原子力発電大国であり、2013年1月1日現在、58基 6588万kWの原子力発電所が運転中、総発電電力量に占める原子力の割合も例年7割を超えています。
- フランスの最初の商用原子力発電は、プルトニウム生産、兼発電炉として開発され、1958年に運転開始されたガス冷却炉（GCR）ですが、その後PWR型軽水炉に切り替えられ、一本化されました。
- フランスは日本同様にエネルギー資源がほとんど存在しないため、第一次石油危機をきっかけとして原子力によりエネルギー自給率を上げ現在は電力の輸出国となっています。
- 1993年以降、フランスでは新規発注は停滞していましたが、国内のリプレースや海外市場向けに第3世代原子炉である欧州加圧水型炉（EPR）が開発され、フランス国内では2007年12月にフラマンビル3号機の建設に着工、2016年に運転が開始される見込みです。
- 近年では、新規原子力導入国と原子力協力協定を締結し、積極的な援助・協力を行うなどして、国を挙げて原子力プラント輸出を推進しています。

解 説

フランスの原子力開発はフランス原子力庁(CEA)が主導し、原子炉製造および原子燃料サイクルはCEAが8割を出資するAREVA社(持株会社)のAREVA NP社(旧フラマトム社)およびAREBA NC社(旧コジェマ社)が携わり、発電所運転はフランス電力公社(EDF)が担当するというように、政府出資企業を中心に政府主導のもとで原子力開発が進められてきました。

AREVA NP社の前身であるフラマトム社は、米国ウェスチングハウス社の資本・技術が入ったコンソーシアムでしたが、炉型をPWRに一本化、標準化したうえで、資本の国産化、技術の国産化に成功し、現在では世界有数の原子炉メーカーとなっています。

フランスは日本同様にエネルギー資源がほとんど存在せず、石炭や石油は輸入に頼っているため、1973年の第一次石油危機をきっかけに原子力による電源開発を推進し、1973年には24%であったエネルギー自給率が1990年には50%にまで到達し、原子力はエネルギーの自立と安定供給に大きく寄与するものとなりました。その後、電力需要の伸びが鈍化している中でも原子力発電所の建設が順調に進んだため、現在は国内需要を上回る発電設備を持っており、イタリア、ドイツ、スイスなどの近隣諸国に相当量の電力を輸出しており、地球温暖化防止にも大きな貢献をしています。

核燃料サイクルの一環として早くから高速増殖炉の開発に着手し、1974年に原型炉フェニックス(FBR、25万kW)が運転を開始しましたが、社会・共産・緑の党による反原子力連立政権の発足に

伴って1998年には世界初の商業規模の実証炉スーパーフェニックス(FBR、124万kW)が閉鎖され、2010年2月1日には原型炉フェニックスも役割を終えました。

核融合分野では、CEAはトカマク試験装置などによる各種の研究を進めるとともに国際的な研究開発である国際熱核融合実験炉(ITER)計画に参画し、現在、国際的な組織・ITER国際核融合エネルギー機構のもと南フランスのカダラッシュにおいてITER建設が進められています。

また、日本で発生する使用済み燃料の再処理は、その大部分をフランスやイギリスに委託していますが、フランスではノルマンディー、ラ・アーグ再処理工場で処理され、ガラス固化体として日本に戻されてきます。

フランスでは1993年にシボー2号機が発注されて以来、新規発注は停滞していました。しかし、2020年に設計寿命を迎える既存の90万kW級PWRのリブレースや、欧州、米国、アジア等の海外輸出市場向けとして、第3世代原子炉である欧州加圧水型炉(EPR、160万kW)が開発され、オルキルト3号機(フィンランド)として2013年に、フラマンビル3号機(フランス)として2016年に運転が開始される見込みとなっています。

またフランスは、ベトナム、ブラジル、ヨルダン、トルコ、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、アルゼンチンなどの新規原子力導入国と原子力協力協定を締結しており、積極的な援助・協力を行うなどして、国を挙げて原子力プラント輸出を推進しています。

27. フランスの原子力開発事情と原賠制度

Q2

フランスの原賠制度

「フランスは OECD の主要国であり、原子力損害賠償に関わるパリ条約に加盟していますが、同国の原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- フランスの原賠制度は加盟しているパリ条約を基本としており、各国の裁量に委ねられている部分を国内法で規定しているのが特徴で、運転者への責任集中、無過失責任、責任限度額、損害賠償措置、国の補償など、原賠制度の基本的な原則はパリ条約と国内法を組み合わせで規定されています。
- 国内法は、「原子力分野における民事責任に関する 1968 年 10 月 30 日の法律 No.66-943」が根幹となってその後に数回にわたる法改正が行われています。最新では 2006 年 6 月 13 日に改正され、2004 年のパリ条約追加議定書（改正パリ条約）およびブラッセル補足条約・追加議定書に対応するようになっていますが、この改正法の発効には改正パリ条約の発効が要件とされています。
- したがって、現時点で適用される法律では、運転者の賠償責任限度額は約 9150 万ユーロ（約 128 億円）、ブラッセル補足条約に基づく国の補償限度額は約 3 億 8110 万ユーロ（約 532 億円）となっていますが、改正パリ条約が発効すると運転者の責任限度額は 7 億ユーロ（約 975 億円）に、さらにブラッセル補足条約・追加議定書が発効すると国の補償限度額は 15 億ユーロ（約 2091 億円）に、引き上げられます。

解説

フランスの原賠制度はパリ条約、ブラッセル補足条約を基本として成り立っており、条約において各締約国の裁量権限に委ねられている部分を「原子力分野における民事責任に関する法律」として国内法で規定しているのが特徴です。用語の定義、適用範囲、運営者への責任集中、損害賠償措置、免責事項、裁判管轄、準拠法などについてはパリ条約（改正議定書を含む）に規定されているため、国内法では特に規定されていません。なお、改正パリ条約及びブラッセル補足条約・追加議定書は未だ発効しておりません。

2006年6月13日に改正された法律は、改正パリ条約が発効しなければ適用されませんが、その主な事項は以下の通りです。

第1条（法律の目的）

- ・この法律は1960年のパリ条約、1963年のブラッセル補足条約、1964年、1982年および2004年のこれらの条約の追加議定書で各国の裁量に委ねられた措置を規定する。

第2条（適用範囲）

- ・適用の対象は、個人及び法人であって、パリ条約等の適用範囲に含まれる。

第3条（原子力損害の定義）

- ・原子力損害はパリ条約の規定（改正パリ条約の第1条aのVIIに規定される損害：死亡・身体障害、財産の滅失・毀損、経済損害、環境損害、防止措置費用など）が適用される。

第4条（運転者の責任限度額）

- ・運転者の責任限度額は同一の原子力事故につき7億ユーロ（約975億円）。ただし、リスクが限定的な場合には7000万ユーロに減額される。

第5条（国の補償）

- ・運転者の責任限度額を上回る部分はブラッセル補足条約（追加議定書）に定めた15億ユーロ（約2091億円）を限度に国が補償する。

第7条（財務的保証）

- ・運転者は責任限度額を保険等によって財務的保証を行い、これについて、所管大臣の承認を受けなければならない。
- ・規定された条件に基づき、運転者の保険等の財務

的保証は国の保証に代替される。

第8条（国の負担）

- ・被害者が、保険者、その他財務的保証者、運転者のいずれからも補償を受けることができない場合には、4条に定めた額を限度として、第5条の範囲で国が負担する。

第9条（輸送）

- ・原子力物質の輸送に関する運転者の責任限度額は8000万ユーロ（約111億円）。ただし、フランス領土を通過する際で、パリ条約の適用されない輸送の場合には12億ユーロ（約1672億円）。
- ・財務的保証を保険者等が発行する証明書により証明しなければならない。

第10条（身体障害の損害リストの作成）

- ・身体障害の損害に関しては、被曝症状を有する被害者のリストが作成される。

第11条（賠償金の支払い）

- ・被害者に対して暫定的もしくは確定的に賠償金が支払われると、第4条、第5条に定められた責任限度、補償限度を理由として賠償金が取り戻されることはない。

第13条（補償の配分方法）

- ・法律によって規定された損害賠償の総額が犠牲者の損害全体を補償できないおそれが明らかである場合、4条及び5条で定められた額の補償の配分方式を定めるものとする。

第14条（求償の方法）

- ・被害者は保険者、その他保証者に対して直接賠償請求できる。

第15条（時効、除斥期間）

- ・賠償請求権は、原子力事故の日から、死亡・身体障害に関しては30年以内、その他の原子力損害に関しては10年以内に行使しない場合に、消滅時効または除斥期間の適用を受ける。

第16条（社会保障、労働災害・職業病補償に関する法律などとの整合）

- ・この法律は、社会保障、労働災害・職業病補償に関する法律などによる原則に相反するものではない。

第17条（専属裁判管轄権）

- ・原子力事故がフランス領土において発生した場合、又はパリ条約の適用により裁判管轄権がフランスの裁判所に与えられた場合には、パリ上級裁判所が専属裁判管轄権を有する。

27. フランスの原子力開発事情と原賠制度

ブラッセル条約の失効・破棄

・ブラッセル条約の失効もしくはフランスの同条約の破棄の場合には、第5条に定める8億ユーロを限度とする国の補償責任はフランス領土で発生した損害に対してのみ適用される。改正パリ条約の発効からブラッセル補足条約・追加議定書の発効までの期間における国の保証責任も同様とする。

上記の改正法の発効には、改正パリ条約の発効が必要となりますが、さらに改正法の発効3ヵ月後には4条、7条、9条、9-1条および9-2条に規定される運転者の賠償責任が措置される必要があります。

フランスはパリ条約、ブラッセル補足条約、ジョイントプロトコールに加盟しており、2006年の改正により国内法は上記条約のほか未発効の改正パリ条約（2004年議定書）にも沿うような内容を整えています。損害賠償措置における保険等の財務的保証（環境損害を含む7億ユーロという巨額なもの）

を得ることが難しい等の事由により、他の改正パリ条約の署名国と同様に改正議定書の批准は行われていません。また、当然とも言えますが、ウィーン条約／改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC）には加盟していません。

なお、その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約（原子力事故援助条約）、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA保障措置協定（自発的協定）、追加議定書も締結しています。

また、フランスにおいては損害賠償措置の財務的保証の役割を担うフランス原子力保険プールが組織されており、我が国をはじめ世界各国の保険プールとの間で原子力保険に関わる再保険取引を行っています。

（円換算は2014年2月28日の為替レートによる）

Q1

スイスの
原子力開発事情

「スイスの原子力開発はど
のような状況ですか？」

A1

- スイスでは、電力需要の約 6 割が水力、約 4 割が原子力で賄われています。
- 連邦政府の主導により早くから原子力開発が進められており、現在は 5 基 341 万 kW の原子力発電所が運転されています。
- チェルノブイリ原発事故（1986 年）などを受けて国民投票により原子力発電所の新規建設が 1990 年から 10 年間凍結されていましたが、2003 年に実施された国民投票では凍結延長が否決され、近年は建て替えに向けて動き出していました。
- しかし福島原発事故を受けて連邦政府は既設炉の段階的閉鎖と建て替えなしの方針を打ち出したため、2034 年には全ての原子炉が閉鎖されることとなります。

解説

スイスでは、アルプス山系の豊富な水力資源を利用して、発電電力量の約6割を水力が占め、また、約4割を原子力が担っており、この両者により電力需要のほとんどが賄われていると言えます。これは、スイスが化石燃料に恵まれない内陸国であることによるものであり、事実、一次エネルギーの約6割は輸入に頼っているのが実情です。

そこで、スイスでは連邦政府の主導により早くから原子力開発が進められてきました。原子力の平和利用を目的とした法整備は1946年から進められ、1959年には原子力法が制定されて、1962年に実験炉の建設が始まっています。

現在はベツナウ (PWR 38万kW2基)、ミュレレベルク (BWR 39万kW)、ゲスゲン (PWR 103.5万kW)、ライブシュタット (BWR 122万kW) の合計5基340万5000kWの原子力発電所が運転されています。

スイスにおいて原子力は水力と並んで重要なエネルギー源と位置づけられており、1970年代後半から1980年代前半にかけて国民の大半の支持を得

ていましたが、TMI原発事故(1979年)やチェルノブイリ原発事故(1986年)などの影響により反原発の動きが高まりました。

スイスでは直接民主主義が採用されていることから、原子力政策などの重要事項は国民投票によって決定されます。そこで、1990年には「原子力モラトリアム」を求める国民投票が可決され、2000年までの10年間、原子力発電所の新規建設が凍結されていました。

その後、2020年以降に電力需給の逼迫が予想されるなか2003年に実施された国民投票では、新規建設の凍結延長や脱原子力を求める発議が反対多数で否決され、これを受けて連邦政府は2005年に原子力法の改正により新規建設の凍結を解除し、電気事業者も建て替え計画に向けて動き出しました。

しかし福島原発事故(2011年)の発生により、2011年5月にスイス連邦政府が既設炉の段階的閉鎖と建て替えなしの方針を打ち出し、両院はこれを可決したため、スイスの原子炉は2019年から順次閉鎖され2034年には全ての原子炉が閉鎖されることとなります。

Q2

スイスの原賠制度

「スイスの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- スイスの原賠制度は、1983年3月18日に制定された「原子力損害の第三者責任に関する法律（LRCN）」に規定されており、無過失責任、責任集中、賠償措置の強制、国の補完的救済等、原賠制度の基本的原則が規定されています。
- 賠償措置として10億フラン、更に利息・争訟費用1億フランの合計11億フラン（約1260億円）を保険契約する義務が規定されていますが、運転者の責任は無制限です。
- 保険で補償されない場合は連邦政府が上記の11億フランまでを補償します。また、大事故により運転者、民間保険会社、連邦政府が有する資金力が、全賠償請求を上回る場合、連邦議会が政令により賠償金支払い制度を作って対応します。

解説

スイスの原賠制度は当初、1959年12月23日に制定された連邦原子力法により賠償措置に関する事項が規定されていましたが、現在は原賠制度を規定する独立した法律として1983年3月18日に新たに制定された「原子力損害の第三者責任に関する法律（LRCN）」とその関連法令に規定されています。

スイスの原賠制度は運転者の責任を無制限と明記している点が特徴です。原子力施設運転者は無過失・無限責任を負い（3条1項）、原子力施設運転者以外は責任を負わない責任集中が規定されています（3条6項）。運転者の免責事項は被害者の故意、被害者の重大な過失によって生じた原子力損害のみです（5条）。

また、賠償措置として最低10億フラン（約1145億円）、更に利息と争訟費用のために最低1億フランの民間保険に加入が義務づけられています（11条1項、2項及び施行令）。異常な自然現象、戦争、テロ行為により発生した原子力損害、損害発生から10年間請求されなかった場合、核物質の喪失・盗難・投棄・所有の終了から20年間請求されなかった場合については、民間保険では填補されないため（11条3項及び施行令）、連邦政府が11億フラン（うち利息・争訟費用が1億フラン）まで補償しま

す（12条）。この政府補償や後日判明した損害（13条）のために運転者は連邦政府に負担金を支払うことになっており（14条）、運転者が連邦政府に支払った負担金とその利息によって連邦政府は原子力損害基金を設立します（15条）。なお、特例として、連邦政府は一般財源をもって、外国で発生した原子力事故などの被害者への補償等が行われます（16条）。

運転者、民間保険会社、連邦政府の有する資金力が、大規模災害により発生したすべての損害請求に対して十分でないと予想される場合、連邦議会は政令により制度を作って適切に配分することとしています（29条）。

また、国外で発生した原子力損害がスイスの運転者の責任であり、当該国がスイスと同等の賠償制度を有している場合には、相互主義の観点からスイスの原賠法に基づく賠償が行われるとしています（34条）。

スイスはパリ条約とブラッセル補足条約に署名していますが、批准はしていません。また、2009年3月に改正パリ条約と改正ブラッセル補足条約を批准しましたが、これらの条約が発効するまではパリ条約とブラッセル補足条約の批准は無効としています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

スイスの原子力損害賠償制度を規定する「原子力損害の第三者責任に関する法律（LRCN）」の概要は以下の通りです。

第1章 適用範囲と定義

第1条（適用範囲）

1. 本法律は原子力施設内で、及び核物質運搬中に生じる原子力損害に対する第三者責任とその賠償について規定する。
2. 原子力施設外において、工業、商業、農業、医療、科学の目的で利用される放射性同位元素によって生じた損害には適用されない。
3. 連邦政府は、本法律の適用範囲から特定の放射性物質を除外することが出来る。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令（ORCN）に規定された除外範囲は次の通り（施行令第1条）。

- (1) 1トン以下の天然ウラン及び劣化ウラン（六フッ化ウランを除く）。
- (2) 無制限量の天然ウラン及び劣化ウラン（六フッ化ウランを除く）であって、その物質自体の性質に基づき、又は原子力施設内もしくは輸送中における条件下では、自然に核分裂連鎖反応が起こりえないと証明された場合。
- (3) 1kg以下の六フッ化ウラン。
- (4) プルトニウム 239 及び 241、ウラン 233 及び 235 の含有量が総量で 150g 以下の場合。
- (5) 核分裂性物質を含有するウラン 235 が 150g を超える未照射ウラン原料で、原子力施設内もしくは輸送中における条件下では自然に核分裂連鎖反応が起こりえないと証明された場合。
- (6) 放射能の総量が 1 テラベクレル以下の全ての製品及び放射性廃棄物。

第2条（定義）

1. 原子力損害とは次のものをいう。
 - a. 核物質の放射性、有害性、爆発性、その他の危険性によって生じた人身損害や財産損害。
 - b. 切迫した原子力危険を防止又は軽減するため、当局からの命令等に基づく対策によって生じた損害。但し利益の喪失はこれに含まれない。
2. 核物質とは、核燃料、放射性生成物及び放射性廃棄物をいう。
3. 核燃料とは、ウラン、プルトニウムを含む核分裂性物質、並びに連邦政府が指定する全ての核分裂性物質をいう。
4. 放射性生成物及び放射性廃棄物とは、生成した放射性物質、もしくは核燃料の生産、使用、保管、再処理、運搬によって放射性を帯びた物質をいう。
5. 原子力施設とは、原子力エネルギーを生産する、もしくは核物質を生産、使用、保管、再処理するための施設をいう。
6. 原子力エネルギーとは、核反応により生じる全ての形態のエネルギーをいう。
7. 原子力施設運転者とは、同施設を建設した者（施主）、同施設を所有する者、もしくは当局の同意なしに同施設の所有を放棄した者をいう。

第2章 第三者責任

第3条 (原則)

1. 原子力施設運転者は、原子力施設にある核物質によって発生した、原子力損害に対して無限の責任を負う。
2. 原子力施設運転者は、他の原子力施設運転者に引き渡される以前に、自らの施設から搬出された核物質によって原子力損害が発生した場合の責任を負う。核物質はスイス国外に搬出された時点で、他の原子力施設運転者に引き渡されたものとみなされる。
3. 原子力施設運転者が外国から核物質を受け取る場合、同運転者はその物質が同施設に搬入される途中のスイス国内で発生した原子力損害の責任を負う。当該輸出元に対する求償権は留保される。
4. 原子力施設がその施設の運転者の所有で無い場合、その所有者は運転者と連帯して責任を負う。
5. 核物質がスイス国内を運搬中に原子力損害が生じた場合、被運搬許可者が責任を負う。もし当該者がスイス国内に在住していない場合、スイス法廷の通達書に従い、本法律に基づき賠償請求に関してスイス国内に住居を定めなくてはならない。
6. 上記1～5に列記された以外はいかなる者も、被害者に対する原子力損害の責任を負わない。国際協定に基づき責任を負う者は、本法律に基づき責任を負う者に対して求償権を有する。

第4条 (当局による対策費用)

切迫した原子力の危険を防止もしくは軽減するために、当局により取られた対策の費用は、原子力施設運転者、もしくは被運搬許可者に課される場合がある。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令 (ORCN) により規定された対策費用は、次の通り (施行令第11条)。

- (1) 当局の対策費用は、当局が決定し計上する。
- (2) 州及び自治体の支出費用は、州の立法により、その管轄及び手続きが定められる。州による最終行政決定に対しては、連邦司法裁判所に行政法上の異議の申し立てができる。
- (3) 連邦政府側に生じた費用は、連邦当局が決定する。上訴の手続き及びその措置は、連邦司法機関が決定する。
- (4) 当局による対策の費用は、11条に基づく強制保険の適用を受けない。

第5条 (免責)

1. 原子力施設運転者、もしくは被運搬許可者は、被害者が故意に損害を生じさせたことが証明された場合、その責任を負わない。
2. 原子力施設運転者、もしくは被運搬許可者は、被害者の重大な過失によって損害が生じたことが証明された場合、その責任を全面的に、もしくは一部負わないことがある。

第6条 (求償権)

本法律の3条により責任を負う者は、次の者に対してのみ求償権を有する。

- a. 故意に損害を生じさせた者
- b. 損害の原因となった核物質を盗取もしくは不法に取得した者
- c. 契約により求償権に同意した者。ただし、従業員が故意に損害を生じさせた場合、責任を負う者は従業員に対して求償権を行使できる。

第 7 条 (損害及び賠償金)

1. 損害の性質・範囲及び賠償金の支払いは、不法行為責任に関する債権法 (the Code of Obligations) の原則による。ただし、同法 44 条 2 項は適用されない。
2. 被害者が特別に高収入を得ている場合、裁判所は、あらゆる状況を考慮し、公平の原則から賠償金を減じることができる。

第 8 条 (契約)

1. 本法律に基づく責任を否定もしくは制限する契約は無効とされる。
2. 明らかに不適切な賠償を明記している契約は、契約締結より 3 年以内に異議申し立てができる。

第 9 条 (災害保険)

1. 保険法に基づき保証される被害者は、同法 44 条の規定により、その者の権利を保有する。保険会社は、同法 41 条乃至 44 条によって求償権を取得する。
2. 運転者もしくは被運搬許可者によって保険料の全部又は一部が払われた任意の災害保険から被害者に支払われた給付金は、保険契約上に規定された他の方法がない限り、運転者もしくは被運搬許可の保険料の負担割合に応じて、運転者もしくは被運搬許可者が支払う賠償金から減額される。

第 10 条 (賠償請求の期限と消滅時効)

1. 本法律に基づく賠償請求権は、被害者が損害及び責任のある者の存在を知った日から 3 年とされている。請求する権利は、13 条に規定の後日判明した損害に関する請求を除き、賠償請求が損害を発生した出来事から 30 年以内に行われなければならない場合、その権利は消滅する。ただし、損害が事故後の引き続き影響に起因する場合、賠償請求期限はその影響が終了してから起算するものとする。
2. 求償権に関して、この 3 年の期限は、その権利を享受する者が支払われるべき賠償金額を知った日から開始する。
3. 判決もしくは合意後、被害者の健康が悪化した場合、もしくは新たな事実や証拠が出てきた場合、被害者がそれらの事実や証拠を知った日から 3 年以内に、判決の修正又は合意の変更を行うことができる。しかし、損害を発生した出来事の日から 30 年以降には、これは適用されない。
4. 責任を負う者、保険者、連邦政府の何れかに対する時効の中断は、他の者に対しても同様に適用される。

第 3 章 補償**第 1 部 民間保険****第 11 条 (保険会社の補償限度)**

1. 本法律で定める責任を負う者は、スイス国内での営業を許可された保険会社と 1 原子力施設あたり最低 3 億フラン及び利息・争訟費用に最低 3,000 万フランの保険契約を締結しなければならない。また、核物質のスイス国内の輸送毎に、最低 5000 万フラン及び利息・争訟費用の最低 500 万フランの保険契約を締結しなければならない。
2. 保険市場が、容認できる条件でより高額な補償限度額を提供する場合、連邦政府は上記の最低金額を引き上げる義務がある。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令 (ORCN) により、1 原子力施設当たり最低 10 億フ

ラン及び利息・争訟費用に最低1億フランとされている。(施行令2000年12月4日修正第3条)

3. 連邦政府は、保険会社が被害者に対して補償できない事項を明示する。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令(ORCN)の規定により、民間保険は次のような損害に対しては補償しない。また、保険会社で補償されない損害については、その損害の被害者は本法律19条に基づく保険会社への直接請求の権利を有しない。

- (1) 異常な自然現象や戦争によって生じた原子力損害、防護不能なテロ行為で発生した、5億フランから10億フランまでの原子力損害。
- (2) 損害を生じる事態もしくは長期の影響を与える結果に対して、10年間何らの請求もなされなかった場合
- (3) 核物質の喪失、盗難、投棄もしくは所有の終了の日付から20年間、それに対して何らの請求もなされなかった場合。

第2部 連邦政府

第12条 (連邦政府の補償限度額)

損害が、保険会社によって補償される金額を上回る、もしくは11条3項による保険会社の補償対象外である場合、連邦政府は、1原子力施設又は1運搬につき10億フランまで、利息・争訟費用の1億フランまで、原子力損害の責任を負う者を補償する。

第13条 (後日判明した損害)

連邦政府は、10条1項に定めた原子力損害に関して、30年期限が過ぎたために責任を負う者にもはや賠償を請求できなかった場合、12条で規定された金額を補償する。

第14条 (責任を負う者の負担金)

1. 連邦政府は、12条、13条で課された責任を遂行するため、原子力施設運転者と被運搬許可者から負担金を徴収する。その金額は、最適な補償を考慮して計算される。
2. 連邦政府は負担金額を決定する。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令(ORCN)によれば、次の通り(施行令2002年11月29日修正第5条1項)。

- (1) ベツナウ1号機と2号機の原子力発電所は、2,253,000フラン
- (2) ミューレベルク原子力発電所は、1,328,000フラン
- (3) ゲスゲン原子力発電所は、1,693,000フラン
- (4) ライプシュタット原子力発電所は、1,693,000フラン
- (5) バーゼル大学の原子炉は、3,500フラン
- (6) ヴュレンリンゲンの集中・中間貯蔵施設(ZWILAG)は、241,000フラン

3. 連邦政府が任命する機関が、負担金を決定し徴収する。その決定の適否については、連邦裁判所に行政法上の異議の申し立てを行うことができる。

第15条 (原子力損害基金)

連邦政府は、14条に基づいて徴収された負担金と、その利息で原子力損害基金を設立する。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令(ORCN)による基金の概要は次の通り(施行令第8、

9条)。

- (1) 連邦政府は、原子力損害の補償について、法人格のない、財政的には自律的な基金を設定し、連邦エネルギー省がこれを管理する。
- (2) 基金は、次のものから調達される。
 - a. 14条に基づく責任を負う者による負担金
 - b. 基金の利息(10条1項)
 - c. 20条に基づく求償権
- (3) 基金は次の支出に当てられる。
 - a. 12条及び13条に基づく政府補償
 - b. 行政費用(災害処理費用)
 - c. 基金による仮納付
- (4) 基金の収入及び支出は連邦政府の財政に算入しない。

第16条(特例)

1. 連邦政府は、被害者が損害を故意に発生させたものではない限り、次の原子力損害を一般財源によって12条で規定された金額まで補償する。
 - a. 責任を負う者を特定することが出来ない場合
 - b. 保険が付保されていない原子力施設もしくは運搬において損害が発生した場合
 - c. 保険会社が支払い不能で損害を補償できない、かつ、責任を負う者も同様に支払い不能である場合
 - d. 外国で発生した事故に起因して、スイス国内で原子力損害を受けた被害者が、当該国で本法律に基づくのと同等の補償を得られなかった場合
2. 被害者の重大な過失によって損害が生じた場合、連邦政府は給付額を軽減、もしくは給付を拒否することができる。
3. 連邦政府は、1項に基づいて給付を行う際、責任を負う者に対する求償権を有する。連邦政府はその求償権を行使できる。

第3部 保険に関するその他の規定

第17条(保険加入義務の免除)

1. 責任を負う者が他の方法で被害者に同等の補償を提供できる場合、当該者は民間保険会社と保険契約締結の義務を免除される。
2. 連邦政府自体が運転している原子力施設について、保険に加入する義務を免除される。

第18条(補償限度額の復元)

1. 保険会社もしくは連邦政府が、損害に対する支払もしくは支払準備金計上を行った場合、補償限度額は支払金額や準備金額だけ減少する。支払金額、もしくは準備金額が補償限度額の10分の1に達した場合、保険会社はその旨を保険契約者と連邦エネルギー省に報告しなければならない。
2. 前項の場合、保険契約者は保険金額を元の補償限度額に戻すため、追加の保険契約をしなければならない。ただし、この追加保険は、有効期限開始後に発生する損害のみを補償する。
3. 追加保険の有効期間前に発生した損害に対する準備金は、追加保険の有効期間内に発生した損害に

対する補償に充てることはできない。

第 19 条 (直接請求、抗弁)

1. 被害者は、保険会社、もしくは連邦政府に対し、保険の補償限度額内で直接請求を行うことができる。
2. 前項の場合、保険契約、もしくは保険契約法に基づく被害者に対する抗弁は行使できない。

第 20 条 (保険者の求償権)

1. 保険会社と連邦政府は、保険契約、もしくは保険法に基づいて支払を拒否、軽減する権利を有する範囲において、保険契約者、もしくは被保険者に対する求償権を有する。保険会社と連邦政府は、被害者の利益を侵害しない限りにおいて求償権の行使ができる。
2. 保険会社と連邦政府は、賠償責任者が被害者の利益を損なわない限りにおいて、責任を負う者の求償権を行使する権利を有する。

第 21 条 (保険の一時中断と中止)

保険会社は、保険の一時中断及び中止を連邦エネルギー省に連絡する。あらかじめ保険が他の方法に代替されていない限り、一時中断及び中止は、保険会社から連絡を受けた日から 6 ヶ月後でなければその効力を生じない。

第 4 章 訴訟手続

第 22 条 (証拠の保全)

1. 重大な原子力事故が発生した場合、連邦政府は事故の調査を命じる。連邦政府は、公告により原子力損害を被ったとされる全ての者に対して、損害を被った日付と場所を公告から 3 ヶ月以内に連絡をするよう求める。
2. 公告には、連絡義務の不履行によって補償を受ける権利を喪失することはないが、損害と事故間の因果関係を立証することが難しくなり得ることを明記する。

第 23 条 (州管轄裁判所)

州は、州内の全ての原子力損害賠償訴訟を扱う専属管轄裁判所を、その州に一箇所指定しなければならない。

第 24 条 (裁判管轄権)

1. 損害が原子力施設で発生した場合、その施設が所在する地域の州裁判所が管轄する。
2. 損害が核物質運搬中に発生した場合、事故発生地の州裁判所が管轄する。事故が発生した場所が明確でない場合は次の通りとする。
 - a. 原子力施設運転者が責任を負う場合、施設が所在する地域の州裁判所が管轄する。
 - b. 被運搬許可者が責任を負う場合、責任を負う者の住居、もしくは住所のある地域の州裁判所が管轄する。
3. 1 項及び 2 項で定められた条件が、13 条、16 条に基づく連邦政府に対する訴訟に当てはまらない場合、ベルヌ州の最高裁判所がその訴訟を所管する。

第 25 条 (上訴)

州裁判所の判決は、司法組織に関する連邦法の規定に基づき、連邦裁判所に上訴することができる。

第 26 条 (訴訟手続に関する原則)

1. 州裁判所は職権によって事実を確定する。州裁判所は証拠を収集し、それを何者にも拘束されず審査する。州裁判所は、原告と被告いずれの申し立ても公平に審査する。もし原告の申し立て以外の判決を下す意図があるならば、前もって原告と被告の双方にこの件に関する説明の機会を与える。
2. 訴訟が、責任を負う者、民間保険会社、もしくは連邦政府のいずれかに対する場合、裁判所は関連する他の二当事者に、訴訟手続上の利益を守る権利を与える。

第 27 条 (裁判費用と訴訟費用の決定)

裁判費用と訴訟費用を決定する際、裁判所は支払う側の経済状況を考慮に入れることができる。

第 28 条 (仮納付)

裁判手続きが長引くと想定される場合、裁判所は最終判決とは何ら関係のない仮納付を認めることができる。

第 5 章 大規模災害**第 29 条 (大規模災害の場合の原則)**

1. 責任を負う者、保険会社、もしくは連邦政府の損害に充てる資金力が、大規模災害のすべての損害請求に十分ではないと予想される場合、連邦議会は、国民投票ではなく連邦政令によって賠償制度を設立する。この政令は、責任を負う者に対する、20 条で定められた全ての保険会社と健康保険基金の求償権を無効にすることができる。必要に応じて連邦政府は、他の方法で補償されない損害に対して追加の補償支払を行うことができる。
2. 政令は、全ての資金が適切に配分されるよう、被害者への賠償に関する基本原則を決定する。これを行う場合、本法律の規定は適用されない。
3. 連邦議会は、賠償制度の執行を特別な独立機関に委任することができる。この機関の決定に対して、連邦裁判所に提訴することができる。
4. 連邦政府は、必要とする全ての応急対策をとる。

第 30 条 (保険料の変更、遡及保険料)

1. 大災害によって緊急事態に陥った場合、連邦政府は民間保険に関する次の事項を規定する権限を有する。
 - a. 保険会社の責任に関する変更
 - b. 保険契約者からの遡及保険料の徴収
 - c. 支払保険金からの遡及保険料の控除
2. 上記権限は、11 条、12 条、18 条に基づいて契約された第三者責任に関する保険には及ばない。連邦政府は、社会保険等についても同様の対策をとる権限を有する。

第6章 罰則規定

第31条 (保険付保義務及び負担金に関する違反の罰則)

1. 故意に付保義務もしくは負担金に違反した者は、禁固刑及び10万フラン以下の罰金刑に処せられる。
2. 過失により前項義務に違反した場合、1年以下の禁固刑、もしくは2万フラン以下の罰金刑に処せられる。

第32条 (違反の罰則)

故意にもしくは過失により、この法律の規定もしくはこの法律に基づく当局の決定に違反した者は、拘束、もしくは2万フラン以下の罰金刑に処せられる。

第33条 (罰則の管轄)

罰則の適用に関しては、行政刑法に関する連邦法が適用される。連邦エネルギー省が訴追と裁判の管轄機関となる。

第7章 相互主義

第34条 (相互主義)

外国で発生した原子力損害が、当該国の居住者に影響を及ぼし、その責任がスイスの原子力施設、もしくはスイスの被運搬許可者にある場合、当該国がスイスとほぼ同等の賠償対応の規定を有しているとき、本法律に基づいて賠償が行われる。当該国で第三者責任の限度が低く規定されていたとしても、補償限度は5000万フランを下回ってはならない。

第8章 終末規定

第35条 (執行)

連邦政府が、この法律の執行について責任を負う。

第36条 (現行法の改正)

司法組織に関する連邦法、原子力エネルギーの平和利用と放射線防護に関する連邦法を一部改正する。

第37条 (経過規定)

1. 原子力損害が本法律の施行前に発生し、それが本法律の施行後に発見された場合は、連邦政府はその者が旧法では責任を負わなかった範囲まで、本法律の規定に基づき責任を負う者に代わって責任を負う。
2. 原子力晩発性被害者基金の財産は、本法律の15条に基づいて設立される原子力損害基金へ移行される。

第38条 (国民投票と法の発効)

1. この法律は国民投票にかけられるものである。
2. 連邦政府が法の発効日を決定する。

Q1

ドイツの原子力政策

「脱原発をめぐって議論の多いドイツの原子力政策は、これまでどのような経緯を辿ってきたのですか？」

A1

- 旧西ドイツでは1955年に原子炉の研究が解禁された後、1959年に原子力法が制定され、1962年に最初の原子力発電に成功しました。
- 1973年の石油危機により国内の石炭資源の見直しと原子力開発が進められ、急速に原子力開発が進みましたが、1980年代以降は反対運動が活発になり、2000年代には脱原子力の方針がとられました。
- 2009～2010年には脱原子力政策の見直しに向けた動きもありましたが、福島原発事故を受けて、現在は2022年までに全ての原子力発電所を閉鎖する方針が決定されています。
- なお、ドイツでは2013年1月現在9基1270万kWの原子力発電所が運転されており、総出力は世界で8番目の規模になっています。

解 説

旧西ドイツでは第二次世界大戦後、原子炉やウラン濃縮の研究が禁止されていましたが、1955年の主権回復の際に、核兵器の製造を放棄することと引き換えに禁止措置が撤回され、原子力発電開発がスタートしました。1959年には原子力法が制定され、カール実験所（BWR, 1万6000kW）において1962年に最初の原子力発電に成功しました。

豊富に産出する石炭がエネルギーの中心であった旧西ドイツは、1960年代以降は安価な輸入石油への依存が高まりましたが、1973年の石油危機以降は国内の石炭資源の見直しと原子力開発が急務となり、1970年代から1980年代の初めにかけて社会民主党（SPD）政権のもとで急速に原子力開発が進みました。

しかし、1980年代から原子力の安全性に対する危惧により反対運動が活発になり、特に1986年のチェルノブイリ事故以降は原子力発電開発が困難な状況にあります。

また、1990年のドイツ統一に伴い、旧東ドイツで運転されていたグライフスバルト発電所は安全面で問題があるとして1990年に5基すべて閉鎖され、建設計画もすべて中止されました。

ドイツでは第1次SPD・緑の党連立政権下で脱原子力の方針がとられ、2002年4月27日に施行された改正原子力法には、

- (1) 原子力発電所の発電電力量の制限
- (2) 使用済み燃料再処理の2005年6月までに限定した実施
- (3) 2005年7月以降の直接処分に備えた中間貯蔵施設の設置
- (4) 原子力発電所の運転継続に関する連邦政府の保証（今後の運転期間中にわたって連邦政府が安全基準などを一方的に変更し、運転継続を妨害しないという保証）

(5) 新規原子力発電所の建設禁止が盛り込まれました。

政府と国内4大電力会社は、原子力発電所の稼働期間を送電開始から32年とした上で、2000年以降の原子力発電電力量を国内合計で約2兆6000億kWhと設定し、各発電所の発電電力量の枠の移転・譲渡を可能とすることを合意し、規定の発電量になった原子力発電所から順次（ただし発電所間で電力量の譲渡が可能）、閉鎖することになっています。

しかし近年では燃料価格の上昇やロシアへのエネルギー依存体質への不安などから脱原子力政策の見直しに向けた動きも出てきました。2009年の総選挙誕生したA・メルケル首相の右派中道連立政権は、既存炉の運転可能年数を平均12年延長することとし、脱原子力政策の見直しに向けて動き出していました。ところが、昨年の福島原発事故を受けてこの政策は転換され、現在は2022年までに全ての原子力発電所を閉鎖する方針が決定されています。ただし、これに対して電力会社は財産権の侵害に当たるとして提訴を検討しており、原子力政策の先行きは不透明な状況にあります。

ドイツでは現在9基1269万6000kW（PWR：7基1000万8000kW、BWR：2基268万8000kW）の原子力発電所が運転されており、総出力は世界で8番目の規模になります。総発電電力量に占める原子力の割合（2010年）は27.26%に達しており、太陽光及び風力の2倍以上の発電量となっていますが、新規原子力発電所の建設計画は1基もありません。

ドイツにおいて商用原子力プラントの開発・製造を担ってきたシーメンス社は、2011年9月に原子力からの撤退を表明し、タービン機器製造は継続するものの、原子力発電所の建設や資金調達の総合的管理には行わないことを決定しています。

Q2

ドイツの原賠制度

「ドイツの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- ドイツの原賠制度に関する基本的な事項は 1959 年に公布された「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」（原子力法）に規定されています。
- ドイツは原子力損害賠償に関わるパリ条約、ブラッセル補足条約、ウィーン・パリ条約の共同議定書等の国際条約を締結しています。1975 年より、国内法に特別の規定を設けることによってパリ条約を受け入れており、パリ条約がドイツ国内において直接適用されます。
- ドイツの原子力賠償制度では、原子力法制定当時から無過失責任が採用されており、不可抗力による免責も認められていません。また、ドイツの原子力事故により外国で生じた損害や外国の原子力事故による損害にもドイツ法が適用される場合があります。
- 原子力法制定当初、原子力事業者の責任限度は有限でしたが、1985 年以降は無限責任が採用されています。また、原子力損害賠償措置額は 25 億ユーロ（約 3485 億円）とされており、第一段階を責任保険によって、その上の第二段階を電力会社による資金的保証によって措置されています。損害賠償措置が機能しない場合は、最大 25 億ユーロまでを国が負担します。

解説

ドイツの原賠制度に関する基本的な事項は1959年12月3日公布、1960年1月1日施行、最終改正2008年8月29日の「原子力の平和利用およびその危険に対する防護に関する法律」（原子力法）の第4章責任規定の25～40条に規定されています。

ドイツは原子力開発の当初より経済協力開発機構原子力機関（OECD / NEA）メンバーであり、次の原子力損害賠償に関わる国際条約を締結しています。

- ・原子力分野における1960年パリ条約、1964年及び1982年改正議定書
- ・1963年ブラッセル補足条約及び1982年改正議定書
- ・核物質の海上輸送における民事責任に関わる1971年ブラッセル条約
- ・1988年のウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書

なお、2004年パリ条約及びブラッセル補足条約の改正議定書に署名しており、これに向けた対応のため2008年8月29日に原子力法の改正（注）が行われていますが、今後において同様に国内法の改正を進めている他のEUメンバー国と共に批准・発効することとなります。

（注：2008年改正の主なものは、改正条約に合わせた定義の導入、低リスク施設や核物質輸送に対する措置額の変更、国内管轄裁判所の指定、非原子力施設国の損害への無制限補償など。）

ドイツは1960年にパリ条約に署名していましたが、条約と国内法の規定内容に相違があったため当初は批准していませんでした。その後、パリ条約の「自国の立法により、この条約のより広い適用範囲を定めることを妨げない」との規定に基づいて1975年に国内法に特別の規定を設けることにより、パリ条約を受け入れ、1975年以降はパリ条約がドイツ国内において直接適用されることになっています。

ドイツ原賠制度の仕組みは他国と比べて特徴的な

事項がありますが、主な内容は以下のようになっています。

(1) 責任主体

原子力法には、原子力施設の事故に関する責任を誰が負うかについて規定されていませんが、パリ条約（1982年議定書）が適用される（25条1項）ので、パリ条約3条（運転者の責任）、4条（核物質の輸送）、6条（賠償の請求権）などにより、原子力施設の運転者のみが責任を負うこととなります（責任の集中）。

(2) 無過失責任

パリ条約では3条、4条、6条及び9条（運転者の免責）*などで賠償責任を規定していますが、ドイツでは1959年の原子力法制定当初から、原子力施設の運転者の無過失責任を定めており、不可抗力による免責も、免責理由に該当するような場合こそまさに市民が原子力責任法の保護下におかれるべきである、などの理由により認められていません（25条3項）。

*パリ条約9条（運転者の免責）：運転者は戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱、又は原子力施設が設置されている締約国の国内法に別段の規定がある場合を除き、異常かつ巨大な自然災害による原子力事故による損害に対して責任を負わない。
また、ドイツの原子力事故によって外国に生じた損害についても原子力事業者が無過失責任を負うことになっていますが（25条4項）、不可抗力による免責を排除する規定については相手国がドイツと同等の規定を確保している場合（相互主義）に限って適用されます。（25条3項）

(3) 無限責任

1959年の原子力法制定当初、原子力事業者の責任限度は5億マルクとされており有限でしたが、原子力損害といえども私法の一般原則で処理すべきであること、原子力事業の保護育成よりも被害者救済が何にも増して重視されるべきであることなどから、1985年の改正時に、パリ条約7条（責任制限）の責任限度額を適用せずに、無限責任（31条1項）とされました。ただし、戦闘行為その他不可抗力の事由によって原子力事故が生じた場合には、運転者の責任は「国の免責義務」（国の負担において運転

29. ドイツの原子力政策と原賠制度

者の賠償義務を免責するもの)の最高額である25億ユーロが限度とされます(31条1項)。

ドイツの原子力法は損害が他国で生じた場合にも適用されますが(25条3項)、ドイツと比較して種類、範囲、金額において同等の規制を確保しているときに限り適用されるという相互主義が採用されています。

(4) 損害賠償措置

パリ条約10条(保証措置)では、責任限度額まで保険などで履行確保措置を講じることが要求されていますが、ドイツは責任限度額を設けていないため、許可手続きにおいて損害賠償措置の種類、条件及び金額を確定することになっています(原子力法13条)。

損害賠償措置は25億ユーロ(約3485億円)を上限として「原子力法による損害賠償措置に関する命令」に基準が定められ、責任保険又はその他の支払い保証措置で対応されています。損害賠償措置のうち民間保険が責任保険として引き受けるのは2億5564万5000ユーロ(約357億円)までなので、それを超える額は、4大電力会社による資金的保証により措置されます。

4大電力会社は、彼らの子会社である原子力発電所運営会社に1事故あたり22億4435万5000ユーロ(約3129億円)までの賠償支払い義務を遵守できるようにさせる旨を政府に誓約しており、彼らが保有する原子炉の熱出力に応じて決められた負担割合について資金的保証を行います。保証は、負担割合相当額の2倍の流動性資産を有する証明書を提出することにより行われます。

(5) 国家補償

パリ条約では7条で運転者の責任限度を定めて

いますが、これとは別にドイツ法における国による救済は、国家の負担において原子力事業者の賠償義務を免責する、国の免責義務という方法で行われます。政府補償の適用対象となるのは事業者の損害賠償措置が機能しない場合であって、「戦争危険」、「異常かつ巨大な自然事象」、「外国の原子力事故により国内で損害が発生した場合で、海外の事業者に損害賠償請求が出来ない場合、または補償額が少ない場合」等があります。

また、責任保険の免責事由に相当するなど上記の賠償措置により填補されない場合には、最大25億ユーロまで政府が補償します(34条1項)。ただし、支払い可能な損害賠償措置額は控除されるので、国による救済は責任保険等の損害賠償措置と合わせて25億ユーロが限度となり、損害賠償措置が機能する限り国家補償が発動することはありません。

(6) 外国の原子力事故に対する救済

パリ条約には規定のない事項ですが、外国の原子力事故によってドイツ国内の被害者に損害が発生し、当該国の法では十分に賠償を請求できないときには、国は免責義務の最高額(25億ユーロ)までの補償を行うことになっています(38条)。

(7) 消滅時効

パリ条約8条(消滅時効)では、原子力事業者に対する損害賠償請求権は事故のときから10年で時効消滅すると規定されていますが、加盟国は国内法でこれより長い期間を定めることができるため、ドイツでは事故の時から30年としています(32条)。また、盗難、紛失、投棄又は放棄にあった核燃料等により発生した原子力事故の場合には、パリ条約では盗難等の時から10年とされているのに対して、ドイツでは20年と規定されています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン2012年1月号掲載分をもとに修正)

Q1

米国の原賠制度の
仕組み

「連邦法と州法がある米
国では、原子力損害の
賠償責任はどのように
決められていますか？」

A1

- 米国では一般の不法行為に関する責任は州法に規定されていますが、原子力事業は連邦法の領域とされ、連邦法である原子力法によって規制されています。そのため、原賠制度は原子力法の一部としてプライスアンダーソン法（PA法）に規定されています。
- 原子力施設や核物質の利用に関する許認可・規制権限はNRC（原子力規制委員会）が有しています。NRCは、その許認可の条件として原子力発電事業者と補償契約を締結しますが、その中に、原賠制度の仕組みが盛り込まれています。
- また、ウラン濃縮や再処理等の事業を連邦政府のエネルギー省（DOE）から請負っている事業者は、DOEとの間で補償契約を締結します。この契約に基づき、事業者が負うべき賠償責任は、DOEが負担するものとされています。

解説

米国の原賠制度は原子力法の修正法として制定されたプライスアンダーソン法（原子力法170条）により規定されており、原賠制度の基本的な原則である無過失責任、責任集中、損害賠償措置等と同様な仕組みを備えています。

もともと米国では、連邦と州の権限分配の原則にしたがい、一般の不法行為責任は州法により規定されています。そのため、無過失責任や責任集中の仕組みを直接的に連邦法で規定することができませ

ん。そこで、NRCは原子力事業者と締結する補償契約において、事業者の抗弁権の放棄、経済的な責任の集中、損害賠償措置の処置及び賠償責任の免除の放棄、を盛り込むことによって、実質的に無過失責任、責任集中及び賠償措置を確保して、他国の原賠制度と同様の仕組みを作っています。

大きな被害が見込まれる異常原子力事故（ENO）に関しては、NRC及びDOEは、州法の不法行為責任に係る被告の抗弁権の放棄を補償契約に盛り込むことにより、実質的な無過失責任を法律上において確保し、被害者保護が図られています。

また、米国の損害賠償措置では一般的な民間保険による措置に加えて、原子力事業者の相互扶助制度（共済）による措置を上乗せしており、1原子炉あたりにつき1兆円以上の措置が行われています。これらの仕組みが米国の原賠制度の特徴的な点です。

○ 無過失責任と同様の仕組みを構成するプライスアンダーソン法の規定

11条j.項（「異常原子力事故（ENO）」の定義）

「異常原子力事故」とは、施設外に多量の放射性物質が流出・拡散する原因となった事故または施設外の放射線レベルを原因として、身体傷害または財産損害を引き起こしたものであるいは将来引き起こすであろうとNRC（原子力規制委員会）もしくはDOE（エネルギー省）が決定したものである。

※1979年に発生したスリーマイルアイランド（TMI）原発事故は異常原子力事故ではなかった。

170条n.項（1）（抗弁権の放棄）

NRCまたはDOEは、原子力事業者と結ぶ補償契約の中に、異常原子力事故に関して原子力事業者の抗弁権を放棄する旨の規定を盛り込むことができる。

これらの規定により、米国では不法行為の責任はそれぞれの州の州法によって裁かれますが、異常原子力事故と認定された事故に関しては原子力事業者の過失に関する抗弁権が放棄されることとなり、過失の有無に関わらず原子力事業者が賠償責任を負うことになります。

○ 責任集中と同様の仕組みを構成するプライスアンダーソン法の規定

11条w.項（「公的責任」の定義）

・「公的責任」とは、原子力事故又は予防的避

難から生じる一切の法的責任をいう。

・ただし、労働者災害補償法に基づく請求、戦争行為に基づく請求、サイト内の原子炉の運転等に関連して使用される財産の損害に対する請求にかかるものを除く。

※1979年に発生したスリーマイルアイランド原発事故の賠償責任は公的責任。

170条a.項（原子力事業者の損害賠償措置要件）

第103条（営業免許）または第104条（医療と研究開発）に基づく許認可及び第185条（設置許可とオペレーションライセンス）に基づく建設許可、第53条（核燃料物質の国内輸送）、第63条（核原料物質の国内輸送）、第81条（国内輸送）による許可には、NRCが許可にあたり、原子力事業者が公的責任の請求を填補するための損害賠償措置を行うことを当該許可の条件とすることができる。

さらに、NRCは、原子力事業者が連邦法や州法で認められた公的責任の免除を放棄することを当該許可の条件とすることができる。

170条n.項（2）（裁判手続き）

原子力事故から生じる公的責任訴訟に関しては、当該事故が発生した地方の連邦地方裁判所、または合衆国領域外で発生した原子力事故の場合はコロンビア特別区連邦地方裁判所が第一審管轄権を有する。

これらの規定により原子力事業者は、裁判で公的責任を免除されたとしてもそれを放棄し、損害賠償措置をもって賠償に充てることとなり、賠償責任が集中されなくとも賠償のための経済的な責任が集中される仕組みになっています。

また、1979年に発生したTMI原発事故は異常原子力事故と認定されなかったため複数の連邦裁判所や州裁判所に管轄権があり、訴訟の取り扱いについて紛糾した経験を踏まえ、現在は原子力事故から生じる公的責任訴訟の第一審管轄権は連邦裁判所に限定されています。

30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち

Q2

事業者間相互扶助
制度の仕組み

「米国では事故の際に、
事故を起こしていない原
子力事業者からも賠償資
金を集めるそうですが、
どのような仕組みになっ
ているのですか？」

A2

- 10万kW以上の原子力発電所には、第一次損害賠償措置として3億7500万ドル（約381億円）の民間責任保険の締結と、第二次損害賠償措置として原子力事業者による遡及保険料システム（共済のような相互扶助制度）による措置をしなければなりません。
- 第二次損害賠償措置は、一つの原子炉あたり最大1億2125.5万ドル（約123億円）の遡及保険料とその5%に相当する争訟費用の104基分を合計した132億4104.6万ドル（約1兆3460億円）が最大額となります（2013年9月10日施行）。
- 第一次措置の3億7500万ドルと第二次措置の132億4104.6万ドルを合計した136億1604.6万ドル（約1兆3839億円）が最大の賠償措置額となり、この額をもって原子力事業者の賠償責任（公的責任）は制限されます。
- 責任額が制限額を超える場合は、大統領が議会に対して損害額の推定や賠償履行ファンドの創設などについて補償計画を提出し、議会が必要な行動を取ることになっています。

解説

米国の原子力事業者は大きく2種類に分けられます。一つはNRCの許認可により事業を行う者(被許可者)、もう一つはDOEとの契約により事業を行う者(契約者)です。NRCの被許可者とDOEの契約者にかかる損害賠償措置と責任制限は、原子力法170条(PA法)に以下のように規定されています。

- NRCの許認可を受けた原子力事業者に関する損害賠償措置の額及び方式

170条b.項(1)

必要な第一次損害賠償措置の額は、民間の責任保険による額とする。10万kW以上の電気出力をもつ施設に対して要求される第一次損害賠償措置の額は、妥当な条件で利用できる民間保険の最大額でなければならない。第一次損害賠償に利用する民間保険等は、NRCが定める諸条件に基づくものでなければならない。

(注：NRC規則10 CFR Part140.11によりこの賠償措置額は3億7500万ドルと決められており、米国原子力保険プール(ANI)が原子力損害賠償責任保険を引き受けている。)

第一次損害賠償措置に加えて、公的責任額が第一次損害賠償措置を越えるまで保険料支払いを延期できる(事後払い)と規定する原子力事業者による遡及保険料システムを構築・維持する。

一つの原子力事業者の延払保険料の最大額は、1原子炉につき1億2125.5万ドル、また1年当たり支払保険料は1896.3万ドルを超えてはならない。

(注：この現行の延払保険料は、NRC規則10 CFR Part140.11に規定されており、170条t項に規定された5年ごとのインフレーション調整に基づく消費者物価指数の上昇により改定され、2013年9月10日施行された。)

170条o.項(1)

(E) 原子力事故から生じる公的責任請求及び争訟費用の総額が賠償措置額の最大額を超える場合、原子力事業者は延払保険料に加え

て延払保険料の最大5%を超えない額が課される。

- DOEとの契約により原子力事業を行う者の賠償措置

170条d.項(1)

(A) DOEはDOEとの契約により事業を行う者すべてと補償契約を締結しなければならない。

170条d.項(2)

上記(1)に基づき締結される補償契約において、DOE長官が決定する方式及び額の損害賠償措置を要求することができる。また、長官は、要求される損害賠償措置額を超える請求に対して、公的責任総額まで被補償者を補償しなければならない。

170条d.項(3)

補償額は、契約者に要求される賠償措置と合わせて、常時170条b.項で要求されるNRCの被許可者に要求される賠償措置額の最大額以上でなければならない。

このような規定に基づいて、NRCの被許可者である原子力事業者には、170条b.項(1)の2段階の仕組みにより、下記①～③の合計である136億1604.6万ドルの措置が要求されています。

- ① 第一次損害賠償措置の金額である3億7500万ドル
- ② 第二段階目として原子力事業者が原子炉1基あたり最大1億2125.5万ドルの保険料を遡って支払う「遡及保険料システム」による最大額である126億1052万ドル(1億2125.5万ドル×104基分)
- ③ 170条o.項(1)(E)に規定されている争訟費用分の6億3052.6万ドル(1億2125.5万ドルの5%×104基分)

一方、DOEとの契約者には、上記①～③の合計以上をDOEが補償する補償契約の締結が要求され

30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち

ています。

これにより、どちらの法律根拠により原子力事業を行う者も、公的責任に関しては同内容の補償となります。

また、公的責任の総額は下記の規定により上記①～③の合計額をもって制限されています。

制限額を越える恐れがある場合には NRC 又は DOE が事故に関する調査をまとめ、議会や裁判所等に報告書を提出し、連邦裁判所が制限額を超えると決定した後 90 日以内に、大統領が議会に対して損害額の推定や賠償履行ファンドの創設等について補償計画を提出することになっています。その補償計画に基づき議会が必要な行動を取ることにしています。

なお、連邦裁判所が制限額を超えると決定した場合、裁判所の事前承認なしに責任制限額の 15% を超える支払いを行ってはいけないことになっています。

○ 公的責任総額の制限

170 条 e. 項 (1)

1 つの原子力事故に対する被補償者の公的責任総額（争訟費用を含む）は、次の額を超えてはならない。

- (A) 10 万 kW 以上の電気出力をもつ施設の場合は、第一次損害賠償措置と原子力事業者遡及保険料システムによる措置の最大額（争訟費用を含む）
- (B) DOE 長官が補償契約を締結している契約者の場合は、170 条 b. 項 (1) の損害賠償措置の最大額または 170 条 d. 項 (3) に基づく補償及び損害賠償措置のいずれか大きい額

○ 公的責任総額の制限を越える損害賠償を伴う原子力事故が生じた場合

170 条 i. 項 (1)

公的責任総額を超える恐れのある損害賠償を

伴う原子力事故が発生した場合は、NRC 委員長もしくは DOE 長官が、損害の原因と規模を調査し、かつ、議会、公衆、関係当事者及び裁判所に、調査報告書を迅速に提出しなければならない。

170 条 i. 項 (2)

裁判所が単一の原子力事故から生じる公的責任が公的責任総額を超えると決定した 90 日以内に、大統領は議会に対して以下のものを提出しなければならない。

- (A) 公的責任を超える人身損害、財産損害の総額の見積額。
- (B) 公的責任総額を超える請求を支払うための追加の資金源に関する勧告。
- (C) 一つ以上の損失補償計画。
- (D) 損失補償計画を実施するために必要な追加的な法律

170 条 e. 項 (2)

公的責任総額を超える損害賠償を伴う原子力事故の場合は、議会は当該事故を十分に調査し、かつすべての公的責任請求に対して公衆に十分かつ迅速な補償を行うために必要であると決定される一切の行為を行うものとする。

(注：上記 e. 項 (1) 公的責任総額の制限の規定は、e. 項 (2) 公的制限総額を超える場合に基づき行われる資金調達に関し、e. 項 (3) により原子力被許可者（原子力事業者）に対する追加的な資金徴収措置を排除するものではないとされている。)

170 条 o. 項 (1) (資金の配分計画)

原子力事故が発生した地域の連邦地方裁判所が、原子力事故に係る公的責任額が責任制限額を超えると決定する場合、支払われる総額は裁判所の事前承認なしに責任制限額の 15% を超えてはならず、かかる支払いが裁判所によって承認されている配分計画に従わない限り支払いを許可してはならない。

米国の原子力法（原賠制度については主に 170 条に規定）は NRC のウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/nuregs/staff/sr0980/v1/>

(円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる)

30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち

Q3

米国の原賠制度の変遷

「世界で初めて原子力の産業化を実現した米国において、原賠制度はどのように作られ、どのような変遷をたどってきたのですか？」

A3

- 米国は原子力の平和利用を進めるにあたり、巨額な賠償リスクを懸念する民間企業の参入を促進するために原賠制度を導入しました。
- 初期の原賠制度は原子力事業者の責任を5億6000万ドルで制限したうえで、そのうちの6000万ドルを民間保険会社の賠償責任保険により措置し、責任保険を超える損害（5億ドル）は国家が補償するというものでした。
- その後、原賠制度は原子力産業の保護に偏りがちであるとの批判から、異常原子力事故の際に原子力事業者の抗弁権を放棄させて被害者保護を図る仕組みの導入や、事業者間相互扶助制度による賠償措置の導入に伴う責任制限額の引き上げと国家の補償額の減額が実施されました。
- TMI 原発事故（1979年）とチェルノブイリ原発事故（1986年）の後には事業者間相互扶助による拠出金が大幅に引き上げられ、事業者の責任制限額は72億ドルに達しました。現在はさらに引き上げられて136億1604.6万ドルになっています。

解説

第二次世界大戦後直後の1946年、米国は原子力法を整備して原子力利用を軍事のみならず民生部門に拡大しようとしたが、当初、民生利用は進みませんでした。アイゼンハワー大統領による「アトムス・フォア・ピース」演説の翌年にあたる1954年には、新たな原子力法による許認可制度が整備され、民間による原子力平和利用がさらに奨励されました。

しかし、民間企業は巨額の賠償リスクを恐れて原子力事業に参入しなかったため、米国政府は民間側の要請も踏まえて、原子力法の一部を改正するプライス・アンダーソン法（PA法）を1957年に制定し

ました。これは、原子力事業の被許可者に対する損害賠償措置の強制や、賠償義務者の責任額の制限などを備えた、世界で最初の原子力損害賠償制度です。

1957年に制定された初期のPA法は、原子力事業者の責任を5億6000万ドルで制限し、民間保険業界から得られる原子力損害賠償責任保険の最大額（当時6000万ドル）の付保を義務付けたうえで、責任保険を超える損害（5億ドル）は国家が補償する補償契約を義務付けるというものでした。一方、PA法には責任集中や無過失責任は規定されていませんでしたが、政府との補償契約や民間の責任保険契約により損害賠償に関わる責任は原子力事業者に集中され、賠償措置が為されており（経済的責

任集中)、不法行為責任を規定する各州の法律においては、原子力事業は危険な事業として厳格責任が適用されるため、実質的には無過失責任に近い制度になっていました。

その後 1966 年の改正の際には、PA 法は原子力開発に参入する民間企業の保護に偏りがちであるとの批判を受けて、さらなる公衆保護にむけた内容に拡充されることとなりました。具体的には、「異常原子力事故」(Extraordinary Nuclear Occurrence: ENO) の概念が導入され、異常原子力事故の場合は損害賠償請求訴訟の際に被告に認められている一定の抗弁権を放棄させることにより被害者救済を円滑に進めるというものです。この抗弁権の放棄が補償契約の条件とされました。

また、1975 年の改正の際には原子力産業過保護論に配慮して事業者間相互扶助制度 (the industry retrospective rating plan) が導入されました。

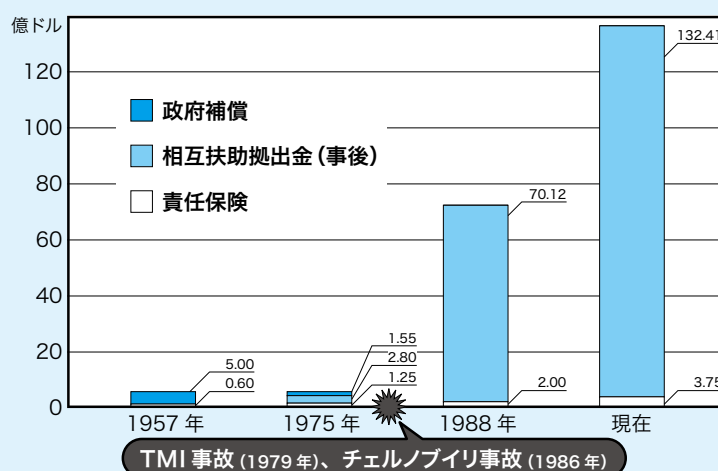
これは保険による第一次賠償措置の上乗せとして、第二次賠償措置として事業者同士の相互扶助制度により原子炉 1 基あたり 500 万ドルを事後的に拠出することにより資金を措置するという制度です。この制度が導入され、その後に米国内の原子炉が 80 基を超えたことにより、第一次賠償措置と第二次賠償措置の合計額が事業者の責任限度額 5 億 6000 万ドルを超過して政府の負担分が無くなり、

それと同時に基数の増加につれて事業者の責任制限額が増大する仕組みとなりました。

このような制度が出来上がった後の 1979 年に米国のスリーマイルアイランド原発で炉心溶融事故が発生し (この原子力事故では当時の賠償責任保険による保険金支払限度額 1 億 4000 万ドルの範囲内に賠償支払いが納まったことで、事業者間相互扶助制度による賠償金の発動には至らなかった)、1986 年には旧ソ連でチェルノブイリ原発事故も発生したため、米国ではこれらの事故を受けて無限責任制への転換や賠償措置額の大幅な引き上げ等の議論が紛糾しました。

その結果、1988 年の改正では第一次賠償措置の責任保険は 1 億 6000 万ドルから 2 億ドルへ、第二次賠償措置の事業者間相互扶助制度は原子炉 1 基あたり 500 万ドルから 6300 万ドルへ引き上げられ、原子力事業者の責任額は 10 倍以上の約 72 億ドルまで引き上げられることになりました。

現在は第一次賠償措置の責任保険は 3 億 7500 万ドル、第二次損害賠償措置の事業者間相互扶助制度は原子炉 1 基あたり 1 億 2125.5 万ドルで総額 132 億 4104.6 万ドル、その結果原子力事業者の責任額は 136 億 1604.6 万ドルとなっています。



(原子力発電所に対する財産保険の義務付け)

米国スリーマイルアイランド原発事故による影響を受けて、原子力事故に関わる補償すべき公的責任だけに止まらず、原子力発電事業者には公衆保護の一環として、事故が生じた原子炉の安定化及び除染を優先的に行うことを義務付ける原子力財産保険

の付保が NRC の原子力発電所に関する財産保険規則 (1987 年) に規定され、財産保険の付保金額は 10.6 億ドルと定められました。これにより米国における原子力発電所については、賠償責任保険と財産保険の両方の付保が義務付けられたこととなります。

30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち

Q4

米国が CSC に
加盟できる仕組み

「原賠制度の根幹である原子力事業者への責任集中を原子力損害賠償法に規定していない米国は、どのようにして国際条約である補完基金条約（CSC）に加盟できたのでしょうか？」

A4

- 原子力損害賠償に関する国際条約は無過失責任や責任集中を規定していますが、米国はそれらを直接的に連邦法で規定していないため、条約への加盟は難しく、パリ条約やウィーン条約には加盟してきませんでした。
- 「原子力損害の補完的補償に関する条約（補完基金条約）」（CSC）には、一定の条件を満たす制度を有していれば厳格責任や責任集中の規定に適合するものとみなす規定があり、米国は 2008 年 5 月 21 日に CSC を批准しました。
- CSC の各加盟国が拠出して作る補完基金に対して米国政府が拠出する公的資金（public funds）は、「遡及的リスクプール制度（retrospective risk pooling program）」に基づいて、事後的に原子力産業界から回収されますが、その負担方法に関する連邦規則の制定は遅れています。

解 説

米国では、連邦と州の権限分配の原則にしたがい、一般の不法行為責任は州に立法権限が属しています。そのため、無過失責任や責任集中の仕組みを直接的に連邦法(PA法)で規定することができません。

一方で、原子力損害賠償に関する国際条約は原子力損害の範囲、原子力事業者の無過失責任及び責任集中、賠償責任限度額の設定、損害賠償措置の強制、専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務、賠償請求権の時効(除斥期間)などを明確に規定しており、これらの規定に合致しなければ条約への加盟は難しく、PA法を国内法としている米国は上記の状況からパリ条約やウィーン条約には加盟してきませんでした。

スリーマイルアイランド原発事故(1979年)、チェルノブイリ原発事故(1986年)を経験した後、制定された新たな国際条約では、大規模な原子力損害により条約上の責任限度額を超えた場合、全締約国が拠出する補完基金により実際の補償額が底上げとなる特長をもつ制度が新たに設けられました。これが1997年に採択された「原子力損害の補完的補償に関する条約」(CSC)であり、さらに多くの国が加盟できる仕組みとなっています。

CSCに加盟するためには国内法をCSC付属書の規定に適合させなければなりません(ウィーン条約又はパリ条約に加盟していれば付属書の規定は無用)。この付属書には、用語の定義、責任制限額、

損害賠償措置、国家補償、時効、求償権の制限など原賠制度の基本的な原則が規定されており、運営者の厳格責任や責任集中についても規定されています。

ただし、付属書第2条には独特の法制を持つ米国も加盟できるように配慮された規定があり、原子力事故に関して厳格責任を定める規定、運営者以外の者が賠償責任を負う場合にその者が補償を求める規定、少なくとも10億SDRを補償に利用できる可能性を確保する規定を有している米国は、付属書に規定する厳格責任や責任集中の規定に適合するものとみなされるため、CSCに加盟するための条件を満足することができます。

このような経緯をへて、米国は2008年5月21日にCSCを批准しました。CSCには3億SDRを超える原子力損害に対して加盟国の拠出による公的資金が提供されますが、米国はこの補完基金に対して政府が拠出した公的資金を「遡及的リスクプール制度」に基づいて、事後的に、米国内の原子力事故に係る場合には原子力事業者から回収し、米国外の原子力事故の場合には原子力産業のサプライヤーから回収することをエネルギー自立・安全保障法934条に規定しています。政府は「リスク情報評価式」により算定される各サプライヤーのリスクに応じて資金を回収することになっていますが、サプライヤーの範囲や配分方法等に様々な問題が生じており、「リスク情報評価式」に関する連邦規則の制定は遅れています。

31. カナダ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、チェコ、ウクライナの原賠制度

1. カナダ

- 最初の原子力責任法（原子力損害の民事責任に関する法律）は 1970 年に制定（1976 年に施行）されて、現行法（Nuclear Liability Act, R.S.C., 1985, c.N-28）は 1985 年の改正によるものです。この法律は、「定義」、第 1 編「原子力事故に対する責任」、第 2 編「賠償に関する特別措置」、第 3 編「総則」の 26 条からなっており、その内容は原賠制度の基本的原則を充足するものです。その後、国際条約への加盟を視野に全面的な法改正を目指して、2007 年以降に数度にわたり議会で改正案が上程されたものの、いずれも廃案に終わっています。
- その後、2013 年 12 月初めにカナダ政府は IAEA の補完基金条約(CSC)に署名し、この批准に向けて、損害賠償措置額を 7500 万カナダドル（約 69 億円）から 10 億カナダドル（約 915 億円）に引き上げる、原子力損害の範囲を拡充する（経済的損害、環境損害、防止措置費用など）、賠償請求期間（除外期間）を延長（10 年から 30 年）するなどを盛り込んだ改正案を早期に議会で提出するとしています。

2. スペイン

- 原子力損害賠償制度は、1964 年原子力法の 7 章「民事責任」、8 章「補償範囲」、9 章「補償の請求」、10 章「国の関与」の 45 ～ 68 条にその基本的事項が規定され、その後の改正を経て、現行の 2007 年改正法となっています。
- 本法律には、原賠制度に関わる厳格責任・責任集中・免責事項（45 条）、輸送時の責任（47、48 条）、人身損害と財産損害に対する賠償方法（51 条）、賠償限度額（52 条）、損害賠償措置（56 条）、賠償請求に関わる訴訟（65、66 条）、賠償請求期限（67 条）、賠償に関わる国の関与（68 条）などが規定されており、原賠制度の基本的原則を満たしています。
- また、スペインはパリ条約及びブラッセル補足条約に加盟しており、2007 年の国内法改正では、今後発効する予定の改正パリ条約を充足するため、原子力損害の範囲の拡大や賠償措置額の 7 億ユーロ（約 975 億円）への引上げ等を盛り込んでいます。

3. スウェーデン

- スウェーデンは、パリ条約及びブラッセル補足条約を 1968 年に締結し、その後も、1971 年放射性物質の海上輸送に係るブラッセル条約やジョイント・プロトコールに加盟しています。
- 1968 年に上記条約を締結するため、原子力責任法（The Nuclear Liability Act, SFS 1968 : 45）を制定し、その後の国際条約の変更に合わせて数度の法改正を行っています。賠償措置額についても、1968 年当初の 5000 万スウェーデン・クローナ（SEK）（約 8 億円）から現行の 33 億 SEK（約 520 億円）に相当する 3 億 SDR（約 473 億円）に引き上げられています。
- スウェーデンは 2004 年改正パリ条約及びブラッセル補足条約を未だ批准していませんが、この両条約を充足するには、国として 1 事故あたり最大 60 億 SEK（約 946 億円）の補償が必要となります。
- また、1986 年のチェルノブイリ原発事故に関連して、スウェーデンは事故によりスウェーデン国内で生じた経済的損失を補償する法律を制定して、緊急的な各種対策を構築するとともに、動物の死骸・農産物・ミルクを廃棄する、園芸地域を復興する、商業的な狩猟活動を止めるなどを強いられた被害者への補償として総額 2 億 5000 万 SEK（約 39 億円）を配分しています。

4. フィンランド

- フィンランドは、従前よりパリ条約及びブラッセル補足条約やジョイント・プロトコールを批准していますが、さらに、最新の 2004 年改正の両条約に署名し、早期に批准するための法改正を 2005 年に行っています。
- これらの条約の下、フィンランドの現行の原子力責任法は、2005 年 6 月に議会を通過し、大統領の署名を経て、改正法（493 / 2005）として制定されており、当然のことながら原賠制度の基本的原則を充足しております。この改正法には、2004 年改正条約の改正事項が盛り込まれて、政令により定められた日に施行するとされ、2004 年改正条約が発効すると同時に施行されます。
- 2005 年改正法の主な改正点は、次の通りです。
 - ・ 原子力損害の定義は、改正パリ条約 1 条に規定された通り。
 - ・ テロにより生じた原子力損害はこの法によりカバーされる。
 - ・ 原子力施設の運営者は最低 7 億ユーロ（約 975 億円）の保険カバーを求められる。運営者の責任は、原子力損害がフィンランド国内で発生し、15 億ユーロ（約 2091 億円）まで補償されるブラッセル補足条約の限度を超える場合、無制限となる。
 - ・ 核物質の輸送に関しては、低責任額を定めることができるが、8000 万ユーロ（約 111 億円）を下回ることはできない。
 - ・ 本法は、原子力事故時にその領域内にいかなる原子力施設も有しない非締約国の領域内で生じた原子力損害にも適用される。

5. ベルギー

- ベルギーの原子力エネルギー分野における第三者賠償責任に関する法律は、1985 年 7 月 22 日に施行され、2000 年 7 月 11 日に改正されています。この法律は、パリ条約及びブラッセル補足条約の内容を充足しています。
- 1985 年法及びその改正は、厳格責任、責任集中、責任額の制限、責任期間の期限の原則を規定しています。
 - ・ 原子力施設の運営者の責任限度額は 3 億ユーロ相当額である 120 億ベルギーフラン（約 415 億円）（7 条 1 項）とし、法令により低リスクの施設や輸送に関し、条約を満足する限りにおいて責任額を低減できる（7 条 2 項）。
 - ・ 運営者には、保険又はその他の資金的保証による賠償措置が義務付けられている（8 条）。
 - ・ 核物質の輸送中に関しても運営者の責任とするが、運送人に責任を移転することを排除しない（14 条）。運送人は、資金的保証に対応する文書を保有する必要がある（15 条）。
 - ・ 賠償請求権は原子力事故の日から 10 年限度とし、この期限を超えた請求の場合には国が事故の日から 30 年を限度として補償する責任を負う。
- 現在、2004 年パリ条約及びブラッセル補足条約に加盟するため、法改正を準備中とされています。

6. チェコ

- チェコは、ウィーン条約及びジョイント・プロトコールに加盟しており、このために原子力法（原

31. カナダ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、チェコ、ウクライナの原賠制度

子力及び電離放射線の平和利用に関する法律 No.18 / 1997) の第 5 章原子力損害に関する民事責任 (32 ~ 38 条) において、原子力施設の運営者への責任集中、保険付保の義務などを含むウィーン条約における基本的原則を組み込むとともに、国は運営者の賠償措置額を超えた損害に対する補償を行うと規定しています。

- 原賠制度に関わる現行法の主な事項は、次の通りです。
 - ・ 原子力損害に対する責任に関し、民事に関する一般法の規定は、チェコが加盟している国際条約、又は原子力法に規定していない場合に限り適用される (32 条 2 項)。
 - ・ 原子力施設の運営者は、チェコを法的に拘束するウィーン条約に基づき、原子力損害の責任を負う (33 条 1 項)。
 - ・ 原子力損害に対する賠償の範囲や方法は、損害賠償に関する一般法が適用される (34 条 1 項)。
 - ・ 原子力損害の定義には、防止措置や環境回復措置の費用が含まれる (34 条 2 項)。
 - ・ 原子力発電等の運営者の原子力損害に対する責任は、1 施設あたり 60 億チェコ・コルナ (CZK) (約 306 億円) を限度とし、低リスク施設や輸送の責任限度は、15 億 CZK (約 77 億円) としている (35 条)。
 - ・ 原子力発電施設等の運営者には 15 億 CZK 以上、低リスク施設や輸送の場合には 2 億 CZK (約 10 億円) 以上の保険若しくはその他の方法による損害賠償措置を義務付けている (36 条 3 項)。
 - ・ 損害賠償請求が運営者の保険等による賠償措置額を超えた場合、国は運営者の責任限度額までを補償する (37 条 1 項)。
 - ・ 損害賠償請求の期限は、3 年の消滅時効とし、原子力事故の発生から 10 年とされる (38 条 1 項)。
- チェコは改正ウィーン条約に署名しており、これの批准に向けて原子力法の改正が検討されています。

7. ウクライナ

- ウクライナの原子力賠償制度は 2001 年 12 月 13 日に成立した「原子力損害と損害賠償措置の民事責任に関する法律 (Law of Ukraine on civil liability for nuclear damage and its financial security)」に規定されており、この法律は 11 条及び附則から構成され、原子力損害に対する賠償支払方法、損害賠償措置、賠償の限度などを定めています。ウクライナは、1996 年 9 月にウィーン条約及び 2000 年 3 月にジョイント・プロトコールを批准しており、また 1997 年 9 月には改正ウィーン条約及び補完基金条約 (CSC) に署名しています。
- この法律の主な事項は、次の通りです。
 - ・ 用語の定義：この法律における主な用語 (原子力施設、原子力施設運営者、核物質、原子力損害等) は、「原子力利用と放射線安全に関する法律 (Law of Ukraine on utilization of nuclear energy and radiation safety)」において定義される。(1 条)
 - ・ 他の法律及び国際条約との関係：この法律は、原子力損害の民事責任に関する事項を規定するもので、この法律の規定に該当するものが無い場合に限り、他の法律の規定が適用される。この法律の規定が、ウクライナが締結する国際条約の規定と異なる場合には、国際条約の規定が適用される。(2 条)
 - ・ 運営者の責任：原子力損害に関する原子力施設運営者の責任及びその根拠は、原子力利用と放射線安全に関する法及びウィーン条約に依る。(3 条)
 - ・ 賠償の損害及び支払方法：原子力損害はこの法律に基づき賠償され、金銭上の支払に限る。(4 条)

- ・賠償の支払方法：原子力損害は、保険者の参加の下で運営者と被害者による賠償の合意、若しくは裁判所の判決に基づいて賠償される。賠償支払に関する提訴は、原告及び被告の所在地、若しくは損害を生じた場所のウクライナ裁判所とする。(5条)
- ・運営者の民事責任の制限：運営者の責任は、1原子力事故当たり1億5000万SDR(約237億円)相当の国内通貨を限度とする。運営者の責任は、死亡に対する場合には2000非課税最低賃金相当額、健康損害及び財産損害に対する場合には5000非課税最低賃金相当額(ただし、実際の損害額を超えない額)、を限度とする。争訟費用は賠償金に含まれない。(6条)
(注：現在の最低賃金は17フリヴニャ(UAH)(約173円))
- ・損害賠償措置：運営者は、1原子力事故当たり1億5000万SDR相当額を限度に、原子力損害の責任を担保する資金的保証を確保するため、保険等による損害賠償措置を講じなければならない(強制保険)。国は原子力損害の民事責任に関する賠償措置を保証する。(7条)
- ・民事責任に関する強制保険：原子力損害に関する強制保険の対象は、運営者の責任となる金銭的な価値のある権益であり、訴訟費用等は含まれない。保険金の支払は、保険事故の発生から1ヶ月を超えない期間内に行う。国は強制保険の料率算出方法を制定する。強制保険を取扱う保険者は、この保険の許可を取得し、原子力保険プールの会員になる。(8条)
- ・強制保険に関する外国保険者の参加：強制保険を取扱う保険者は、外国の保険プールの会員である国外所在の保険者と再保険取引を行うことができる。(9条)
- ・賠償に関わる国の関与：損害賠償措置に基づき債務を担う者が破綻した場合、国は賠償支払のための資金を提供する。運営者である原告は国からの賠償に充てる資金を受け取るため、所定の書類を所管機関に提出し、当該機関は適切な書類の受領後1ヶ月以内に資金拠出に関わる決定を行う。国は資金提供に関わる求償権を取得し、資金提供日から5年間を有効とする。(10条)
- ・チェルノブイリ原発の運営者の責任に関する損害賠償措置の特例：国は、規定に基づきチェルノブイリ原発の運営者に損害賠償措置を提供する。(11条)
- ・この法律は公布の日から発効する。運営者は、法の発効から1年以内に、この法律に基づき原子力施設を運営するための許可を取得しなければならない。国は、発効後6ヶ月以内に、強制保険に関連する法令を始め、この法律に関わる規準、法令を制定する。(附則)
- この法律に関連する強制保険の規定として、2003年6月に制定の「原子力損害の民事責任に関わる強制保険の方法及び規則(Procedure and Rules of compulsory insurance against civil liability for nuclear damage)」があり、強制保険の役割、関連する法令及び国際条約、用語の定義、保険者の要件、強制保険の対象、保険の免責事項、保険の目的外項目、支払保険金の限度、保険の締結、契約者の権利及び義務、保険者の権利及び義務、保険金請求手続など36項目からなっています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

Q1

新規導入国の
基本的な課題

「新たに原子力施設を導入しようとする国にとって、あらかじめ整備しておくべき基本事項とは、どのようなことですか？」

A1

- 新規原子力導入国は、原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、核不拡散（Safeguards / non-proliferation）の3Sを確保し、自立的な規制と長期的な政策の下で平和利用を進めることが大切です。
- また、原子力発電を安全、安定的、効率的に運転していくため、あるいは原子力事故による損害の補償などに関する法制度の体系的な整備・制定が必須です。
- 更に、原子力発電のインフラ構築には、人材の確保・教育育成、資金調達、国内関連産業の育成などが不可欠といえます。

解説

原子力平和利用の前提としていずれの国にも、事故を起こさないようにする原子力安全（Nuclear Safety）、核テロを防ぐために核不拡散条約（NPT）の締結と防護対策（Security and Physical Protection）および核拡散を防ぐIAEAの保障措置（Safeguards）の確保が求められており、これらはSafety, Security, Safeguardsの頭文字をとって「3S」と称されています。

IAEAの原子力発電導入に関わるガイドブック・マイルストーンドキュメントでは、3Sを含めた導入プログラムの必要なインフラとして、以下の19項目を挙げています。

- (1) **国の原子力政策**：国は原子力計画を明確に示し、この方針につき国内外の理解を得るとともに、国の強かつ長期的なサポートが重要です。
- (2) **原子力安全**：原子力の安全は、原子力の計画

・実施に関わる国・規制機関・運転者・メーカー等全ての関係者に求められるものであり、安全の確保は原子力を導入するに当たっての根幹です。

- (3) **運営管理**：運営管理の役割と責任は、国の原子力計画の検討から運転までの各段階で変わりますが、各段階の完遂には要求事項をしっかりと保証できるように盛り込むような高度な運営管理が不可欠です。
- (4) **資金・財政**：原子力計画のあらゆる段階で多額の資金が必要であり、安定的かつ継続的な財政援助や資金確保が求められます。
- (5) **法的枠組み**：法的枠組みは原子力計画に関わる各種団体の義務と責任を定めるものですが、特別な分野を取扱う原子力法では一般法との調整や国際条約との連携が必要です。

(6) **保障措置**：「核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT))」に基づく核兵器等製造への転用防止義務を検証するための IAEA の仕組みです。

(7) **規制枠組み**：原子力計画の長期的な発展には独立した有能な規制組織の存在が極めて重要であり、明確な権限と適切な人材及び予算を持つ組織を設置することが必須です。

(8) **放射線防護**：あらゆる状況下において、作業従事者、公衆、環境の保護の確保は必須であり、各国は医療、産業、研究分野での放射線防護を規定しています。

(9) **送電網**：国のエネルギー政策の一つに原子力を採用する場合には、国の電力送電網の規模と形状を考慮することが重要事項となります。

(10) **人材育成**：原子力の建設、認可、運転、保守や法令に対応するための知識や技術は科学的、技術的な経験・訓練を集積したものであり、これらに関わる人材の育成が必須です。

(11) **ステークホルダーとの関係**：原子力の安定的な政策環境は大概のステークホルダーとの合理的な判断を必要としており、原子力におけるステークホルダーには、オピニオンリーダーである国や自治体の首長、産業界の首脳、メディアや NGO などが挙げられますが、関係する市民の全てに適切な情報が提供され、対話集会に参加する機会を与えられることが大切です。

(12) **立地場所と関連施設**：立地場所の選定と評価は原子力計画を決定するための重要事項の一つであり、建設費用と理解促進 (PA) により大きな影響を受けます。原子力発電施設のみならず使用済燃料中間貯蔵施設、廃棄物処理施設なども同様に周到な検討が必要です。

(13) **環境保護**：環境保護は原子力計画を熟慮する際に十分に留意すべきことであり、通常運転時における放射性物質の放出には特に考慮が

必要です。

(14) **緊急時計画**：原子力施設は安全性には細心の注意を払って設計、運転が行われ、安全システム設計は施設からの放射性物質の放出を最小限にするようにされていますが、可能性はゼロではなく、異常事象は起こり得ることから施設自体のみならずサイト周辺地域に対する緊急時計画が不可欠です。

(15) **安全防護対策**：安全防護対策は内外の敵対者による公衆及び環境を危険に晒すような悪意ある行為を防ぐものです。

(16) **燃料サイクル**：核燃料サイクル戦略は原子力計画の初期段階から必要であり、どのような原子力技術を導入するかに掛かってくる重要な問題です。

(17) **放射性廃棄物**：放射性廃棄物の取扱い及び廃棄は原子力利用と密接に関係した基本的事項であり、放射性廃棄物は将来世代に過度の負担を押し付けるのを避けるような方法で処理される必要があります。

(18) **産業基盤**：原子力の建設や運転は多数の製品、機器、業務が要求されるので、これらを支える活動には国内及び当該地域における産業勃興、経済成長が必要とされます。

(19) **調達**：原子力に関わる資材と業務の調達については、特別な品質や環境上の資格条件を要求する複雑なものとなっており、国や施設所有者、運転者の要求に応じて調達されます。

なお、新規導入国に対して IAEA は、福島事故を受けて 2011 年 6 月に開催された「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議」においても「原子力発電に係る計画の開始を企図している国が、特に、原子力技術の安全かつ安心な利用を支援する効果的な IAEA 技術協力メカニズムの活用により、原子力安全に関する適切な基盤 (IAEA 安全基準、関連するガイダンス及び支援に基づくもの。) を構築することの必要性を強調する。」と宣言しています。

Q2

新規導入国の原賠制度 創設に関わる要点

「新規原子力導入国が
原子力損害賠償制度を
創設するとき、どのよ
うなことに留意すべき
とされていますか？」

A2

- 原子力損害賠償に関する制度は原子力を導入するために必須の制度であり、制度の基本的な仕組みはほぼ世界共通とされています。
- 最近の新規導入国では、原賠制度の制定にあたって国内の原賠法と国際条約（パリ条約、ウィーン条約、CSC条約）を連携させて検討する方向にあります。

解説

原賠制度は、IAEAの原子力導入のインフラ項目「法的枠組み」である原子力法の一環として必須のものに位置づけられています。この制度の骨子は、賠償責任の厳格化、原子力施設運営者（事業者）への責任集中、責任の免責、損害賠償措置、責任額の制限、公平な補償などから成ります。

原子力損害の特徴として、ソ連・チェルノブイリ事故（1986年）に見られるように国境を越えた広範囲な損害の発生があります。そのため、多くの新規導入国は、国際的な原子力損害の責任に関する条

約の批准を認識しつつ、原子力損害賠償に関わる国内法の整備・制定を検討する方向にあります。とりわけ、損害賠償措置額が十分に用意できない多くの発展途上国については、加盟国から補完基金が提供されるCSCはメリットが大きいものと思われるようです。

この制度の損害賠償措置における責任額は各国により様々ですが、この数百億円からの責任額を直接保証している国は少なく、多くの原子力既存国では保険制度が利用されています。この損害賠償措置の方法や保険制度の仕組みについては、【33. 新規導入国の原子力損害賠償措置】をご参照ください。

新規原子力導入国

32. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度設計

Q3

新規原子力導入国の
制度整備

「原子力発電を新規に
導入する国では、原賠
制度もまた導入される
のでしょうか？」

A3

- 現在、世界では 30 カ国が商業用原子力発電を行っており、これに倍する数の国が将来の新規導入を検討している状況にあります。導入にあたっては、発電所自体をはじめ、原子力産業の整備・充実、人材の育成、資金の確保などの基礎的なインフラ整備が必須です。また、こうした物的整備と共に不可欠なのが、原子力に関する法制度の整備であり、原賠制度はこのような法整備における重要項目となっています。
- 原賠制度の骨格は、原子力リスクの特異性に対応した厳格責任、責任の集中、制限的な免責事項、責任額の限度、賠償措置、国家補償などです。こうした基本的原則を立法化し、法制度として整備することが必要となります。
- こうした法整備に関しては IAEA（国際原子力機関）が作成している各種ガイダンス文書が、新規導入国にとって大変に有用となっています。

解説

IAEA では、開発途上国の新規導入にあたって、最終的に自立的に計画を立案実施し、原子力発電を安全、安定的に運転できるような能力を涵養するため、Nuclear Safety Series, Nuclear Security Series, Nuclear Energy Series, Nuclear Law Handbook など各種の基準やガイドブックを作成しています。

このうち、各種のインフラ構築を目指して、検討を重ねていくためのマイルストーンドキュメント [“Milestones in the Development of a National Infrastructure for Nuclear Power,” (2007)] と原賠制度の具体的内容が記載されている原子力法ハンドブック [“Handbook on Nuclear Law” (2003)] は、原賠制度を検討・確立するうえで、非常に有益な資料となっています。

マイルストーンドキュメント

Nuclear Energy Series のガイドの一つで、原子力発電のために必要なインフラ 19 項目（注）について、原子力発電を国の将来のエネルギー計画に組み込むかを検討する予備段階から 1 号機の建設、運転開始までの第 3 段階において、どの段階までにどの程度の整備を図るかを時間軸に区切って示したものであり、導入国が予備段階から運転開始までに検討、実施すべき事項を具体的に把握することができる。各段階の区分は次の通り。

【前段階】

国のエネルギー計画の中で原子力を将来の選択肢の一つに検討する。

【第 1 段階（1～3 年程度必要）】

原子力発電の有用性、意義、取り組みに必要な遵守事項を検討し、第 1 段階の終了では導入に関する国の意思決定を行う。

【第 2 段階（3～7 年程度）】

インフラ整備を実施する。第 2 段階の終了は第 1 号機の入札開始となる。

【第 3 段階（4～6 年程度）】

第 1 号機の建設段階であり、終了は運転開始時となる。

【第 3 段階以降】

安全かつ安定的・効率的な運転のため、保守点検と継続的なインフラの向上が必要となる。

原賠制度に関しても、「国の原子力に関する位置付け」、「原子力安全」および「法的な枠組み」等の項目において、必要性、原子力事業者の責任、国際条約等が記載されている。

（注）国の原子力に関する位置付け（National position）、原子力安全（Nuclear safety）、運営管理（Management）、資金・財政（Funding and financing）、法的な枠組み（Legislative framework）、保障措置（Safeguards）、規制の枠組み（Regulatory framework）、放射線防護（Radiation protection）、送電網（Electrical grid）、人材育成（Human resource development）、ステークホルダーとの関係（Stakeholder involvement）、立地場所と関連施設（Site and supporting facilities）、環境保護（Environmental protection）、緊急時計画（Emergency planning）、安全防護対策（Security and physical protection）、燃料サイクル（Nuclear fuel cycle）、放射性廃棄物（Radioactive waste）、産業基盤（Industrial involvement）、調達（Procurement）の 19 項目。

原子力法ハンドブック

このハンドブックの目的は、原子力エネルギーによる経済的、社会的な恩恵を得るために、導入国が適切な法制度を策定することを手助けすることを目的としている。

原子力は人命、健康、環境への特別なリスクを潜在している一方で医療、農業、発電、産業など広範な分野における多大な利益を約束している。

原子力に対する法制は、一般法制の一部に当たるものであり、多くの国では一般法体系に組み込まれている。

原子力法の主な目的は、原子力エネルギーおよび放射線の利用に関わる事業に対して法制度を定めることにより、人、財産、環境を適切に守るようにすることである。

原子力法の基本的原則として、原子力安全 (safety)、安全防護 (security)、責任所在 (responsibility)、許認可 (permission)、規制当局による継続的な監理 (continuous control)、損害賠償 (compensation)、持続可能な発展 (sustainable development)、国際的な責務の遵守 (compliance)、規制当局の独立性 (independence)、透明性 (transparency)、国際協力 (international cooperation) が挙げられている。

11章原子力損害賠償責任 (Nuclear Liability and Coverage) では、原賠制度の必要性、国際条約を始めとして、文言の定義 (原子力施設、原子力事故、原子力損害、相当因果関係など)、厳格責任、責任集中、免責事項、責任額の限度、除斥期間、賠償措置と補償制度、被害者への公平な賠償、裁判管轄権、輸送に関する賠償責任などについて記載している。

Q1

新規導入国の原子力
損害賠償措置

「新規原子力導入国の
原子力事業者が原子力
損害賠償措置をする
とき、どのような課題が
ありますか？」

A1

- 損害賠償措置は原子力事業者（事業者）の賠償責任に関わる資金的保証を予め確保するものですが、特に途上国などの場合、原子力損害を賠償するための巨額の資金をどのように準備するか、また、どれだけの金額を準備できるかは大きな課題です。
- 賠償措置のための資金的保証には、現金的手法、信用状によるもの、保証人によるもの、保険によるもの、事業者共済などの方法が考えられますが、実際には原子力既設国の殆どにおいて民間保険制度による方法が普及しています。

解説

原子力損害賠償制度の基本的な仕組みは、賠償責任の厳格化と原子力事業者への責任集中とともに、損害賠償の履行が確実に行われるように事業者に資金的な担保を予め講じさせること、すなわち事業者に損害賠償措置を強制することで、原子力損害発生時の被害者への迅速、円滑かつ確実な損害賠償を図るものです。

事業者はこの制度により、万一の時に原子力損害を賠償するための一定資金を準備しておくこと（賠償措置）が必要となりますが、途上国に限らず、原子力事業者が単独で巨額の資金を準備することは容易ではないため、制度として十分な賠償措置額をどのように設定するかが大きな課題となります。

賠償措置のための資金的保証には、大きく分けて民間によるものと国によるものの2通りがありますが、一般に、まずは民間による対応策を取り、如何しても困難な事柄については国による対応となります。保証の方法には種々ありますが、例えば、以下のようなものが考えられます。

現金的手法

通貨、株式、債券、投資信託等を供託・預託することにより措置する方法。事業者は巨額の資金が必要となり、その資金は他に流用できないため、実用的ではない。

信用状による担保

銀行等の金融機関から発行される信用状（支払い確約書）により担保する方法。事業者は信用状獲得

のために、状況によっては多額の費用負担となることが想定される。

保証人による担保

事業者が損害賠償の支払い義務を履行できない場合に、保証人がその支払いを担保する方法。保証人と契約するための費用は、一般的に保険による費用（保険料）と比べて高くなることが想定される。

民間保険による担保

原子力事業者が民間の保険会社に掛け金（保険料）を払い、原子力賠償責任保険により担保する方法。実際には原子力保険プール（次のQ2参照）が保険の引受を行うことになる。

原子力事業者共済制度

米国やドイツで実施されているような、第一次を民間保険制度とし、その上に第二次の原子力事業者の相互扶助の資金的保証によって巨額な損害賠償措置に備える制度。原子力損害発生時には、まずは民間保険により賠償金が支払われ、第一次の規定額を超えた場合に各事業者が資金を拠出して対応する。資金を負担する事業者が相当数あれば実際的な手段となり得るが、新規導入国には難しい。

原子力事業者は原子力損害賠償措置のための資金的保証として上記のような方法が選択可能ですが、現実的には、原子力損害賠償のリスクに対して原子力賠償責任保険の費用（保険料）と競合できる費用で保証を得ることは難しいため、原子力発電の既設国の殆どにおいて民間保険制度による損害賠償措置が行われています。

Q2

原子力保険の仕組み

「民間保険会社が提供する原子力賠償責任保険は、どのような仕組みで巨額の賠償措置額を担保しているのですか？」

A2

- 原子力賠償責任保険（原子力保険）のような巨額の支払を担保する保険は1民間保険会社もしくは1国の保険業界では引受けられないため、各国は国内の保険会社を結集して「原子力保険プール（保険プール）」を組織し、各国の保険プールは相互に再保険契約を結ぶことで、当該原子力施設の巨額な原子力リスクを世界中の保険プールに分散させて、引受けの安定を図っています。
- したがって、新規原子力導入国においては原賠制度の損害賠償措置に必要とされる原子力保険導入のため、当該国の保険会社の結集による保険プールの創設とともに、各国保険プールとの再保険ネットワークの構築が極めて重要となります。

解説

1950年代から始まった原子力平和利用における原子力発電所等については、幾層もの安全確保が図られています。原子力リスクの性質上、膨大な規模の損害が発生する可能性は否定できません。

現在商用発電炉は世界中で四百数十基と保険の母集団（保険引受け対象数）としては数少なく、また損害発生頻度は少ないが損害規模は大きいという原子力特有のリスクを填補する保険においては、世界中の保険会社の引受け能力を結集する仕組み、すなわち各国の保険プール設立および保険プール相互間の再保険契約取引は不可欠とされています。

各国の保険プールは再保険契約を結び、原子力リスクを世界中に分散させるとともに損害発生時の保険金を世界中の保険会社から回収できるようにすることで巨額の保険金額を担保しています。

我が国の場合には、1950年代後半において国による原子力災害補償制度の検討が行われ、これと相俟って保険業界は原子力賠償責任保険（原子力保険）および原子力保険プールの検討・準備を進めて、1960年に国内保険会社20社は原子力保険の事業免許を得て、日本原子力保険プールを設立しました。

その後、1961年に原賠法、補償契約法の原賠2法が成立し、1966年には我が国初の商用原子炉が

連続運転開始するに至りました。

現在（2012年4月1日）原子力保険プールに参加している保険会社は、日本において営業免許を取得する外国保険会社を含めた21社であり、これらの会員会社が保険プールによる原子力保険事業に関する共同行為を行うこと（保険業法における独占禁止法の適用除外の認可を取得）によって、1事故当たり最大1200億円の原子力賠償責任保険の引受けを行うとともに世界の20プール程度との再保険取引を可能にしています。

原子力保険はこのような特殊な引受け方をするため、新規原子力導入国において原子力損害賠償制度を構築する際には、賠償法—原子力賠償責任保険—保険プールはセットと考えて、法制度の整備段階から当該国の保険業界においても保険プール設立と各国保険プールとの提携を検討・準備していくことが必要となります。

しかし、一方では、原子力事故による巨大な損害規模（被害者の数、損害の種類、損害の範囲など）を対象とする民間の原子力損害賠償だけで担保することには自ずと限界があり、また更には近年の世界的な大規模自然災害の頻発や福島原発事故の影響によって、民間保険マーケットにおける巨大リスクに対する引受け能力は必ずしも拡大が期待し難い環境にあります。

損害賠償措置等における国の役割

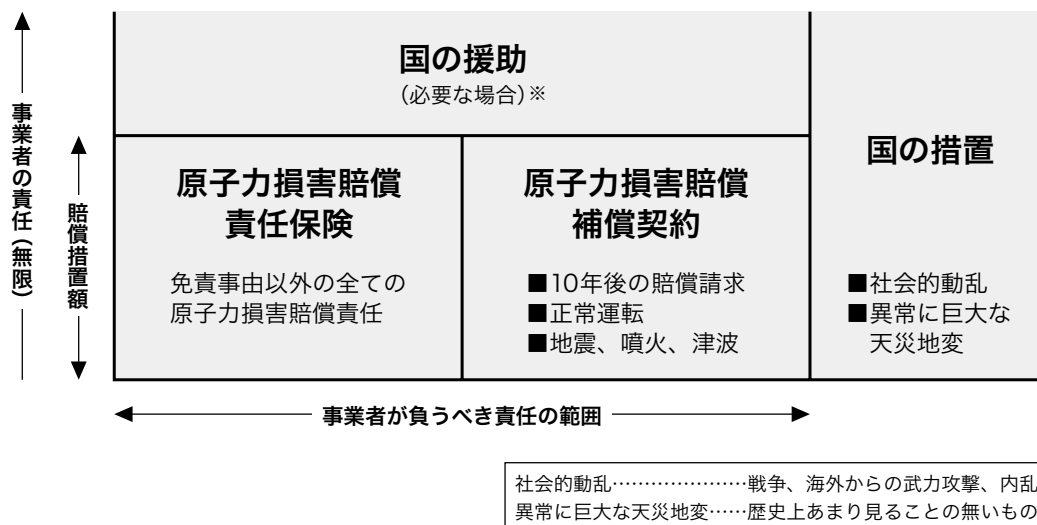
原子力産業について、災害時の事業者の責任を明確化する法律を制定することは不可欠である。しかし、厳格な責任を法制化するだけでは、実のところ十分ではない。原子力災害では大規模な損害が発生する危険があり、その賠償額も巨額にのぼる可能性があり、こうした損害賠償が現実に支払われるような制度がなければ、責任を明確化しても「絵に描いた餅」にしかならないからである。こうした見地から、今回ご紹介したさまざまな損害賠償措置がとられているが、それに加え、どの国の原賠制度においても、国の果たす役割は極めて大きなものとなっている。多くの国では事業者による損害賠償措置が機能しない場合や損害賠償措置額超過の場合などに、国による対処（補償、援助など）の仕組みが講じられている。

我が国の場合、損害賠償措置において民間保険会社が引受けない損害賠償リスク（地震・噴火・津波による損害、損害発生から10年以上を経過した賠償請求、正常運転による損害）に対して、事業者は国（文部科学省）と政府補償契約を締結することによりこの賠償リスクを担保しており、損害賠償措置への現実的な対処は民間保険契約および政府補償契約のセットによっている。

また、損害賠償措置額を超えた事業者の賠償責任について、事業者が賠償支払いを履行できない場合に、国会の議決を経て国が援助することとされている。この度の福島原発事故の発生による損害賠償に係る対処として、2011年8月10日に公布された「原子力損害賠償支援機構法」によって国の援助に当たるとされる具体的な仕組みが構築されたといえる。

なお、事業者の負うべき責任の範囲外である「異常に巨大な天災地変」、「社会的動乱」によるものについては、被害者の救助及び被害の拡大の防止のため国により必要な措置が講じられることとされている。

【事業者責任と損害賠償措置の関係】



※今回の福島原発事故を機に、原子力損害賠償支援機構法が制定され、それによる賠償の仕組みが追加されている。

34. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度

Q1

ベトナムの
原子力開発事情

「ベトナムの原子力開発はどのような状況ですか？ また、ベトナムの原子力開発を取り巻く国際情勢はどのようになっていますか？」

A1

- ベトナムでは、近年、経済成長に伴う電力需要の増加から電力不足に陥っており、これを解消するために原子力発電の導入計画が進められています。
- ベトナムの導入計画はニン・トアン省の2つのサイトに100万kWの原子炉をそれぞれ2基ずつ、合計4基400万kWを建設し、最初の1基を2020年に運転開始するというものです。
- 日本とベトナムは、両国間の原子力平和利用協力協定に2011年1月20日に署名し、2012年1月に発効しています。

解説

ベトナムでは過去10年間に年平均の成長率5～8%で経済成長しており、それに伴って電力需要が毎年平均14%ずつ増加しています。因みに、2007年のベトナムの全発電電力量は671億kWhと前年比113.9%の増加を示し、2008年夏には200～250万kW相当の設備容量が不足して全国的に停電が発生するに至っており、近年、ラオスや中国から電力を輸入している状況にあります。ベトナム政府の長期的エネルギー計画によると、2020年迄には電力需要が1次エネルギー供給可能量を上回ってしまうと予測されており、電力不足を解消するために原子力発電の導入が適切であるとの結論から、具体的な原子力発電導入計画が進められています。

ベトナムは1957年にIAEAに加盟（当時は南ベトナムとして加盟）し、1963年には初の研究炉を運転しています。その後、原子力発電所導入に向けた予備的な調査が1996年から実施され、プレフィージビリティスタディの結果である「投資報告書」が2009年11月に国会で承認されました。

その原子力導入計画の内容は、

- ・ニン・トゥアン省のフォック・ディンとビン・ハイの2ヶ所に各100万kWの原子炉を2基ずつ、合計4基400万kWの原子力発電所を建設することとし、最初の1基を2014年に着工し、2020年に運転開始する。
- ・先進的で安全性が保証され、実績及び経済性のある軽水炉とする。
- ・建設予算は約200兆ドン（約9650億円）とする。
- ・実現に向けて、法規制・技術基準の速やかな制定、環境影響評価の実施、人材育成計画の実施、サイトにおけるインフラの整備、などを行う。

さらに、2010年の6月には、2030年までに14基、1500万kWの原子力発電所を建設・稼働させるという計画も公表されています。その概要は次の通りです。

- ・第一段階（～2015年）：初号機建設に必要なタスクの実施（法制度整備の完了、投資計画、サイ

トの承認、主契約者の選定、プロジェクト管理要員・技術者の訓練、国内原子力産業の体制・政策の整備など）。

- ・第二段階（2016～2020年）：初号機の建設・運転開始、2号機は2021年運転、後続サイトの選定。
- ・第三段階（2021～2030年）：原子力を主電源とする自主技術を向上させ、原子力発電の契約総額の3～4割を確保し、～2025年800万kW、～2030年8サイトに14基・1500万kW（総発電量の10%）の建設・稼働。

発電所の建設に向けて日本、フランス、ロシアなどが激しい受注合戦を繰り広げていましたが、第1サイトのフォック・ディンについてはロシアが、第2サイトのビン・ハイについては日本が建設に協力することになっており、2011年1月20日には日越原子力平和利用協力協定（「原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定」）への署名が行われ、2012年1月21日に発効しました。2011年9月28日にベトナム国営電力グループ（EVN）と日本原子力発電（株）はニン・トゥアン第2サイトにおけるFS（原子力発電導入可能性調査）実施に関する契約を締結し、続いて2011年9月29日にEVNと国際原子力開発（株）はニン・トゥアン第2プロジェクトに関する協力協定を締結した。さらに、2011年10月31日には、日越首脳の共同声明において、ベトナムの原発建設に関し、両国は福島第一原発事故の経験と教訓を踏まえ安全性に考慮して協力を進めるとともに原発の安全かつ安定した運転のため、日本政府による研修と人材育成を支援し、原発建設を日本の事業者が担うことが明記されました。

その後、2014年1月には初号機の着工が遅れて、運転開始は当初の計画より約3年延び、2023～24年となる可能性が出ています。

なお、ベトナムはロシア、中国、インド、韓国、アルゼンチンの5カ国とも原子力平和利用協力協定を締結しています。

Q2

ベトナムの原賠制度

「ベトナムの原賠制度はどのようなになっていますか？」

A2

- ベトナムの原子力法は 2008 年に国会で可決、2009 年から発効しており、原賠制度については原子力法の中に規定されています。
- ベトナムの原賠制度に該当する条文には、原子力損害賠償に関わる基本的原則（責任集中、無過失責任、賠償責任額、賠償措置など）がほぼ網羅されていますが、必ずしも原賠制度の基本的原則を充足しない側面も見られます。
- 日越両国は 2012 年 8 月にベトナム原賠制度の整備協力に係る覚書を締結し、法令、制度の充実に向けた継続的な支援を行っています。
- ベトナムは現在、原子力損害賠償に関わる諸条約（パリ／改正パリ条約、ウィーン／改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC））には加盟していませんが、将来の国際条約締結を展望しています。

解説

ベトナムの原子力発電推進に関わる法制の根幹である原子力法 (Law on Atomic Energy Law : No.18 / 2008 / QH12) は 2008 年 6 月 3 日に国会で可決され、2009 年 1 月 1 日に発効しました。

- ・ベトナムの原賠制度は、11 章 93 条からなる原子力法の第 10 章「放射線及び原子力損害に対する応急対策と損害賠償」の第 2 部「損害に対する賠償 (87 条～91 条)」に定められています。
- ・条文の内容は、原子力損害に関わる賠償責任の範囲、損害賠償の決定方法、原子力事業者の賠償責任限度額 (1 億 5000 万 SDR (約 237 億円))、賠償請求権の除斥期間、賠償措置、賠償責任限度額を超える損害等に対する支援基金などが規定されています。
- ・賠償責任を負う者が存在しない場合や賠償責任限度額である 1 億 5000 万 SDR (核燃料輸送の場合は 1000 万 SDR (約 16 億円)) を超える損害については、支援基金を当てることとし、
 - ①支援基金は、原子力施設の関係者による義務的負担、ベトナム企業・個人の支援、外国の企業・個人および国際的企業の支援、その他法律に基づく源泉による
 - ②首相がこの支援基金の設立を定めるとされています。

現行法の課題と思われる点については、凡そ次の通りです。

- ・支援基金の具体的な内容はわかっていないので、今後関連法令等の整備を行うことにより、具体的な制度設計をする必要がありますが、場合によっては原子力施設のメーカーや設備の供給者にも資金的な負担を負わせることとなります。
- ・賠償措置についても具体的な資金保証制度の構築が必要であり、諸外国と同様に原子力賠償責任保険の商品化や原子力保険プールの創設が望まれます。
- ・将来、国際条約の加盟を展望するのであれば、できれば原子力事業者の責任限度額を現行の 1.5 億 SDR から 2 倍の 3 億 SDR とすることが望ましいと思われます。併せ、用語の定義、原子力損害の範囲、免責事項などに関し、条約と整合した規定にすることが望まれます。

なお、原子力損害賠償に関わる諸条約 (パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約 (CSC)) には加盟していません。

また、その他原子力関係国際条約への加盟については、

- ・「原子力事故早期通報条約」、「原子力事故または放射線緊急事態における援助条約」、「核不拡散条約 (NPT)」、「包括的核実験禁止条約 (CTBT)」、「IAEA 保障措置協定」、「IAEA 追加議定書」に加盟
 - ・「原子力安全条約」、「使用済燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約」、「核物質防護条約」には非加盟
- という状況にあります。

(円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる)

1. ベトナムの原賠制度

原子力事故に対する応急対策や原子力損害に関わる損害賠償は原子力法の第10章に定められており、その第1部では応急対策に関わる事項、第2部では損害賠償に関わる事項が規定されています。

「第1部放射線及び原子力事故に対する応急対策（第82～86条）」に定められた主な事項は次の通りです。

- ・放射線及び原子力事故の定義と5つの事故区分（incidents, severe incidents, accidents, severe accidents, extremely severe accidents）
- ・事故区分に応じた事故対応計画
- ・事故の場合の事業者、人民委員会、関係省庁等の責任事項
- ・事故情報の広報の原則
- ・過酷事故時の緊急通報や応急対策

次いで、原賠制度を定めた「第2部損害に対する賠償（第87～91条）」では、賠償責任、賠償水準、時効、保険及び支援基金などが規定されており、その条文の主な内容は、次の通りです。

第87条（放射線及び原子力損害に対する賠償責任）

- ・放射線損害は放射線事故による人身障害、財産損失、環境汚染及び損害防止費用を対象とし、この損害の賠償責任は民法による。
- ・原子力損害は原子力事故による人身障害、財産損失、環境損害及び損害防止費用を対象とし、核物質、原子力施設の所有者やこれらの貯蔵、使用を許可された者が原子力事故によって生じた損害の賠償責任を負う。ただし、戦争、テロ、国の技術基準による安全設計基準を超える自然災害といった不可抗力による損害は除外される。

第88条（放射線及び原子力損害の賠償水準）

- ・放射線損害賠償は民法に基づく。
- ・原子力損害賠償は当事者間の合意に基づき決定される。合意に達しない場合には、人身障害は民法により、環境損害は環境保護法に基づき決定される。
- ・原子力損害の賠償責任限度額は1.5億SDR（約237億円）、核物質の輸送における原子力事故の賠償責任は1000万SDR（約16億円）を限度とする。

第89条（損害賠償請求権の時効）

- ・放射線損害の賠償請求権の時効は民法による。
- ・原子力損害の賠償請求権の時効は、財産及び環境損害については事故日から10年以内とし、人身障害については30年以内とする。

第90条（職業人賠償責任及び環境汚染賠償責任）

- ・放射線事業を行う者は職業人賠償責任保険や施設賠償責任保険を付保する。環境汚染を誘引する場合には環境損害を担保すること。
- ・政府は上記に適合する保険付保を確認する。

第91条（損害賠償に関わる支援基金）

- ・支援基金は損害賠償責任を負うべき者が存在しない場合や88条の損害賠償責任限度額を超える損害に対して使われる。
- ・支援基金は、原子力関係機関からの強制寄金、ベトナムの企業・個人からの支援、外国の企業・個人からの支援である。

人及び国際企業からの支援および法律に基づくその他の源泉による。

- ・首相が損害賠償に対する支援基金の設立を定める。

2. 我が国とベトナムとの間の原賠制度に関する協力関係

我が国とベトナムは、平成24年8月16日ニン・トゥアン省ビンハイ原子力発電所建設に向けて、ベトナム国内の原賠制度の整備に協力するため、「ベトナム原子力損害賠償制度整備に係る協力に関する覚書」を締結しています。この覚書に基づき、両国間において原賠関係法、原賠関連の国際条約などの検討が継続的に行われており、原賠制度の基本的原則や国際条約に係る規定の充足に向けた法令及び制度の整備が進められています。

Q1

ポーランドの
原子力開発事情

「石炭火力発電が9割超を占めるポーランドにおいては、原子力開発はどのような状況ですか？」

A1

- ポーランドでは1950年代から原子力に関する研究が行われてきましたが、国内に豊富に石炭があるため、原子力発電所の建設は先送りにされてきました。
- 発電を石炭に依存したために大気汚染がひどくなり、1980年代には原子力発電所の建設に着工しましたが、チェルノブイリ事故を受けて計画は白紙撤回されました。
- 近年、温暖化防止やエネルギーセキュリティの観点からポーランドでは電源の多様化が喫緊の課題となっており、2009年には首相から具体的な原子力発電導入計画が発表されました。
- ポーランドの原子力発電導入に当たっては、外国企業の全面的な支援・協力が期待されています。

解説

ポーランドには1958年に初めて建設されたEWA、1974年に運転開始されたマリア炉などの研究炉があり、原子力に関する研究は古くから行われてきました。一方で、国内に石炭、褐炭等のエネルギー資源が豊富にあったことなどから、1960年代に旧ソ連による強い勧めがあったにもかかわらず、ポーランドの原子力発電所の建設計画は先送りにされてきました。

しかし、発電を石炭や褐炭に依存したために大気汚染がひどくなり、1972年にポーランド政府は、バルト海沿岸のジャルノヴィエツに旧ソ連型の加圧水型炉VVER-440（出力44万kW）を4基建設することを決定しました。このうち2基は1986年に着工されましたが、同じ年に隣接する旧ソ連（現ウクライナ）で発生したチェルノブイリ事故（ポーランドの一部には大量の放射性降下物があった）をきっかけに反原子力の世論が高まったため、政府は1991年に建設計画を中断し、原子力発電導入計画は白紙撤回されました。

現在、ポーランドの電力供給の9割以上は石炭火力によって賄われており、また一次エネルギーの6割が石炭、3割が石油、1割が天然ガスによっています。さらに石油のほとんどと天然ガスの7割を輸入に頼っているため、環境や気候変動問題への配慮だけでなく、エネルギーセキュリティの面（とりわけロシアへのエネルギー依存を減少させるという）からも、エネルギー源の多様化が喫緊の課題となっています。

こうしたなか、近年は世界的な原子力カルネッサンスの流れの中で、再び原子力発電の導入が議論されています。2005年には原子力発電所の建設計画が盛り込まれたエネルギー政策案が政府により発表され、2009年には首相から「2020年までに初号機を、2030年までに合計出力600万kW（2サイトで各300万kW）を運転開始する」との原子力発電導入計画が発表されました。

開発スケジュールでは、2010年秋に原子力発電開発計画の立案、2011～2013年発電所のサイト選定・サイト準備作業・機器供給契約等の締結、2014～2015年詳細設計・許認可の取得、2016年初号機の着工、2020年運転開始とされていましたが、2014年1月には初号機は2024年末までに運転開始となる原子力計画改定が発表されています。

原子力発電の導入にあたって、ポーランドは米国、フランス、日本、韓国などの各国と原子力協力協定を結ぶとともに、原子力発電事業の出資者であるポーランド・エネルギー・グループ（PGE）は、海外のエネルギー企業の資本参加を求めて、フランス電力、GE日立ニュークリア・エナジー社、ウェスチングハウス・エレクトリック社との間においてそれぞれ、原子力発電分野での協力に関する覚書を締結しています。

さらに、2010年にはポーランドはOECDの原子力機関であるNEAの29番目の加盟国となり、IAEA基準とEU規則を満たす第3世代原子炉を目指している模様です。

35. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度

Q2

ポーランドの原賠制度

「ウィーン条約の加盟国であるポーランドの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- ポーランドの原賠制度は、2000年11月に制定の原子力法の一部として規定されており、同法は直近では2011年に改正されています。
- ポーランドの現行原賠法では、用語の定義、運転者への責任集中、損害賠償措置の強制、責任限度額、国の補償など、原賠制度の基本的原則が網羅されています。
- ポーランドは1990年にウィーン条約に、2010年に改正ウィーン条約に加盟しました。

解説

ポーランドにおける原子力法は、もともと旧ソ連型の原子力発電所（VVER）の建設計画が着工した1986年に制定されました。しかし、この計画が頓挫した後、2000年11月29日に現行の原子力法が改めて制定され、直近では2011年7月1日に改正されています。現行の原賠制度はこの2000年原子力法の第12章「原子力損害に関わる民事責任」（100条～108条）に規定されており、用語の定義、運転者への責任集中、免責事項、責任限度額（1億5000万SDR＝約237億円）、損害賠償措置、国による補償、除斥期間、裁判管轄権など、原賠制度の基本的な原則がほぼ網羅されています。制度の主な内容は以下の通りです。

100条、100a条（用語の定義）

- ・原子力施設とは船舶、航空機の動力源として以外の原子炉、核物質製造施設・使用済燃料再処理施設、核物質保管施設（輸送時保管を除く）をいう。
- ・原子力損害とは人身損害、財産損害、公共財としての環境損害をいう。これらの損害には、原子力事故の発生後に行う適切な防止措置の費用が含まれる。
- ・運転者は原子力施設を運営するものをいう。
- ・本法律で規定していない場合の原子力損害は民法により賠償される。
- ・公共財とされる環境への原子力損害は当局により執行される回復措置費用を弁済するものとする。

101条（運転者の責任）

- ・原子力損害の唯一の責任は運転者が負う。ただし

戦争や武力紛争の行為によって直接生じる損害は除く。

- ・核物質の輸送中の責任は、荷受人との契約に別途規定がない限り、発送側の原子力施設の運転者にある。
- ・当人の意図的行為により被害を被った損害については、裁判所が運転者の賠償支払いを免除することがある。

102条 (責任限度額)

- ・運転者の責任限度額は1億5000万SDR(約237億円)とする。賠償請求が1億5000万SDRを超過する場合は、運転者は有限責任基金を設置し、この基金の設置・配分の手順は本法律および海事法における海事訴訟の有限責任に関する法規により規制され、その裁判管轄権はワルシャワ地方裁判所にある。

103条 (損害賠償措置)

- ・運転者には原子力損害賠償責任保険の契約が義務付けられる。人身損害が生じた場合、保険による保証総額のうち10%は、財産や環境に与えた損害ではなく生命・身体の損害に充てることとする。
- ・原子力事故の日から5年以内に人身損害に関する賠償請求が、それに充てる金額(保証総額の10%)を超過しなかった場合、残りは財産や環境に与えた損害の賠償請求や、原子力事故の日から10年以内に請求された人身損害の賠償請求に使われる。
- ・運転者ではない個人によって引き起こされた原子力損害で、原子力損害賠償責任保険によって解決されないものは国が保証する。
- ・財務大臣は、関係省庁と図った後に、運転者の賠償措置額を別途定める規定を設ける。(注)
- ・運転者は規定された賠償措置額を保険契約しなければならない。

104条 (賠償の請求)

- ・原子力損害の賠償請求は直接保険者(保険会社)に対して行うこと。その際、保険者は運転者の有する支払制限等の権利を継承する。

105条 (除斥期間)

- ・人身損害の原子力損害賠償請求は出訴期限の法令により制限されない。

- ・財産や環境の原子力損害賠償請求は、被害者が損害と責任者を知った日から3年以内に提出しなければ無効となる。また、それらの賠償請求権は原子力事故の日から10年後に消滅する。
- ・環境損害の損害賠償請求権は環境問題を所管する大臣に付与される。

106条 (裁判管轄権)

- ・ポーランドの国内で発生した原子力事故に起因する原子力損害の場合、賠償請求の裁判管轄権は地方司法裁判所に存する。
- ・ポーランドの国外で発生した原子力事故に起因する原子力損害の場合、裁判管轄権はウィーン条約により定められる裁判所に存する。

107条 (関係法)

- ・本章に記載のない事項については、原子力施設に関わる該当規則により規定される。
- ・本章に記載のない範囲の損害請求は民事法令によって規定される。

108条 (社会保障法)

- ・本章の規定は労働者災害補償や職業病補償の給付金支払の規定を侵害するものではない。

(注) 別途規定・2004年4月の財務大臣「原子力施設の運転者に対する賠償責任保険の強制付保に関わる規則」によれば、賠償措置額は凡そ以下の通り。

- 原子炉：～30MW 40万SDR(約6307万円)
30MW～1億5000万SDR(約237億円)
- 核燃料製造施設 & 核燃料使用施設：
1億5000万SDR(約237億円)
- 使用済燃料貯蔵所(輸送時を除く)：
4万5000SDR(約710万円)
- 放射性廃棄物貯蔵所：2万SDR(約315万円)

ポーランドは1990年にウィーン条約に加盟、2010年には改正ウィーン条約に加盟(2010年9月21日批准、同年12月21日発効)しています。その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約(NPT)、包括的核実験禁止条約(CTBT)、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA保障措置協定(自発的協定)、追加議定書も締結しています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン2010年12月号掲載分をもとに修正)

36. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度

Q1

マレーシアの
原子力開発事情

「天然ガスや石油など、豊富な化石燃料資源を持つマレーシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

A1

- 1972年に原子力応用センター（CRANE）が設立されて以来、マレーシアでは、研究炉や照射施設等を活用し、主に放射線利用の分野を中心とした原子力開発が行われてきました。
- マレーシアは石油、天然ガスなどのエネルギー資源に恵まれており、1980年代後半以降、原子力発電は最後の選択肢と位置づけられてきました。
- 近年は原油価格の高騰や資源枯渇の可能性、CO₂排出量などが考慮されて、原子力発電導入に向けた動きが高まっており、我が国も協力に向けて2010年9月に協力文書を交わしました。

解説

マレーシアでは、1972年に原子力応用センターが設立され、原子力開発がスタートしました。その後、このセンターは原子力研究センターとなり、原子力庁(UTN)に改組され、さらに原子力技術研究所(MINT)と名称変更され、2006年科学技術革新省(MOSTE)の管轄下に原子力庁(ANM)として再編されています。また、規制部門は1985年に原子力許認可委員会(LPTA)として独立しています。

1982年6月には、マレーシア唯一の研究炉であるTRIGA-Mark II炉(TRIGA = Training, Research, Isotope Production and General Atomic)が臨界に達しましたが、原子力発電よりは放射線利用技術を中心として研究開発・商業化が進められました。そのため、マレーシアに原子力発電所はありませんが、医療・農業・製造業・健康及び環境など幅広い産業分野において放射線利用技術が応用されており、特に日本原子力研究所が協力した放射線プロセス技術は東南アジア諸国の中では高い水準にあります。

マレーシアでは1979年～80年に原子力発電利用の可能性を調査し、80年代中盤には原子力発電

導入の基盤作りに着手しましたが、新たなガス田の発見やチェルノブイリ事故があったため、原子力発電は「最後の選択肢」と位置づけられ、2000年以降に必要なに応じて再検討することとされていました。

マレーシアでは、良質な国産原油を輸出に回し、国内で消費する原油を中東から輸入する政策をとっていましたが、2000年代中頃から原油高騰によるエネルギー安全保障や、自国の資源枯渇の可能性(2011～2013年には石油純輸入国になり、2019年までには天然ガス油田が枯渇するとされている)、環境影響等が注目され、原子力発電への関心が再び高まってきています。

マレーシアの2007年の発電燃料構成は天然ガス65%、石炭26%、水力6%、石油3%ですが、マレーシア政府はこれを2020年までにガス33%、石炭36%、水力22%、「原子力と再生可能エネルギー」9%とする方針を発表しています。また、2021年までに2基の原子炉を導入するという計画において、日本、韓国、中国、フランスから炉を選ぶとの意向が示されており、我が国はマレーシアの原子力発電計画のための基盤整備に関して2010年9月に協力文書を交わし、原子力発電導入に向けた協力を進めようとしています。

36. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度

Q2

マレーシアの原賠制度

「以前より研究炉のあるマレーシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- マレーシアの原賠制度は、初の研究炉が臨界に達した2年後の1984年に「原子力エネルギー免許法」の一部として制定されました。
- マレーシアの原賠制度は、無過失責任、責任集中、損害賠償措置、責任限度額、国の補償など、原賠制度の基本的原則がほぼ網羅されています。
- マレーシアは現在、原子力損害賠償に関わる諸条約（パリ／改正パリ条約、ウィーン／改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC））には加盟していません。

解説

「マレーシア国法 法令第304号 1984年原子力エネルギー免許法」は、原子力エネルギーの規制・管理、原子力損害に対する賠償責任に関する基準の確立、ならびにこれらに関わる事項を規定する法律として、マレーシア唯一の研究炉である TRIGA-Mark II が臨界に達した2年後の1984年に制定され、そののち2003年および2008年に改正されています。

マレーシアの原賠制度はこの原子力エネルギー免許法の「第IX部 原子力損害に対する賠償責任（42～66条）」に規定されており、無過失責任、責任集中、損害賠償措置、責任限度額（施行当時の5000万リンギットに相当する額（約51億円））、国の補償（責任限度額を超える場合には、下院の決議による追加資金の拠出可能）など、責任限度額が5000万リンギット（日本の約1/24）であるこ

とを除いては、原賠制度の基本的原則がほぼ網羅されています。

また、「原子力損害」、「原子力事故」、「環境」、「核物質」、「放射性物質」、「放射性廃棄物」等の法律文言の定義は、本免許法の第I部・総則に規定されています。

第IX部の条文概要は以下の通りです。

第42条（「施設運転者」の定義）

- ・監督機関により原子力施設の運転者として免許を受けた者。

第43条（施設運転者の賠償責任）

- ・原子力損害が、施設運転者の原子力施設内で起きた事故、または原子力施設から搬出された核物質、原子力施設に搬入された核物質に関わる事故に起因する場合、施設運転者は原子力損害に対して賠償責任を負う。
- ・マレーシア国外から施設運転者の原子力施設への輸送で国内における事故の場合、または施設運転

者の原子力施設から国外への輸送でマレーシアから出国するまでの事故の場合、施設運転者は原子力損害に対して賠償責任を負う。ただし、核物質の搬出入する国とマレーシアとの間に、これに反する協定または国際条約が存在する場合、施設運転者およびその他の者の賠償責任はその協定、条約によるものとする。

第44条（輸送中の核物質に起因する原子力損害に対する賠償責任）

- ・マレーシア国外から国内の目的地へ輸送中の核物質に起因して、マレーシア国内において原子力事故が発生した場合、核物質が搬出された国の監督機関により核物質の輸送免許を受けた者が、発生した原子力損害に対する賠償責任を負う。
- ・マレーシア国外に向けマレーシアを經由して核物質を輸送する場合、当局の規定する財務保証を確保し、核物質の搬出国の承認証明を当局に提出すること。

第45条（絶対・専属責任）

- ・原子力損害に対する施設運転者の賠償責任は絶対的なものである。特に規定の無い限り、施設運転者以外の者が原子力損害に対して賠償責任を負うことは無い。

第46条（賠償責任の免責）

- ・いかなる者も、武力紛争、戦争行為内戦、暴動、または異常に巨大な自然災害による事故によって生じた原子力損害に対して賠償責任を負わない。
- ・原子力施設自体の損害およびサイト内にある関連施設、核物質の輸送機関の損害に対して賠償責任を負わない。

第47条（求償権）

- ・他の者と交わした契約書に求償権が存在する場合、被害者の故意の場合、および核物質を盗んだ者に原子力損害が生じた場合、施設運転者は求償権を有する。

第48条（環境への原子力損害に関する政府の損害賠償請求）

- ・環境への原子力損害が発生した場合、マレーシア政府、マレーシアの州政府、又はその双方が賠償請求を行う。

第49条（原告の重大な過失または故意）

- ・原子力損害が、損害を被った者の重大な過失又は第三者の故意による場合、裁判所は施設運転者による賠償金の支払いを免除する場合がある。

第50条（本法による以外の賠償責任）

- ・施設運転者が本法46条に基づく賠償責任を負わない核物質の輸送機関に対する原子力損害について、本法以外で負うべき賠償責任はこれを妨げない。

第51条（施設運転者として指定された核物質輸送業者または放射性廃棄物取扱者）

- ・監督機関は、核物質の運送業者または放射性廃棄物の取扱者の要請により、当該施設運転者の同意を得て、それらの者を当該施設運転者に代わる施設運転者として指定することができる。

第52条（賠償責任を負う複数の施設運転者）

- ・複数の原子力施設運転者の賠償責任に関わる原子力損害の場合、損害が合理的に分離不能である場合に限り、関与した全ての施設運転者が連帯責任を負う。

第53条（1件の原子力事故に関わる複数の原子力施設の単一運転者が追うべき賠償責任）

- ・1件の原子力事故に、同一の施設運転者に属する複数の原子力施設が関与する場合、59条（賠償責任の上限）の金額を上限として各原子力施設について賠償責任を負う。

第54条（原子力損害とみなされる非原子力損害）

- ・原子力損害と原子力損害以外の損害などが原子力事故により生じた場合、それらの損害が原子力損害と合理的に分離できない範囲に限り、原子力損害とみなされる。

第55条（運送業者証明書）

- ・施設運転者は、核物質の運送業者に、（賠償措置の）財務保証を提供する証明書を与えなければならない。

第56条（同一サイト内にある複数の原子力施設）

- ・当局は、同一サイト内にある同一施設運転者の複数の原子力施設を、単一の原子力施設と見なすことができる。

第57条（原子力事故の調査）

- ・原子力事故は、直ちに原子力エネルギー委員会に報告しなければならない。
- ・原子力エネルギー委員会は、原子力事故の原因および損害の範囲を調査する。

第58条（検査および処置の強制）

- ・原子力事故の発生後、原子力エネルギー委員会は、放射線に被曝した者に健康診断の受診を求めたり、病院に移送し退院可能になるまで拘留したり、検死を行うなど、適切な措置を下すことができる。

36. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度

- ・これを拒否するなどした者は犯罪となり、刑罰を科される。

第 59 条（賠償責任の上限）

- ・原子力損害に対する施設運転者の賠償責任は、1 件の原子力事故につき、本法施行の時点において 5000 万リングットに相当する額（約 51 億円）を上限とする。
- ・当局は原子力施設の規模・性質、発生した損害の範囲等を考慮し、本法施行の時点において 1200 万リングットに相当する額（約 12 億円）を上限とする範囲で、上記とは異なる賠償金額の上限を定めることができる。

第 60 条（財務保証）

- ・施設運転者等は賠償措置のための財務保証を確保・維持しない限り、当局は原子力施設を運転するための免許、又は核物質を輸出入するための免許を発行しない。

第 61 条（政府による補償）

- ・マレーシア政府は、保険またはその他の財務保証により損害賠償請求を充足しない場合、施設運転者に補償を与え、必要資金を提供することができる。ただし、政府が提供した補償金と、保険又はその他の財務保証の合計額は 1 件の原子力事故につき第 59 条（賠償責任の上限）で定められた上限金額を上回らないものとする。
- ・また、1 件の原子力事故に起因する原子力損害の賠償請求額が上限金額を超えと思われる場合、原子力エネルギー委員会および主務大臣は追加資金拠出報告書を下院に提出し、下院が国益のために必要と見なした場合、決議により追加資金を拠出できる。

第 62 条（裁判手続きへの介入）

- ・マレーシア政府が補償を与える場合、当該賠償訴訟を取扱う裁判所は最終判決前であれば、政府の裁判への介入を認めるものとする。

第 63 条（権利及び訴訟の時効）

- ・本法に基づく損害賠償請求権は、原子力事故の発

生日から 20 年で消滅するものとする。訴訟は被害者が損害を知ってから 20 年以内に起こさない限り認められない。

第 64 条（盗難、紛失、投棄、または廃棄された核物質に関する時効）

- ・原子力損害が、盗難・紛失・投棄・廃棄された核物質による原子力事故の場合、63 条（権利及び訴訟の時効）に基づき損害賠償請求訴訟を起こす期間は、盗難・紛失・投棄・廃棄された日ではなく、原子力事故の日から起算される。

第 65 条（請求額が上限金額を超える場合）

- ・原子力損害額が 59 条（賠償責任の上限）の上限を超え、マレーシア政府が 61 条による補償を行うときは、政府の申請により、管轄裁判所は補償金の公平な配分を保証するために必要な命令を下すものとする。

第 66 条（適用の除外）

- ・他の法律による賠償請求権を妨げることなく、当局はリスクが小範囲であると認める場合、少量の放射性物質、核物質等の物質に関して、第 IX 部の規定から除外することができる。

なお、マレーシアは原子力損害賠償に関わる諸条約（パリ/改正パリ条約、ウィーン/改正ウィーン条約、補完基金条約（CSC））には加盟していません。

また、その他原子力関係国際条約への加盟については、

- ・原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、IAEA 保障措置協定（追加議定書は署名のみ）に加盟
- ・原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約、核物質防護条約には非加盟

という状況にあります。

Q1

インドネシアの
原子力開発事情

「エネルギー資源の輸出国として知られるインドネシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

A1

- インドネシアは豊富なエネルギー資源を持つ国として知られていますが、今後の資源枯渇やエネルギー需要増を考慮すると、資源量は必ずしも十分であるとは言えません。
- インドネシアは早い段階から原子力全般に渡る研究開発に力を注いできており、その歴史や規模は ASEAN 随一です。
- インドネシアはこれまでに何度か原子力発電所導入の計画を立ててきましたが、最終的には中止や無期延期となり、未だ導入には至っていません。
- 近年の計画では 2016 年頃にムリア半島で初号機を運転開始、2025 年に合計 4 基 4GW を導入するとされていますが、事業としての取り組みは遅れています。
- インドネシアの原子力発電計画に対する我が国を始め、韓国、フランス、ロシア、米国等の働き掛けは活発な状況にあります。

解説

インドネシアは石油、天然ガス、石炭などのエネルギー資源を輸出しており、豊富な資源を持つ国として知られていますが、石油の生産量は年々減少し、2004年以降は石油の輸入量が輸出量を上回っています。また、世界第4位となる2億3000万人の人口を抱えており、今後も電力需要が大幅に増加することが見込まれていることから、インドネシアの資源量は十分なものとは言えません。

インドネシアの初代大統領スカルノ、第2代大統領スハルトは、先進国への仲間入りの条件の一つとして原子力利用が必要と考え、早くから原子力研究開発に力を入れてきたため、その歴史や規模はASEAN随一となっています。

インドネシアの原子力研究開発は1954年に実施した太平洋上の原水爆実験の影響調査に始まり、58年には原子力諮問委員会と原子力研究所（後に原子力庁BATANに改組）を設置、64年には原子力法と原子力規制法を制定し、65年には初の研究炉であるTRIGA-Mark II炉（250kW）を完成させました。その他にも30MWのプール型多目的研究炉（RSG-GAS炉）や100kWの教育訓練用研究炉などを持っており、放射線の農業・医療利用、原子力エネルギー利用、放射性廃棄物の管理技術開発、処理事業など、原子力全般に関する研究開発を行っています。

インドネシアは1971年にBATANがIAEAの援助の下で原子力発電導入調査を行ったのをはじめ、これまでに何度か原子力発電所導入の計画を立ててきましたが、86年のチェルノブイリ事故を契機に中止となったり、また97年には政治的不安定

により無期限の延期となったため、現在まで導入には至っていません。しかしながら、法整備の面では1997年4月に新たに成立した原子力エネルギー法では、原子力施設で原子力損害が生じた場合の原子力施設の運転者に対する損害賠償責任、BATANから新たな原子力規制機関を独立させる、原子力発電所の建設に関わる諮問機関を設置する等が規定されました。

その後にIAEAの協力を得て行ったインドネシア政府の研究により、「環境保護と急増する電力需要に対処するためには2015年頃には原子力発電導入が必要」との評価結果等を踏まえ、2002年頃から原子力発電導入の動きが再浮上しており、エネルギー関連法令において原子力発電の位置づけを明確にするなど、エネルギー政策として原子力導入計画を進めてきました。

BATANによる導入計画では、建設予定地はジャワ島中部北岸のムリア半島とし、2016年頃に初号機を運転開始、2025年に合計4基4GWの原子力発電を導入することとなっていますが、導入決定に対する大統領の躊躇もあり、事業としての取り組みは遅れています。

インドネシアの原子力発電計画に対する売り込みには、我が国を始めとして官民一体となった韓国、フランスやロシア、米国、カナダなどの積極的な働き掛けが見られます。我が国のインドネシアへの関わりは1980年代半ばから始まり、2007年には経済産業省とインドネシア・エネルギー鉱物資源省との間で原子力発電導入における協力覚書（MOC）が締結され、2009年には経産省による「原子力導入基盤整備事業」が開始されています。

Q2

インドネシアの原賠制度

「研究炉のあるインドネシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

A2

- インドネシアでは 1964 年に原子力エネルギー法、原子力規制法が制定され、その後 1997 年に現行原子力エネルギー法が制定されたのをはじめとして、関係法令が整備されました。
- インドネシアの原賠制度は原子力エネルギー法（1997 年第 10 号法令）に規定されており、原賠制度の基本的原則を備えていますが、国の措置や援助に関する規定はありません。
- インドネシアは 1997 年に改正ウィーン条約と補完基金条約（CSC）に署名しています。

解説

インドネシアでは TRIGA-Mark II 研究炉が臨界を迎えた 1964 年に原子力エネルギー法と原子力規制法が制定されました。その後、原子力発電の導入に向けて 1997 年に原子力エネルギー法が改定されたのをはじめ、核物質輸送安全法、放射性廃棄物管理法、原子炉許認可法などが整備され、2006 年には原子炉規制法も改定されました。原子力規制庁（BAPETEN）は 2012 年までに原子力発電に関連する法規の整備完了が要求されています。

インドネシアの原賠制度は 1997 年に改正された原子力エネルギー法（1997 年第 10 号法令）の「第 VII 章 原子力損害に対する賠償責任（第 28 条～第 40 条）」に規定されており、無過失責任、責任集中、損害賠償措置、責任限度額（9000 億ルピアから現

在 4 兆ルピア（約 350 億円）に引上げ）など、原賠制度の基本的原則を備えていますが、損害額が賠償措置額を超えた場合や、運転者の免責事項に該当する場合の、国の措置や援助に関する規定はありません。

なお、インドネシアは IAEA における 1997 年の改正ウィーン条約や補完基金条約（CSC）の採択に合わせて両条約に署名していますが、批准には至っていません。その他の国際枠組みとしては、原子力安全条約、使用済み燃料安全管理・放射性廃棄物安全管理合同条約（署名のみ）、原子力事故早期通報条約、原子力事故または放射線緊急事態における援助条約、核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）（署名のみ）、核物質防護条約改定条約に加盟しており、IAEA 保障措置協定、追加議定書も締結しています。

原子力損害に対する賠償責任は原子力エネルギー法の第 VII 章（28～40 条）に規定されています。また、用語の定義等は第 I 章に規定されています。

原子力エネルギー法（法律番号 1997 年第 10 号）

第 I 章 一般条項

第 1 条（用語の定義）

- ・「原子力エネルギー活動」、「原子力エネルギー」、「電離放射線」、「利用」、「核物質」、「放射性鉱石」、「核燃料」、「放射性廃棄物」、「放射性物質」、「放射性廃棄物管理」、「放射性同位元素」、「原子力施設」、「原子炉」、「デコミッショニング」、「原子力事故」、「原子力損害」、「原子力施設の運転者」、「第三者」の用語に関する定義が規定されている。

主な用語については次の通り。

- ・「核物質」とは、核分裂の持続的連鎖反応によりエネルギーを生み出す物質、もしくはその連鎖反応を起こす物質に変化することの出来る物質をいう。
- ・「原子力施設」とは、原子炉、ウランウムの精製、変換、濃縮の施設、使用済み燃料の再処理施設、核燃料および使用済み燃料の貯蔵施設をいう。
- ・「原子力事故」とは、原子力損害を生じた出来事をいう。
- ・「原子力損害」とは、核燃料の臨界により生じた放射線、もしくは毒性、爆発性、その他の危険性に起因する人命の損失、身体障害、資産の損傷、環境汚染、環境損害をいい、予防措置や環境損害の修復の結果による損失を含む。
- ・「原子力施設の運転者」とは、原子力施設の運転に責任を負う個人または法人をいう。
- ・「第三者」とは、原子力損害を被った者で、原子力施設の運転者、同施設における従事者を除く。

第 2 条（核物質の範囲および規制・管理）

- ・核物質とは「核物質の鉱石」、「核燃料」、「使用済み核燃料」をいう。
- ・核物質は国により認可され、その利用は政府によって規制・管理される。

第 VII 章 原子力損害に対する賠償責任

第 28 条（施設運転者の賠償責任）

- ・原子力施設の運転者は原子力事故によって第三者が被った損害に対して賠償責任を負う。

第 29 条（荷主の賠償責任）

- ・核燃料等の輸送中に原子力損害が発生した場合は、原子力施設の運転者である荷主（発送人）が賠償責任を負う。
- ・荷主は契約書により原子力施設の運転者である荷受人（受取人）または運送業者に賠償責任を移転することができる。

第 30 条（複数運転者の賠償責任）

- ・28 条に基づく原子力損害が複数の運転者の賠償責任にかかわる場合、各運転者に起因する損害を合

理的に分離することが出来ない限り、当該複数の運転者が連帯して責任を負う。

- ・上記の場合の各運転者の賠償責任は、それぞれの賠償責任額の上限を超えないものとする。

第 31 条（1 サイト内の複数施設の賠償責任）

- ・1 サイトに複数の原子力施設がある場所で、同一運転者による運営がなされている状況の下、原子力事故が発生した場合、運転者はいずれの施設で生じた損害にも賠償責任を負う。

第 32 条（運転者の免責事項）

- ・武力紛争もしくは規制当局が定める安全基準を超える巨大な自然災害に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に対して、運転者は賠償責任を負わない。

第 33 条（第三者の故意による損害）

- ・原子力損害が、損害を被った第三者の故意によって生じたことを運転者が立証できる場合、運転者は賠償金支払い義務を免除される場合がある。
- ・運転者は、原子力損害を引き起こす意図をもって行動した第三者に対し、求償権を有する。

第 34 条（賠償責任の上限）

- ・運転者の賠償責任の上限は、原子力施設においても輸送中においても、1 件の原子力事故について 9000 億ルピア（約 79 億円）とする。なお、賠償限度額の上限は 2009 年 4 月に 4 兆ルピア（約 350 億円）に増額されている。
 - ・賠償責任額は上記の下で大統領令によって定めるものとする。
 - ・上記限度額に、利息および裁判所に支払うべき費用は含まれない。
 - ・賠償責任の上限は、政府規則によって変更される場合がある。

第 35 条（損害賠償措置）

- ・運転者は 34 条に基づき賠償責任額を保険またはその他の財務保証により保証する義務を負う。
- ・輸送の場合、上記規定は荷受人や運送業者にも適用される。
- ・1 サイトに複数の原子力施設が存在する場合、運転者は自らの管理下にある全ての施設について責任を負う。

第 36 条（賠償責任額の維持）

- ・保険金額が原子力損害の補償により減額された場合、運転者は 34 条に基づく保険金額を維持する（復元する）義務を負う。
- ・保険証券が満期となった場合、またはその他の理由で無効となった場合、運転者は直ちに保険証券を更新する義務を負う。
- ・運転者が上記に従い保険証券を更新せず、その後に損害が発生した場合も、運転者は第 34 条および第 35 条に基づく賠償責任を負う。

第 37 条（政府機関の原子力施設の賠償措置）

- ・第 35 条に基づく賠償措置の規定は、国営会社ではない政府機関の原子力施設には適用されない。（賠償措置は必要ないものの賠償責任は国が負うこととなる。）
- ・上記に基づく原子力損害に対する賠償は、大統領令によって規定される。

第 38 条（保険会社の支払い義務）

- ・保険会社は規制当局が原子力事故発生の日から 7 日以内に賠償金を支払う義務を負う。
- ・原子力事故発生の日から 3 日以内に発行される。

第 39 条（損害賠償請求権）

- ・原子力損害による損害賠償を請求する権利は、第 38 条に従い規制当局が発行した日から 30

年以内に請求が起こされなかった場合に無効となる。

- ・ 事故当時、盗難、紛失または廃棄されていた核燃料に伴う原子力事故によって原子力損害が発生した場合、上記に基づく原子力損害賠償請求期間は、いかなる場合も盗難、紛失または投棄の日から40年を超えないものとする。
- ・ 損害賠償請求権は上記に基づき定められた期間を超えないことを条件として、原子力損害を被った者が原子力損害および運転者を知った日または知るはずであった日から3年以内に行使しなければならない。

第40条 (管轄裁判所)

- ・ 39条に基づき損害賠償請求権を審査し、判決を下す司法権を有する管轄裁判所は次の通りとする。
 - ・ 原子力事故が発生した管轄区域内の裁判所、または
 - ・ インドネシア共和国の領土外における核燃料または使用済み核燃料の輸送中に発生した原子力事故についてはジャカルタ中央裁判所

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

38. アラブ首長国連邦 (UAE)、トルコ、カザフスタンの原賠制度

1. アラブ首長国連邦 (UAE)

- 原子力損害賠償に関する規定は、UAE 連邦法 2009 年第 6 号の原子力平和利用法 (a Federal Law by Decree No.6 of 2009 concerning the Peaceful Uses of Nuclear Energy) の第 10 章「民事責任と罰則」の 57 条に定められています。
 - ・ 原子力損害に係る民事責任は、国の締結した国際条約や協定及びこれらに関連する法令に基づいて決定される。
 - ・ 原子力運営者 (the Operator) は、原子力施設の操業に関し、人身及び財物に生じた如何なる損害に係る賠償責任も負う。
- UAE は、2012 年 5 月に改正ウィーン条約を批准し、さらに 2012 年 8 月にジョイント・プロトコールにも批准しています。
- その後、UAE は、最初の原子力発電所バカラ 1 号機が 2012 年 7 月に建設着工 (2017 年に操業開始の予定) したことを受けて、2012 年 10 月に IAEA の協力の下で国際基準に沿って策定した新たな原子力賠償法案を公表しています。
 - ・ 原子力施設運営者は、原子力事故により生じた原子力損害に対する責任を無過失かつ集中して負い、その責任限度は凡そ 25 億 UAE ディルハム (約 692 億円) 若しくは 6 億 9400 万ドルに相当する 4 億 5000 万 SDR (約 710 億円) とする。
 - ・ 運営者は、4 億 5000 万 SDR まで保険若しくはその他の資金的保証を義務付けられている。

2. トルコ

- トルコはパリ条約及びジョイントプロトコールに加盟していますが、改正パリ条約 (未発効) については、署名しているものの未批准の状況にあり、批准に向けて国内法の整備が進められています。
- 原子力損害賠償に係る規定は、2007 年 11 月に制定された「原子力発電所の建設及び操業に関する法律 No.5710」の 5 条 (認可・許可・責任) に僅かながら見られます。
 - ・ 企業 (原子力発電所を建設、電気を発電及び販売する会社) は原子力発電所の建設中に生じた如何なる損害の賠償に対する保険を付保する必要があり、加えて企業は、原子力発電所の操業中に生じる輸送、貯蔵、廃棄物の廃棄に係るあらゆる費用や原子力発電所の稼働の最終段階における廃炉に係る費用に対処するため、1 kWh 当たり 0.15 セントの分担金を義務付けられる (5 条 4 項)。
 - ・ 放射性物質及び放射性廃棄物の輸送中、若しくは原子力発電所において、原子力事故が発生した場合、パリ条約及び改正条約やその他の国内法及び国際条約の規定が適用される (5 条 5 項)。
また、1983 年 12 月 19 日の法令 No.83 / 74045 において、原子力施設の運営者は保険若しくはその他の資金的保証を強制されています。
- さらに、2013 年には原子力損害賠償に関する特別法が検討されており、早晩、制定されるものと予想されます。

3. カザフスタン

- カザフスタンの原子力損害賠償に係る規定は、原子力利用法 (1997 年 4 月 17 日制定) の一部に規定されています。この利用法は、原子力利用分野における公共に関わる法律上の根拠、原則を明示し、国民の健康・生命の保護、環境の保全、核不拡散や放射線安全の確保を目的としています。

- この法律は、7章25条から構成されており、第1章「総則」、2章「原子力利用分野に係る国の組織」、3章「原子力利用の活動に係る条件」、4章「原子力利用分野における物品及び用役の輸出入」、5章「国民・公共団体・組織の権利・義務」、6章「原子力利用分野に係る権利侵害法上の責任」、7章「国際条約」となっています。
- この法律の原子力損害賠償に係る規定の主な内容は次の通りです。
 - ・ 原子力施設の運営者は、核物質の適切な取扱いのみならず、施設の安全、電離放射線源、設置場所に関して、全面的な責任を負う（18条1項）。
 - ・ 運営者は、原子力施設を利用する活動の全ての段階で安全を確保するため、十分な資金、資材、技術、人材を要請される。運営者は、原子力施設等の操業停止、地域の再耕作、放射性廃棄物の埋設、緊急事態による移転、及び国民・団体の財産のみならず国民の健康・生命や環境損害の賠償のために、諸対策を計画し、資金を準備しなければならない（18条2項）。
 - ・ 運営者は、原子力を利用する設備の担当者が受けた個人の線量を記録し、賠償の権利の行使を確保する（18条3項）。
 - ・ 国民・公共団体・企業は、原子力事故、放射線事故によって生じた損害に関し、その事故の責任を負う運営者によって賠償される権利を有する（21条）。
 - ・ 原子力利用分野の権利侵害に関する法令・規則等に係る国民及び官吏の有罪や事故につながる設定条件及び必須条件は、国の法律に従い責任を決定される（23条1項）。
 - ・ 原子力利用の事柄に関し、偽り情報の拡大のみならず、情報提供の不公正な拒絶、情報の意図的歪曲や隠匿に対して、公的組織やメディアを含む、組織の首脳は法律に従って責任を負うものとする（23条2項）。
 - ・ 原子力利用の規定の適用の問題に関する紛争は、裁判所により裁定される（23条3項）。
 - ・ 国の所管部署による解決は、国の法律に基づく命令に対して上訴できる。上訴の申立は国の所管部署により執られた解決の効果を停止できない（23条4項）。
 - ・ 原子力施設の誤操作の結果、国民の死亡のみならず健康に生じた損害は、国の法令に基づき考察された犠牲者、医療看護費、利益の損害につき、責任を負う運営者によって全面的な賠償がなされる（24条1項）。
 - ・ 被害者は、原子力設備の誤操作の責任を負う者に対して、財物損害や出費及び救助・移転等に関わる全面的な賠償を法令に基づいて請求する権利を有する（24条2項）。
 - ・ 原子力設備の誤操作の責任を負う者については、土地の再耕作や土壌の自然肥沃度の回復に係る費用を含め、土地、水、植物相、動物相に生じた損害に対する賠償を定めた規定による（24条3項）。
 - ・ 国が批准した国際条約の規定が国内法に制定した規定と異なる場合、国際条約の規定が適用される（25条）。
- カザフスタンはウィーン条約及び改正ウィーン条約に加盟しています。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

国際枠組み編

近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度

- 39. 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度

原子力損害賠償に関する国際条約

- 40. 原子力損害賠償に関する国際条約
- 41. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）
- 42. パリ条約
- 43. ウィーン条約
- 44. ジョイントプロトコールとブラッセル補足条約

Q1

近隣諸国・地域の
原賠制度

「日本周辺の原子力発電国・
地域の原賠制度はどのよう
になっていますか？」

A1

- 日本周辺で原子力発電を行っている韓国、中国、台湾は日本と同じような原賠制度を持っています。
- 日本の制度と違う点は主に以下の点です。
 - ▽事業者の責任が有限であること
 - ▽賠償措置の金額が違うこと（日本より相当に低額）
 - ▽政府補償が有限であること（中国のみが有限）
 - ▽免責事項が違うこと（韓国では異常に巨大な天災も有責）

解 説

韓国、中国、台湾の周辺国・地域は日本の原賠法と同様に、無過失責任、事業者への責任集中、賠償措置の強制、国家補償等を備えた原賠制度を持っていますが、制度の内容を細かく見ていくと下記のような相違点があります。

●韓国

原賠制度は原子力損害の賠償法として定められています。賠償措置額は500億ウォン（約48億円）ですが、事業者の責任は3億SDR（約473億円）をもって有限責任となります。賠償措置額を超えて事業者が損害賠償を行えない場合には、国が事業者に必要な援助を行います。事業者が免責となるのは「国家間の武力衝突、敵対行為、内乱または反乱による場合」のみであり、「異常に巨大な天災の場合」は免責事項となりません。

●中国

原賠制度は「國務院第三者核責任処理問題に関する回答（1986年および2007年）」の中に規定されていますが、法律として定められていません。現在賠償措置額は3億元（約50億円）であり、この額をもって事業者の責任限度額となります。損害額が賠償措置額を超過した場合は政府が援助することになっていますが、その限度額は8億元（約132億円）までに限られています。また、「武力衝突、敵対行為、内乱あるいは暴動によって生じる場合」について、運営者は免責となります。

●台湾

原賠制度は原子力損害賠償法として定められています。賠償措置額は42億台湾ドル（約141億円）であり、この額をもって事業者の責任限度額となります。損害額が賠償措置額を超過した場合は政府が貸付を行うことになっています。事業者の責任は「国際武力紛争、戦争行為、国内暴動、または巨大な自然災害に直接起因する場合」は免責となります。

Q2

周辺国との間の 越境損害

「日本で起こした原子力
事故によって韓国に損害
が及んだ場合、賠償はど
のようになりますか？」

A2

韓国の民事法令は日本と同様と想定されるため、以下のように考えられます。

- 日本、韓国のどちらにおいても裁判をすることが認められます。
- 日本の法廷では日本の原賠法が、韓国の法廷では韓国の民法（韓国の原賠法でなく、一般の不法行為法）が適用されます。
- 韓国法廷における判決に対しても、日本の民事訴訟法および民事執行法が適用されて、損害賠償の弁済が執行されます。
- 賠償金の算定基準は裁判を行った国の基準が採用されます。

39. 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度

解 説

国境を越えた損害賠償の裁判など、自国と他国の法律がぶつかりあう部分については、各国において渉外的な私法関係を決めるための法律があり、これを国際私法といいます。

国際裁判管轄権については、条約等で定めている場合を除けば国際的な取り決めがあるわけではなく、各国が法律により独自に決める問題です。我が国には国際裁判管轄権を規定した法律がなく、判例によって規範が定立されていましたが、2011年に民事訴訟法及び民事保全法が改正され、国際裁判管轄権の明文化により、裁判が可能な場所（国）は次の3通りと考えられます。

・ 被告の所在地（日本）

根拠：民訴法第3条の2に規定され、日本の裁判所は被告の住所、事務所が日本国内にあるとき管轄権を有するとされる。

・ 事故発生地（日本）

根拠：民訴法第3条の3第8号に規定され、不法行為があった地（事故発生地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起できるとされる。

・ 損害発生地（韓国）

根拠：韓国の国際私法第2条において、国際裁判管轄権は、「実質的な関連の原則」により国内法の管轄規定を斟酌して判断されると規定されて

おり、不法行為の結果発生地（損害発生地）として韓国の裁判所にも管轄が認められる。

準拠法については、この場合に適用される日本の法律は、法の適用に関する通則法第17条「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による」から類推して、損害発生地の法律が適用されるのが一般的ですが、各国の原賠制度は自国内の原子力事業者を対象としているため外国の原子力事業者が加害者となるような越境損害には適用できず、他国で事故が発生した場合は一般の不法行為法、自国で事故が発生した場合は原賠法が適用されます。

なお、韓国の国際私法では、不法行為の準拠法を不法行為地法（判例により加害行為地及び結果発生地とされる）としており、加害行為地と結果発生地が異なる国の場合、いずれかの国の準拠法となりますが、本件では不法行為の結果発生地が韓国であることから、韓国の裁判所は結果発生地である韓国法を準拠法として採用する可能性が大きいと思われる。

また他国の裁判所の判決の執行は、民事訴訟法118条（外国裁判所の確定判決の効力）、民事執行法第24条3項及び民事保全法第11条などの規定に則って執行されることとなります。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

【近隣諸国・地域の原賠制度比較表】

国・地域名		日本	韓国	台湾	中国	
原子力損害賠償条約締結状況		未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	
原賠法 (中国は 国务院回答)	事業者責任	有限・無限	無限	有限	有限	
		責任限度額	—	3億SDR (約473億円)	賠償措置額と同額	賠償措置額と同額
	賠償措置額	原通貨	1,200億円	500億ウォン	42億台湾ドル (150億台湾ドルに 変更される見込み)	3億元
		円貨	1,200億円	約48億円	約141億円 (約503億円)	約50億円
		小額特例措置	有	有	有	有
	政府補償・援助	有・無	有	有	有	有
		内容	損害額の賠償措置額 超過時は、必要と認 める場合に援助	損害額の賠償措置額 超過時は、必要と認 める場合に援助	措置額超過時 には貸付	損害額の賠償措置額 超過時は援助
		限度額	—	—	—	8億元 (約132億円)
	免責事項		社会的動乱、異常に 巨大な天災地変	国家間の武力衝突、 敵対行為、内戦また は反乱	国際武力紛争、敵対 行為、国内暴動、ま たは巨大な自然災害	武力衝突、敵対行為、 内戦または反乱
	原子炉基数 (2013年 1月1日現在)	運転中	50基	23基	6基	15基
建設・計画中		13基	9基	2基	55基	
合計出力		6298万kW	3292万kW	792万kW	7342万kW	

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン 2009年10月号掲載分をもとに修正)

Q1

国際条約の概要

「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」

A1

原子力損害賠償に関する国際条約には次の3系統があります。

- パリ条約、改正パリ条約
- ウィーン条約、改正ウィーン条約
- 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

3系統の国際条約は以下の内容を共通に備えています。

- 原子力損害の範囲
- 原子力事業者の無過失責任及び責任集中
- 賠償責任（責任限度）額の設定
- 損害賠償措置（保険等）の強制
- 専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務
- 賠償請求権の時効（除斥期間）

これらの取り決めによって、条約加盟国の中では原子力損害賠償制度が国際的に有効になり、また賠償の手続きが迅速かつ適切に行われることが期されています。

解 説

原子炉の運転等に関わる事故により大量の放射性物質が放出された場合、特に欧州のように隣国と陸続きの地域では、国境に関係なく原子力損害が広がります。

国境を越えた原子力損害の処理において国際間の取り決めがない場合、責任の所在が定まらないため被害者は損害賠償の請求先が分からず、また、複数の国で多数の裁判が行われることで被告にも多大な負荷がかかるとともに、同様の被害に対して不統一な結果が出るおそれもあり、適切な救済が行われない可能性もあります。この問題に対処するために、事業者への責任集中や裁判管轄権の設定など、原子力損害賠償制度の国際的な共通ルールを定めたもの

が国際条約です。

原子力損害賠償に関する国際条約には、パリ条約（1968年発効）、ウィーン条約（1977年発効）、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC: Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage 1997年採択・未発効）の3系統があり、付随してパリ条約とウィーン条約を連結して保護を拡大するジョイントプロトコール（1992年発効）やパリ条約に関連して責任限度額を超える損害に対して資金を提供するブラッセル条約（2004年採択・未発効）があります。パリ条約、ウィーン条約については現在それぞれ改正議定書（改正パリ条約、改正ウィーン条約）が採択されています。

【各条約の加盟国数、エリア】

パリ条約 (1968年発効)	ウィーン条約 (1977年発効)	補完的補償条約(CSC) (1997年採択、未発効)
英、仏、独、伊等 15カ国 (+スイス)	中東欧、中南米等 40カ国	アルゼンチン、 モロッコ、 ルーマニア、 アメリカ の4カ国が批准
改正パリ条約は スイス、ノルウェーが批准 (2004年採択、未発効)	改正ウィーン条約はアルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニア等12カ国(2003年発効)	
欧州中心 OECD加盟国	中東欧、中南米等 IAEA加盟国中心	日本や韓国が加盟すれば未加盟国の多いアジア地域に広がる可能性がある

(2014年2月28日現在)

これらの国際条約には、原子力損害賠償制度の基本的な原則に加え、事故発生国への専属裁判管轄権の設定や、判決の承認・執行の義務化によって賠償の手続きを確定させ、迅速かつ適切な賠償が行われるような仕組みが定められています。ただし、基本的には同じ条約の加盟国間でなければこれらの仕組

みは適用されないため、周辺諸国と同じ条約に加盟することが大切です。

なお、我が国は国際条約に未加盟ですが、過去の原賠法改正時に国際条約の締結等に係る対応を検討してきており、現在CSCの加盟に向けて調整を行っています。

Q2

国際枠組みに対する
日本の役割

「日本はどのようにして原賠に
関する国際条約に入っ
ていないのですか？」

A2

- 我が国は島国であり越境損害のおそれが比較的少ないこと、原賠制度が十分に充実していること、周辺諸国が条約に加盟していないことなどから、国際条約に直ちに加盟する必要はないとされてきました。
- しかし今後はアジアにおける原子力利用拡大や、日本の原子力産業の国際展開に向けた動き、福島原発事故の発生をふまえ、我が国も国際的な原賠制度の枠組み構築に参加することの重要性を認識し、福島第一原発の廃炉、汚染水対策に知見を有する外国企業が参入する環境を整えるため、CSC に加盟することとなりました。

解 説

日本はこれまで原賠制度に関する国際条約に加盟していません。その理由としては以下のようなものがあります。

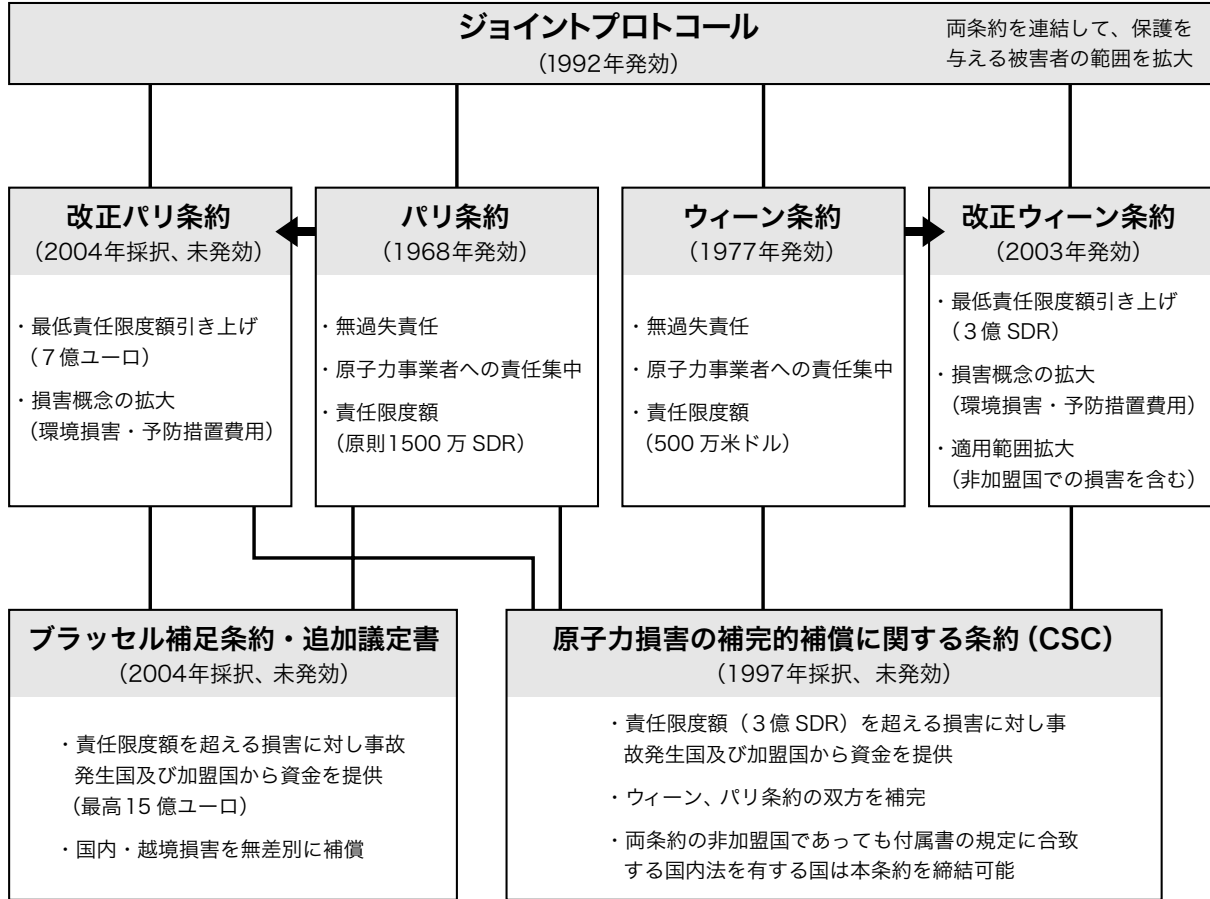
- (1) 我が国には原子力先進国として各条約に比べて遜色ない水準の原子力損害賠償制度があること（我が国の賠償措置額は2010年から1200億円に上げられ、改正パリ条約の最低責任限度額である7億ユーロ＝約975億円、改正ウィーン条約、CSCの最低責任限度額である3億SDR＝約473億円と比べて遜色ないといえる）
- (2) 日本は島国であり他の原子力施設国と陸続きで隣接していないので、万一事故が起こったとしても越境損害に発展する可能性が低いこと
- (3) 近隣の東アジア諸国地域（中国、台湾、韓国など）が国際条約に加盟していないこと
これらの理由から、現時点で国際枠組みに直ちに

参加しなければならない状況にはないとされてきたものです。

しかし、今後東アジア地域では原子力発電所の大規模な新增設が見込まれており（アジア地域では現在9025万kWの原発が運転中、さらに1億1183万kWが建設・計画中）、それに伴って国際輸送の増加も予想されます。原子力プラントメーカーの国境を越えた再編・連携が進んでいることや、米国がCSCを批准したことに加え、福島第一原発の廃炉、汚染水対策に知見を有する外国企業が参入する環境を整えるため、我が国もCSCに加盟することとなり、現在調整が行われています。

また、国際条約は基本的には加盟国間でのみ効力を発揮するため、我が国がアジア地域の原子力先進国として、周辺諸国に対して条約加盟に向けた働きかけをしていくことも大切です。

【原子力損害の賠償に関する国際条約の関係】



(円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる)

41. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

Q1

CSC の特徴

「米国が加盟した CSC とは、
どのような条約ですか？」

A1

- CSC とは、1997 年に IAEA で採択された「原子力損害の補完的補償に関する条約（Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage）」のことですが、2012 年 11 月現在 4 カ国による批准がなされているものの、発効には至っていません。
- パリ条約（改正パリ条約を含む、以下同じ）、ウィーン条約（改正ウィーン条約を含む、以下同じ）と同様に、原子力損害の責任に関する事項を定めた条約ですが、大規模な原子力損害により責任限度額を超えた場合、全締約国が拠出する補完基金により、実際の補償額が底上げされるのが特徴です。
- CSC に加盟するための条件は、パリ条約、又は、ウィーン条約に加盟しているか、もしくは、補完基金条約付属書に規定された一定の内容に適合する国内法の規定が必要です。
- 原子力の新興国にとっては、新たにパリ条約、ウィーン条約に加盟するよりも、比較的加盟しやすい仕組みになっています。そのため、法制度の整備を目指すアジア諸国等にとっては都合の良い条約と言えます。
- また、原子力に関し独自の法制度を既に持っている米国のような国や、原子力賠償法が既に整備されている国にとっても加盟しやすい条約と言えます。

解 説

1. CSC の仕組み

CSC は 1997 年に IAEA で採択された条約で現在未発効ですが、各国の国内法による原子力損害賠償措置を補完する機能を有しています。その仕組みは、原子力事故の発生時に、事故発生国の責任額（原則 3 億 SDR = 約 473 億円に相当します）を超えた場合、すべての加盟国により拠出された補完基金を加えて、より多くの補償額を被害者に対して提供するというもので、世界規模での原子力損害賠償の枠組み構築を目指すものです。

この補完基金の資金は、加盟各国の原子力設備容量および国連分担金割合に応じて算出されます。したがって、加盟国が増加するほど、その資金は増加し、大規模な原子力事故への備えとなります。なお、我が国が現時点で加盟する場合には、その拠出金額（分担金）はおおよそ 50～70 億円とされています。

2. CSC の特徴

パリ条約やウィーン条約の加盟国ではない国が CSC に加盟する場合、その条件として「付属書」の規定に適合する国内法を要求することが CSC の特徴の一つです。CSC 及びその付属書では、パリ条約、ウィーン条約と同様に、文言の定義、適用の範囲、原子力損害の範囲、原子力事業者の無過失責任及び責任集中、賠償責任額の設定、国の資金的保証、損害賠償措置の強制、専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務、求償権の時効、原子力事業者の求償権といった原子力損害の責任に関する基本的原則を定めています。

主な事項につき、CSC と改正ウィーン、改正パリを比較すると、次に集約されます。

- ① 原子力損害の範囲：環境損害や損害防止費用等を含めた損害範囲であり、改正パリ条約や改正ウィーン条約と殆ど差異はありません。
- ② 原子力事業者の免責事由：異常な性質の巨大な天災地変による原子力損害の責任は免責とされ

ており、これが有責とされている改正パリ条約、改正ウィーン条約と大きく違っています。

- ③ 責任額：事業者の責任額は原則 3 億 SDR（約 473 億円）を下回らない額とされ、これに不足する額は公的資金により補償されることとなりますが、この責任額は改正ウィーン条約と同様で、改正パリ条約の 7 億ユーロ（約 975 億円）よりも大幅に少なく設定されています。
- ④ 裁判管轄権：裁判管轄権は原子力事故の発生した締約国の裁判所に専属し、両条約と同じです。
- ⑤ 補完基金：各加盟国の拠出金は、施設国の原子力設備容量比例する額と原子力設備容量比例の 10% を締約国の国連分担金負担率により配分した額の合計額となります。我が国が加盟した場合の拠出金（補完基金分担金額）については、50～70 億円程度とされています。

上記を総合すると、CSC は、アジアにおいて原子力発電所を持つ韓国、中国（法律未整備）、台湾、日本にとっては勿論、および、新規の原子力導入予定の諸国にも加盟しやすい条約であるといえます。

さらに、付属書に米国の法制を考慮した事項を設け、同国が加盟できるよう配慮されています。原子力損害賠償条約では原子力事業者の無過失責任と責任集中が原則事項とされていますが、米国の原子力賠償法であるプライス・アンダーソン法では、こうした法的原則はとられていません。そこで CSC では付属書においてこうした配慮がなされています。但し米国の法制においては、事業者への責任の集中は、経済的な責任の集中となる仕組みになっており、被害者が迅速・公平な救済を得られるようになっています。

インドは、国内法として「原子力損害に関する民事責任法」を 2010 年 9 月に制定し、同年 10 月 CSC に署名していますが、2014 年 2 月現在批准していません。

またカナダは、2013 年 12 月に CSC に署名し、この批准に向けて国内法の改正を進めています。

(円換算は 2014 年 2 月 28 日の為替レートによる)

41. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

Q2

CSC 加盟を目指す理由

「いま、日本が CSC に注目しているのは何故ですか？」

A2

- CSC は、改正パリ条約、改正ウィーン条約に比べて、いくつかの事項（免責事由、除斥期間など）において、日本の原賠法と親和性があります。
- アジア周辺諸国が比較的加盟しやすい内容であり、アジア周辺地域において国際的な原子力損害賠償体制を構築できる可能性があります。
- 日本と原子力ビジネスでつながりの深い米国が CSC に加盟したことは、日本が加盟する場合の方向性と一致しており、また、日本が原子力プラント等の輸出する原子力新興国において、当該国が国内の原子力賠償制度の構築および賠償条約への加盟を並行して行なえることの条件に最適と判断されます。
- 2013 年 10 月には、日本の外務大臣が米国のエネルギー省長官との会談で、福島第一原発の廃炉や汚染水対策に知見を有する外国企業の参入の環境を整えるため、日本が CSC を締結する方針を伝達し、今後調整を行っていくとされています。
- ただし、我が国が CSC に加盟するためには、いくつかの解決しなければならない課題があります。

解説

我が国が原子力損害賠償に関する国際条約の加盟を想定したとき、前掲 Q1 の回答 (A1) で述べたとおり、制度上の整合や国際的な状況から判断して、CSC を念頭に置くのが現実的とされてきました。

まず、我が国の制度との間に大きな相違がないことが重要であることから、次の 2 点が挙げられます。

- ① 我が国では、CSC と同様に、異常に巨大な天災地変や社会的動乱の際には事業者が賠償責任を負わないことになっていますが、改正パリ条約、改正ウィーン条約では、いかなる天災地変も免責になりません。
- ② 除斥期間については、我が国の法制度上では「不法行為の時から 20 年」と定められていますが、改正パリ条約、改正ウィーン条約では「死亡または身体の障害は原子力事故の日から 30 年、その他の損害は原子力事故の日から 10 年」であり、CSC では「原子力事故の日から 10 年（賠償措置・国の補償が 10 年より長い期間整備されている場合は、その期間でも可）」となっており、CSC との問題は生じません。

国際的な枠組みの視点からも、パリ条約・改正パリ条約は EU 諸国、ウィーン条約・改正ウィーン条約は中東欧・中南米など、いずれも我が国との地理的關係が薄い国々が主な加盟国であるのに対して、CSC では、越境損害の可能性のある韓国、中国、台湾の既設国・地域、や新規導入の予定される東南アジア諸国および既批准国の米国を対象とした環太平洋諸国にまで、日本と同じ枠組みに入ることが期待されます。

以上のことから、CSC への加盟が、改正パリ条約・改正ウィーン条約への加盟より、条件的に有利と判断される状況にあるものと思われます。

しかしながら、我が国が CSC に加盟するためには、原子力損害の定義、拋出金の負担・支払・受取のための仕組や体制、裁判管轄権の法的問題や更には今般の福島原発事故に係る問題など、いくつかの解決しなければならない課題があり、まずは、これらの解決に向けての論議を進めるとともに、東アジアの既存施設の国地域での実現に向けた国際的な話し合いを行うことが大切でしょう。

41. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

Q3

CSC の規定事項

「原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）にはどのような事項が規定されていますか？」

A3

- 1997年にIAEAで採択された「原子力損害の補完的補償に関する条約」（Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage：以下CSC）は、原子力損害の補償に関する国内法による措置を、補償額を拡大する観点から補完し、世界的な責任制度を構築するための条約ですが、未だ発効に至っていません。
- CSCには、用語の定義、目的、適用範囲のほか、資金的保証、負担金の計算方法、資金の割当方法、裁判管轄権、準拠法などが規定されています。
- CSCには、条約そのものと不可分の一部をなす付属書があります。

解説

原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) は、ウィーン条約及びパリ条約並びにこれらの条約と矛盾しない諸原則をもつ国内法による措置 (付属書に規定) を認識し、その補償額を拡大する観点からその措置を補完・強化し、世界的な責任制度を構築するための協定であることが、条約の冒頭に記されています。CSC が規定する具体的な事項は以下の通りです。なお、CSC には以下の事項を規定する条約そのものと不可分の一部をなす付属書があり、これがこの条約の重要な役割を果たしています (Q4 を参照)。

第 1 条 (用語の定義)

「ウィーン条約」「パリ条約」「特別引出権 (SDR)」「原子炉」「施設国」「原子力損害」「回復措置」「防止措置」「原子力事故」「原子力設備容量」「管轄裁判所の法」「合理的な措置」について用語が定義されており、本条約をよく理解するための重要な事項です。

第 2 条 (目的及び適用)

ウィーン条約、パリ条約、CSC 付属書のいずれかに適合する国内法による補償制度を補完することを目的とした条約であることが記されています。

第 3 条 (保証)

原子力損害の補償資金について、施設国は、3 億 SDR (約 473 億円) もしくは 3 億 SDR より高額な額 (登録額) を利用可能となるよう確保しなければならないこと、加えて 4 条に規定される拠出金額を利用可能となるようにしなければならないこと、補償は国籍等により差別することなく公平に分配しなければならないことなどが規定されています。

第 4 条 (負担金の計算)

締約国の拠出金に関する計算基準は締約国の原子力設備容量と、評価国連分負担金割合をもとに計算されます。(現在の CSC 批准国 (アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国) に日本と周辺国 (中国、韓国) が加わった場合、日本の分担金は 44,343,796SDR (約 70 億円) となります。)

第 5 条 (地理的適用範囲)

締約国による補完基金が提供される原子力損害の範囲について、締約国の領域内で生じた原子力損害、締約国の領域外の海域・海域上空で生じた原子力損害で締約国の国民が被ったもの、などの適用範囲が規定されています。

第 6 条 (原子力損害の通報)

裁判管轄権を有する締約国は、原子力事故によって生じた損害が 3 億 SDR もしくは登録額を超えるおそれがあり、補完基金の拠出が要求されるべきことが判明したときには、他の締約国に対して当該原子力事故を通報しなければならないことなどが規定されています。

第 7 条 (資金への拠出請求)

裁判管轄権を有する締約国が補完基金を請求できる条件や、締約国が拠出金の支払いを制約なしに承認しなければならないことなどが規定されています。

第 8 条 (原子力施設の目録書)

締約国は、条約の批准書、受諾書、承認書等を寄託する際に、すべての原子力施設の完全な目録を寄託者 (IAEA 事務局長) に対して通知すること、寄託者は目録を維持更新し、少なくとも年 1 回すべての締約国に配布することなどが規定されています。

第 9 条 (求償権)

締約国は、原子力施設の運営者が有する求償権の利益を、補完基金に拠出した締約国が享受できるように法律を作らなければならないことなどが規定されています。

第 10 条 (引出及び手続)

補償のための資金の引出及び配分に関しては裁判管轄権を有する締約国の制度とするとともに、各締約国は補償を受ける権利の行使及び運営者に対する訴訟手続の参加を確保することなどが規定されています。

第 11 条 (資金の割当)

越境損害の場合の補完基金の分配は、その 50%

41. 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC)

は施設国内外で被った原子力損害に、50%は施設の領域外で被った原子力損害に対する賠償のために利用できることが規定されています。

第 12 条 (選択権の行使)

締約国はウィーン条約やパリ条約に定められている権限を行使できること、CSC は締約国がこれら条約の範囲外で規定や協定を設けることを妨げないことなどが規定されています。

第 13 条 (裁判管轄権)

原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、その領域内で原子力事故が発生した締約国の裁判所のみ存することなど、裁判管轄権の決定方法が規定されています。これにより裁判管轄権をもつ締約国は一国に決定されます。また、裁判管轄権を有する裁判所の判決は、各締約国の裁判所の判決と同様に執行できるものとするなどが規定されています。

第 14 条 (準拠法)

一つの原子力事故に対しては、ウィーン条約、パリ条約、CSC 付属書のうちのいずれか一つが他を排除して適用されることや、準拠法は管轄裁判所の法とすることなどが規定されています。

第 15 条 (国際公法)

CSC は国際公法のもとに締約国が有する権利及び義務に対して影響を及ぼさないことが規定されています。

第 16 条 (紛争処理)

CSC の解釈や適用に関して締約間に生じた紛争の解決について規定されています。

第 17 条 (署名)

CSC の発効までの間、IAEA において全ての国が条約に署名できることとされています。

第 18 条 (批准、受諾、承認)

CSC は署名国によって批准、受諾又は承認される必要があります。批准書、受諾書又は承認書はウィーン条約若しくはパリ条約、又は付属書の規定に合致する国内法を有する国からのみ受け入れられ、これ

らは IAEA 事務局長に寄託されることなどとされています。

第 19 条 (加入)

CSC の発効後に加入するには、ウィーン条約若しくはパリ条約の締約国、又は付属書の規定に合致する国内法を有する国が IAEA 事務局長に加入書を寄託することなどとされています。

第 20 条 (効力発生)

CSC は原子力設備容量 40 万単位以上を有する 5 カ国以上の批准国による規定の文書の寄託の日から 90 日後に発効するなどとされています。

第 21 条 (廃棄)

CSC 締約国の条約の廃棄は寄託者宛の書面による通告によって行われ、廃棄の効力は通告の受領した 1 年後とされています。

第 22 条 (停止)

ウィーン条約又はパリ条約の締約国のいずれの締約国でもなくなる CSC 締約国若しくは付属書の規定に合致しなくなる締約国は、寄託者にその旨及びその日を通告しなければならず、同日に CSC 締約国ではなくなったものとなります。

第 23 条 (従前の権利及び義務の継続)

廃棄、停止にかかわらず、CSC の規定は廃棄又は停止の前に起こった原子力事故による原子力損害に対して適用されます。

第 24 条 (修正及び改正)

寄託者は、締約国との協議の後に CSC の修正又は改正のための会議を招集できること、締約国の 1/3 以上の要請に基づき修正又は改正の締約国会議を招集すること、が規定されています。

第 25 条 (簡略化手続による改正)

締約国の 1/3 が補償の金額等の改正を希望する場合、締約国の会議の招集、改正の決議、改正の通告、効力等に付き、規定されています。

第 26 条 (寄託者の任務)

寄託者は、CSC に係る署名、批准書、受諾書、

承認書、加入書の寄託、効力の発生、宣言、通告等につき、締約国、OECD 事務局長等に通知することが規定されています。

第 27 条 (本文)

正文は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、

ロシア語、スペイン語とし、CSC の原本は IAEA 事務局長に寄託することとし、寄託者はその認証謄本をすべての国に送付すると規定されています。

原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) の本文 (和訳) は 364 ページをご参照ください。

41. 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

Q4

CSC 付属書の
規定事項

「原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）の付属書にはどのような事項が規定されていますか？」

A4

- CSC には条約の本文の他、付属書（Annex）が置かれており、これは条約と不可分の一部を為すものと規定されています（第2条3項）。
- ウィーン条約、パリ条約のいずれの条約の締約国でもない場合、CSC の締約国は国内法がこの CSC 付属書の規定と適合するよう確保しなければなりません。
- 付属書には、用語の定義、運営者の厳格責任や責任集中、責任制限額、損害賠償措置、国家補償、時効、求償権の制限などについて規定されています。
- 米国はウィーン条約、パリ条約のいずれにも加盟していませんが、付属書第2条により国内法が付属書の規定に適合するものとみなされているので、CSC への加盟が可能となっています。

解説

CSC は、前掲の Q3 で解説したとおり、原子力損害の補償に関する国内法による措置を、補償額を拡大する観点から補完し、世界的な責任制度を構築するための条約です。したがって、ウィーン条約もパリ条約も締結していない国であっても CSC の対

象国となります。そこで、ウィーン条約、パリ条約のいずれの条約の締約国でもない場合、CSC の締約国はこの付属書に定められた規定を直接的に適用するか、国内法が CSC 付属書の規定と適合するよう確保しなければならないものと定めています（付属書前文）。付属書が規定する具体的な事項は以下の通りです。

第1条 (用語の定義)

「核燃料」「原子力施設」「核物質」「運営者」「放射性生成物又は放射性廃棄物」について用語が定義されています。

第2条 (法律の適合)

一定の条件を満たす国内法は CSC 付属書の規定に適合するとみなすことを規定しています。(米国は、この規定により国内法(プライス・アンダーソン法)が CSC 付属書の規定に適合するとみなされ、加盟が可能となっています。)

第3条 (運営者責任)

運営者(我が国の原賠法上の原子力事業者にあたる)が原子力損害について責任を負わなければならない原子力事故の範囲、運営者責任の厳格化、運営者の免責事項、運営者への責任の集中など、運営者の責任範囲が規定されています。

第4条 (責任額)

運営者の責任制限は3億 SDR を下回らない額に制限できることなど、責任制限に関する金額が規定されています。

第5条 (資金的保証)

運営者は施設国が定める形で原子力損害賠償のための資金的保証を保持することなど、損害賠償措置について規定されています。少額の限度額を設定した場合や賠償請求額が資金的保証の額を超えた場合、施設国は3億 SDR を下回らない運営者の責任限度額まで必要な資金を運営者に提供することにより支払いを確保しなければならないなど、国の保証についても規定されています。

第6条 (輸送)

輸送中の原子力事故について、運営者の責任限度額は施設国の国内法によって定めること、締約国は

領域内を通過する核物質の輸送について運営者の責任額を増加させられることなど、輸送に関する責任額が規定されています。

第7条 (複数の運営者の責任)

原子力損害が複数の運営者の責任に係る場合、関係する運営者は、各自連帯して責任を負うことなど、複数の運営者の責任について規定されています。

第8条 (国内法における補償)

賠償額は利息や諸費用を除外して決定されなければならないこと、施設国外への補償は締約国間で自由に交換できる形で提供されなければならないことなど、補償の形態について規定されています。

第9条 (消滅時効)

賠償請求権は事故の日から10年以内に請求されなければ消滅すること、管轄裁判所の法は被害者が責任を負うべき運営者を知った日から3年を下回らない除斥期間を設定することができることなど、時効や除斥期間について規定されています。

第10条 (求償権)

運営者は、書面による契約により明示的に定められているときや、原子力事故が故意により生じた場合にそのような作為又は不作為をした個人に対してするときのみ、求償権を有することが規定されています。

第11条 (準拠法)

原子力事故により生じた原子力損害については、条約の規定に従うことを条件として、管轄権を有する裁判所の法律によって定めることが規定されています。

CSC 付属書本文(和訳)は375ページをご参照ください。

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

(原産協会メールマガジン 2011年11月号掲載分をもとに修正)

42. パリ条約

Q1

パリ条約の成り立ち

「パリ条約はどのような条約ですか？」

A1

- パリ条約は、原子力事故による越境損害が発生した場合に備えて作られた、各国の原賠法の統一や、裁判手続きの国際的なルール作りを目的とする、原子力損害賠償に関する最初の国際条約です。
- パリ条約に定められた資金措置を補足し、賠償額を増額するものとして、ブラッセル補足条約があります。
- パリ条約には無過失責任、責任集中、責任限度額、賠償措置、裁判管轄権、判決の執行などの基本的原則が規定されており、欧州を中心に15カ国が加盟しています。

解説

原子力損害賠償に関する国際条約として名前が挙がる「パリ条約」とは、1960年7月29日に採択された「原子力の分野における第三者責任に関する条約」を指しています。この条約は、その後1964年1月28日及び1982年11月16日に改正されて現在に至っています。

欧州では各国が間近に接しているため、原子力事故の際に国境を越えて原子力損害が広がる現実的な危機感があります。そのため、原子力開発の初期の段階から越境損害に備えて国際間のルール作りが進められてきました。

パリ条約は、OECD/NEAの前身であるOEEC(欧州経済協力機構)のENEA(欧州原子力機関)のもとで1956年より検討され、各国の原子力損害賠償制度の基本的原則に関わる事項を統一すること、及び、裁判管轄権、準拠法、判決の承認に関する国際的なルール作りを目的として作成された原子力損害賠償に関する最初の国際条約となっています。

パリ条約は1960年に署名されましたが、発効前の1964年にウィーン条約(1963年署名)との調和を図るための改正が行われ、1968年に発効しました。その後、1982年に賠償額の計算単位をSDRに変更するなどの改正が行われています。

一方、パリ条約を補完するものとして、パリ条約に定められた資金措置を補足し、賠償額を増額するものとして、ブラッセル補足条約があります。

ブラッセル補足条約は、1963年1月31日に署名・採択され、その後ウィーン条約(1963年採択)との調和を図るため1964年1月28日に改正が行われ、1974年に発効しました。さらに、1982年11月16日に賠償額の計算単位をSDRに変更するなどの改正が行われました。

パリ条約(1982年改正)には以下のような事項が規定されています。

- ・用語の定義、適用範囲、責任、消滅時効、賠償の性質、通貨交換
 - 適用の範囲は締結国の領域内とし、非締結国の領域内で生じた原子力事故又はその領域で受けた損害には適用されない。
 - 原子力施設の運営者は、身体の障害・死亡及び

財産の滅失・毀損の損害に対して責任を負う。

- 賠償請求権は損害及び責任ある者を知った日から2年以上とする。ただし、原子力事故の日から10年以内に訴訟が提起されない場合には消滅する。
- ・無過失責任、責任集中、責任限度額、賠償額の増額、免責事項等
 - 原子力施設の運営者は原子力事故によって生じた損害に対して責任を負う。原子力損害賠償請求権は運転者に対してのみ行使できる。
 - 一つの原子力事故による損害について運営者の最高責任限度額は1500万SDR(約24億円)とする。
 - 締約国は、この条約に定められた賠償額を増額するための措置を講ずることができる。
 - 運営者は、戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱、及び異常で巨大な自然災害による原子力事故による損害に対して責任を負わない。
- ・賠償措置
 - 運営者は、責任填補のため責任限度額と同額の保険その他の資金的保証を講じ、かつこれを維持しなければならない。
- ・裁判管轄権、判決の執行、無差別適用の原則
 - 原子力事故の発生した領域の締約国の裁判所のみが裁判管轄権を持つ。
 - 裁判管轄権を有する裁判所が下した判決が執行可能となったときには、他の締約国の領域においても執行可能となる。
 - この条約、国内法は、国籍、住所、居所による差別なく適用される。
- ・運営委員会の決定、条約の解釈・適用、留保、批准、改正、加入、発効、領域の一部への適用、OECD事務局長の任務

パリ条約には2009年6月10日時点において、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリスの15カ国が加盟しています。

パリ条約の全文はOECD/NEAのウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.oecd-nea.org/law/paris-convention.html>

Q2

改正パリ条約の概要

「改正パリ条約はどのような内容になっていますか？」

A2

- チェルノブイリ事故（1986年）をきっかけとして世界の原子力損害賠償制度が見直される中で、パリ条約の改正議定書が2004年に採択されました。
- パリ条約からの主な改正点は、運営者の責任額を大幅に引き上げて最低7億ユーロ（約975億円）としたこと、「原子力損害」を詳細に定義したこと、適用範囲を拡大したことが挙げられます。我が国の原賠法における原子力損害の定義の方法とは大きな差異があります。
- 改正パリ条約は、運営者が7億ユーロの資金的保証を保険等で手当てすることが困難なことやEU内の訴訟等規則との調整などもあり、批准国の数が発効の条件である5カ国に満たないため、まだ発効していません。

解説

1986年4月に発生したチェルノブイリ事故をきっかけに、ウィーン条約の改正の検討を皮切りに世界の原子力損害賠償制度のあり方が見直されることとなりました。パリ条約とウィーン条約を連結するジョイントプロトコール（共同議定書）が1992年に発効し、2003年にはウィーン条約に対して責任額引上げや損害概念の拡大、適用範囲の拡大が行われた改正ウィーン条約が発効する中で、パリ条約についても見直しが行われ、2004年2月12日に改正パリ条約が採択されました。

いわゆる「パリ条約」（1982年改正）に対する「改正パリ条約」（2004年改正）の主な改正点として以下の点が挙げられます。

- ・パリ条約では最大1500万SDR（約24億円）とされていた運営者の責任額を大幅に引き上げ、最低7億ユーロ（約975億円）としたこと
- ・「原子力損害」に新しい定義が具体的、詳細な記述として加えられ、その定義に含まれる「経済損害」「環境損害の原状回復措置」「環境損害に基づく収入の喪失」「防止措置」「合理的措置」などの概念が新たに定義されたこと
- ・非締約国で発生した原子力事故であっても締約国等で生じた損害には条約が適用されるよう適用範囲を拡大したこと

改正パリ条約は、批准国の数が発効の条件である5カ国に満たないため、まだ発効していません。各国の批准が進まない理由としては、運営者の責任額に相当する7億ユーロを措置するための資金的保証の確保やEUにおける訴訟等に係る規則との調整の難しさなどが挙げられています。

現在の批准国はEU加盟国でないスイスとノルウェーのみで、フランスやドイツのように、改正パリ条約に対応可能な国内法を準備している国もあります。ただし、EU加盟国は問題点を解決して一斉に批准することとしています。

改正パリ条約には以下のような事項が規定されています。

第1条（用語の定義）

「原子力事故」「原子力施設」「核燃料」「放射性生成物又は放射性廃棄物」「核物質」「運営者」「原子力損害」「回復措置」「防止措置」「合理的措置」について用語が定義されています。

例えば「原子力損害」は以下のように定義されています。

「原子力損害」とは、

1. 死亡又は身体の傷害
 2. 財産の滅失又は毀損
- 並びに管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のものをいう。
3. 上記1及び2の損失又は損害から生じる経済的損失であって、当該条項に定める損失又は損害に関して請求権を有する者が受けた1及び2に含まれないもの
 4. 環境のささいなものとはいえない汚染について実際に執られたか、又は執られる予定である回復措置の費用であって、上記2に含まれないもの
 5. 環境の重大な汚染の結果として生じた、環境を利用し、又は享受する直接の経済的利益から得られる収入の喪失であって、上記2に含まれないもの
 6. 防止措置の費用及びその措置により生じた更なる損失又は損害

上記1～5の場合には、損失又は損害が、原子力施設のあらゆる放射線源によって放出される、原子力施設内の核燃料、放射性生成物、放射性廃棄物から放出される、原子力施設から輸送される若しくは原子力施設へ輸送される核物質の電離放射線から生じる、又はこれらに起因する原子力損害であり、それらの放射性特性から生じたのか、その放射性特性と毒性、爆発性その他の危険な特性との結合から生じたのかは問わない。

- 「回復措置」とは、国の権限ある当局に承認され、損害を受けた環境の構成要素を回復すること又は合理的な場合には構成要素に相当するものを環境に導入することなど、あらゆる合理的な措置をいいます。
- 「防止措置」とは、上記1～5で規定された原子力損害を防止又は最小限にするため、国の法律によって規定される権限ある当局の承認に

42. パリ条約

従い、原子力事故或いは原子力損害の重大で切迫した脅威となる出来事が生じた後に執るあらゆる合理的な措置をいいます。

- 「合理的措置」とは、管轄裁判所の法に基づいて、あらゆる事情に鑑みて適切かつ均衡のとれた措置と認められるものをいいます。

第2条（適用範囲）

改正パリ条約は以下の国の領域内、あるいはその国が設定した海域内で被った原子力損害、又は（ii）～（iv）に定められていない非締約国の領域内で被った場合を除き、以下の国に登録されている船舶上又は航空機内において被った原子力損害に適用されます。

- （i）改正パリ条約締約国
- （ii）ウィーン条約の締約国かつジョイントプロトコール締約国
- （iii）原子力施設を持たない非締約国
- （iv）改正パリ条約の原則に一致する原賠法を持つ非締約国

締約国が自国の法によって、より広い適用範囲を定めることも可能です。

第3条（賠償請求権を与えられる損害）

原子力施設の運営者は、（i）原子力施設自体や他の原子力施設に対する損害、（ii）原子力施設に関連して使用される財産に対する損害 以外の原子力損害に対して責任を負います。

原子力事故により生じた損害が原子力以外の事故により生じた損害と合理的に分離できない限りは原子力損害とみなされます。

第4条（核物質の輸送）

原子力施設の運営者は、原子力損害が当該施設外における原子力事故によって生じ、かつ、原子力損害がその施設からの輸送中の核物質またはその施設への輸送中の核物質に係るものであるとき、その原子力損害に対して責任を負います。

第5条（複数運営者の責任）

複数の運営者が原子力損害の責任を負う場合、それらの責任は連帯してかつ個別的に負い、責任を負うべき最高額は各自について定められた最高限度額とされます。

第6条（責任を負うべき者）

原子力損害に対する賠償請求権は運営者に対してのみ（国内法により認められている場合は保険者等の資金的保証人に対しても）行使することができます。他のいかなる者も原子力事故によって生じる原子力損害に対して責任を負いません。運営者の求償権が認められるのは故意による損害の場合と、契約により規定されている場合に限られます。

第7条（責任額）

原子力事故によって生じた原子力損害についての運営者の責任は、7億ユーロを下回ってはならないことが規定されています。原子力施設の性質や予想される原子力事故の結果により少ない額に設定することもできますが、7000万ユーロ（約98億円）を下回ってはなりません。また、核物質の輸送に関する責任額は8000万ユーロ（約111億円）を下回ってはなりません。

第8条（消滅時効／除斥期間）

この条約に基づく賠償請求権は、死亡又は身体の傷害に関しては原子力事故の日から30年、その他の原子力損害に関しては原子力事故の日から10年以内に訴えが提起されない場合、消滅時効又は除斥期間の適用を受けることとなります。締約国は国内立法によりこの期間よりも長い期間を設定することもできます。

第9条（免責事項）

運営者は、戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱により生じた原子力損害の責任を負いません。

第10条（資金的保証）

運営者は、原子力損害の責任を填補するため、当局が定める金額の保険その他の資金的保証を保有・維持しなければなりません。資金的保証として準備される金額は原子力事故による損害の賠償のためだけに使用されます。

第11条（賠償の性質等）

賠償の性質、形式、範囲と、その公平な配分については国内法により定めることになっています。

第12条（通貨の地域間における交換）

この条約により支払われる損害賠償金、保険料等

は各締約国の通貨地域間において自由に交換できることとされています。

第 13 条 (裁判管轄)

別段の定めがある場合を除き、領域内で原子力事故が発生した締約国の裁判所にだけ裁判管轄権があります。締約国の排他的経済水域内で原子力事故が発生した場合には、その原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は当該締約国の裁判所のみになります。また、締約国の領域外で発生した場合や原子力事故の場所が明確に決定できない場合等は、責任を負うべき運営者の原子力施設が設置されている締約国の裁判所に裁判管轄権があります。

第 14 条 (準拠法)

この条約における「国内法」とは、原子力事故により生じる請求について、この条約に基づく裁判管轄権を有する裁判所の法律をいいます。この条約や国内法は、国籍、住所、居所による差別なしに適用されます。

第 15 条 (条約の規定からの乖離)

締約国はこの条約に定める賠償額の増額する措置を講ずることができます。7 億ユーロを超える範囲に限り、増額の措置はこの条約の規定とは異なる条件で適用することができます。

第 16 条 (常任委員会の決定)

常任委員会の決定は、締約国を代表する委員の相互の合意によって採択されます。

第 17 条 (紛争解決手続き)

この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、交渉等により紛争を解決するために協議することになっていますが、6 ヶ月以内に解決されない場合には、締約国が当事国を支援する会合を開きます。会合から 3 ヶ月以内に解決に達しない場合、紛争は欧州原子力裁判所に付託されます。

第 18 条 (留保)

署名国の承認を得られた場合に限り、この条約の一部の規定についての留保を行うことが認められません。

第 19 条 (批准)

この条約は批准書、受諾書、又は承認書を OECD の事務局長に寄託することにより批准、受諾、承認されます。また、5 力国以上の署名国の批准書、受諾書、又は承認書の寄託により効力を生じます。

第 20 条 (改正)

この条約の改正は、締約国の 3 分の 2 によって批准、受諾、又は承認された時に効力を生じます。

第 21 条 (加入)

OECD の加盟国又は準加盟国であってこの条約の署名国でない国の政府は、OECD 事務局長に対する通告によりこの条約に加盟できます。この条約の署名国でないその他の国の政府は、OECD 事務局長への通告及び締約国の一致した同意によりこの条約に加入できます。

第 22 条 (締約国間の協議)

この条約の効力は効力発生の日から 10 年間あり、適用を終了させなかった締約国については更に 5 年間、効力があります。締約国は効力発生の日から 5 年経過する毎に、責任額や資金的保証額等について考慮するための協議を行うことになっています。

第 23 条 (領域の一部への適用)

この条約は締約国の本土の領域に適用されるが、その他の地域であって締約国が指定する領域にもこの条約を適用することを OECD 事務局長に通告することができます。この条約が適用されない締約国の領域は、非締約国の領域とみなされます。

第 24 条 (事務局長の任務)

OECD 事務局長は、批准書の受領などを全ての署名国と加盟国に通知します。

改正パリ条約の全文は OECD / NEA のウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.oecd-nea.org/law/paris-convention-protocol.html>

原子力損害賠償に関する国際条約の比較表は 382 ページをご覧ください。

43. ウィーン条約

Q1

ウィーン条約の
成り立ち

「ウィーン条約はどの
ような条約ですか？」

A1

- ウィーン条約は、IAEA（国際原子力機関）による原子力損害賠償に関わる国際条約であり1963年に採択されました。広く各国の条約加入を求めるため、最小限度の基準を設定し、締約国間における民事責任や裁判手続きのルールを規定しています。
- ウィーン条約には無過失責任、責任集中、責任限度額、賠償措置、裁判管轄権、判決の執行などの基本的原則が規定されており、40カ国が加盟しています。
- ウィーン条約とパリ条約の両条約を関係づけるための条約として、ジョイントプロトコルがあります。
- 1997年には運営者に課される責任限度額の最低額を引き上げた改正ウィーン条約が採択されました。

解説

原子力損害賠償に関する国際条約として呼称される「ウィーン条約」とは、1963年5月21日に採択され、1977年11月12日に発効した「原子力損害に対する民事責任に関するウィーン条約」を指しています。

原子力事故の際には国境を越えて原子力損害が広がる可能性があるため、原子力開発の初期の段階から、越境損害に関わる賠償問題に備えて国際間のルール作りが進められてきました。原子力損害賠償

に関する最初の国際条約であるパリ条約（1960年採択、1968年発効）はOECD／NEAのもとで西欧の国々を中心として作られましたが、これに対してウィーン条約はIAEAのもとで全世界をカバーする原子力損害賠償の国際的な枠組みとして作られました。

ウィーン条約は、無過失責任、責任集中、責任限度額、賠償措置、裁判管轄権、準拠法、判決の承認に関する国際的なルールを規定する点において、パリ条約と類似（主な差異は責任限度額及び賠償措置額）した国際条約となっています。

パリ条約とウィーン条約はそれぞれの加盟国間でしか効力を発揮しないため、異なる条約の加盟国との間に発生する越境損害に対して効果がありません。そのため、従前より両条約を連結する必要性は認識されていましたが、1986年のチェルノブイリ原発事故によって実現の機運が急速に高まり、1988年にジョイントプロトコール（共同議定書）が採択され、1992年に発効しました。ジョイントプロトコールに加盟している国は、事故を起こした国の批准・加盟している条約が優先して適用され、越境損害に対する賠償処理が為されます。

ウィーン条約（1963年採択）には以下のような事項が規定されています。

- ・用語の定義、消滅時効、賠償の性質、健康保険との関係、通貨交換の確保、他条約との関係
- ▽原子力損害とは、身体の障害、又は財産の滅失・毀損の損害をいう。
- ▽賠償請求権は損害及び責任ある者を知った日から3年以上。ただし、原子力事故の日から10年以内に訴訟が提起されない場合には消滅する。
- ▽この条約は、原子力の分野における民事責任に関する国際合意又は国際条約の適用等について、影響を及ぼすものではない。
- ・責任範囲、無過失責任、責任集中、責任制限、免責事項、求償権等
- ▽運営者は、自己の原子力施設において生じた原子力事故、自己の原子力施設から発送する又は自己の原子力施設に発送される核物質に関する原子力事故の原子力損害について責任を負う。
- ▽運営者以外の者は、原子力損害について責任を負わない。
- ▽施設国は、運営者の責任を、一つの原子力事故について500万米ドル（1963年4月29日の金による米ドルの価値＝約201億円）を下らない額に制限することができる。
- ▽運営者は、戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱、及び異常な性質の巨大な天災地変に直接起因する原子力事故による原子力損害に対して責任を負わない。

▽契約により定められている場合、故意の場合に求償権を有する。

- ・賠償措置
- ▽運営者は、責任填補のため施設国が定める額の保険その他の資金的保証を維持しなければならない。
- ・裁判管轄権、判決の承認執行、無差別適用の原則、裁判権免除
- ▽裁判管轄権は、領域内で原子力事故が生じた締約国の裁判所だけが有する。
- ▽裁判管轄権を有する裁判所の最終判決は、他の全ての締約国において承認され、承認された最終判決は締約国の裁判所の判決と同様に執行しうるものとする。
- ▽この条約及び条約に基づく国内法は、国籍、住所、居所による差別なく適用される。
- ・条約終了前の原子力事故への条約の適用、署名、批准、発効、加入、条約の有効期限、条約改正会議

ウィーン条約には、2014年1月27日時点において、アルゼンチン、アルメニア、ベラルーシ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、チリ、クロアチア、キューバ、チェコ、エジプト、エストニア、ハンガリー、ヨルダン、カザフスタン、ラトビア、レバノン、リトアニア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、ニジェール、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、マケドニア、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ウルグアイの40カ国が加盟していますが、加盟国の大半は原子力発電所を持つ国（下線）ではありません。

ウィーン条約の全文はIAEAのウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Conventions/liability.html>

43. ウィーン条約

Q2

改正ウィーン条約の
概要

「改正ウィーン条約はどのような内容になっていますか？」

A2

- チェルノブイリ事故をきっかけとして世界の原子力損害賠償制度が見直される中で、ウィーン条約の改正議定書が1997年に採択され、2003年に発効しましたが、これが「改正ウィーン条約」と呼称されています。
- ウィーン条約からの主な改正点は、責任額引き上げ、損害概念の拡大などが挙げられます。
- 改正ウィーン条約には、現在10カ国が加盟しています。

解説

1986年4月に発生したチェルノブイリ事故をきっかけに、世界の原子力損害賠償制度のあり方が見直されることとなり、越境損害に対する実効性を高めるためにパリ条約とウィーン条約を連結するジョイントプロトコール（共同議定書）が1988年に採択され、1992年に発効しました。

また、ウィーン条約についても、運営者に課される責任限度額の最低額が500万米ドル（1963年4月29日の金による米ドルの価値＝約201億円）であり、被害者救済の実効性確保に課題があったことなどから、1997年9月29日に改正ウィーン条約が採択され、2003年10月3日に発効しました。

改正ウィーン条約の主な改正点として次の点が挙げられます。

- ・原子力損害の範囲の具体化
- ・免責事由の見直し
- ・運営者の最低責任限度額の引き上げ（500万米ドルから3億SDR）
- ・無限責任制度採用国に対する配慮規定の創設

2014年1月27日時点において、改正ウィーン条約には、アルゼンチン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ヨルダン、カザフスタン、ラトビア、モンテネグロ、モロッコ、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の12カ国が加盟していますが、原子力発電所を持つ国（下線）は未だ2カ国のみです。

改正ウィーン条約には以下のような事項が規定されています。

第1条1項（定義）

「者」「締約国の国民」「運営者」「施設国」「管轄裁判所の法」「核燃料」「放射性生成物又は放射性廃棄物」「核物質」「原子炉」「原子力施設」「原子力損害」「原子力事故」「回復措置」「防止措置」「合理的措置」「特別引出権」について用語が定義されています。

例えば、「原子力損害」には以下のようなものが該当します。

1. 死亡又は身体の傷害

2. 財産の滅失又は毀損
3. 1及び2から生じる経済的損失
4. 環境汚染の回復措置費用
5. 環境を利用する権利から得られる収入の喪失
6. 防止措置費用と、防止措置による損失や損害
7. 管轄裁判所の民事責任に関する一般法で認められている経済的損失

上記6以外の場合には、施設内の放射線源や核物質等による放射線又は輸送中の核物質による放射線に起因する損害に限り原子力損害となる。放射性特性から生じたのか、放射性特性とその他の特性との結合から生じたのかは問わない。

第1条2項、第1A条、第1B条（適用除外）

- ・施設国は、包含される危険の程度が小さい場合には、その原子力施設又は少量の核物質をこの条約の適用から除外できる。
- ・この条約はその場所のいかんを問わず原子力損害に適用されるが、施設国の法令により、非締約国の領域等で被った損害を適用除外とすることができる。
- ・この条約は非平和的目的に使用される原子力施設には適用されない。

第2条（運営者責任）

- ・運営者は、自己の原子力施設における原子力事故、自己の原子力施設から発送する又は自己の原子力施設に発送される核物質に係る原子力事故の原子力損害について責任を負う。
- ・原子力損害が複数の運営者の責任に係る場合には、各運営者に帰する損害を合理的に分けることができない限り、各自連帯して責任を負う。

第3条（資金的保証の証明）

- ・運営者は、資金的保証を提供する保険会社等が発給した証明者を輸送者に提供する。

第4条（運営者責任及び免責）

- ・この条約に基づく原子力損害に関する運営者の責任は絶対的なものとする。
- ・原子力損害が、損害を被った者の重大な過失又は故意により生じた場合、運営者の賠償義務を免除することができる。

43. ウィーン条約

- ・ 運営者は、原子力損害が、武力紛争行為、敵対行為、内戦又は反乱に直接起因する場合は責任を負わない。
- ・ 原子力損害と原子力損害以外の損害が共同して生じた場合には、合理的に区別できない限りにおいて原子力事故により引き起こされた原子力損害とみなすものとする。

第5条（責任額）

- ・ 運営者の責任は、施設国によって次のいずれかの額に制限することができる。
 - ▽ 3億 SDR を下回らない額。
 - ▽ 1.5億 SDR を下回らない額。ただし少なくとも3億 SDR までの公的資金が原子力損害の賠償のために国により提供される場合に限る。
 - ▽ 議定書の発行から最長15年間は、1億 SDR を下回らない額。ただし1億 SDR までの公的資金が利用可能とされている場合に限り、1億 SDR よりも少ない額を設定できる。
- ・ 締約国の3分の1が希望する場合には、責任限度を修正するために、締約国会議が招集される。修正は締約国の3分の2の多数決により採択される。

第6条（賠償請求権の消滅時効）

- ・ この条約に基づく賠償請求権は、死亡又は身体の傷害に関しては原子力事故の日から30年、その他の傷害に関しては原子力事故の日から10年の期間内に裁判上の請求がなされないときは消滅する。
- ・ この条約に基づく賠償請求権は、損害を被った者が損害及び損害に対して責任を負うべき運営者を知った日から3年以内に裁判上の請求がなされなければ、消滅時効又は除斥期間の適用を受ける。

第7条（運営者の資金的保証）

- ・ 運営者は、施設国が定める額、形式及び条件で、原子力損害に対する責任を填補する保険その他の資金的保証を保持する。施設国は資金的保証の支払額が賠償に足りない部分について、責任限度を超えない範囲で必要な資金を提供することにより、賠償の支払いを確保する。
- ・ 運営者の責任が無限である場合には、施設国は責任を負うべき運営者の資金的保証の限度を設定す

ることが出来るが、その限度額は3億 SDR を下回らない。施設国は資金的保証の支払額が賠償に足りない部分について、資金的保証の額を超えない範囲で必要な資金を提供することにより、賠償の支払いを確保する。

第8条（準拠法）

- ・ 損害賠償の種類、範囲やその公平な配分は、管轄権を有する裁判所の法律による。
- ・ 運営者に提起された賠償請求が第5条の制限額を超えるおそれがあるときは、賠償額の配分において、死亡または身体傷害についての請求に優先権が与えられる。

第9条（公的制度との関係）

- ・ 国もしくは公的的健康保険、労働者災害補償等の制度が原子力損害についての補償を含む場合には、それらの制度の受益者が有する賠償を受ける権利及び運営者に対する制度に基づく求償権は、締約国の国内法又はそれらの制度を設けている政府間組織の規則により決定される。

第10条（求償権）

- ・ 運営者は次の場合に求償権を有する。
 - ▽ 書面による契約により明示的に定められているとき
 - ▽ 原子力事故が、損害を生じさせる意図をもってした作為又は不作為から生じた場合において、そのような意図をもって作為又は不作為をした個人に対してするとき

第11条（裁判管轄権）

- ・ 第2条に基づく訴訟の裁判管轄権は、その領域内（排他的経済水域等の水域内も含む）で原子力事故が生じた締約国の裁判所に専属的に存する。
- ・ 原子力事故が締約国の領域内等で生じたのではない場合、又は原子力事故地が確定できない場合には、訴訟の裁判管轄権は責任を負うべき運営者の施設国の裁判所だけに存する。
- ・ 裁判管轄権が複数の締約国に存する場合には、裁判管轄権は次の裁判所に存する。
 - ▽ 原子力事故が一部は締約国の領域外で生じ、一部は単一の締約国の領域内で生じたときは、当該単一の締約国の裁判所

▽その他のときには、自国の裁判所が管轄権を有することとなる締約国間の合意により決定される締約国の裁判所

第 12 条 (判決の承認及び執行)

- ・ 裁判管轄権を有する締約国の裁判所により下された判決であって、通常の上訴手続に服さないものは、承認されるものとする。
- ・ 承認された判決は、執行が求められている締約国の法律により執行が求められた場合には、当該締約国の判決と同様に執行できるものとする。判決が下された請求内容は、再度訴訟手続きの対象とならない。

第 13 条 (無差別適用の原則)

- ・ この条約及び条約により適用される国内法は、国籍又は住所による差別なく適用される。
- ・ 原子力損害賠償額が 1.5 億 SDR を超えた場合に限り、同等額の賠償責任を認める相互性が認められない国の領域又は海域において被った原子力損害に関して、施設国の国内法上、この条約の規定とは異なる定めをすることができる。

第 14 条 (裁判管轄権の免除)

- ・ 執行に関する場合を除き、国内法又は国際法に基づく裁判管轄権の免除は、第 11 条により権限を有する裁判所におけるこの条約に基づく訴訟において援用してはならない。

第 15 条 (通貨交換の確保)

- ・ 締約国は、この条約による原子力損害の賠償とそれに関連する資金が、損害が生じた締約国等の通貨に自由に交換しうることを確保するため、適切な措置を講じるものとする。

第 16 条 (他の条約による賠償)

- ・ 同一の原子力損害について、原子力分野における民事責任に関する他の国際条約に基づいて補償を受けた場合は、この条約に基づく補償を受ける権利を有しない。

第 17 条 (他の条約との関係)

- ・ この条約は、この条約を署名のために開放する日に効力を有している又は署名等のために開放されている国際条約の適用に影響を及ぼすものではない。

第 18 条 (国際公法の一般原則)

- ・ この条約は、国際公法の一般的な規則の下に締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第 19 条 (事務局長への提出)

- ・ 締約国は、この条約の適用を受ける事項に関連するそれぞれの法令の写しを、他の締約国への情報提供および配布のため、国際原子力機関事務局長に提出しなければならない。

第 20A 条 (締約国間の紛争)

- ・ この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、交渉により紛争を解決するため協議する。6 ヶ月以内に解決できないものは決定のための仲裁に付託し、又は国際司法裁判所に提訴する。

第 26 条 (条約改正会議)

- ・ この条約の発効後 5 年を経過した後はいつでも、締約国の 3 分の 1 の希望により改正を審議するために、国際原子力機関事務局長により会議が招集される。

第 28 条 (条約の登録)

- ・ この条約は、国際連合憲章第 102 条に従って、国際原子力機関事務局長により登録される。

改正ウィーン条約の全文は IAEA のウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/1998/infcirc566.pdf>

原子力損害賠償に関する国際条約の比較表は 382 ページをご覧下さい。

Q1

ジョイント
プロトコール

「パリ条約とウィーン条約を連結するジョイントプロトコールはどのような条約ですか？」

A1

- 「ジョイントプロトコール」とは、類似した規定を持つパリ条約とウィーン条約を結びつけて、それぞれの条約の加盟国における被害者救済措置を拡大するための共同議定書です。
- ジョイントプロトコールの加盟国間において、事故を起こした国と損害を受けた国が異なる条約に加盟していた場合には、事故発生国の加盟する条約が損害を受けた国にも適用されます。
- ジョイントプロトコールの加盟国間においては、一つの事故についてウィーン条約又はパリ条約のいずれか一方が他方を排斥して適用されます。

解説

OECD の枠組みの中で採択されたパリ条約と、IAEA のもとで採択されたウィーン条約は、共に原子力損害賠償に関する国際条約として 1960 年代に創設され、類似した規定を持っています。しかし、両方の条約に加盟している国はなく、また、条約は加盟国間のみで有効であるため、パリ条約の締約国とウィーン条約の締約国との間に発生する越境損害においては、どちらの条約も効力をもち得ないこととなります。

このような背景のもと、パリ条約とウィーン条約の連結によって条約の実効性を高めるための議論は 1970 年代半ば頃から行われていましたが、1986 年 4 月に発生したチェルノブイリ原発事故をきっかけとして急速に実現への機運が高まりました。

その結果、IAEA を中心として検討が行われ、そ

れぞれの条約の効果を相互に拡張することによってパリ条約とウィーン条約とを結び付けるジョイントプロトコールが 1988 年に採択されました。

ジョイントプロトコールとは 1988 年 9 月 21 日に採択され、1992 年 4 月 27 日に発効した「ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書」を指します。事故を起こした国と損害を受けた国が異なる条約に加盟していたとしても、ジョイントプロトコールの加盟国間においては、事故を起こした締約国が加盟する条約（ウィーン条約又はパリ条約）に従って他国への越境損害に対する賠償処理が実施されることとなります。また、一つの事故に対してはウィーン条約又はパリ条約のいずれか一方が他方を排斥して適用されることとなります。

2012 年 8 月 29 日時点において下記の 27 カ国（○印）がジョイントプロトコールの締約国です。

パリ条約加盟国	ウィーン条約加盟国	
ベルギー	アルゼンチン	モーリシャス
○ デンマーク	アルメニア	メキシコ
○ フィンランド	ベラルーシ	モンテネグロ
フランス	ボリビア	ニジェール
○ ドイツ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ナイジェリア
○ ギリシャ	ブラジル	ペルー
○ イタリア	○ ブルガリア	フィリピン
○ オランダ	○ カメルーン	○ ポーランド
○ ノルウェー	○ チリ	モルドバ
ポルトガル	○ クロアチア	○ ルーマニア
○ スロベニア	キューバ	ロシア
スペイン	○ チェコ	○ セントビンセント及びグレナディーン諸島
○ スウェーデン	○ エジプト	サウジアラビア
○ トルコ	○ エストニア	セネガル
イギリス	○ ハンガリー	セルビア
	ヨルダン	○ スロバキア
	カザフスタン	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
	○ ラトビア	トリニダード・トバゴ
	レバノン	○ ウクライナ
	○ リトアニア	○ アラブ首長国連邦
		○ ウルグアイ

ジョイントプロトコールの主な規定事項は以下の通りです。

第 1 条（定義）

- ・ウィーン条約の定義、パリ条約の定義

第 2 条（原子力損害に適用する条約）

- ・ジョイントプロトコールを適用する上で、ウィーン条約の締約国にある原子力施設の運転者は、パリ条約とジョイントプロトコールの両方を締約する国の原子力損害について、ウィーン条約に従って責任を負う。

44. ジョイントプロトコールとブラッセル補足条約

- ・ジョイントプロトコールを適用する上で、パリ条約の締約国にある原子力施設の運転者は、ウィーン条約とジョイントプロトコールの両方を締約する国の原子力損害について、パリ条約に従って責任を負う。

第 3 条 (事故発生国の条約の適用)

- ・一つの原子力事故に対しては、ウィーン条約又はパリ条約のいずれか一方が他方を排斥して適用される。
- ・事故発生国が締約国である条約が適用される。
- ・輸送中などの原子力事故の場合、責任を負う運転者の原子力施設を持つ国が締約国である条約が適用される。

第 4 条 (通貨交換及び無差別に係る適用)

- ・ウィーン条約の 1 条 (定義) と 15 条 (原子力損害の賠償等の資金が、損害が生じた締約国等の通貨に自由にできるような適切な措置を講じる) に関する条項は、パリ条約とジョイントプロトコールの両方を締約する国に関しては、ウィーン条約の締約国間と同じように適用される。
- ・パリ条約の 1 条 (定義) と 14 条 (パリ条約は、国籍、住所、居所による差別無く適用される) の条項は、ウィーン条約とジョイントプロトコールの両方を締約する国に関しては、パリ条約の締約国間と同じように適用される。

第 5 条 (署名)

- ・ジョイントプロトコールは発効するまでの間、ウィーン条約又はパリ条約に加盟した全ての国が署名できる。

第 6 条 (批准書等)

- ・批准書等は、ウィーン条約又はパリ条約の締約国からのものだけを受領する。
- ・批准書等は IAEA の事務局長に寄託される。

第 7 条 (発効)

- ・ウィーン条約の締約国 5 カ国以上と、パリ条約の締約国 5 カ国以上による批准等の 3 ヶ月後に発効する。
- ・ジョイントプロトコールは、ウィーン条約とパリ条約の効力がある限り効力を持つ。

第 8 条 (破棄)

- ・締約国は寄託者に対する書面による通知によりジョイントプロトコールを破棄することができる。
- ・寄託者が通知を受領してから 1 年後に破棄される。

第 9 条 (適用の終了)

- ・ウィーン条約又はパリ条約の適用を終了させる締約国は、終了する日をもってジョイントプロトコールも適用されなくなる。

第 10 条 (諸事項の通知)

- ・寄託者は、締約国等と同様に OECD の事務局長に対しても諸事項を通知する。

第 11 条 (原本及び謄本)

- ・ジョイントプロトコールの原本は寄託者に寄託され、寄託者はその謄本を締約国等と OECD の事務局長に送付する。

ジョイントプロトコールの全文は IAEA のウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/inf402.shtml>

ウィーン条約については 286 ページ、パリ条約については 280 ページをご覧下さい。

ジョイントプロトコールと各条約との関係については 269 ページをご覧下さい。

Q2

ブラッセル補足条約

「パリ条約を補強するブラッセル補足条約はどのような条約ですか？」

A2

- 「ブラッセル補足条約」とは、パリ条約を補強するものであり、原子力損害に対するパリ条約の賠償額を増額するための条約です。
- 2004年の改正議定書である改正ブラッセル補足条約は改正パリ条約を補強するものですが、まだ発効していません。
- ブラッセル補足条約はパリ条約で義務付けられている500万SDR（約8億円）の賠償措置を補足条約加盟国の資金拠出により3億SDR（約473億円）に、一方、未発効の改正ブラッセル補足条約は改正パリ条約で義務付けられている7億ユーロ（約975億円）を15億ユーロ（約2091億円）にします。

解説

原子力損害賠償に関する「ブラッセル補足条約」とは、「1964年1月28日の追加議定書及び1982年11月16日の議定書により改正された1960年7月29日のパリ条約を補足する1963年1月31日の条約」を指します。この条約は1974年12月4日に発効し、その後1982年11月16日に改正されて現在に至っています。ブラッセル補足条約は2004年にも改正されましたが、2004年2月12日に締結された議定書は発効しておらず(元になる改正パリ条約が発効していないため)、これは「改正ブラッセル補足条約」と呼ばれています。

欧州では原子力開発の初期段階から越境損害に関わる賠償問題に備えて国際間のルール作りが進められてきました。ブラッセル補足条約は、1960年に採択されたパリ条約の制度を補足するものとして、原子力損害に対する賠償額を増額するための条約です。

ブラッセル補足条約を締結すると、パリ条約で義務付けられている500万SDR(約8億円)の賠償措置に加え、1億7500万SDR(約276億円)までは補足条約の原子力施設国が用意する公的資金によって支払われ、1億7500万SDRから3億SDR(約473億円)までは同条約の締約国が用意する公的資金によって支払われることとなります。未発効の改正ブラッセル補足条約は同様に、改正パリ条約で義務付けられる7億ユーロ(約975億円)に加え、12億ユーロ(約1672億円)までは責任を負う運転者の原子力施設国の公的資金によって、15億ユーロ(約2091億円)までは締約国により用意される公約資金から支払われることとなります。

2012年8月30日時点において、1982年ブラッセル補足条約には、パリ条約加盟国のうち以下の12カ国(○印)が加盟しており、改正ブラッセル補足条約にはノルウェーとスペインの2カ国が批准しています。

パリ条約加盟国

○ ベルギー	○ ギリシャ	○ スロベニア
○ デンマーク	○ イタリア	○ スペイン
○ フィンランド	○ オランダ	○ スウェーデン
○ フランス	○ ノルウェー	○ トルコ
○ ドイツ	○ ポルトガル	○ イギリス

改正ブラッセル補足条約には以下のような事項が規定されています。

第1条(パリ条約との関係)

- 改正ブラッセル補足条約の制度は改正パリ条約の制度を補足するものであって、改正パリ条約の規定に従うものとし、かつ改正ブラッセル補足条約が適用される。

第2条(適用範囲)

- 以下の原子力損害に適用される。
 - 締約国の領域内で生じたもの
 - 非締約国で生じたものを除き、締約国の領域外の海域又はその海域上空で生じたものであって、締約国に関する場所や締約国の国民が被ったもの

- 締約国の排他的経済水域内や大陸棚で生じたもの

第3条(補完資金のシステム)

- 締約国は、一事故あたり15億ユーロまでの原子力損害を賠償することを約束する。
- 賠償資金は以下のように調達される。
 - 7億ユーロまでは保険その他の資金的保証又は改正パリ条約に従って提供される公的資金
 - 7億ユーロと12億ユーロとの間の額は、責任を負う運転者の原子力施設がある国によって用意される公的資金
 - 12億ユーロと15億ユーロの間の額は、12条に定める分担の計算式に従って締約国により用意される公的資金

44. ジョイントプロトコールとブラッセル補足条約

第 5 条 (締約国の請求権)

- ・ 運営者が、改正パリ条約に従って求償権を持つ場合、改正ブラッセル補足条約の締約国は、第 3 条の公的資金の限度内で同じ求償権を持つ。

第 6 条 (消滅時効との関係)

- ・ 改正ブラッセル補足条約による公的資金の算定においては、原子力事故の発生日から、死亡・傷害の場合は 30 年以内、その他は 10 年以内に行使される賠償請求権に限る。

第 7 条 (改正パリ条約第 8 条 (d) との関係)

- ・ 締約国が改正パリ条約第 8 条 (d) (国内法により 3 年を下らない期間で賠償請求権の消滅時効期間や除斥期間を定めることができるという規定) を行使する場合には、少なくとも 3 年を消滅時効期間とする。

第 8 条 (十分な補償を受ける権利)

- ・ 損害の額が 15 億ユーロを超えるおそれがある場合、締約国は、改正ブラッセル補足条約の下で用意される補償額の配分について公平な基準を設けることができる。

第 9 条 (公的資金の必要性)

- ・ 改正ブラッセル補足条約による賠償額が 12 億ユーロに達した場合、運転者の資金余裕や運転者の責任額制限の可否に関わらず、締約国は公的資金の拠出を求められる。

第 10 条 (公的資金からの支出)

- ・ 自国に国際裁判管轄権を有する締約国は、原子力損害が 12 億ユーロを超えるおそれがある場合、直ちに原子力事故の発生及びその状況を各締約国に通告しなければならない。
- ・ 自国に国際裁判管轄権を有する締約国だけが、各締約国に公的資金を用意させる権限及びその資金を配分する権限を持つ。
- ・ 国内法に定める条件に従って為された公的資金の支払いについて、他の締約国は承認しなければならない。賠償に関して管轄権を有する裁判所が下した判決は、改正パリ条約の規定に従って他の締約国の領域内で執行できる。

第 11 条 (原子力施設がない締約国が裁判管轄権をもつ場合)

- ・ 責任を負う運転者の原子力施設を持たない締約国の裁判所が裁判管轄権を持つ場合、7 億ユーロから 12 億ユーロまでの公的資金は、当該国が用意し、責任を負う運転者の原子力施設を持つ締約国がその金額を当該国に償還する。

第 12 条 (締約国による公的資金の分担の計算)

- ・ 締約国が用意する 12 億ユーロから 15 億ユーロまでの公的資金の拠出分担式
 1. 35% は各締約国の GDP と全締約国の GDP との比率を基礎として計算する。
 2. 65% は各締約国の原子炉の熱出力と全締約国の原子炉の熱出力の比率を基礎として計算する。
- ・ 改正ブラッセル補足条約に加入する場合、公的資金は増加される。増加額は、加入国の GDP と原子炉の熱出力によって決定される額を 1,000 ユーロ単位に切り上げた額とする。

第 13 条 (原子力施設の目録)

- ・ 締約国は、改正パリ条約第 1 条の定義に該当する原子力施設 (原子炉、核物質の加工工場、再処理工場、核物質の貯蔵施設等) を全て目録に掲載しなければならない。

第 14 条 (締約国による公的資金の利用可能性)

- ・ 締約国が改正ブラッセル補足条約や改正パリ条約の適用範囲外の事項について規定を制定することを妨げない。ただし公的資金に関する規定は締約国の義務を増加させるようなものであってはならない。
- ・ 改正ブラッセル補足条約の全ての加盟国が原子力損害の補完的補償に関する他の条約に加盟した場合は、その条約の義務を満たすために、改正ブラッセル補足条約の締約国の公的資金として準備される資金を使ってよい。

第 15 条 (改正ブラッセル補足条約の締約国ではない国家との補償合意)

- ・ 改正ブラッセル補足条約の締約国は、非締約国と、原子力損害に対する公的資金からの賠償について、協定を結ぶことができる。

- ・このような協定による賠償の支払い条件が、改正パリ条約や改正ブラッセル補足条約に関係して締約国の講じる措置の条件よりも有利でない限り、協定によって支払われるものは、第8条（損害の額が15億ユーロを超えるおそれがある場合に配分の基準を設ける）が適用される場合に全損害額の算定において考慮される。

第16条（協議）

- ・締約国は、改正ブラッセル補足条約及び改正パリ条約の適用から生じる共通の関心事項の全てについて、相互に協議する。
- ・改正ブラッセル補足条約の発効した日から5年後に、または締約国の申立てがあるときはいつでも、この条約の改正が望ましいかどうかについて相互に協議する。

第17条（紛争解決手続き）

- ・改正ブラッセル補足条約の解釈や適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、当事国は交渉等により協議する。
- ・紛争が解決されない場合には締約国が友好的解決を支援するための会合を開く。会合によっても紛争が解決しない場合は、欧州原子力裁判所に付託される。
- ・原子力事故が改正パリ条約と改正ブラッセル補足条約の解釈や適用に関して締約国間に紛争を生じさせた場合、紛争解決の手続きはパリ条約に定める手続きによる。

第18条（留保）

- ・全ての署名国が承諾を与えた場合には、規定を留保できる。

第19条（パリ条約締約国であることの要件）

- ・改正パリ条約の締約国でない国は、改正ブラッセル補足条約の締約国になることや締約国にとどまることはできない。

第20条（発効等）

- ・改正ブラッセル補足条約の批准書等はベルギー政府に寄託される。
- ・改正ブラッセル補足条約は、6番目の批准書が寄

託された3ヵ月後に効力を生ずる。

第21条（改正）

- ・改正ブラッセル補足条約の改正は、すべての締約国の合意によって行われなければならない。

第22条（加入）

- ・改正パリ条約の締約国であって改正ブラッセル補足条約に署名していない国は、改正ブラッセル補足条約が発効した後、ベルギー政府に対する通告によって改正ブラッセル補足条約への加入を求めることができる。
- ・加入書の寄託から3ヵ月後に加入の効力が発生する。

第23条（失効）

- ・改正ブラッセル補足条約は改正パリ条約が失効するまで効力を持つ。
- ・改正ブラッセル補足条約の失効や締約国の脱退は、失効や脱退の日の前に発生した原子力事故の損害に対する賠償の支払いについて、各締約国が負った義務を終了させるものではない。

第24条（領域の一部への適用）

- ・改正ブラッセル補足条約は、締約国の本土の領域に適用される。
- ・改正パリ条約がある領域について適用されなくなった場合は、改正ブラッセル補足条約も適用されなくなる。

第25条（寄託者の義務）

- ・ベルギー政府は、全ての署名国及び加入国政府に対して、批准書等の受領を通知する。

ブラッセル補足条約の全文は OECD / NEA のウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.oecd-nea.org/law/brussels-supplementary-convention.html>

改正ブラッセル補足条約の全文は OECD / NEA のウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.oecd-nea.org/law/brussels-supplementary-convention-protocol.html>

改正パリ条約については272ページをご覧下さい。

添付資料

- 我が国の原子力損害賠償制度の概要
- 「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）
- 「原子力損害の賠償に関する法律施行令」（原賠法施行令）
- 「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（補償契約法）
- 「原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令」（補償契約法施行令）
- 「原子力損害賠償支援機構法」（支援機構法）
- 「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（原子力被害者早期救済法）
- 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）
- 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）和訳（出典：日本エネルギー法研究所）
- 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）付属書和訳（出典：日本エネルギー法研究所）
- 原子力損害賠償に関する国際条約と原賠法の比較
- 原子力損害賠償に関する条約加盟状況一覧

我が国の原子力損害賠償制度の概要

【関係法律】

- 我が国の原子力損害賠償制度は、以下の2つの法律から成り立っている。
 - ・ 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）
 - ・ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）

【目的】

- 被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ること。（原賠法第1条）

【原子力損害に係る賠償責任】

（無過失責任）

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。
原子力事業者の故意・過失は問われない。（原賠法第3条）

（無限責任）

- 原子力事業者の賠償責任の限度額は特に規定されていない。

【賠償措置の義務】

- 原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を講じることを義務付け。（原賠法第6条～第10条、補償契約法）
原子力事業者は、原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）と原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）を締結。
- 賠償措置の額は、1工場・事業所当たり1200億円（1万kW超の原子力発電所の場合。種類・規模に応じた少額措置を政令で規定。事業行為終了後の特例額を政令で規定）。

【国の援助・措置】

- 賠償責任が賠償措置を超える場合、必要と認めるときは、政府が原子力事業者に対して援助。（原賠法第16条）
- 社会的動乱・異常に巨大な天災地変の場合、政府が必要な措置を講じる。（原賠法第17条）

【原子力損害賠償紛争審査会】

- 第三者機関において、「和解の仲介」及び「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針策定」を実施。（原賠法第18条）

なお、2011年3月11日に発生した福島原発事故の損害賠償を実施するうえで、原賠法による制度を補うための新たな法律が制定された。

【原子力損害賠償支援機構法】

- 「原子力損害賠償支援機構」を設置し、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合に資金援助（各原子力事業者による負担金を使った資金交付）や特別資金援助（政府が交付した国債の償還、政府が交付した資金、政府保証付の借り入れ等により資金を調達する資金交付）を行い、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等を行う。

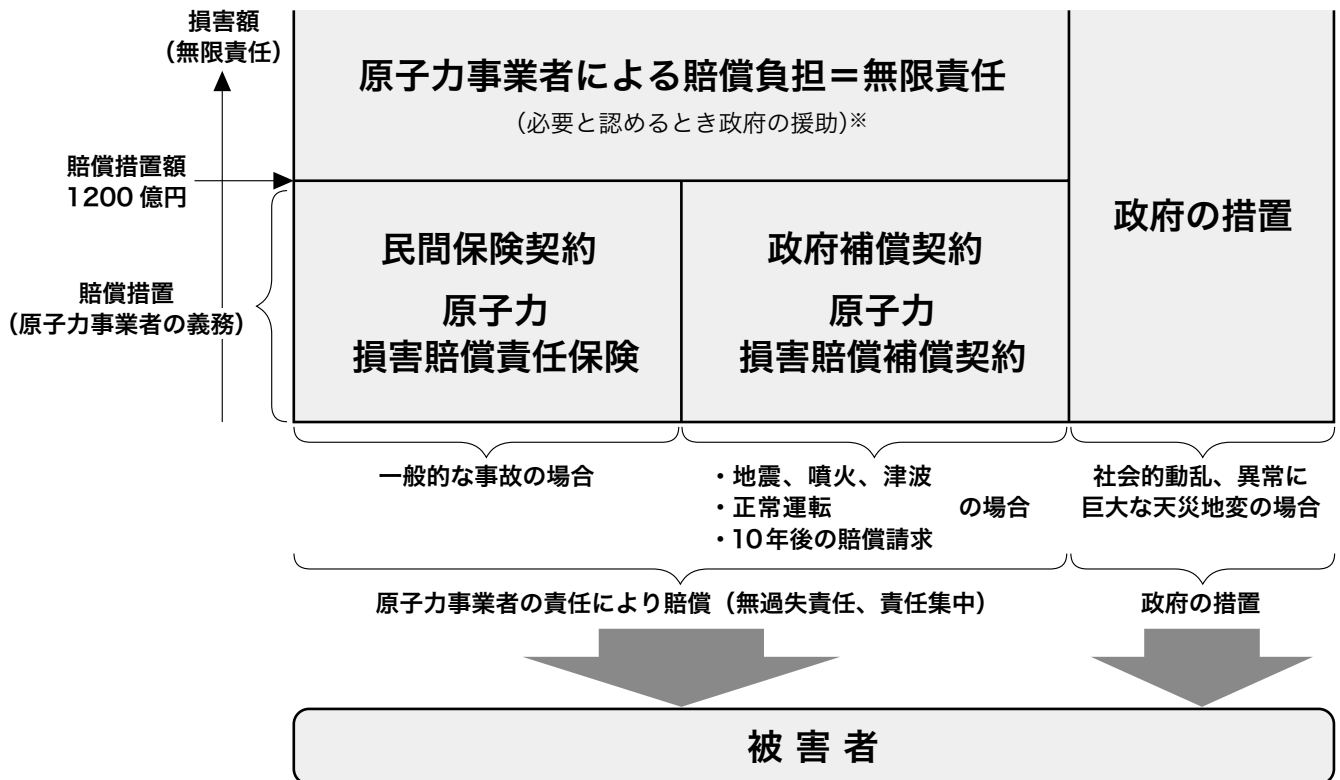
【平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（原子力被害者早期救済法）】

- 被害者は国に仮払いの支払いを請求することにより、国から原子力損害を填補するための仮払金（損害額の半額）が支払われ、国は仮払金額について原子力事業者に対する求償権を取得する。

【平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）】

- 放射性物質汚染対処特措法に基づいて事故由来放射性物質による環境汚染に対処するための措置は、原賠法の規定による原子力損害に係るものとして、事故を起こした原子力事業者の負担の下に実施される。

【原子力損害賠償制度の概要図】



※今回の福島原発事故を機に、原子力損害賠償支援機構法が制定され、それによる賠償の仕組みが追加されている。

【原子力損害の賠償に関する法律】（原賠法）

（昭和三十六年六月十七日法律第四百七十七号）

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四七号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）
- 第三章 損害賠償措置
 - 第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）
 - 第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）
 - 第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）
 - 第四節 供託（第十二条―第十五条）
- 第四章 国の措置（第十六条・第十七条）
- 第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）
- 第六章 雑則（第十九条―第二十三条）
- 第七章 罰則（第二十四条―第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 原子炉の運転
- 二 加工
- 三 再処理
- 四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第三十九条第五項の規定により試験研究用等原子

炉設置者とみなされた者を含む。)

二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

三 規制法第四十三条の三の五第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

四 規制法第十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

五 規制法第四十三条の四第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

六 規制法第四十四条第一項の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

七 規制法第五十一条の二第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

八 規制法第五十二条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第十項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第九項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第十項に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任、責任の集中等）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定に

より損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

(損害賠償措置の内容)

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 文部科学大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四節 供託

(供託)

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

(供託物の還付)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取りもどし)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(文部科学省令・法務省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定める。

第四章 国の措置

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- 二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- 三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十一条 文部科学大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業大臣又は国土交通大臣との協議)

第二十二條 文部科学大臣は、第七条第一項若しくは第七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉の運転、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものについては国土交通大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第二十三條 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十四條 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施

行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【原子力損害の賠償に関する法律施行令】（原賠法施行令）

（昭和三十七年三月六日政令第四十四号）

最終改正：平成二五年六月二六日政令第一九一号

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（原子炉の運転等）

第一条 原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為（第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）とする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラム以上のもの

ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの

三 再処理

四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。次号において「規制法」という。）第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物管理（以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。）

六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。）

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

ロ 規制法第二条第十項に規定する使用済燃料

ハ 核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）

（賠償措置額）

第二条 法第七条第一項に規定する政令で定める原子炉の運転等は次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が同表の第一号から第十七号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

一	熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする前条第六号イからハまでに掲げる物（以下「核燃料物質等」という。）の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号又は第三号のいずれかに該当するものを除く。）を含む。）	千二百億円
二	前号に規定する原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該原子炉の運転をやめ、かつ、当該原子炉の炉心から核燃料物質を取り出した後にするものに限る。次号及び第五号において同じ。）（次号に該当するものを除く。）	二百四十億円
三	第一号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円
四	熱出力が百キロワットを超え一万キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	二百四十億円
五	前号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円
六	熱出力が百キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
七	前条第二号イに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
八	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	二百四十億円
九	再処理（当該再処理に付随してする核燃料物質等の当該再処理が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	千二百億円
十	前条第二号イに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第七号又は前号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
十一	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第八号又は第九号のいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）（当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	二百四十億円
十二	前号に規定する核燃料物質の使用に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該核燃料物質の使用をやめた後にするものに限る。）	四十億円

十三	使用済燃料の貯蔵（第一号、第二号、第四号、第六号又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の当該使用済燃料の貯蔵が行われる事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十四	廃棄物埋設（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	四十億円
十五	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固形化した物に係る廃棄物埋設（第九号に該当するものを除くものとし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十六	廃棄物管理（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	四十億円
十七	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固形化した物に係る廃棄物管理（第九号又は第十五号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十八	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の運搬（前各号、次号又は第二十二号のいずれかに該当するものを除く。）	四十億円
十九	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする前条第二号ロ若しくはハに掲げる核燃料物質、同条第六号ロに掲げる物、同号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体又は当該液体をガラスにより固形化した物の運搬（第一号、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで、第十三号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）	二百四十億円
二十	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用又は使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の貯蔵（第一号から第十三号まで又は次号のいずれかに該当するものを除く。）	四十億円
二十一	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用又は使用済燃料の貯蔵に付随してする前条第二号ロ若しくはハに掲げる核燃料物質、同条第六号ロに掲げる物、同号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体又は当該液体をガラスにより固形化した物の貯蔵（第一号、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで又は第十三号のいずれかに該当するものを除く。）	二百四十億円
二十二	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の廃棄（第一号から第十七号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄に係る核燃料物質等の運搬を含む。）	四十億円

(災害補償給付)

第三条 法附則第四条第一項に規定する政令で定める災害補償給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による給付
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による給付であつて職務上の事由によるもの

附 則 （平成二五年六月二六日政令第一九一号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】（補償契約法）

（昭和三十六年六月十七日法律第四百四十八号）

最終改正：平成二一年四月一七日法律第一九号

（定義）

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項 に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項 に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項 に規定する原子力事業者（同項第二号 に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項 に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条 に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項 に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

（原子力損害賠償補償契約）

第二条 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

（補償損失）

第三条 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害
- 三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）
- 四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項 に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置（賠償法第七条の二第一項 に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。）によつてはうめることができないもの
- 五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

（補償契約金額）

第四条 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額（以下「補償契約金額」という。）は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第一項 に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額（賠償法第七条第一項 に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償する

ための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額とする。

(補償契約の期間)

第五条 第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内の期間とする。

(補償料)

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(補償金)

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

(補償契約の締結の限度)

第八条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九条 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更が生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

第十条 補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

(補償金の返還)

第十三条 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払ったときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害

二 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間における原子炉の運転等により与えた原子力損害

(補償契約の解除)

第十四条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申し込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

2 前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。第十七条第二項において「規制法」という。）第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の三の二十二、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(過怠金)

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

(業務の管掌)

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転、加工（規制法第二条第九項に規定する加工をいう。）、再処理（規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）、使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄（規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物施設又は廃棄物管理をいう。）に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

(業務の委託)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律

第百五号) 第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等(これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る。)に委託することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令】（補償契約法施行令）

(昭和三十七年三月六日政令第四十五号)

最終改正：平成二五年六月二六日政令第一九一号

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償損失）

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号 に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十一条の二、第二十二條第四項、第二十二條の六第二項において準用する第十二條の二第四項、第三十五條、第三十七條第四項、第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十三條の三の二十二、第四十三條の三の二十四第四項、第四十三條の三の二十七第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十三條の十八、第四十三條の二十第四項、第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十八條、第五十條第四項、第五十條の三第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十一條の十六、第五十一條の十八第四項、第五十一條の二十三第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十六條の三第四項、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條第一項、第五十九條第一項又は第六十條第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

第二条 法第三条第五号 に規定する原子力損害であつて政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

（補償料率）

第三条 法第六条 に規定する政令で定める料率（以下「補償料率」という。）は、次の各号に掲げる補償契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第二条 の表第一号に規定する熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転に係る補償契約 一万分の二十
- 二 前号に掲げる補償契約以外の補償契約 一万分の三（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、一万分の一・五）

2 補償料の納付の期日において当該補償契約により原子力損害の賠償に充てることができる金額が当該補償契約の補償契約金額に満たない場合においては、当該補償契約の補償料率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する料率に、当該充てることができる金額を当該補償契約の補償契約金額で除して得た数を乗じて得た料率とする。

（通知）

第四条 原子力事業者は、法第九条 の規定により、次に掲げる事項を政府に対し通知しなければならない。

- 一 原子炉の運転に係る補償契約については、次に掲げる事項

- イ 原子炉の使用の目的
 - ロ 原子炉の型式、熱出力及び基数
 - ハ 原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船業者の工場又は事業所）の名称及び所在地
 - ニ 原子炉施設の位置、構造及び設備
 - ホ 原子炉の運転の開始時期及び予定終了時期
 - ヘ 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
 - ト 使用済燃料の処分の方法
 - チ 責任保険契約に関する事項
- 二 加工に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 加工施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法
 - ハ 加工の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 加工する核燃料物質の種類及びその年間予定加工量
 - ホ 責任保険契約に関する事項
- 三 再処理に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 再処理施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
 - ハ 再処理の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 再処理をする使用済燃料の種類及びその年間予定再処理量
 - ホ 責任保険契約に関する事項
- 四 核燃料物質の使用に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 使用の目的及び方法
 - ロ 使用の場所
 - ハ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備
 - ニ 使用の開始時期及び予定終了時期
 - ホ 使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
 - ヘ 使用済燃料の処分の方法
 - ト 責任保険契約に関する事項
- 五 使用済燃料の貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所の名称及び所在地
 - ロ 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法
 - ハ 使用済燃料の貯蔵の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 貯蔵する使用済燃料の種類及び数量
 - ホ 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法
 - ヘ 責任保険契約に関する事項
- 六 廃棄物埋設又は廃棄物管理に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置する事業所の名称及び所在地
 - ロ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法
 - ハ 廃棄物埋設又は廃棄物管理の開始時期及び予定終了時期
 - ニ 廃棄物埋設又は廃棄物管理により廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下この条において同じ。）の種類及び数量
 - ホ 責任保険契約に関する事項

七 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号 に規定する運搬に係る補償契約については、次に掲げる事項

- イ 運搬の経路及び方法
- ロ 運搬の開始時期及び予定終了時期
- ハ 運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
- ニ 責任保険契約に関する事項

八 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号 に規定する貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項

- イ 貯蔵の場所及び方法
- ロ 貯蔵の開始時期及び予定終了時期
- ハ 貯蔵する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
- ニ 責任保険契約に関する事項

九 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号 に規定する廃棄に係る補償契約については、次に掲げる事項

- イ 廃棄の場所及び方法
- ロ 廃棄の開始時期及び予定終了時期
- ハ 廃棄に係る核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始時期及び予定終了時期
- ニ 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
- ホ 責任保険契約に関する事項

(補償料の納付)

第五条 原子力事業者は、補償契約の締結の日及びその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合は、その前日）までに、それぞれの日から始まる一年間（それぞれの日からの補償契約の期間が一年間に満たない場合は、その期間）に応ずる補償料を国庫に納付しなければならない。

(補償金の支払)

第六条 文部科学大臣は、原子力事業者から補償金の支払の請求があつた場合は、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。

(補償金の返還)

第七条 文部科学大臣は、法第十三条 の規定により、補償金を支払つた日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとする。

第八条 削除

(補償契約の解除)

第九条 法第十五条第一項第五号 に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

(過怠金)

第十条 法第十六条 に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために

必要な措置を講ずること。

二 損害賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合において、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けること。

三 原子力損害が発生した場合において、直ちにその発生の日時、場所及び損害の状況を文部科学大臣に通知すること。

四 損害賠償の責任に関する訴訟を提起し、又は提起された場合において、直ちにその旨を文部科学大臣に通知すること。

第十一条 文部科学大臣は、法第十六条の規定により、原子力事業者が補償金の支払を受けた日以後において、次の各号に掲げる金額を限度として過怠金を徴収することができる。

一 補償契約の条項で前条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額

二 補償契約の条項で前条第三号又は第四号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、十万円

(業務の委託)

第十二条 政府が法第十八条第一項の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

一 補償金の支払の請求の受付

二 補償損失の金額に関する調査

三 前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、法第十八条第一項の規定による委託に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則（平成二四年一月二五日政令第一二号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年六月二六日政令第一九一号）抄

(施行期日)

1 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

【原子力損害賠償支援機構法】（支援機構法）

(平成二十三年八月十日法律第九十四号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四七号

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 設立（第九条—第十三条）
- 第三章 運営委員会（第十四条—第二十二條）
- 第四章 役員等（第二十三条—第三十四条）
- 第五章 業務
 - 第一節 業務の範囲等（第三十五条—第三十七条）
 - 第二節 負担金（第三十八条—第四十条）
 - 第三節 資金援助
 - 第一款 通則（第四十一条—第四十四条）
 - 第二款 特別事業計画の認定等（第四十五条—第四十七条）
 - 第三款 特別資金援助に対する政府の援助（第四十八条—第五十一条）
 - 第四款 負担金の額の特例（第五十二条）
 - 第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務（第五十三条—第五十五条）
- 第六章 財務及び会計（第五十六条—第六十三条）
- 第七章 監督（第六十四条・第六十五条）
- 第八章 雑則（第六十六条—第七十二条）
- 第九章 罰則（第七十三条—第七十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 原子力損害賠償支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八条第一項に規定する原子力事業者をいう。第三十七条において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額（第四十一条第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等（第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

(法人格)

第三条 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(数)

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第九条 機構を設立するには、電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

(定款の作成等)

第十条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三章 運営委員会

(設置)

第十四条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第十五条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成又は変更
- 三 予算及び資金計画の作成又は変更
- 四 決算
- 五 その他運営委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第十六条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかななければならない。

(委員の任命)

第十七条 委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- 四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第二十条 運営委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の秘密保持義務)

第二十一条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の地位)

第二十二条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 役員等

(役員)

第二十三条 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十四条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十五条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十六条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十七条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十八条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第二十五条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第二十九条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第三十条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十二条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十三条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十四条 第二十一条及び第二十二条の規定は、役員及び職員について準用する。

第五章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第三十五条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次節の規定による負担金の収納
- 二 第三節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 三 第四節の規定による相談その他同節の規定による業務
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、負担金に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、原子力事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた原子力事業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第二節 負担金

(負担金の納付)

第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であった者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者

二 実用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

2 前項の負担金は、当該事業年度の終了後三月以内に納付しなければならない。ただし、当該負担金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

3 機構は、負担金をその納期限までに納付しない原子力事業者があるときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(負担金の額)

第三十九条 前条第一項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額（機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額（第五十二条第一項に規定する特別負担金額を除く。）の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に負担金率（一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

4 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。

7 主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額又は負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。

(延滞金)

第四十条 原子力事業者は、負担金をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第三節 資金援助

第一款 通則

(資金援助の申込み)

第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額（以下この条及び第四十三条第一項において「要賠償額」という。）が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 当該原子力事業者に対し、要賠償額から賠償措置額を控除した額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること（以下「資金交付」という。）。

二 当該原子力事業者が発行する株式の引受け

三 当該原子力事業者に対する資金の貸付け

四 当該原子力事業者が発行する社債又は主務省令で定める約束手形の取得

五 当該原子力事業者による資金の借入れに係る債務の保証

2 前項の規定による申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 原子力損害の状況

二 要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

三 資金援助を必要とする理由並びに実施を希望する資金援助の内容及び額

四 事業及び収支に関する中期的な計画

(資金援助の決定)

第四十二条 機構は、前条第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうか並びに当該資金援助を行う場合にあってはその内容及び額を決定しなければならない。

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る事項を当該申込みを行った原子力事業者へ通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る決定を受けた原子力事業者の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、当該決定の変更を命ずることができる。

(資金援助の内容等の変更)

第四十三条 前条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定を受けた原子力事業者は、要賠償額の増加その他の事情により必要が生じた場合には、当該資金援助の内容又は額の変更の申込みをすることができる。

2 前項の申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助の内容又は額の変更を行うかどうかを決定しなければならない。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(交付資金の返還)

第四十四条 機構は、資金交付を受けた原子力事業者の損害賠償の履行の状況に照らし、当該原子力事業者に対する当該資金交付の額から当該履行に充てられた額を控除した額の全部又は一部が、当該履行に充てられる見込みがなくなったと認めるときは、その額を機構に対し納付することを求めなければならない。

第二款 特別事業計画の認定等

(特別事業計画の認定)

第四十五条 機構は、第四十二条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしようとする場合において、当該資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるため第四十八条第二項の規定による国債の交付を受ける必要があり、又はその必要が生ずることが見込まれるときは、運営委員会の議決を経て、当該資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営及び当該原子力事業者に対する資金援助に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 特別事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二 原子力事業者の経営の合理化のための方策

三 前号に掲げるもののほか、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策

四 原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

五 原子力事業者の経営責任の明確化のための方策

六 原子力事業者に対する資金援助の内容及び額

七 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

八 その他主務省令で定める事項

3 機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった特別事業計画が次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の認定をすることができる。

一 当該原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が、当該原子力事業者が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認定に係る特別事業計画（以下「認定特別事業計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該特別事業計画を提出した原子力事業者の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該原子力事業者の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（認定特別事業計画の変更）

第四十六条 機構及び原子力事業者は、認定特別事業計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 機構は、前項の認定の申請をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があったときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 変更後の特別事業計画が前条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

二 損害賠償の実施の状況その他の事情に照らし、認定特別事業計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

（認定特別事業計画の履行の確保）

第四十七条 主務大臣は、第四十五条第一項の認定の日から次に掲げる条件の全てが満たされたと認めて主務大臣が告示する日までの間（第三項及び第五十二条第一項において「特別期間」という。）、認定特別事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）の履行の確保のために必要があると認めるときは、第四十五条第一項の認定（前条第一項の認定を含む。第六十九条第二項において同じ。）を受けた原子力事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定特別事業計画の履行状況につき報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

一 認定事業者の損害賠償の履行の状況及び認定特別事業計画に基づく資金援助（以下「特別資金援助」という。）の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに次条第二項の規定による国債の交付を行う必要が生ずることがないと認められること。

二 次条第二項の規定により機構に交付された国債のうち第四十九条第二項の規定により償還を受けていないものが政府に返還されていること。

三 第五十九条第四項の規定により機構が国庫に納付した額の合計額が第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額に達していること。

2 主務大臣は、前項の規定により報告を求めた場合には、当該報告を公表することができる。

3 認定事業者が、当該認定に係る特別期間中に原子力事業者でなくなった場合には、当該原子力事業者でなくなった認定事業者は、当該特別期間中においては、引き続き原子力事業者であるものとみなして、この章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三款 特別資金援助に対する政府の援助

(国債の交付)

第四十八条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額の範囲内において、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第四十九条 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還は、この法律の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。

4 前項に規定する勘定の負担は、特別の資金の設置及び当該資金の適切な受払いその他の当該勘定における資金の確保に必要な措置により円滑に行われなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第五十条 機構は、第四十八条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、認定事業者の損害賠償の履行の状況及び特別資金援助の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第四十八条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(資金の交付)

第五十一条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、第四十八条第二項の規定による国債の交付がされてもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

第四款 負担金の額の特例

第五十二条 認定事業者が、当該認定に係る特別期間内にその全部又は一部が含まれる機構の事業年度について納付すべき負担金の額は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に特別負担金額（認定事業者に追加的に負担させることが相当な額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）を加算した額とする。

2 特別負担金額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、認定事業者に対し、できるだけ高額な負担を求めるとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

3 機構は、特別負担金額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る特別負担金額を認定事業者に通知しなければならない。

第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務

（相談及び情報提供等）

第五十三条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

（資産の買取り）

第五十四条 機構は、資金援助を受けた原子力事業者からの申込みに基づき、当該資金援助に係る原子力損害の賠償の履行に充てるための資金の確保に資するため、当該原子力事業者の保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の資産の買取りの申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

3 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

（機構による原子力損害の賠償の支払等）

第五十五条 機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による支払を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

3 機構は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）の定めるところにより、同法第十五条に規定する主務大臣又は同法第八条第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事の委託を受けて、同法第三条第一項の規定による仮払金の支払に関する事務の一部（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。）を行うことができる。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第五十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第五十七条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第五十八条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十九条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号及び第三号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第四項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び原子力損害賠償支援機構債)

第六十条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は原子力損害賠償支援機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなってはならない。

4 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項 及び第二項 並びに第七百九条 の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条 の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

（余裕金の運用）

第六十二条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他主務省令で定める方法

（省令への委任）

第六十三条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督

（監督）

第六十四条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第六十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 雑則

（定款の変更）

第六十六条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第六十七条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(政府による資金の交付)

第六十八条 政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

(法人税の特例)

第六十九条 原子力事業者が第三十八条の規定に基づき機構の事業年度について機構の業務に要する費用に充てることとされる負担金を納付する場合には、その納付する負担金の額は、当該事業年度終了の日の属する当該原子力事業者の事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）の所得の金額又は連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 原子力事業者が第四十五条第一項の認定を受けたときは、その特別資金援助（第四十一条第一項第一号に掲げる措置に限る。）による収益の額については、機構から交付を受けた資金の額を当該交付を受けた日の属する事業年度の所得の金額又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税の特例)

第七十条 機構が第五十四条第一項の規定により特別資金援助に係る資金交付を受けた認定事業者から資産の買取りを行う場合における当該資産の買取りに伴う不動産の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買取り後三月以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(主務省令への委任)

第七十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第七十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十三条 第二十一条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第二項（第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第六十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十六条 第三十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第三十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 四 第三十八条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第三十九条第七項、第四十二条第三項（第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第五十八条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第七十九条 第六条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十五条第三項の規定は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 第四十一条の規定は、この法律の施行前に生じた原子力損害についても適用する。

2 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第五十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第五十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**【平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律】
（原子力被害者早期救済法）**

(平成二十三年八月五日法律第九十一号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四七号

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関し国が果たすべき役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、平成二十三年原子力事故による損害をてん補するための国による仮払金の迅速かつ適正な支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定原子力損害」とは、平成二十三年原子力事故による損害であつて原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。

(仮払金の支払)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であつて政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害をてん補するためのものとして、仮払金を支払う。

2 前項の規定に基づき国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならない。

(仮払金の額)

第四条 仮払金の額は、その者が受けた前条第一項に規定する特定原子力損害につき、当該者が提出した政令で定める資料に基づき、政令で定める簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に十分の五を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該者が当該資料を提出することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、当該者が居住する地域又は事業を営む地域、当該特定原子力損害の種類等の事情に基づいて推計した当該特定原子力損害の額に当該割合を乗じて得た額とする。

2 前条第一項及び前項の政令は、原子力損害賠償紛争審査会が定める特定原子力損害の賠償に係る原子力損害の賠償に関する法律第十八条第二項第二号の指針に定められた事項に基づき、かつ、特定原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるように定めるものとする。

(仮払金の支払の請求)

第五条 仮払金の支払を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣にこれを請求しなければならない。

2 仮払金の支払を受ける権利を有する者について相続、合併又は分割（その者が受けた第三条第一項に規定する特定原子力損害に係る事業を承継させるものに限る。）があつた場合において、その者が死亡、解散又は分割の前に仮払金の支払を請求していなかったときは、その者の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、自己の名で、その者の仮払金の支

払を請求することができる。

3 前項の規定により仮払金の支払を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支払は、全員に対してしたものとみなす。

(書類の作成等についての援助)

第六条 地方公共団体及び農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体は、仮払金の支払の請求を行う者の便宜を図るため、当該請求を行うに当たって必要となる書類の作成等について、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(資料の提供その他の協力等の求め)

第七条 主務大臣は、仮払金の支払を迅速かつ適正に行うため必要があると認めるときは、地方公共団体、当該原子力事業者その他公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力又は確認を求めることができる。

(事務の処理等)

第八条 仮払金の支払に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 前項の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

3 主務大臣又は第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、政令で定めるところにより、仮払金の支払に関する事務の一部（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。）を、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる。

4 主務大臣又は第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、前項に規定する政令で定める者に対し、仮払金の支払に必要な資金を交付することができる。

5 前項の規定により資金の交付を受けた者は、会計法第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなし、同法、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）その他関係法令の適用を受けるものとする。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

6 農業協同組合、漁業協同組合その他の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、第三項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

7 第三項の規定による事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 都道府県知事が第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行い、又は第三項の規定によりその委託を行う場合においては、国は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該事務の処理及び委託に要する費用の全部を負担する。

9 前項に規定する場合においては、国は、同項に定めるもののほか、当該都道府県に対し、その円滑な実施を図るために必要な支援その他の措置を講ずるものとする。

10 関係行政機関の長は、仮払金の支払に関し、主務大臣、第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事又は第三項の規定による事務の委託を受けた者に協力するものとする。

(損害賠償との関係)

第九条 第三条第一項に規定する特定原子力損害を受けた者又は第五条第二項の規定により自己の名で仮払金の支払を請求することができる者が当該特定原子力損害の賠償（これに相当する金銭の支払として政令

で定めるものを含む。)を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わない。

2 国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得する。

3 前項の場合において、国は、速やかに当該損害賠償請求権を行使するものとする。

(仮払金の返還)

第十条 仮払金の支払を受けた者は、その者に係る特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により仮払金の支払を受けた者があるときは、主務大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支払を受けた仮払金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(仮払金の支払を受ける権利の保護)

第十二条 仮払金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(税制上の措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、特定原子力損害を受けた者の置かれている状況に配慮し、その支払を受けた仮払金について必要な税制上の措置を講じなければならない。

(原子力被害応急対策基金)

第十四条 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項及び第六項の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができる。

2 前項の規定は、地方公共団体がその経費を原子力被害応急対策基金から支弁して特定原子力損害に係る措置を講じた場合において、国が当該原子力事業者に対して、同項の規定により補助した額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

3 国は、第一項の規定の運用に当たっては、関係地方公共団体の意見に配慮するものとする。

(主務大臣)

第十五条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とする。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十七条 第八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四十五日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用)

2 第三条第一項の規定は、同項に規定する特定原子力損害を受けた者であつてこの法律の施行前に死亡し、又は合併若しくは分割の対象となつたものについても適用する。

(財源の確保)

3 国は、仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に要する費用の財源の確保に資するため、国の資産、剰余金及び積立金の活用、歳出の見直しその他の措置に努めるものとする。

(検討)

4 国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 原子力損害の賠償に関する制度については、原子力損害を受けた者の早期の救済に資するものとなるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法】 (放射性物質汚染対処特措法)

(平成二十三年八月三十日法律第百十号)

最終改正：平成二五年六月二一日法律第五四号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針（第七条）
- 第三章 監視及び測定の実施（第八条）
- 第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
 - 第一節 関係原子力事業者の措置等（第九条・第十条）
 - 第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理（第十一条—第二十四条）
 - 第三節 除染等の措置等（第二十五条—第四十二条）
- 第五章 費用（第四十三条—第四十五条）
- 第六章 雑則（第四十六条—第五十九条）
- 第七章 罰則（第六十条—第六十三条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下本則において単に「事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力事業者」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号 に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」とは、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。

2 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

3 この法律において「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

4 この法律において「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

5 この法律において「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」とは、それぞれ水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項 に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者をいい、「水道施設」とは、同条第八項 に規定する水道施設をいう。

6 この法律において「公共下水道」、「流域下水道」、「公共下水道管理者」、「発生汚泥等」及び「流域下水道管理者」の意義は、それぞれ下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条第一項、第二十一条の二第一項並びに第二十五条の三第一項に規定する当該用語の意義による。

7 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいい、「工業用水道施設」とは、同条第六項に規定する工業用水道施設をいう。

8 この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理基準」、「一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。

9 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

（国の責務）

第三条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

（原子力事業者の責務）

第五条 関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない。

2 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第七条 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
- 二 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
- 三 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

四 土壤等の除染等の措置に関する基本的事項

五 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

六 その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

3 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本方針につき第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 監視及び測定の実施

第八条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の実施体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

第一節 関係原子力事業者の措置等

(関係原子力事業者による廃棄物の処理等)

第九条 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壤等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壤の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、次節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。

(関係原子力事業者による協力措置)

第十条 関係原子力事業者は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であって環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置（以下「協力措置」という。）を講じなければならない。

2 国又は地方公共団体は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。

3 地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないときは、その旨を環境大臣に通知することができる。

4 環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正当な理由がなくその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 環境大臣は、前項の規定による勧告を受けた関係原子力事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(汚染廃棄物対策地域の指定)

第十一条 環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

2 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染廃棄物対策地域の区域の変更等)

第十二条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染廃棄物対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による汚染廃棄物対策地域の区域の変更又は汚染廃棄物対策地域の指定の解除について準用する。

(対策地域内廃棄物処理計画)

第十三条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあつては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。)の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画(以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 対策地域内廃棄物処理計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み
- 二 対策地域内廃棄物処理計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
- 四 その他対策地域内廃棄物の適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(対策地域内廃棄物処理計画の変更)

第十四条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の区域の変更により、又は対策地域内廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策地域内廃棄物処理計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域内廃棄物処理計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による対策地域内廃棄物の処理の実施)

第十五条 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

(水道施設等における廃棄物の調査)

第十六条 次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者 当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
 - 二 公共下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者 当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生汚泥等
 - 三 工業用水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用水道事業者 当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
 - 四 第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者（市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあつては、管理者）又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置者 当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - 五 集落排水施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する者 当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 2 環境大臣は、前項各号に掲げる者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であつて前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

3 環境大臣は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行

われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。

4 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

5 前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。

次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

(特定廃棄物の処理の基準)

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

(廃棄物処理法の適用関係)

第二十一条 対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。）を除く。」とする。

(特定一般廃棄物等の処理の基準)

第二十三条 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（一般廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定一般廃棄物」という。）の処理を行う者（一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（産業廃棄物に該当するものに限る。）であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行う者（産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、

環境省令で定める基準に従い、特定産業廃棄物の処理を行わなければならない。

3 特定一般廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理一般廃棄物処理基準」及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準」とする。

4 特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十五条の四の七の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第三号中「一般廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この号において「特別処理基準」という。）」と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準及び特別処理基準」と、同項第四号中「市町村」と、「読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは、「同条第二項第一号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする」とする。

5 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を焼却する場合に係る廃棄物処理法第十六条の二の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項又は第二項の環境省令で定める基準」とする。

6 第一項に規定する者が特定一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第一号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」又は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準（第三号及び次条第一項において「特別処理基準」という。）と、同条第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の四第一項中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」又は特別処理基準」とする。

7 第二項に規定する者が特定産業廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第二号中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この条及び第十九条の五第一項において「特別処理基準」という。）と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、同条第三号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」とする。

（特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準）

第二十四条 一般廃棄物処理施設であって環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定一般廃棄物処理施設」という。）の設置者（市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分す

るために設置する特定一般廃棄物処理施設にあつては、管理者。第三項において同じ。）は、当分の間、廃棄物処理法第八条の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 産業廃棄物処理施設であつて環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処理施設」という。）の設置者は、当分の間、廃棄物処理法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

3 特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定（廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。）の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

第三節 除染等の措置等

（除染特別地域の指定）

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

（除染特別地域の区域の変更等）

第二十六条 環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更又は除染特別地域の指定の解除について準用する。

（除染特別地域内の汚染の状況の調査測定）

第二十七条 国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をす

ることができる。

2 国は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。

3 国の行政機関の長は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4 国の行政機関の長は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(特別地域内除染実施計画)

第二十八条 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならない。

2 特別地域内除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 特別地域内除染実施計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
- 四 その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(特別地域内除染実施計画の変更)

第二十九条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十条 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人（土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地等」という。）に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。）の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。

5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7 国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等（除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

4 環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

5 除染特別地域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。）を当該土壤等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項（特別管理産業廃棄物にあつては、第十二条の二第二項）の規定は、適用しない。

(汚染状況重点調査地域の指定)

第三十二条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域（除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。）として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染状況重点調査地域の区域の変更等)

第三十三条 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)

第三十四条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2 都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で取去させることができる。

4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は取去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は取去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者)

第三十五条 次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域（以下「除染実施区域」という。）内の土地であつて次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。

一 国が管理する土地 国

- 二 都道府県が管理する土地 当該都道府県
 - 三 市町村が管理する土地 当該市町村
 - 四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
 - 五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村
- 2 前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であって同項第五号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。

(除染実施計画)

第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるものとする。

- 2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
 - 二 除染実施計画の対象となる区域
 - 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
 - 四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置
 - 五 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期
 - 六 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項
 - 七 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。
- 4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(除染実施計画の変更)

第三十七条 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十八条 第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報(都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報)に掲載することができる。

5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

8 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十九条 除染実施者(国、都道府県又は市町村に限る。以下この項及び次項において同じ。)は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

2 除染実施者は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等

に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

6 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

7 除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。）を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項（特別管理産業廃棄物にあつては、第十二条の二第二項）の規定は、適用しない。

（土壌等の除染等の措置の基準）

第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

2 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（除去土壌の処理の基準等）

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

2 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。

（国による措置の代行）

第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節（第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。）に規定する措置を行うものとする。

一 当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者における除染等の措置等の実施体制

二 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行うものとする。

第五章 費用

（財政上の措置等）

第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

(国の措置)

第四十五条 国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(汚染廃棄物等の投棄の禁止)

第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。

(特定廃棄物の焼却の禁止)

第四十七条 何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第二十条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない。

(業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止)

第四十八条 国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならない。

2 国、都道府県、市町村、第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者(国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。)その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬(土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。第六十条第一項第四号において同じ。)、保管又は処分を業として行ってはならない。

(報告の徴収)

第四十九条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者に対し、当該保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者その他の関係者に対し、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、除染実施区域に係

る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第五十条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関係原子力事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において指定廃棄物を無償で取去させることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において特定廃棄物を無償で取去させることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で取去させることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で取去させることができる。

6 前各項の規定により立入り、検査又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第五十一条 環境大臣は、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合において、指定廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、第二十条の環境省令で定める基準に適合しない特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬、保管又は処分を行った者（第十五条又は第十九条の規定により当該収集、運搬、保管又は処分を行った国を除く。）に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置が行われた場合において、適正な土壌等の除染等の措置を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該土壌等の除染等の措置の方法の変更、適正な土壌等の除染等の措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該土壌等の除染等の措置を行った者（当該土壌等の除染等の措置を行った国、都道府県又は市町村を除く。）

二 第四十条第二項の規定に違反する委託により当該土壌等の除染等の措置が行われたときは、当該委託をした者（当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。）

4 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、除去土壌の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該除去土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った者（当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った国、都道府県又は市町村を除く。）

二 第四十一条第二項の規定に違反する委託により当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者（当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。）

5 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第四項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）の保管が行われた場合において、当該廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 前各項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（関係地方公共団体の協力）

第五十二条 国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

（汚染廃棄物等の処理等の推進）

第五十三条 国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究、技術開発等の推進等）

第五十四条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（知識の普及等）

第五十五条 国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

（権限の委任）

第五十七条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(環境省令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(事務の区分)

第五十九条 第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）、第三十六条第一項、第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第二項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第四項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第七項（第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。）及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで（第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る。）及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十六条の規定に違反して、汚染廃棄物等を捨てた者
 - 二 第四十七条の規定に違反して、特定廃棄物を焼却した者
 - 三 第四十八条第一項の規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
 - 四 第四十八条第二項の規定に違反して、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
 - 五 第五十一条第一項から第五項までの規定による命令に違反した者
- 2 前項第一号及び第二号の罪の未遂は、罰する。

第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第六項又は第三十四条第六項の規定に違反して、第二十七条第三項又は第三十四条第三項の規定による立入り、調査測定又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第三十九条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（除染実施者が国、都道府県又は市町村である場合を除く。）
- 三 第四十九条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十条第一項から第五項までの規定による立入り、検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十条第一項第一号から第四号まで 三億円以下の罰金刑
- 二 第六十条第一項第五号又は第六十一条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第六十条又は第六十一条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第二節及び第三節、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条（第一項を除く。）、第五十条（第一項に係る部分を除く。）、第五十一条、第六十条、第六十一条、第六十二条第一号、第二号、第三号（第四十九条第一項に係る部分を除く。）及び第四号（第五十条第一項に係る部分を除く。）並びに第六十三条の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十一条第一項、第二十五条第一項及び第三十二条第一項の規定による指定並びに第二十五条第一項、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の環境省令の制定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十一条、第二十五条、第三十二条、第四十条並びに第四十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。

2 第十三条第一項の対策地域内廃棄物処理計画、第二十八条第一項の特別地域内除染実施計画及び第三十六条第一項の除染実施計画の策定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条及び第三十六条の規定の例により行うことができる。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【原子力損害の補完的補償に関する条約】(CSC)

(1997年9月12日採択、未発行)

締約国は、

原子力損害の民事責任に関するウィーン条約及び原子力分野における第三者責任に関するパリ条約並びにこれら条約の諸原則と矛盾しない原子力損害賠償に関する国内法において規定されている措置の重要性を認識し、

原子力損害賠償額を増額すべしとの観点から、これらの措置を補完し及び強化する世界的な責任制度を構築することを希求し、

さらにこうした世界的な責任制度が、国際的な協同関係と連帯との諸原則に従い、より高い水準の原子力の安全性を促進するための地域的及び全世界的な協力を推進することを認識して、

次のとおり協定した。

第 I 章 【総則】**第 I 条**

[定義]

この条約の適用上、

- (a) 「ウィーン条約」とは、1963年5月21日の原子力損害の民事責任に関するウィーン条約及び同条約の改正であって、この条約の締約国に有効なものをいう。
- (b) 「パリ条約」とは、1960年7月29日の原子力分野における第三者責任に関するパリ条約及び同条約の改正であって、この条約の締約国に有効なものをいう。
- (c) 「特別引出権」(以下SDRという。)とは、国際通貨基金の定める計算単位であって、その操作及び取引に使用されるものをいう。
- (d) 「原子炉」とは、核燃料を収容する構造物で、追加的中性子源の供給なしに核分裂の自続的連鎖作用が内部で起こりうる仕組みを有するものをいう。
- (e) 「施設国」とは、原子力施設に関して、当該施設が領域内にある締約国、又は、施設がいずれの国の領域内にもない場合には、自ら原子力施設を運営し、若しくはその権限に基づいて当該原子力施設が運営されている締約国をいう。
- (f) 「原子力損害」とは、
 - (i) 死亡又は身体の傷害
 - (ii) 財産の滅失又は毀損及び管轄裁判所の法が決する限りにおいて、次のものをいう。
 - (iii) (i) 及び (ii) の損失又は損害から生じる経済的損失のうち、(i) 及び (ii) に含まれないもので、当該条項に定める損失又は損害に関して請求権を有する者が受けたもの
 - (iv) 環境の些細なものとはいえない汚染について実際に執られたか、又は執られる予定である回

復措置の費用であって、(ii)に含まれないもの

(v) 環境を利用し又は享受する経済的利益から得られる収入の喪失であって、環境の重大な汚染によって引き起こされ、また、(ii)に含まれないもの

(vi) 防止措置の費用及びその措置により生じた更なる損失又は損害

(vii) 環境汚染によって生じたのではない経済的損失であって、管轄裁判所の民事責任に関する一般法で認められているもの

上記(i)から(v)まで及び(vii)の場合には、原子力施設内部の放射線源によって放出された電離放射線、又は、原子力施設における、すなわち、原子力施設から生じ若しくは原子力施設に送られた核物質からなる核燃料、放射性生成物若しくは放射性廃棄物から放出された電離放射線によって、損失又は損害が生じる限り、損失又は損害が、それらの放射性特性から生じたのか、又は、その放射性特性とそれらの有毒性、爆発性その他の危険な特性との結合から生じたのかどうかは問わない。

(g) 「回復措置」とは、当該措置が執られた国の権限ある当局によって承認され、かつ損害を受け若しくは破壊された環境の構成要素を回復若しくは修復すること、又は合理的な場合にはこれらの構成要素に相当するものを環境に導入することを目的とするあらゆる合理的な措置をいう。かかる措置を執る資格を有する者は、損害を受けた国の法律が、これを決定する。

(h) 「防止措置」とは、いずれかの者が、(f)の(i)から(v)まで又は(vii)で規定された損害を防止し又は最小限にするため、当該措置が執られる国の法律によって要求される権限ある当局による何らかの承認があることを条件に、原子力事故が発生した後に執るすべての合理的措置をいう。

(i) 「原子力事故」とは、原子力損害を引き起こす出来事又は同一の原因による一連の出来事をいい、防止措置に関する限りにおいては原子力損害を引き起こす重大かつ切迫したおそれを生ぜしめる出来事又は同一の原因による一連の出来事をいう。

(j) 「原子力設備容量」とは、各締約国につき第四条2の計算基準による単位の数の合計をいい、「熱出力」とは、国の権限ある当局により認可された最大熱出力をいう。

(k) 「管轄裁判所の法」とは、抵触法に関する法原則を含め、この条約に基づき管轄権を有する裁判所の法をいう。

(l) 「合理的な措置」とは、管轄裁判所の法において、あらゆる事項、例えば次のような事項に鑑みて、適切かつ均衡のとれた措置と認められるものをいう。

(i) 被った損害の性質及び程度、又は、防止措置の場合には、こうした損害の危険の性質及び程度

(ii) こうした措置が執られる時点において、それが効果的であると考えられる程度

(iii) 適切な科学的及び技術的な専門知識

第II条

[目的及び適用]

1. この条約は、次の国内法に従い提供される補償制度を補完することを目的とする。

(a) 第I条(a)及び(b)にいういずれかの条約を実施するための国内法

(b) この条約の付属書の規定に適合する国内法

2. この条約の体系は、締約国の領域内に設置された平和目的に使用される原子力施設の運営者が、第I条にいういずれかの条約又は本条1項(b)にいう国内法に基づいて、責任を負う原子力損害に適用される。

3. 本条1項(b)にいう付属書は、この条約に不可欠な一部を構成している。

第II章 【補償】

第III条

[保証]

1. 原子力事故ごとの原子力損害に関する補償は次のとおり確保されなければならない。
 - (a) (i) 施設国は、3億SDR若しくは原子力事故の前に寄託者に登録したより高い額、又は (a) (ii) に従う経過期間適用額が利用可能となるように確保しなければならない。
 - (ii) 締約国は、この条約の署名解放の日から最長10年については、当該期間内に生じた原子力事故に関して、少なくとも1億5千万SDRの経過期間適用額を設定することができる。
 - (b) 締約国は、(a) に基づいて利用可能な額を超えて、第IV条に規定された計算基準に従って公的資金が利用可能となるようにしなければならない。
2.
 - (a) 1 (a) に従った原子力損害に関する補償は、国籍、住所又は居所に基づく差別をすることなく公平に分配されなければならない。ただし、施設国の法律は、原子力責任に関する他の条約に基づく当該国の義務に従うことを条件として、非締約国において生じた原子力損害を除外することができる。
 - (b) 1 (b) に従った原子力損害に関する補償は、第V条及び第XI条1 (b) に従うことを条件として、国籍、住所又は居所に基づく差別をすることなく公平に分配されなければならない。
 3. 原子力損害を補償するにつき1 (b) に基づく総額を要しない場合には、拠出金は比例的に減じられる。
 4. 原子力損害の補償に関する訴訟において裁判所が支払を命じた利息及び費用は、1 (a) 及び (b) に従って決定される額に加えて支払われ、その利息及び費用は責任を負うべき運営者、当該運営者の原子力施設がその領域内に設置されている締約国及びすべての締約国それぞれによって1 (a) 及び (b) に従ってなされた実際の費用の負担に比例して配分される。

第IV条

[拠出金の計算]

1. 締約国が利用可能とすべき第III条1項 (b) でいう公的資金のための拠出金に関する計算基準は、次のとおり決定されるものとする。
 - (a) (i) 当該締約国の原子力設備容量に設備容量1単位当たり300SDRを乗じて得られる額
 - (ii) 原子力事故が発生した年の前年の当該締約国に関する評価国連分担金割合の全締約国に関するその分担金割合に対する比率を、(i) に基づいて全締約国に関して計算された額の合計額の10%相当額に乗じて得られる額
- (b) (c) が適用されることを条件として、各締約国の拠出の額は、(a)(i) 及び (ii) でいう額の合計額とするが、最低率の評価国連分担金割合の適用国であって原子炉を有しない国は、拠出を要求されない。
- (c) 施設国以外のいかなる締約国に対しても、(b) に従って請求されうる一原子力事故当たりの最大拠出金の額は、(b) に従って決定される全締約国の拠出金額の合計額のその国の特定比率分を超えないものとする。

ある締約国に関する特定比率は、その国の国連分担金割合のパーセント表示に8ポイントを加えたパーセントとして表示される。

事故が発生した時に、この条約の全締約国の総設備容量が62万5千単位以上であるときは、この比率に1ポイントを加えるものとする。

この比率は、さらに当該容量が62万5千単位を超えて7万5千単位増加するごとに1ポイント加算されるものとする。

2. この計算基準は、当該締約国の領域内に設置された各原子炉について、各熱出力のメガワットに対して1単位とする。この計算基準は、原子力事故の日に第Ⅷ条に従い作成され、かつ更新されている目録書に示される原子炉の熱出力を基礎として計算するものとする。
3. 抛出金を計算するに当たって、原子炉は、核燃料要素が最初に原子炉に装荷された日から計算の対象となる。すべての燃料要素が恒久的に炉心から除去され、かつ承認された手続に従って安全に貯蔵された時に計算の対象から除外される。

第Ⅴ条

[地理的適用範囲]

1. 第Ⅲ条1項(b)に基づいて提供される資金は、締約国の裁判所が第ⅩⅢ条に従って裁判管轄権を有することを条件として、次の場所で生じた原子力損害について適用する。
 - (a) 締約国の領域内で生じたもの
 - (b) この条約の非締約国の領海又はその領海上空で生じたものを除き、締約国の領域外の海域又はその海域上空で生じたものであって、
 - (i) 締約国の旗を掲げる船舶上で生じ若しくはその船舶が被ったもの、締約国の領域内で登録された航空機内で生じ若しくはその航空機が被ったもの、又は締約国が裁判管轄権を有する人工島、施設、構築物において生じ若しくはそれらが被ったもの
 - (ii) 締約国の国民が被ったもの
 - (c) 締約国の排他的経済水域又は大陸棚の天然資源の開発若しくは探査に関連して、その排他的経済水域内若しくはその上空で又はその大陸棚において生じたもの
2. 署名国又は加入国は、その署名若しくは加入又は批准書の寄託の際に、1項(b)(ii)の適用については、その国の国内法に基づいて、その領域内に常居所を有するとみなされる個人又はそのうちの一定の範囲の者をその国の自国民として扱うことを宣言することができる。
3. 本条において、「締約国の国民」という表現は、締約国若しくはそれを構成する下位区分、法人格を有すると否とを問わず締約国の領域内において設立されたパートナーシップ、又は公的な若しくは私的な団体を含むものとする。

第三章 【補完基金の構成】

第Ⅵ条

[原子力損害の通報]

他の国際協定により締約国が負う義務を害することなく、自国の裁判所が裁判管轄権を有する締約国は、原子力事故によって生じた損害が第Ⅲ条1項(a)に規定する利用可能な金額を超え又は超えるおそれがあり、かつ第Ⅲ条1項(b)に規定する抛出金が要求されるべきことが判明したときには、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報しなければならない。締約国は、遅滞なく、これに関する自国関係の手続を処理するために必要なあらゆる措置を執らなければならない。

第七条

[基金への拠出請求]

1. 自国の裁判所が裁判管轄権を有する締約国は、他の締約国に対し、第六条の規定による通報の後、第五条3項の規定に従うことを条件として、実際に必要とされる限度で、かつ、実際に必要とされる時に、第三条1項(b)の規定により提供される公的資金を使用できるようにすることを請求し、かつ、この資金を引き出す排他的権限を有する。
2. 通貨又は外国為替に関する現行又は将来の規制に関わらず、締約国は、第三条1項(b)の規定に従って提供される拠出金の送金及び支払を制約なしに承認しなければならない。

第八条

[原子力施設の目録書]

1. 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、第四条3に規定するすべての原子力施設の完全な目録を寄託者に対し通知する。目録は、拠出金の計算のために必要な事項を含むものとする。
2. 締約国は、目録書に関するすべての修正を寄託者に対し速やかに通知する。この修正に原子力施設の追加が含まれる場合には、その通知は、施設に核物質が搬入される予定日の少なくとも3か月前に行わなければならない。
3. 締約国は、他の締約国が1及び2の規定によって通知した事項又は目録書の修正がこれらの規定に合致していないと考える場合には、5の規定に従ってなされた通知を受け取った日から3か月以内に、その旨を寄託者に対し通知することにより、異議の申立てを行うことができる。寄託者は、異議の対象となった情報を通知した国に対し、直ちに当該異議を通知する。すべての解決されない相違点は、第XVI条に規定する紛争解決手続に従って処理される。
4. 寄託者は、本条の規定に従い確定された原子力施設の目録書を維持し、更新しかつそれを少なくとも年1回すべての締約国に配布する。このような目録書は、本条の規定によるすべての事項及び修正によって構成され、本条の規定に従って提起された異議は、それが認められた場合には、それが提起された日に遡って効力を有するものと解される。
5. 寄託者は、本条に従って受け取った通知及び異議を、可能な限り速やかに各締約国に対し通知する。

第九条

[求償権]

1. 締約国は、責任を負うべき運営者の原子力施設が自国の領域内に設置されている締約国及び第三条1項(b)の規定に従って拠出金を支払ったその他の締約国の両者が、第I条に規定する条約のいずれか一の条約又は第二条1項(b)に定める国内法に基づいて運営者が有する求償権の範囲内において、かつ、締約国の拠出した拠出金の額の限度において、当該運営者の求償権の利益を享受することができるようにするための立法をしなければならない。
2. 責任を負うべき運営者の原子力施設が自国の領域内に設置されている締約国は、自国の法により、損害が運営者側の過失によって生じた場合において、この条約に基づいて利用された公的資金の当該運営者からの回収に関して定めることができる。
3. 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、拠出金を支払った他の締約国のために、1及び2で規定された求償権を行使することができる。

第X条

[支出及び訴訟手続]

1. 第三条1項に基づき要求される資金を利用可能とするための支出及びその配分の制度は、管轄権を有する裁判所の属する締約国の制度とする。
2. 各締約国は、被害者が、補償のために提供される資金源に対応して個別の訴訟手続を執ることなしに、補償を受ける権利を行使することができることを確保し、かつ、諸締約国が責任ある運営者に対する訴訟手続に参加できることを確保しなければならない。
3. いかなる締約国も、第三条1項(a)で規定された資金により損害賠償請求が満たされる場合には、第三条1項(b)で定める公的資金を利用することを要求されないものとする。

第XI条

[資金の割当]

第三条1項(b)に基づき提供される資金は、次のとおり分配されなければならない。

1.
 - (a) 資金の50%は施設国内外で被った原子力損害の請求に対する賠償のために利用できるものとする。
 - (b) 施設国の領域外で被った原子力損害に対する賠償請求が(a)に基づいて補償されない限りにおいて、資金の50%は当該請求に対する賠償のために利用できるものとする。
 - (c) 第三条1項(a)に従って提供される額が3億SDRに満たない場合には、
 - (i) 本項(a)の額は第三条1項(a)に従い提供される額が3億SDRに満たない割合と同じ割合で減額されるものとする。
 - (ii) 本項(b)の額は、(i)に従い計算された減額の分、増額されるものとする。
2. 第三条1項(a)に従い、締約国が原子力事故の前に寄託者に登録された6億SDRを下回らない額を差別なしに利用可能となるよう確保している場合には、第三条1項(a)及び(b)で規定されたすべての資金は、前項にかかわらず、施設国内外で被った原子力損害を賠償するために利用できるものとする。

第IV章 【選択権の行使】**第XII条**

1. この条約に別段の定めがある場合を除き、各締約国はウィーン条約又はパリ条約に基づいて認められている権限を行使ことができ、両条約のいかなる規定も他の締約国に対して第3条1(b)で規定された公的資金を利用可能とするために援用することができる。
2. この条約はいかなる締約国もウィーン条約又はパリ条約及びこの条約の範囲外で規定を設けることを妨げない。ただし、当該規定により、他の締約国に新たな義務を課してはならず、領域内に原子力施設を有しない締約国における損害について相互性の欠如を理由にその追加的な補償から除外してはならない。
3.
 - (a) この条約は締約国が第3条1(a)の下義務を実施するため又は原子力損害の補償に付加的な資金を提供するために地域的又はその他の協定を結ぶことを妨げない。ただし、これによりその他の締約国にこの条約以上の義務を課してはならない。
 - (b) このような協定を結ぼうとする締約国はすべての他の締約国にその意思を通告しなければならない。締結された協定は寄託者に通告されなければならない。

第V章 【裁判管轄権及び準拠法】

第XIII条

[裁判管轄権]

1. 本条に別段の定めがある場合を除き、原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、その領域内で原子力事故が生じた締約国の裁判所のみ存する。
2. 締約国の排他的経済水域内、又はそのような水域が設定されていない場合には、仮にそれが当該締約国によって設定された場合における排他的経済水域の境界を越えない水域内で原子力事故が生じた場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、この条約の適用上は当該締約国の裁判所のみ存する。この規定は、締約国が、あらかじめ原子力事故の前にこれらの水域を寄託機関に通告した場合に適用される。本項の規定は、裁判管轄権の行使が、国連海洋法条約を含む海洋に関する国際法に反する裁判管轄権の行使を許容するものと解してはならない。もつとも、このような裁判管轄権の行使がこの条約の非締約国に関してウィーン条約第XI条又はパリ条約第13条の当該締約国の義務に抵触する場合には、裁判管轄権はそれらの規定に従って決定される。
3. 原子力事故が締約国の領域内若しくは前項の規定に従って通告された水域内で生じたのではない場合、又は原子力事故地が確定できない場合には、原子力事故による原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、施設国の裁判所のみ存する。
4. 原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権が複数の締約国の裁判所に存する場合には、これらの締約国はいずれの締約国の裁判所が裁判管轄権を有するかを合意により決定する。
5. 裁判管轄権を有する締約国の裁判所により下された判決であって、もはや通常の上訴手続に服さないものは、次の場合を除き承認されるものとする。
 - (a) 詐欺により判決が得られた場合
 - (b) 自己に不利な判決が下された当事者が自己の主張をする公正な機会を与えられなかった場合
 - (c) 判決がその領域内で承認することが求められている締約国の公序に反する場合、又は判決が正義についての基本理念に合致しない場合
6. 前項の規定により承認された判決は、そこでの執行が求められている締約国の法律により必要とされる方式に従って執行が求められた場合には、当該締約国の裁判所の判決と同様に執行できるものとする。判決が与えられた請求の本案は、重ねて訴訟手続には服さない。
7. 国内法により定められた条件に従い、第三条1(b)で規定された公的資金からの補償の支払に関してなされた決定は、他の締約国により承認されるものとする。

第XIV条

[準拠法]

1. 一の原子力事故に対しては、ウィーン条約若しくはパリ条約又はこの条約付属書のいずれかの適切なものの一が他を排除して適用されるものとする。
2. この条約の規定及び適切な場合にはウィーン条約又はパリ条約の規定に従うことを条件として、準拠法は管轄裁判所の法とする。

第XV条

[国際公法]

この条約は、国際公法の一般的な規則の下に締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第VI章 【紛争処理】**第XVI条**

1. この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により又は紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により、紛争を解決するため協議する。
2. 1に規定する紛争であって、1の規定に基づく協議の要請から6箇月以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁に付託し又は国際司法裁判所に提訴する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から6箇月以内に仲裁裁判所の構成について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。
3. 締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める紛争解決手続に拘束されない。
4. 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第VII章 【最終条項】**第XVII条**

[署名]

この条約は、1997年9月29日からその効力の発生まで、ウィーンにある国際原子力機関本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第XVIII条

[批准、受諾、承認]

1. この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、ウィーン条約若しくはパリ条約のいずれかの締約国である国又はその国内法がこの条約の付属書の規定に適合することを宣言する国からのみ受け入れられる。ただし、その領域内に1994年6月17日の原子力の安全に関する条約に定義された原子力施設を有する国の場合には、当該国が同条約の締約国であることを条件とする。
2. 批准書、受諾書又は承認書は、この条約の寄託者を務める国際原子力機関事務局長に寄託される。
3. 締約国は、国際連合の公用語の一により、第II条1に規定する国内法及びその改正の規定（第III条1(a)及び第XI条2に基づいて行った登録又は第III条1(a)(ii)に基づく経過期間適用額を含む）の写しを寄託者に提供する。寄託者は、これらの規定の写しを他のすべての締約国に回付する。

第XIX条

[加入]

1. この条約の効力発生後は、これに署名しなかったいずれの国も、これに加入することができる。加入書は、ウィーン条約若しくはパリ条約のいずれかの締約国である国又はその国内法がこの条約の付属書の規定に適合することを宣言する国からのみ受け入れられる。ただし、その領域内に1994年6月17日の原子力の安全に関する条約に定義された原子力施設を有する国の場合には、当該国が同条約の締約国であることを条件とする。
2. 加入書は、国際原子力機関事務局長に寄託される。
3. 締約国は、国際連合の公用語の一により、第II条1に規定する国内法及びその改正の規定（第III条1(a)及び第XI条2に基づいて行った登録又は第III条1(a)(ii)に基づく経過期間適用額を含む）の写しを寄託者に提供する。寄託者は、これらの規定の写しを他のすべての締約国に回付する。

第XX条

[効力発生]

1. この条約は、最低400,000単位の原子力設備容量を有する少なくとも5か国が、第XVIII条に規定する文書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる。
2. その後この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する各国については、当該国による適式な文書の寄託の後90日目の日に効力を生ずる。

第XXI条

[廃棄]

1. いずれの締約国も、寄託者にあてた書面による通告によって、この条約を廃棄することができる。
2. 廃棄は、寄託者が通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第XXII条

[停止]

1. ウィーン条約又はパリ条約のいずれの締約国でもなくなる締約国は、寄託者にその旨及びその日を通告しなければならない。同日に、当該締約国はこの条約の締約国ではなくなったものとする。ただし、当該国の国内法がこの条約の付属書の規定に適合する場合であって、当該国がその旨を寄託者に通告し、且つ、その国内法の規定の写しを国連の公用語の一により寄託者に提供したときは、この限りでない。寄託者は、この写しを他のすべての締約国に回付する。
2. その国内法がこの条約の付属書の規定に適合しなくなる締約国であって、ウィーン条約又はパリ条約のいずれの締約国でもない締約国は、寄託者にその旨及びその日を通告しなければならない。同日に、当該締約国はこの条約の締約国ではなくなったものとする。
3. その領域内に原子力の安全に関する条約に定義された原子力施設を有する締約国であって、同条約の締約国でなくなる締約国は、寄託者にその旨及びその日を通告しなければならない。同日に、当該締約国は、第1項及び第2項にかかわらず、この条約の締約国ではなくなったものとする。

第XXIII条

[従前の権利及び義務の継続]

第XXI条に基づく廃棄又は第XXII条に基づく停止にかかわらず、この条約の規定は、当該廃棄又は停止以前に起きる原子力事故によって生じた原子力損害につき引き続き適用する。

第XXIV条

[修正及び改正]

1. 寄託者は、締約国との協議の後、この条約を修正し又は改正するための会議を招集することができる。
2. 寄託者は、すべての締約国の3分の1以上による要請があったときは、この条約を修正し又は改正するための締約国会議を招集する。

第XXV条

[簡略化された手続による改正]

1. 締約国の3分の1が、第三条1(a)及び(b)に規定する補償の金額又は第四条3に規定する施設の種類(当該施設のために支払うことのできる拠出金を含む)を改正する旨の希望を表明するときは、寄託者は、その旨の改正を行うために締約国会議を招集する。
2. 提案された改正を採択するための決議は、投票によって行う。改正は、反対票が投じられないときは、採択される。
3. 寄託者は、第2項に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、これが通告された後36か月の期間内に、当該改正の採択の時におけるすべての締約国が、寄託者にその受諾を通報したときは、受諾されたものと看做す。当該改正は、その受諾の後12か月で、すべての締約国に対して効力を生ずる。
4. 受諾についての通告の日から36か月の期間内に、改正が第3項に従って受諾されないときは、当該改正は否決されたものとみなす。
5. 改正が第2項にしたがって採択されたが、その受諾のための36か月の期間が満了していないときは、当該期間内にこの条約の締約国となる国は、当該改正が効力を生ずる場合には、これに拘束される。当該期間の後にこの条約の締約国となる国は、第3項に従って受諾されたいずれの改正にも拘束される。本項に規定する場合において、締約国は、改正が効力を生ずる日又はこの条約が当該締約国に対して効力を生ずる日のいずれか遅い日に、当該改正に拘束される。

第XXVI条

[寄託者の任務]

この条約の他の規定による任務に加えて、寄託者は、締約国及び他のすべての国並びに経済協力開発機構事務総長に対して次のことをすみやかに通告する。

- (a) この条約の各署名
- (b) この条約に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の各寄託
- (c) この条約の効力の発生
- (d) 第XVI条に従って受領した宣言
- (e) 第XXI条に従って受領した廃棄又は第XXII条に従って受領した通告

- (f) 第XIII条第2項に基づく通告
- (g) この条約に関するその他の然るべき通告

第XXVII条

[正本]

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

末文

以上の証拠として、下名は、このため正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1997年9月12日にウィーンで作成した。

(和訳出典：日本エネルギー法研究所)

【付 属 書】

前文

この条約第 I 条 (a) 又は (b) にいういずれの条約の締約国でもないこの条約の締約国は、この付属書に定められた規定が当該締約国内で直接的に適用されない場合には、その国内法が当該規定と適合するよう確保しなければならない。その領域において原子力施設を有しない締約国は、その国がこの条約に基づく義務の履行を可能にするについて必要な国内法のみを要求される。

第 I 条

[定義]

この条約第 I 条における定義に加えて、次の定義がこの付属書のために適用される。

- (a) 「核燃料」とは、核分裂の自続的連鎖作用によりエネルギーを生産することのできるあらゆる物質をいう。
- (b) 「原子力施設」とは、次のものをいう。
 - (i) 推進用か他の目的のためかを問わず、動力源として海又は空の交通手段に装備されるもの以外の原子炉
 - (ii) 核燃料の生産のために核燃料を使用する工場又は使用済核燃料を再処理する工場を含む核物質を処理するあらゆる工場
 - (iii) 核物質の輸送に付随する貯蔵以外で、核物質を貯蔵するあらゆる設備
 ただし、施設国は、同一敷地内にある一運営者の数個の原子力施設を一原子力施設とみなす旨決定することができる。
- (c) 「核物質」とは、次のものをいう。
 - (i) 単独で又は他の物質と結合して、原子炉の外でも核分裂の自続的連鎖作用により、エネルギーを生産することができる核燃料であって、天然ウラン及び劣化ウラン以外のもの
 - (ii) 放射性生成物又は放射性廃棄物
- (d) 「運営者」とは、原子力施設に関して、当該施設の運営者として施設国が指定し、又は承認した者をいう。
- (e) 「放射性生成物又は放射性廃棄物」とは、核燃料の生産若しくは利用に際し生じた放射性物質、又はそれに伴う放射線を被爆することにより放射性を帯びた物質をいう。ただし、科学上、医学上、農業上、商業上又は工業上の目的のため使用しうるように成型加工の最終段階に達した放射性同位元素は含まない。

2. 施設国は、包含される危険の程度が小さいことが確実である場合には、次に定める条件に適合する限りにおいて、当該原子力施設又は少量の核物質をこの条約の適用から除外できる。

- (a) 原子力施設に関しては、その除外の基準が国際原子力機関の理事会により設定されており、かつ施設国による除外がその基準を満たしていること
- (b) 少量の核物質に関しては、最大除外限度量が国際原子力機関の理事会により設定されており、かつ施設国による除外がその設定された限度内であること

原子力施設の適用除外基準及び少量の核物質の最大除外限度量は、理事会により定期的に検討される。

第2条

[法律の適合]

1. 締約国の国内法が1995年1月1日の時点において次の各規定を有しており、かつ（現に）それを有し続けている場合には、その国内法は第3条、第4条、第5条及び第7条の規定に適合すると看做される。
 - (a) 事故が発生した原子力施設の敷地外で実質的な原子力損害が存在する原子力事故の場合について厳格責任を定める規定
 - (b) 原子力損害について責任のある運営者以外の者が法的に賠償する責任を負う限りにおいて、その者が補償を求める規定
 - (c) このような補償のために、民間原子力発電所に関しては少なくとも10億SDR、及び他の民間原子力施設に関しては少なくとも3億SDRの利用可能性を確保する規定
2. 1に従って、締約国の国内法が第3条、第4条、第5条及び第7条の規定に適合すると看做される場合には、当該締約国は、
 - (a) この条約の第I条(f)で定める損失又は損害を対象とし、並びに他のあらゆる損失又は損害が原子力施設内の核燃料、放射性生成物、放射性廃棄物、若しくは原子力施設から発出しそこを起点とし、若しくはそこへ輸送される核物質の放射性特性又はその放射性特性と有毒性、爆発性その他の危険な特性との結合から生じ、又は原子力施設内のあらゆる放射線源が放出する他の電離放射線から発生し、起因する限りにおいて、当該損失又は損害を対象とする原子力損害の定義を適用することができる。ただし、当該適用はこの条約の第III条に従う当該締約国の保証に影響を与えない。
 - (b) この付属書の第1条1(b)における定義に代えて、本条3における原子力施設の定義を適用することができる。
3. 本条2(b)の適用上、「原子力施設」とは、次のものをいう。
 - (a) 推進用か他の目的のためかを問わず、動力源として海又は空の交通手段に装備されるもの以外の民間原子炉
 - (b) 次のものの処理、再処理又は貯蔵のための民間設備
 - (i) 照射済核燃料
 - (ii) 次の放射性生成物又は放射性廃棄物
 - (1) 照射済核燃料の再処理から生じたものであって、かつ相当量の核分裂生成物を含むもの
 - (2) 92より大きな原子番号を持つ元素をグラムあたり10ナノキュリーより高い濃度を含むもの
 - (c) 締約国が当該施設に包含される危険の程度が小さいことが確実であるとして当該設備についてのこの定義からの適用除外を決定していない場合において、核物質を処理、再処理又は貯蔵するためのそれ以外の民間設備
4. 本条1に適合する締約国の当該国内法が当該締約国の領域外で生じた原子力事故に適用されないが、この条約の第XIII条に従って当該締約国の裁判所が裁判管轄権を有する場合には、この付属書の第3条から第11条までの規定が適用され、かつこの条約に適合しない適用可能ないかなる国内法の規定にも優先するものとする。

第3条

[運営者責任]

1. 原子力施設の運営者は、次の各原子力事故により生じたと証明された原子力損害について責任を負うものとする。

- (a) 当該原子力施設内における原子力事故
- (b) 当該原子力施設から発出した、又はそこを起点とする核物質に係る原子力事故であって、次の各時より前に発生したもの
- (i) その核物質に係る原子力事故に関する責任が、書面で明記された契約条項に従って、他の原子力施設の運営者に引き受けられる時
 - (ii) (i) のような明記された条項がない場合は、他の原子力施設の運営者がその核物質を引き取る時
 - (iii) 動力源として使用するために輸送手段に装備された原子炉において、その核物質が使用されることが意図されている場合は、それが推進用のものであるか他の目的を有するものかを問わず、その原子炉の運営を適式に許可された者が核物質を引き取る時。ただし、
 - (iv) その核物質が非締約国の領域内の者に送付された場合には、当該非締約国の領域内に到着した輸送手段からその核物質が荷下しされた時
- (c) 当該原子力施設へ輸送される核物質に係る原子力事故であって、次の各時より後に生じた原子力事故
- (i) 運営者が、その核物質に係る原子力事故に関する責任を、書面で明記された契約条項に従って、他の原子力施設の運営者から引き受けた時
 - (ii) (i) のような明記された条項がない場合は、運営者がその核物質を引き取った時、又は
 - (iii) 推進用のものであるか他の目的を有するものであるかを問わず、動力源として使用するために輸送手段に装備された原子炉を運営する者から、運営者がその核物質を引き取った時。ただし、
 - (iv) その運営者の書面による同意を得て、その核物質が非締約国の領域内の者から送付される場合には、当該国の領域からその核物質を輸送するための輸送手段に、その核物質が積み込まれた時
- ただし、原子力施設内で発生した原子力事故であって、輸送のために保管されている核物質に係るものにより、原子力損害が生じた場合において、(b)又は(c)の規定により、他の運営者又は他の者が単独で責任を負うときは、(a)の条項は適用しないものとする。
2. 施設国は、国内法により、その法令に定められた条件に従い、核物質の輸送を行う者又は放射性廃棄物の処理を行う者を、輸送者又は処理を行う者の申請及び関係する運営者の同意に基づいて、核物質又は放射性廃棄物についての当該運営者に代わる運営者として指名又は承認することができる旨を定めることができる。この場合に、当該輸送者又は処理業者は、この条約の適用上、当該国の領域内に設置された原子力施設の運営者とみなされる。
3. 原子力損害に関する運営者の責任は、絶対的なものとする。
4. 原子力損害及び原子力損害以外の損害の双方が、一の原子力事故により生じ、又は、一の原子力事故と一若しくは二以上の他の出来事との共同により生じた場合には、こうした原子力損害以外の損害は、原子力損害と合理的に区別できない限りにおいて、原子力事故により引き起こされた原子力損害とみなすものとする。ただし、損害が、この付属書の条項の適用を受ける一の原子力事故とこの付属書の条項の適用を受けない電離放射線の放射との共同により生じた場合には、この付属書中のいかなる規定も、原子力損害を被った者に関して、又は求償若しくは分担の方法により、その電離放射線の放射に関連して責任を負うと考えられる者の責任を制限し、又は、その者の責任に他の方法で影響を及ぼすものではない。
- 5.
- (a) 運営者は、武力紛争行為、敵対行為、内戦又は反乱に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に関しては責任を負わない。
 - (b) 施設国の法律に別段の定めがある場合を除き、運営者は、異常な性質の巨大な天災地変に直接起因

する原子力事故によって生じた原子力損害に関しては責任を負わない。

6. 国内法は、原子力損害の全部又は一部が、その損害を被った者の重大な過失から、又はその者が損害を生じさせる意図をもって行った作為若しくは不作為から生じたものであることを、運営者が証明した場合には、その者の受けた原子力損害について、運営者の賠償義務の全部又は一部を免除することができる。
7. 運営者は、次の原子力損害に関して責任を負わない。
 - (a) 当該原子力施設自体及びその原子力施設があるサイトにおける建設中のものを含む他の原子力施設に対する原子力損害
 - (b) こうした原子力施設に関連して使用され、又は使用されることとなっている同一サイトにある財産に対する原子力損害
 - (c) 国内法に別段の定めがある場合を除き、原子力事故の時に核物質が積載されている輸送手段に対する原子力損害。国内法で運営者が当該損害に責任を負うと規定している場合にも、当該損害についての賠償それ自体は、他の(原子力)損害に関する運営者の責任を1億5千万SDR、若しくは締約国の法令が設定するその額(1億5千万SDR)を超える額よりも低い額に減じる効果を持たない。
8. この条約のいかなる規定も、運営者が本条7(c)によりこの条約に基づく責任を負わない原子力損害に関して、この条約外におけるその者の責任に影響を及ぼすものではない。
9. 原子力損害に関する賠償を受ける権利は、責任を負うべき運営者に対してのみ行使しうる。ただし、運営者以外の原資による資金を利用することによって賠償を確実にするための国内法の規定に従って利用可能である資金の提供者に対する直接請求権を認める旨を国内法で定めることができる。
10. 運営者は、この条約に従った国内法の規定による以外には、原子力事故によって生ずる損害に関して責任を負わされることはない。

第4条

[責任額]

1. 第三条1(a)(ii)に従うことを条件として、運営者の責任は、施設国によって、一の原子力事故につき、次のいずれかの額に制限することができる。
 - (a) 3億SDRを下回らない額。又は、
 - (b) 1億5千万SDRを下回らない額。ただし、その額を超えて、少なくとも3億SDRまでの公的資金が原子力損害を賠償するためにその国によって提供される場合に限る。
2. 本条1項に関わらず、施設国は、原子力施設若しくはこれに係る核物質の特性及びそれに起因する事故の想定される結果を勘案して、より少額の運営者の責任を設定できる。ただし、いかなる場合にも設定される額は500万SDRを下回ってはならず、かつ施設国は、本条1に従って設定した額まで公的資金が利用可能であることを確保しなければならない。
3. 本条1項及び2項並びに第3条7(c)に従う締約国の法律の規定に従って、責任を負うべき運営者のいる施設国により設定された額は、原子力事故の発生の場所を問わず適用される。

第5条

[資金的保証]

1.
 - (a) 運営者は、施設国が定める額、形式及び条件で、原子力損害に対するその責任を填補する保険その他の資金的保証を保持するよう要請されるものとする。施設国は、保険その他の資金的保証の支払

額が運営者に対して提起された原子力損害の賠償請求権を満足させるに足りない部分について、第4条により定める限度を超えない範囲で、必要な資金を提供することにより、その賠償請求権の支払を確保しなければならない。運営者の責任が無限である場合には、施設国は責任を負うべき運営者の資金的保証の限度を設定することができるが、その限度額は3億SDRを下回ってはならない。施設国は、資金的保証の支払額が運営者に対して提起された原子力損害の賠償請求権を満足させるに足りない部分について、本項の定める資金的保証の額を超えない範囲で、その請求権の支払を確保しなければならない。

- (b) 本項 (a) に拘らず、原子力施設又はそれに関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故の予想される結果に鑑み、施設国は運営者の資金的保証をより少ない額に設定することができるが、いかなる場合にも設定される額は5百万SDRを下回ってはならず、かつ、施設国は保険その他の資金的保証の支払額が運営者に対して提起された原子力損害の賠償請求権を満足させるについて足りない場合に限り、本項 (a) に従い規定される限度まで必要な資金を提供することにより、その賠償請求権の支払を確保するものとする。
2. 本条1は、締約国又はその構成部分に対し、自ら運営者として負う責任を填補するための保険その他の資金的保証を維持することを要求するものではない。
3. 本条1又は第4条1(b)により、保険、その他の資金的保証又は施設国により提供される資金は、もっぱらこの付属書に基づき支払われる賠償のためにのみ利用されるものとする。
4. 保険者又はその他の資金的保証者は、本条1により提供される保険その他の資金的保証を、権限ある当局に対し少なくとも2箇月前に書面による予告を与えないで停止し又は取消してはならず、また、その保険その他の資金的保証が核物質の輸送に関連する場合には、その輸送期間中は、停止し又は取消してはならない。

第6条

[輸送]

1. 輸送中の原子力事故に関しては、運営者の責任の最高限度額は施設国の国内法によって規律される。
2. 締約国は、その領域内を通過する核物質の輸送について、運営者の責任額をその領域内に設置されている原子力施設の運営者の責任の最高限度額を超えない額まで増加させることを条件とすることができる。
3. 本条2の規定は次の場合には適用しない。
- (a) 海上輸送であって、国際法に基づいて緊急事態に際して締約国の港に入港する権利又はその領域を通過する無害通航権がある場合
- (b) 航空輸送であって、協定又は国際法に基づいて締約国の領域上空を飛行し又はその領域に着陸する権利がある場合

第7条

[複数の運営者の責任]

1. 原子力損害が複数の運営者の責任に係る場合には、関係する運営者は、各運営者に帰する損害を合理的に分けることができないう限り、連帯して責任を負うものとする。施設国は、事故毎に利用可能な公的資金の総額を、この原則の下で決まる総額と第4条1に従って決まる総額との差額があればその差額に限定することができる。
2. 核物質の輸送中に、単一の輸送手段において、又は、輸送に付随する貯蔵中の単一の原子力施設内に

において、原子力事故が発生し、かつ、複数の運営者の責任に係る原子力損害が生じた場合には、その責任の合計額は、第4条によりいずれか一の運営者に適用できる最高額を超えないものとする。

3. 本条1及び2において定められるいずれの場合においても、いかなる運営者の責任も、第4条によりその者について適用される額を超えないものとする。
4. 本条1から3の規定に従うことを条件として、単一の運営者のいくつかの原子力施設が一の原子力事故に関係する場合には、当該運営者は、関係するそれぞれの原子力施設毎に、第4条によりその者に適用される額まで責任を負うものとする。その施設国は、本条1において規定されたように、利用可能な公的資金の額を制限することができる。

第8条

[国内法における補償]

1. この条約の適用上、賠償額は原子力損害の賠償のための訴訟手続において認められる利息又は費用を考慮することなしに決定されなければならない。
2. 施設国外で被った損害に対する補償は、締約国間で自由に交換できる形で提供されなければならない。
3. 国若しくは公共の健康保険、社会保険、社会保障、労働者災害補償又は職業病補償の制度が原子力損害についての補償を含む場合には、それらの制度の受益者が有する権利及びそれらの制度に基づく求償権は、それらの制度を設けている締約国の国内法又はそれらの制度を設けている政府間組織の規則により決定されるものとする。

第9条

[消滅時効]

1. この条約に基づく賠償請求権は、原子力事故の日から10年以内に裁判上の請求がなされないときは、消滅する。もっとも、施設国の法律に基づき運営者の責任が10年より長い期間、保険、その他の資金的保証又は国の基金により填補される場合には、管轄権を有する裁判所の法律は、運営者に対する賠償請求権が施設国の法律に基づき、10年より長い期間であって、その責任が填補される期間を超えない期間の後のみ消滅する旨を規定することができる。
2. 原子力損害が、原子力事故の時において盗取され、喪失し、投棄され又は放棄されていた核物質に係る原子力事故により生じた場合には、本条1に従って設定された期間はその原子力事故の日から起算される。ただし本条1に基づく法律に従うことを条件として、この期間はいかなる場合にも、盗取、喪失、投棄又は放棄の日から20年を超えないものとする。
3. 管轄裁判所の法は原子力損害を被った者が損害及び損害に対して責任を負うべき運営者を知った日又は知り得べきであった日から3年を下回らない消滅時効期間又は除斥期間を設定することができる。ただし、本条1及び2に従って定められた期間を超えないものとする。
4. 締約国の国内法が原子力事故の日から10年を超える消滅時効期間又は除斥期間を設定する場合には、原子力事故の日から10年以内に提起された死亡又は身体傷害についての請求に対して衡平かつ適時に満足を与えるための規定を含まなければならない。

第10条

[求償権]

国内法は、運営者が次の場合にのみ求償権を有する旨を規定することができる。

- (a) 書面による契約により明示的に定められているとき
- (b) 原子力事故が、損害を生じさせる意図をもってした作為又は不作為から生じた場合において、そのような意図をもって作為又は不作為をした個人に対してするとき

第11条

[準拠法]

この条約の規定に従うことを条件として、原子力事故により生じた原子力損害についての損害賠償の性質、方式、範囲及びその衡平な配分は、管轄権を有する裁判所の法によって定めるものとする。

(和訳出典：日本エネルギー法研究所)

原子力損害賠償に関する国際条約と原賠法の比較 添付資料

名称	パリ条約 (1982年採択の改正議定書)	改正パリ条約 (2004年採択の改正議定書)	ウィーン条約 (1963年採択)	
発効	1988年	未発効	1977年	
目的	原子力事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、平和目的の原子力の生産および利用の開発が妨げられないことを確保するため、損害の責任に対する各国の基本的原則を統一すること。	原子力事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、平和目的の原子力の生産および利用の開発が妨げられないことを確保するため、損害の責任に対する各国の基本的原則を統一すること。	原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。	
締約国	・フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国を中心とした15カ国	未発効（フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国を中心とした旧条約締約15カ国＋スイスが署名、批准はノルウェー、スイスの2カ国のみ）	・アルゼンチン、ルーマニア、ブラジル、チェコ、エジプト、ハンガリー、カザフスタン、メキシコ、フィリピン、ポーランド、ロシア、ウクライナ等の40カ国	
原子力損害	・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損	・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの ・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害	・死亡、身体の傷害、又は財産の滅失、毀損 ・管轄裁判所の法が規定するその他の滅失、毀損	
適用範囲	・非締約国の領域内で生じた原子力事故又は損害には適用されない。	・ウィーン条約及びジョイントプロトコル締約国であって、パリ条約の非締約国 ・原子力事故の発生時に、自国の領域及び原子力施設を持たない非締約国 ・本条約と同じ原則に基づき同等の互恵的保護を与える有効な原子力責任立法を有するその他非締約国	・非締約国の領域内で生じた原子力事故又は損害には適用されない。	
賠償責任・賠償措置	責任の性質	・無過失責任	・無過失責任	
	責任集中	・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。	・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。	・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。
	免責事由	・戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱 ・異常な性質の巨大な自然災害	・戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱 ・異常な性質の巨大な自然災害
	責任限度額 (賠償措置額)	・一事故あたり1500万SDR(約23.7億円)を最高限度額とする。 ・ただし、500万SDR(約7.9億円)を下回らないこと。	・一事故あたりの責任限度額を7億ユーロ(約975億円)を下回らない額とする。 ・ただし、新規加盟する国は、2004年の採択日から最長5年間は、国内法において3億5千万ユーロを下回らない額とすることが可能。	・一事故あたり500万USDを最低責任額とする。このUSDは純金1トロイ・オンスあたり35USDに等しい計算単位とする。(500万USD=約201億円)
	少額措置額	・国内法で定めることができるが、500万SDRを下回らないこと。	・低リスクの原子力施設:7000万ユーロ(約98億円) ・輸送:8000万ユーロ(約111億円) ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。	・規定なし
	賠償措置	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証
	国家補償	・規定なし	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・規定なし
拠出金	・規定なし	・規定なし	・規定なし	
除斥期間	・原子力事故の日から10年	・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年	・原子力事故の日から10年	
裁判管轄	・原則として、領域内で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。	・原則として、領域内で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。	

(円換算は2014年2月28日の為替レートによる)

改正ウィーン条約 (1997年採択の改正議定書)	原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC) (1997年採択)	原子力損害の賠償に関する法律(原賠法) (1961年(昭和36年)制定、2012年最終改正)
2003年	未発効	1962年(昭和37年)施行
原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。	ウィーン条約・パリ条約(いずれも改正を含む)・CSC附属書に適合する国内法の下で、損害賠償額を拡大する観点から原子力損害賠償体制を補完し、世界的な責任制度を構築すること。	・被害者保護と原子力産業の健全な発達に資すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・アルゼンチン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ヨルダン、カザフスタン、ラトビア、モンテネグロ、モロッコ、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビア、UAEの12カ国 	未発効(カナダ、インド、インドネシア、リトアニア、フィリピン、ウクライナ等17カ国が署名、批准はアルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカの4カ国(アメリカは2008年5月に批准)) ※発効要件:5カ国の批准と原子炉熱出力4億KW以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、または吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害。
<ul style="list-style-type: none"> ・非締約国の領域における原子力損害にも適用。 ・ただし、原子力事故時においてその領域、または排他的経済水域に原子力施設を有し、かつ、当該事故時において同等の相互的な利益を提供していない非締約国で被った原子力損害に対しては、施設国の法令により、この条約の適用除外とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に締約国の領域内で生じた原子力損害に適用。 ・非締約国の領域で生じた原子力損害には適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国の主権の及ぶ範囲において適用。
<ul style="list-style-type: none"> ・無過失責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・無過失責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・無過失責任
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ責任集中
<ul style="list-style-type: none"> ・戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱 ・異常な性質の巨大な自然災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的動乱 ・異常に巨大な天災地変
<ul style="list-style-type: none"> ・一事故あたりの責任限度額を3億SDR(約473億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・1億5千万SDRを下回らない額(3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合)。 ・発効から15年間について、責任額の確保が困難な国のために、1億5千万SDRとすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一事故あたりの責任限度額を3億SDR(約473億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・1億5千万SDRを下回らない額(3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転(1万KW超) …… 1,200億円 ・原子炉の運転(100KW超1万KW以下) …… 240億円 ・原子炉の運転(100KW以下) …… 40億円 ・再処理 …… 1,200億円 ・加工・使用(プルトニウム、高濃縮ウラン) …… 40億円 ・加工・使用(低濃縮ウラン) …… 240億円 ・使用済燃料の貯蔵 …… 240億円 ・埋設・管理(ガラス固化体) …… 40億円 ・埋設・管理(低レベル放射性廃棄物) …… 240億円 ・運搬(ガラス固化体、使用済み燃料、プルトニウム、高濃縮ウラン) …… 240億円 ・運搬(上記以外) …… 40億円
<ul style="list-style-type: none"> ・500万SDR(約7.9億円)以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・500万SDR(約7.9億円)以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保険、その他の資金的保証 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険、その他の資金的保証 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険及び政府との補償契約、供託、相当する措置
<ul style="list-style-type: none"> ・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償 	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償措置額を超える損害については、必要があると認めるときに国が援助
<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な原子力損害が発生した場合、3億SDR(又は締約国がIAEAに登録したそれ以上の額)を超える部分には、一定の算式に基づく全締約国の拠出による補完基金が準備される。 【補完基金:以下の合計金額】 ・施設国の原子力設備容量比例 =原子炉熱出力1MW×300SDR ・上記原子力設備容量比例の10% =締約国の国連分担金負担率により配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事故の日から10年(賠償措置・国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法724条により不法行為の時から20年 ・福島原発事故は特例法により、損害が生じた時から20年
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし(国際裁判管轄権について直接の定めは無いが、民事訴訟法の規定から類推する)

原子力損害賠償に関する条約加盟状況一覧 添付資料

	パリ条約	ブラッセル 補足条約	改正 パリ条約	改正 ブラッセル 補足条約	ジョイント プロトコル	ウィーン 条約	改正 ウィーン 条約	CSC
採 択	1960年	1963年	2004年	2004年	1988年	1963年	1997年	1997年
発 効	1968年	1974年	(未発効)	(未発効)	1992年	1977年	2003年	(未発効)
最終改正	1982年	1982年	—	—	—	—	—	—
アルゼンチン						○	○	○
アルメニア						○		
ベラルーシ						○	○	
ベルギー	○	○						
ボリビア						○		
ボスニア・ ヘルツェゴビナ						○	○	
ブラジル						○		
ブルガリア					○	○		
カメルーン					○	○		
チリ					○	○		
クロアチア					○	○		
キューバ						○		
チェコ					○	○		
デンマーク	○	○			○			
エジプト					○	○		
エストニア					○	○		
フィンランド	○	○			○			
フランス	○	○						
ドイツ	○	○			○			
ギリシャ	○				○			
ハンガリー					○	○		
イタリア	○	○			○			
ヨルダン						○	○	
カザフスタン						○	○	
ラトビア					○	○	○	
レバノン						○		
リトアニア					○	○		
モーリシャス						○		
メキシコ						○		
モンテネグロ						○	○	
モロッコ							○	○

	パリ条約	ブラッセル 補足条約	改正 パリ条約	改正 ブラッセル 補足条約	ジョイント プロトコル	ウィーン 条約	改正 ウィーン 条約	CSC
採 択	1960年	1963年	2004年	2004年	1988年	1963年	1997年	1997年
発 効	1968年	1974年	(未発効)	(未発効)	1992年	1977年	2003年	(未発効)
最終改正	1982年	1982年	—	—	—	—	—	—
オランダ	○	○			○			
ニジェール						○		
ナイジェリア						○		
ノルウェー	○	○	○	○	○			
ペルー						○		
フィリピン						○		
ポーランド					○	○	○	
ポルトガル	○							
モルドバ						○		
ルーマニア					○	○	○	○
ロシア						○		
セントビンセント及び グレナディーン諸島					○	○		
サウジアラビア						○	○	
セネガル						○		
セルビア						○		
スロバキア					○	○		
スロベニア	○	○			○			
スペイン	○	○		○				
スウェーデン	○	○			○			
スイス			○	○				
マケドニア						○		
トリニダード・ トバゴ						○		
トルコ	○				○			
ウクライナ					○	○		
アラブ首長国連邦					○		○	
イギリス	○	○						
ウルグアイ					○	○		
アメリカ								○
合計	15	12	2	3	27	40	12	4

(2014年1月27日現在)

原産協会メールマガジン別冊特集

「あなたに知ってもらいたい原賠制度」

頒価 4,000 円（原産協会会員頒価 2,000 円, 消費税・送料込）

2014 年 3 月 20 日 発行

[編集発行]

一般社団法人 日本原子力産業協会 人材育成部

大西一之、富野克彦

〒105-8605

東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー 9 階

電話:03-6812-7102 FAX:03-6812-7110

本書に関するお問い合わせ、内容に関するご質問・ご感想、本書の入手希望については上記お問い合わせ先または genbai@jaif.or.jp までお願いいたします。



JAPAN ATOMIC INDUSTRIAL FORUM,INC.

本書は、原産協会メールマガジン2009年3月号～2014年2月号に掲載されたQ&A方式による原子力損害賠償制度の解説、「シリーズ『あなたに知ってもらいたい原賠制度』」の55回分を取りまとめたものです。

本書に関するお問い合わせ、内容に関するご質問・ご感想、本書の入手希望については一般社団法人日本原子力産業協会 人材育成部 genbai@jaif.or.jpまでお願いいたします。